

こども文教委員会 案件一覧

(令和7年7月15日開催分)

○所管事務報告 9件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名)
教育委員会	1	「大田の教育概要（令和7年度版）」の発行について	1	鈴木 教育総務課長
	2	令和7年度第1回大田区総合教育会議の開催について	2	鈴木 教育総務課長
	3	仮称大田区立みらい学園新築その他工事基本設計(案)について	3	小野澤 教育施設担当課長
	4	令和8年度放課後ひろば新規開設及び運営委託事業者の選定について	4	齋藤 教育総務部副参事 (教育地域力担当)
	5	令和7年度就学援助費申請数及び認定者数について	5	八木 学務課長
	6	令和7年度大田区学習効果測定の結果について	6	木下 指導課長
こども未来部	7	令和7年度 こども未来部事業概要について	1	柳沢 こども未来課長
	8	区立保育園における給食調理業務委託の事業者選定について	2	丹野 保育サービス課長
	9	保育人材の確保・定着に向けた支援策について	3	神谷 こども未来部副参事 (子育て施設基盤整備担当)

こども文教委員会
令和7年7月15日

教育委員会事務局 資料1番

所管 教育総務課

大田の教育概要

令和7年度版



大田区教育委員会

大田区教育大綱

1 笑顔でいきいきと学ぶおたのこどもを育てるための教育活動

(1) 確かな学力を育みます

これからの教育においては、多様なこども一人ひとりが自立した学習者として学び続けていけるように支援していくことが大切です。

基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、こどもの個性に応じた「個別最適な学び」を重視し、思考力・判断力・表現力等を育てる探究的な学習を進めます。

それとともに、教師とこども、こども同士が話し合い、協力し合う活動、地域社会での体験活動など様々な場面をつくり、こどもの「協働的な学び」を支援します。

(2) 心身ともに健やかなこどもを育てます

こどもたちの自己肯定感、人間関係を築く力、正義感を高め、「相手の立場に立って考える」ことを基本として、豊かな心を育みます。

そのために、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性や人権意識を養う教育を推進します。

また、こどもたちの体力向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力を育成します。

さらに、生活習慣の確立や保健教育の推進などにより、心身ともに健やかな成長を支えます。

(3) 多様な教育ニーズに応じた、誰一人取り残さない教育を進めます

多様なニーズに対応した教育を実践することにより、誰もが他人の個性や人格を尊重し支え合い、それぞれの在り方を相互に認め合える共生社会の実現をめざします。

障がいや不登校、日本語能力にかかわる困難等の様々なニーズを有するこどもたちに対し、個々の状況に応じた多様な学びの場を整備するとともに、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす学習機会を確保します。

(4) こどもたちにとって、安全・安心な環境をつくります

こどもたちがいきいきと安心して活動できるようにするためには、安全が確保されることが必要です。

学校では、地域・家庭とも連携し、安全教育を徹底するとともに、児童・生徒の安全確保の取組を充実させます。

また、「多様なこどもの居場所づくり」「こどもにとって、より良い居場所となる」ことを念頭に、こどもたちが安心して過ごせる居場所をつくり、相談しやすい環境を整備します。

2 大田区の特徴を生かした、持続可能な社会をつくるための教育活動・社会活動

(1) グローバル社会を生き抜く、国際感覚あふれるこどもを育てます

我が国の伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、異なる文化や価値観を理解する、国際都市おたにふさわしい広い視野をもつ人材を育てます。

世界の人々と積極的に関わりながら、互いに認め合い協力し、ともに生きる態度を育成します。

そのため、諸外国の人々との関係を構築するためのコミュニケーション能力や国際貢献の精神等を身に付ける教育を推進します。

(2) イノベーションを実践するための基礎となる教育を進めます

予測困難な未来社会に向けて、新たな価値を生み出す創造性を養い、既存の様々な枠を超えて活躍できる人材を育成していくことが大切です。

そのため、創造的・論理的に思考し、実社会での未知の課題に取り組み解決策を見いだす STEAM 教育や、大田区のものづくりに理解を深める教育などを進めます。

また、持続可能な社会の実現のために、地球規模の諸課題を自らにかかわる問題として主体的に捉え、その解決に向け、行動する力を育てます。

(3) 人生 100 年時代を見据えて、地域とともに学び続ける環境をつくります

区民一人ひとりが、生涯学び、活躍できるよう、ライフステージに沿った学習機会が保障される環境づくりを進めます。

誰もがそれぞれの体力や年齢等に応じて、生涯を通じてスポーツに親しむことにより、心身の健康増進をめざします。

また、地域の人々の協働的活動を通して、学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域の拠点となる学校づくりを進め、地域全体でこどもを育てます。

3 文化・芸術とともにある暮らしの実現

区民一人ひとりの豊かな心と感性を育むため、幼少期から多彩な文化・芸術とふれあうことができる機会を大切にします。文化や芸術を伝え育み、そこから得られる充実感の向上を図り、いつまでも笑顔があふれ、いきいきとした暮らしにつなげます。

大田区の教育がめざすこども像

教育基本法の精神にのっとった大田区の教育がめざすこども像を次のとおり掲げる。

- 意欲をもって自ら学び、考え、主体的に行動することも
- 多様性を尊重し、自分や人を大切にして生きることも
- 地域とつながり、社会の一員として貢献しようとするこども
- 自らの可能性を伸ばし、ともに未来を創り出すこども



目 次

大田区教育大綱

大田区の教育がめざすこども像

I おおた教育ビジョン

1	計画期間 令和6年度～令和10年度・・・	1
2	理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1

II 教育委員会

1	教育委員会制度・・・・・・・・・・	3
2	教育委員・・・・・・・・・・	3
3	教育委員会の会議・・・・・・・・・・	4
	(1) 回数	
	(2) 議案	
	(3) 教育委員会協議会回数	
4	教育委員会の広報・広聴・・・・・・・・	4
	(1) 広報	
	(2) 広聴	
5	教育財政・・・・・・・・・・	5
	(1) 令和7年度教育歳出予算の概要	
	(2) 令和7年度教育所属別歳出予算	
	(3) 令和7年度教育歳入予算の概要	
6	教育委員会組織・・・・・・・・・・	7
	(1) 事務局事務分掌	
	(2) 事務局職員配置	
	(3) 教職員数	

III 令和7年度 教育総務部の目標

1	目標・・・・・・・・・・	14
2	組織のビジョン・・・・・・・・・・	14
3	重点課題・・・・・・・・・・	14
4	目標達成に向けた視点・・・・・・・・	14

IV 事業一覧

1	令和7年度 新規・充実事業・・・・・・・・	18
	(1) 区独自教科「おおたの未来づくり」の全面的な実施	
	(2) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の拡充	
	(3) 区立小中学校の給食費無償化及び東邦大学と連携した食育の研究と実践	
	(4) 学校における働き方改革の推進	
	(5) 特別支援教育の推進	
	(6) 不登校施策の推進	
	(7) 学校施設の改築	
	(8) コミュニティ・スクールの推進	
	(9) 学校休業日等における放課後ひろばの開室時間の前倒し	
	(10) 地域開放事業の外部委託（モデル事業実施）	
2	教育指導・・・・・・・・・・	19
	(1) 未来を創り出す力を育てる 区独自教科「おおたの未来づくり」	
	(2) 理科指導専門員	
	(3) サイエンスコミュニケーション科	
	(4) 理科教育推進拠点校	
	(5) 理科支援員の派遣	
	(6) こども科学教室	
	(7) ものづくり科学スクール	
	(8) 総合的な学習の時間	
	(9) 中学校生徒職場体験	
	(10) 小・中学校連合行事	
	(11) ICT教育	
	(12) STEAM教育推進専門員	
	(13) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）	
	(14) 公費負担による実用英語技能検定	
	(15) 国際理解教育推進委員会	
	(16) 大田区外国語活動	
	(17) 英語カフェ	
	(18) イングリッシュキャンプ	
	(19) 中学校生徒海外派遣	

(20) オリンピック・パラリンピック教育	3	交通安全巡回指導	39
(21) 生活指導の徹底・充実		(1) 目的	
(22) 読書活動		(2) 内容	
(23) 大田区学習効果測定		(3) 対象	
(24) 教員・保護者向け情報モラル研修		(4) 根拠	
(25) 学習カルテ・学習カウンセリング		(5) 実績	
(26) 算数・数学ステップ学習	4	特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）	40
(27) 習熟度別少人数授業		(1) 根拠法令	
(28) 補習教室		(2) 事業内容	
(29) 学習補助員		(3) 特別支援学級設置数等	
(30) 国語教育の充実		(4) 特別支援教室（サポートルーム）児童・生徒数	
(31) 作文指導教材	5	館山さざなみ学校	42
(32) 土曜授業の実施		(1) 根拠法令	
(33) 体育・健康教育授業地区公開講座		(2) 所在地	
(34) 体育指導補助員		(3) 入校条件	
(35) 小学生駅伝大会		(4) 学級編制	
(36) 小中一貫教育		(5) 沿革	
(37) 教員の指導力向上及び授業の改善	6	糺谷中学校 夜間学級	42
(38) 研究・研修		(1) 所在地	
(39) 学習・指導資料作成		(2) 入学できる人	
(40) 大田区教育研究会		(3) 授業時間	
(41) 特色ある教育活動		(4) 授業料	
(42) 学校危機対応支援チーム事業	7	日本語学級	43
(43) 学校公開の実施		(1) 対象	
(44) 部活動指導員		(2) 指導期間	
(45) 副校長アシスタント（副校長補佐）	8	就学援助費の支給	43
(46) 教員支援員		(1) 根拠法令	
(47) 部活動の地域連携・地域移行の推進		(2) 申請資格	
(48) おおたみらいティーチャー（教員の区独自採用）		(3) 令和6年度認定者数	
(49) エデュケーション・アシスタント	9	就学、学級編制	44
(50) 発達障がい支援アドバイザー		(1) 就学	
(51) 大田区いじめ問題対策委員会		(2) 学級編制	
(52) 大田区いじめ問題対策連絡協議会	10	適正配置	44
(53) 不登校対策事業		(1) 実施の内容	
(54) 日本語特別指導	11	幼稚園	44
(55) おおたのこどもポスター		(1) 根拠法令	
(56) 小・中学校使用教科書一覧	12	校外施設	45
		(1) 根拠法令	
		(2) 伊豆高原学園	
		(3) 休養村とうぶ	

(4) 令和6年度利用実績		22	社会教育に関する事務の権限及び執行	66
13 学校保健・安全	46	(1)	大田区教育に関する事務の職務権限の特例	
(1) 定期健康診断		(2)	教育委員会の権限に属する事務の補助執行	
(2) 臨時健康診断		23	教育地域力の推進	67
(3) 給付事業		(1)	コミュニティ・スクールの推進	
(4) 環境整備		(2)	地域学校協働本部・学校支援地域本部 (地域学校協働活動の推進)	
(5) 健康教育		(3)	家庭・地域教育力の向上	
14 学校保健統計	50	(4)	社会教育の推進	
15 学校給食	51	24	学校施設活用	70
(1) 根拠法令		(1)	学校施設の地域開放	
(2) 対象		(2)	学校開放事業	
(3) 内容		25	放課後居場所づくりの推進	71
(4) 食物アレルギー対応基本方針		(1)	学校内学童	
(5) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応		(2)	放課後こども教室	
(6) 大田区立小中学校給食調理業務委託		26	放課後こども教室における自主学習支援	72
(7) 招待給食会		27	図書館	73
16 学校施設の整備	53	(1)	図書館の概要	
(1) 学校施設の改築		(2)	図書館の事業	
(2) 学校施設の改修		28	文化財保護	81
(3) 緑化の推進		(1)	文化財保護審議会	
(4) 安全管理計画		(2)	文化財資料の作成・刊行	
17 児童生徒の安全対策	54	(3)	文化財保護の啓発・普及	
(1) 学校緊急連絡システム		(4)	文化財調査	
(2) 防犯ブザーの配付		(5)	文化財保存事業費補助金	
(3) 通学路防犯設備整備事業(通学路防犯カメラの設置)		V 資料		
(4) 中学校防犯カメラ整備事業		1	児童・生徒数	85
(5) 小学校防犯カメラ整備事業		(1)	児童・生徒数及び学級数	
18 学校防災活動拠点事業	55	(2)	年度別小・中学校の推移	
(1) 目的		2	校地面積・建物面積	88
(2) 内容		(1)	総括表	
19 教育センター	56	(2)	小学校	
(1) 教育相談		(3)	中学校	
(2) 教育図書室・教科書センター		(4)	特別支援学校	
20 幼児教育センター	59	3	私立幼稚園	91
(1) 幼児教育				
21 私学行政	63			
(1) 私学行政				

I おおた教育ビジョン

大田区基本構想が掲げる区の将来像を実現するための教育分野の基本計画である「おおた教育ビジョン」を令和6年4月に策定し、大田区の教育行政を推進している。本計画は、大田区基本計画の分野別個別計画及び教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画の位置付けをもつ。

1 計画期間 令和6年度～令和10年度

2 理念

教育を取り巻く社会的背景やこれまでの取組等を踏まえながら、大田区の教育がめざす子ども像を具現化するため、おおた教育ビジョンの理念を次のとおり掲げている。

笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます

3 基本方針

理念を実現するにあたり、3つの基本方針を定めている。

- 基本方針1 持続可能な社会を創り出すグローバル人材を育成します
- 基本方針2 誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します
- 基本方針3 すべての区民が未来を担うこどもを育て、ともに学び続けます

4 個別目標

基本方針を踏まえた教育施策を体系化するために、8つの個別目標を設定している。

○個別目標1 予測困難な未来社会を創造的に生きる力を育成します

- (1)課題を解決する力、新たな価値を創造する力の育成
課題を発見・解決し、新しい価値を創造するこどもを育てます
- (2)主体的に考え、行動し、協働していく力の育成
自分自身や社会の様々な課題に向き合い、他者と協働していくこどもを育てます
- (3)情報活用能力の育成
情報社会に主体的に参画し、適切かつ効果的に活用していくこどもを育てます

重点事業：区独自教科「おおたの未来づくり」、中学校における STEAM 教育等の教科等横断的な学び、タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成

○個別目標2 世界とつながる国際都市おおたを担う人材を育成します

- (1)英語力の向上とコミュニケーション能力の育成
英語力に自信をもち、英語で積極的にコミュニケーションを図るこどもを育てます
- (2)郷土の伝統・文化の尊重と、異なる文化・価値を理解しともに生きる態度の育成
多様性を尊重しながら、ともに生きるこどもを育てます
- (3)持続可能な社会を形成していく態度の育成
主体的に持続可能な社会の形成に参画するこどもを育てます

重点事業：おおたグローバルコミュニケーション(OGC)

○個別目標3 一人ひとりが個性と能力を発揮するための基礎となる力を育成します

- (1)豊かな心の育成
豊かな情操や道徳心を培い、自立した人間としてより良く生きるこどもを育てます
- (2)誰一人取り残さない、確かな学力の育成
主体的に学習に取り組み、確かな学力をすべてのこどもが身に付けます
- (3)健やかな体の育成
生涯にわたって健やかで健康の増進を図るこどもを育てます
- (4)乳幼児期から中学校までの一貫性のある教育の充実
乳幼児期から中学校まで、切れ目なく健やかに成長していくこどもを育てます

重点事業：学校における読書活動の推進、放課後こども教室における自主学習支援、楽しい運動習慣の確立

○個別目標4 学校力・教師力を向上させます

- (1) 新たな授業モデルの構築と深い学びに向けた教師の授業力の向上
児童・生徒一人ひとりの最適な学びを実現するため、授業力を向上させます
- (2) 学校の組織的な運営力の向上
チーム学校の推進による学校組織の活性化と特色ある学校づくりを行います
- (3) 学校における働き方改革等による教育職の魅力の向上
教師が誇りとやりがいをもって業務に取り組める魅力的な環境を整えます

重点事業：EBPMの取組を活用した新たな授業モデルの構築，小学校教科担任制の推進，学校を支える事務スタッフの配置，部活動の地域連携・地域移行

○個別目標5 自分らしくいきいきと生きるための学びを支援します

- (1) 特別支援教育の充実
障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を充実します
- (2) いじめ対応、不登校への支援の徹底
いじめ対応、不登校への支援を徹底し、児童・生徒の心に寄り添う教育を充実します
- (3) 相談・支援機能の充実
多様化するこどもの問題や悩みに対する相談・支援機能を充実します

重点事業：自閉症・情緒障害特別支援学級，いじめの未然防止、早期発見・早期対応，学びの多様化学校(学校型)の設置，スクールソーシャルワーカーによる支援，ICTを活用した相談機能の構築

○個別目標6 柔軟で創造的な学習空間と安全・安心な教育環境をつくります

- (1) 魅力ある学校施設の整備
学校施設の改築等により、安全で魅力ある学校施設を整備します
- (2) 可能性を引き出す学習環境の充実
新しい時代の学びを実現するための学習環境を整備します
- (3) 安全・安心の確保
学校内の安全・安心な環境づくりと、安全・安心を向上させる教育を推進します

重点事業：学校施設の改築，新しい時代の学びに対応した施設環境

○個別目標7 学校・家庭・地域の連携・協働による地域コミュニティの核としての学校をつくります

- (1) コミュニティ・スクールの推進
地域とともに特色ある学校づくりを行います
- (2) 地域と連携した安全・安心な環境づくり
地域の協力により児童・生徒の安全・安心な環境づくりを行います
- (3) 家庭教育への支援
地域と連携して家庭教育への意識を高める支援を行います

重点事業：地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進

○個別目標8 生涯学び続ける環境をつくります

- (1) 図書館機能の充実
区民の学びを支え、居場所、憩いの場となる図書館づくりを行います
- (2) 多様な学習機会の提供
生涯にわたって学び続けることができる環境を創出します
- (3) 文化財保護
地域の歴史・文化を将来へ伝えるとともに、区民への周知を充実します

重点事業：図書サービスの充実

II 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会は、教育に関する事務を処理するために、区長から独立して設置された執行機関である。委員会を構成する教育長及び教育委員は、区長が区議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年、委員の任期は4年となっている。

また、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育委員

令和7年6月1日現在



小黒 仁史 教育長



三留 利夫 委員
(教育長職務代理者)



高橋 幸子 委員



深澤 佳己 委員



北内 英章 委員



藤井 大吾 委員

職 名	氏 名	任 期	略 歴
教 育 長	お ぐろ ひと し 史 小 黒 仁 史	自 R5. 12. 22 至 R8. 12. 21	元東京福祉大学教育学部教授、元大田区教育委員会事務局教育総務部指導課長、元大田区立入新井第一小学校長
教育長職務代理者	み とめ とし お 夫 三 留 利 夫	自 R3. 12. 12 至 R7. 12. 11	元大田区教育委員会教育アドバイザー、元大田区立山王小学校長、元大田区立田園調布小学校長
委 員	たか はし さち こ 子 高 橋 幸 子	自 R4. 10. 14 至 R8. 10. 13	大田区民生委員・児童委員、大田区青少年対策糀谷地区委員会顧問
委 員	ふか さわ よし み 己 深 澤 佳 己	自 R4. 12. 12 至 R8. 12. 11	深澤法律事務所（弁護士）、元東京都建築紛争調停委員会委員、公益財団法人品川区国際友好協会評議員選定委員会委員
委 員	きた うち ひで あき 章 北 内 英 章	自 R5. 12. 22 至 R9. 12. 21	元調布地区小学校 PTA 連絡協議会顧問、元大田区立小学校 PTA 連絡協議会副会長、元大田区立田園調布小学校 PTA 会長
委 員	ふじ い だい ご 吾 藤 井 大 吾	自 R6. 12. 22 至 R10. 12. 21	藤井内科クリニック院長（内科医）、大田区立梅田小学校医、大田区学校保健会会長、元大森医師会会長

3 教育委員会の会議

会議には、定例会と臨時会がある。

定例会は毎月1回開催される。臨時会は必要のある都度、その事案を審議するため開催される。

会議では、教育に関する一般方針を定めるほか、区議会の議決を経るべき事案を決定すること、教育委員会規則及び訓令に関すること、区立学校その他教育機関の設置・廃止に関すること等が、その議決の対象となる。

令和6年においては、次のような開催状況になっている。

(1) 回数 定例会 12回 臨時会 2回

会議名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定例会	25日	19日	28日	30日	23日	24日	22日	7日	25日	28日	25日	26日
臨時会								8日 30日				

(2) 議案

条例案及び教育委員会規則関係等 15件
 方針決定・その他 34件 計 49件

(3) 教育委員会協議会回数 23回

4 教育委員会の広報・広聴

(1) 広報

① おおたの教育

ア 発行回数 年4回発行
 イ 配布部数 各45,000部
 ウ 配布対象 区立小学校・中学校の保護者、区施設窓口等
 エ 規 格 タブロイド版4ページ

号数	発行日	主 な 記 事
第159号	4/1	◆ 令和6年度教育予算 ◆教育長所信表明
第160号	7/1	◆ 夏休みの体験活動を紹介します
第161号	10/1	◆ こどもたちが地域を盛り上げています
第162号	1/1	◆ 大田区は食育に力を入れています

② ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/kyouiku>

教育委員会のホームページを設け、教育情報を公開している。

ホームページでは、学校に関する手続、学校一覧、資料等が閲覧できる。

(2) 広聴

① 教育行政相談

ア 目 的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき相談窓口を設けている。
 イ 受付窓口 教育総務部教育総務課

5 教育財政

(1) 令和7年度教育歳出予算の概要

令和7年度の教育予算は470億円で、大田区一般会計歳出予算に占める割合は13.3%となっている。

(単位：千円)

款 項 目	令和7年度	令和6年度	増減率	令和7年度予算説明
教育費	46,981,107	52,176,687	△10.0%	
教育総務費	19,373,541	17,704,695	9.4%	
教育委員会費	17,538	17,643	△0.6%	委員報酬、運営費等
事務局費	11,004,713	10,487,406	4.9%	教科用システム等運用 各課事務費等
教育指導費	1,831,915	1,251,907	46.3%	おおたの未来づくり事業 国際教育の推進 不登校対策推進事業費 部活動地域連携・地域移行等
教育センター費	202,899	252,502	△19.6%	教育相談・資料調査 教育センター、つばさ教室の 管理運営
幼児私学費	4,119,906	3,646,461	13.0%	私立幼稚園等保護者負担軽減 事業等
図書館費	2,196,570	2,048,776	7.2%	図書館事業費、図書館管理運 営費等
小学校費	19,128,184	22,264,604	△14.1%	
学校管理費	8,330,623	7,997,417	4.2%	校舎造修、学校運営費等
教育振興費	156,199	172,093	△9.2%	就学援助、特別支援教育就学 奨励費等
学校給食費	3,989,346	4,126,842	△3.3%	学校給食費補助、学校給食調 理業務等委託等
学校保健費	368,177	361,056	2.0%	校医等報酬、健康診断・健康 管理等
特別支援学校費	59,266	75,705	△21.7%	学校運営費、校医等報酬等
学校施設建設費	6,224,573	9,531,491	△34.7%	校舎の改築、校内環境衛生設 備の整備等
中学校費	8,337,273	12,077,558	△31.0%	
学校管理費	4,552,042	4,131,428	10.2%	校舎造修、学校運営費等
教育振興費	213,738	217,846	△1.9%	就学援助、特別支援教育就学 奨励費等
学校給食費	1,892,107	1,898,116	△0.3%	学校給食費補助、学校給食調 理業務等委託等
学校保健費	173,692	167,817	3.5%	校医等報酬、健康診断・健康 管理等
学校施設建設費	1,505,694	5,662,351	△73.4%	校舎の改築、校内環境衛生設 備の整備等
校外施設費	142,109	129,830	9.5%	
校外施設管理費	142,109	129,830	9.5%	

(2) 令和7年度教育所属別歳出予算

(単位：千円)

所属別	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	対前年 増減額	増減率	令和7年度予算説明
教育総務課	20,941,487	26,969,428	△6,027,941	△22.35%	校舎の改築、私立幼稚園等保護者負担軽減事業、小学校における放課後居場所づくり等
学務課	10,777,153	11,401,995	△624,842	△5.48%	学校給食関係費、学校保健関係費、学校運営費、校外施設管理費等
指導課	8,928,428	8,012,541	915,887	11.43%	おおたの未来づくり事業 国際教育の推進 不登校対策推進事業費 部活動地域連携・地域移行等
教育センター	202,899	605,798	△402,899	△66.51%	スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー事業の拡大等 つばさ教室大森教室改築完了による減
幼児教育センター	2,819	2,826	△7	△0.25%	幼児教育センター運営費、幼児教育振興プログラム施策の推進
大田図書館	2,212,743	2,058,276	154,467	7.50%	図書館システム運用経費、電子書籍貸出サービス使用料、座席管理システム導入、埋蔵文化財緊急調査委託等
合 計	43,065,529	49,050,864	△5,985,335	△12.20%	

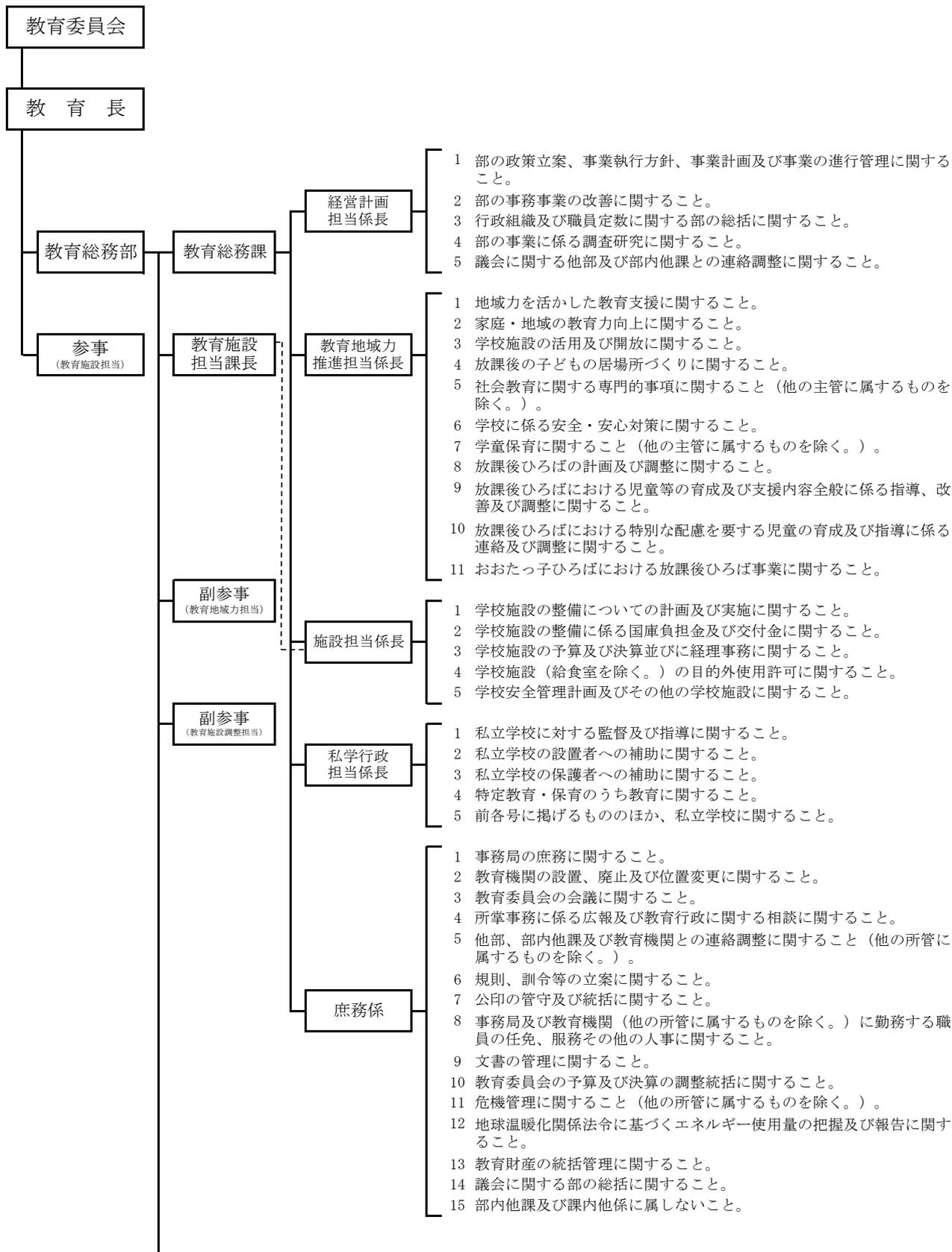
(3) 令和7年度教育歳入予算の概要

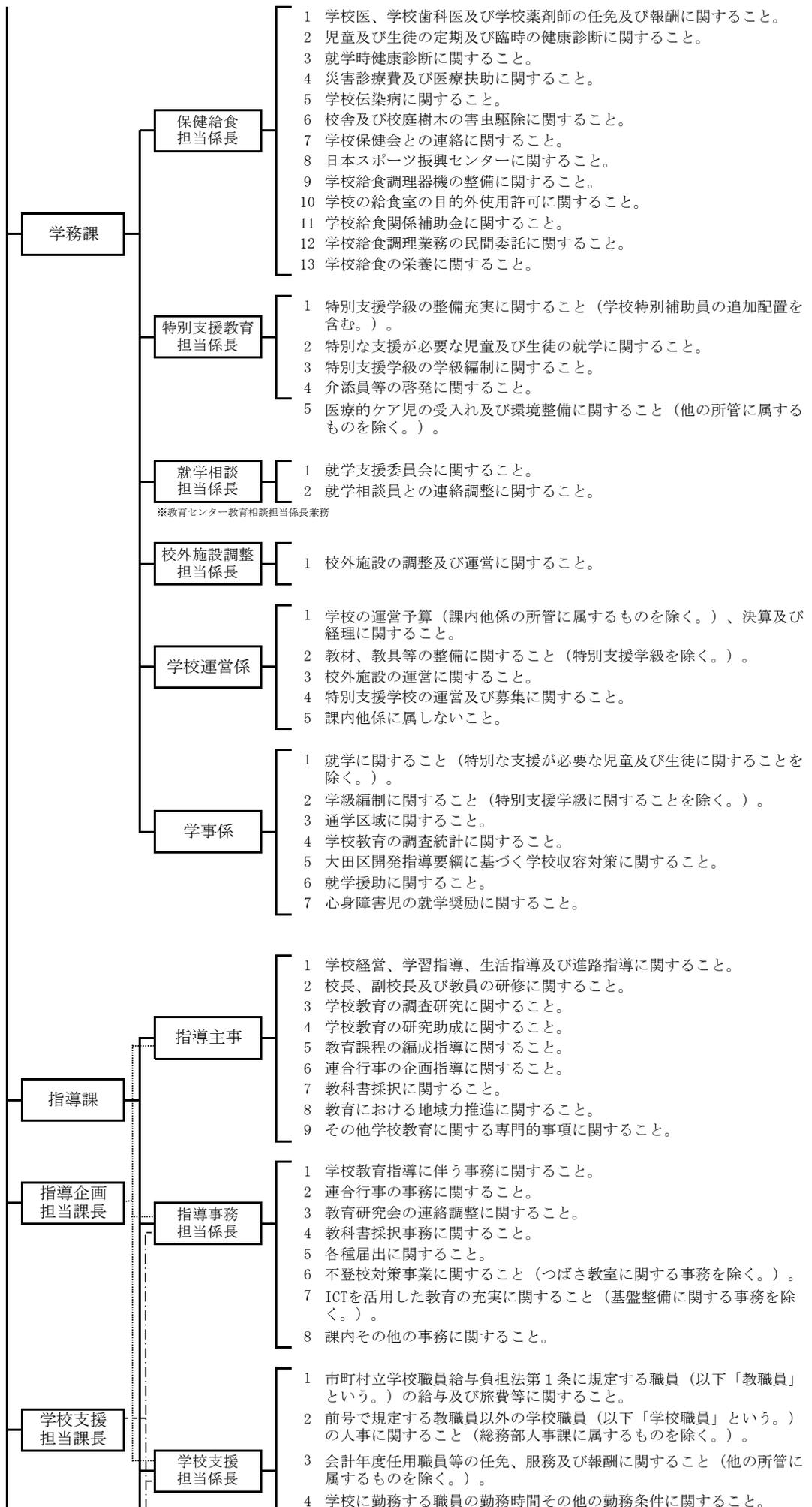
(単位：千円)

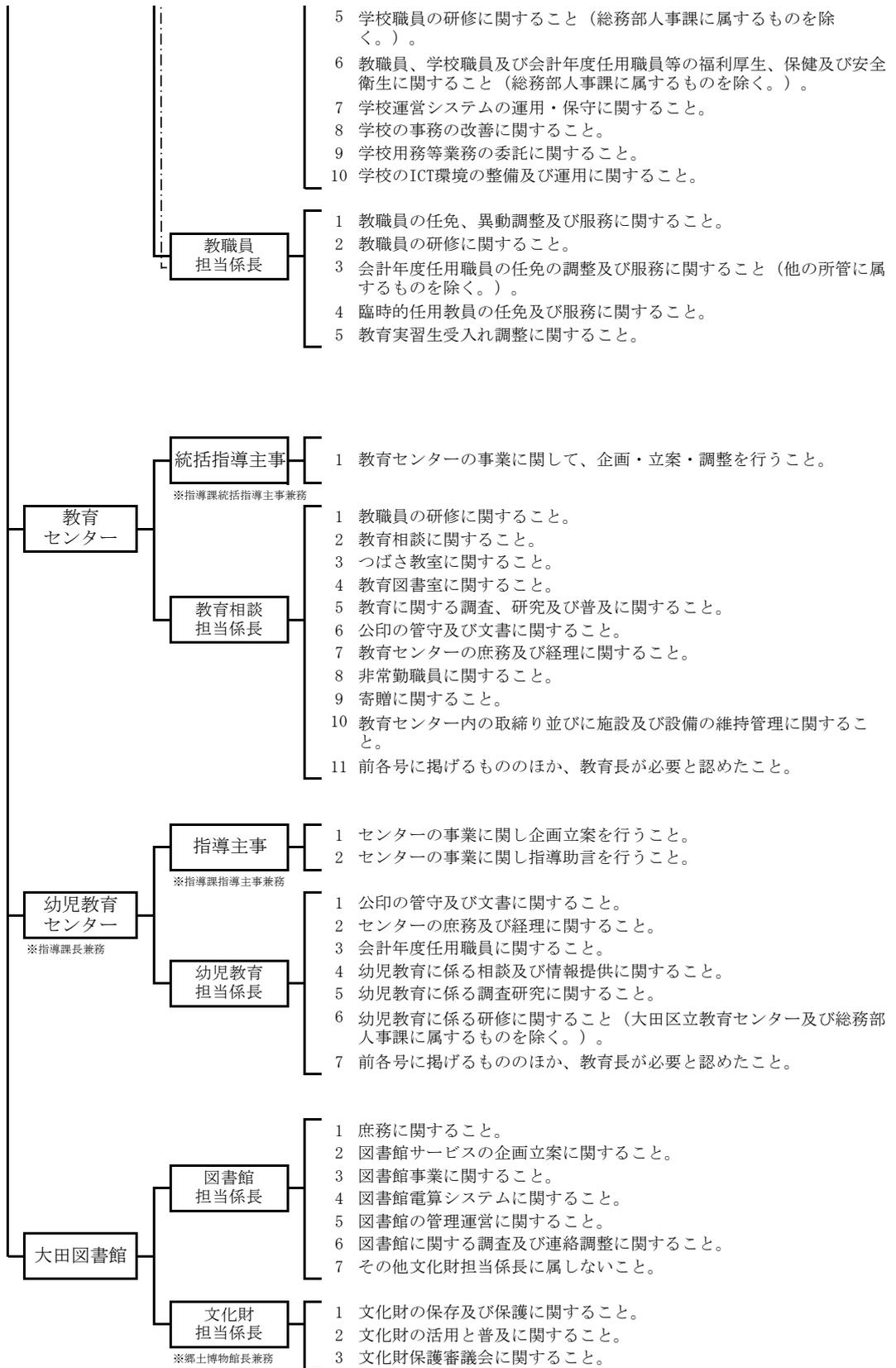
款	項	令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	対前年増減額	増減率	令和7年度予算説明
	使用料及び手数料	199,598	195,499	4,099	2.10%	小・中学校使用料 等
	国庫支出金	1,668,475	2,474,491	△806,016	△32.57%	
	国庫負担金	1,015,577	1,010,832	4,745	0.47%	幼稚園運営費負担金
	国庫補助金	652,754	1,463,515	△810,761	△55.40%	小・中学校校舎改修等補助金 等
	国庫委託金	144	144	0	0.00%	
	都支出金	3,797,115	3,246,072	551,043	16.98%	
	都負担金	709,611	663,618	45,993	6.93%	幼稚園運営費負担金
	都補助金	3,085,479	2,579,979	505,500	19.59%	私立幼稚園等保護者負担軽減補助金 放課後子供教室推進事業費補助金 スクールサポート・スタッフ配置支援事業費 等
	都委託金	2,025	2,475	△450	△18.18%	教育推進・研究協力校事業費 等
	財産収入	2,247	2,196	51	2.32%	不登校特例校土地貸付収入 等
	寄附金	1	1	0	0.00%	
	諸収入	16,450	18,764	△2,314	△12.33%	施設利用者光熱水費等負担金 等
合 計		5,683,886	5,937,023	△253,137	△4.26%	

6 教育委員会組織（各係の主な業務）

(1) 事務局事務分掌







(2) 事務局職員配置 (令和7年5月1日現在)

組織・職種別職員配置数

部局	所属	係	総数	一般事務・ 一般業務	社会教育	保育士	児童指導	建築技術	機械技術	電気技術	学芸員	栄養士	看護師	作業I	調理	用務	指導主事	暫定再任用短時間勤務職員等※		
教育総務部合計			193 (49) ⑤	146 (9)	2	2	4 (25)	0	0	0	0 (2)	2	0 (1)	2 (3)	1	4 (5)	8 (3) ⑤	22 (1)		
教育総務部	部長		1	1																
	参事		1	1																
	教育総務課	課長		1	1															
		教育施設担当課長		1	1															
		副参事		1 (1)	1 (1)															
		経営計画		2	2															
		教育地域力推進		27 (27)	17	2	4 (25)							(1)					4 (1)	
		施設		18	17															1
		私学行政		6	5															1
		庶務係		9	9															
	学務課	課長		1	1															
		保健給食		14	11								2			1				
		特別支援教育		4	4															
		就学相談		(4)	(4)															
		校外施設調整		1	1															
		学校運営係		10	8															2
		学事係		9	9															
	指導課	課長		1															1	
		指導企画担当課長		1															1	
		学校支援担当課長		1	1															
		指導主事 (統括含む)		6 ⑤															6 ⑤	
		指導事務		10	8															2
		学校支援		25	16										2	4			3	
		(技能長)		(8)											(3)	(5)				
	センター教育1	教職員		10	9														1	
		所長		1	1															
		統括指導主事		(1)															(1)	
センター教育6	教育相談		7	4														3		
	所長		(1)															(1)		
	指導主事		(1)															(1)		
図書館	幼児教育		6	2	2													2		
	館長		1	1																
	図書館		18	15														3		
図書館	文化財		(6)	(4)							(2)									

注：()は兼務、所属名の後の数字は所属配置数。幼児教育センター所長は指導課長が兼務。

※は暫定再任用短時間勤務職員及び行政サービス支援員。○内数字は都費職員で外数。

(3) 教職員数

① 総括表（令和7年5月1日現在）

	教 職 員								
	校長	副校長	兼務 舎監	教諭	養護教諭	寄宿舎 指導員	事務	栄養士	計
小学校	59	63	--	1,412	67	--	58	29	1,688
	【11】	【4】 <2>		【23】 <13>	【3】		【4】		【45】 <15>
中学校	28	29	--	631	28	--	28	11	755
	【11】	【3】		【27】 <5>	【2】		【2】		【45】 <5>
特別 支援 学校	1	1		6	1	11	1	1	22
	【1】		(6)			【3】			(6) 【4】
合 計	88	93		2,049	96	11	87	41	2,465
	【23】	【7】 <2>	(6)	【50】 <18>	【5】	【3】	【6】		(6) 【94】 <20>

注：（ ）は兼務で再掲 【 】は暫定再任用職員で再掲 < >は在外教育施設派遣及び休職者等で再掲

	学 校 職 員							合計※
	事務	看護師	調理	用務	作業 I	警備	計	
小学校	--	--	--	26	2	6	34	1,722
				【14】		【4】	【18】	
中学校	--	--	--	11	2	--	13	768
				【7】			【7】	
特別 支援 学校	1			--	--	--	1	23
合 計	1	0	0	37	4	6	48	2,513
				【21】		【4】	【25】	

注：【 】は暫定再任用職員で再掲

※合計は、教職員・学校職員の実人員数

② 小学校教職員数（令和7年5月1日現在）

番号	小学校名	教 職 員							学 校 職 員				合計
		校長	副校長	教諭	養護教諭	事務	栄養士	計	用務	作業1	警備	計	
1	大森第四	1	1	26 <1>	1	1	1	31 <1>	3 [2]			3 [2]	34
2	中 富	1 [1]	1	18	1	1 [1]	(1)	22 [2]				0	22
3	大森第一	1	1	22 [1] <1>	1	1	(1)	26 [1] <1>				0	26
4	開 桜	1	1	25 [1]	1	(1)	1	29 [1]				0	29
5	大森第三	1	1	22	1	1	1	27				0	27
6	大森第五	1	1	17	1	1	(1)	21				0	21
7	大 森 東	1	1	15	1	1	(1)	19				0	19
8	入新井第五	1 [1]	1	15 [1]	1	1	(1)	19 [2]				0	19
9	入新井第一	1	1	29	1 [1]	1	1	34 [1]				0	34
10	山 王	1	1	30	1	1	1	35				0	35
11	馬 込	1	1	29 <1>	2	1	1	35 <1>				0	35
12	馬込第二	1	1	26	1	1	(1)	30				0	30
13	馬込第三	1	1	35	1	1	1	40				0	40
14	梅 田	1	2 [1]	41 <1>	2	1	2	49 [1] <1>				0	49
15	池 上	1	1	30	1	1	1	35				0	35
16	池上第二	1 [1]	1	26 <1>	1	1	(1)	30 [1] <1>				0	30
17	徳 持	1	1	24	1	1	1	29				0	29
18	入新井第二	1	1	36 [1]	1	1	1	41 [1]	3 [2]			3 [2]	44
19	入新井第四	1	1	15	1	1	(1)	19	2 [2]			2 [2]	21
20	東調布第一	1	2 <1>	31 <1>	1	1	1	37 <2>				0	37
21	田園調布	1 [1]	1	24	1	1		28 [1]	2 [2]		2 [1]	4 [3]	32
22	調布大塚	1	1	17	1	1	(1)	21	3 [1]			3 [1]	24
23	東調布第三	1	1	39 [1] <1>	1	1	(1)	43 [1] <1>				0	43
24	嶺 町	1 [1]	1	41 [1] <1>	2	1	1	47 [2] <1>				0	47
25	千 鳥	1	1	15	1	1 [1]	(1)	19 [1]				0	19
26	久 原	1	1	31	2	1	1	37				0	37
27	松 仙	1 [1]	1	29 <1>	1	1	1	34 [1] <1>				0	34
28	池 雪	1	1	32 [2]	2	1	1	38 [2]				0	38
29	小 池	1	1	34	2	1	1	40				0	40
30	雪 谷	1	1	32	2	1	1	38				0	38
31	洗足池	1	1	24 [1]	1	1	(1)	28 [1]	2 [1]		2 [1]	4 [2]	32
32	赤 松	1 [1]	1	15 [1]	1	1	(1)	19 [2]	3			3	22
33	清水窪	1	1 [1]	16 [1]	1	1 [1]	1	21 [3]				0	21
34	糞 谷	1	1	21 [1] <1>	1	1	1	26 [1] <1>				0	26
35	東糞谷	1	1	20 [1]	1	1	(1)	24 [1]	2 [1]	1		3 [1]	27
36	北糞谷	1 [1]	1	20 [1]	1	1	(1)	24 [2]				0	24
37	羽 田	1	1	17 <1>	1	1	(1)	21 <1>				0	21
38	都 南	1	1	16	1	1	(1)	20				0	20
39	萩 中	1 [1]	1	12	1	1	(1)	16 [1]				0	16
40	中萩中	1	1	19 <1>	1	1	(1)	23 <1>				0	23
41	出 雲	1	1	25 [1]	1	1	1	30 [1]				0	30
42	六 郷	1	1	24	1	1	1	29				0	29
43	西六郷	1	1	22 [1]	1	1	(1)	26 [1]				0	26
44	高 畑	1	2	35 <1>	2 [1]	1 [1]	1	42 [2] <1>				0	42
45	仲六郷	1	1	17 [1]	1	1	(1)	21 [1]	2			2	23
46	志茂田	1	1	26 [1]	1	1		30 [1]	2 [2]	1		3 [2]	33
47	東六郷	1	1	17	1	1	(1)	21				0	21
48	南六郷	1	1	13 [1]	1	1	2	19 [1]				0	19
49	矢 口	1	1	22	1	1	(1)	26				0	26
50	矢口西	1	2 <1>	30	1	1	1	36 <1>				0	36
51	多摩川	1	1	29	1	1	1	34				0	34
52	相 生	1	1	15	1	1	(1)	19				0	19
53	矢口東	1 [1]	1 [1]	20 [2]	1 [1]	1	(1)	24 [5]				0	24
54	おなづか	1	1	23	1	1	(1)	27				0	27
55	道 塚	1	1	21	1	1	1	26				0	26
56	蒲 田	1 [1]	1 [1]	30 [1]	1	1	(1)	34 [3]				0	34
57	南 蒲	1	1	25	1	1	(1)	29				0	29
58	新 宿	1	1	15 [1]	1	1	(1)	19 [1]	2 [1]		2 [2]	4 [3]	23
59	東 蒲	1	1	17	1	1	(1)	21				0	21
	合 計	59 [11]	63 [4] <2>	1,412 [23] <13>	67 [3]	58 [4] (1)	29	1,688 [46] <15>	26 [14]	2	6 [4]	34 [18]	1,722

注：[]は暫定再任用職員で再掲 < >は在外教育施設派遣及び退職者等で再掲 ()は区費による代替事務・栄養士の配置数を掲載
※田園調布小及び志茂田小の教諭数には、栄養教諭1名を含む。

③ 館山さざなみ学校教職員数（令和7年5月1日現在）

番号	校名	教 職 員								学 校 職 員					合計	
		校長	副校長	教諭	兼務 舎監	養護 教諭	寄宿舎 指導員	事務	栄養士	計	事務	看護師	調理	用務		計
1	館 山	1 [1]	1	6	(6)	1	11 [3]	1	1	22 (6) [4]	1			0	1	23

注：（ ）は兼務で再掲 []は暫定再任用職員で再掲

④ 中学校教職員数（令和7年5月1日現在）

番号	中学校名	教 職 員							学 校 職 員				合計
		校長	副校長	教諭	養護教諭	事務	栄養士	計	用務	作業I	警備	計	
1	大森第一	1	1	15 <1>	1	1	1	20 <1>				0	20
2	大森東	1	1	21 [1] <1>	1	1	(1)	25 [1] <1>				0	25
3	大森第二	1	1	27	1	1	(1)	31				0	31
4	大森第八	1	1	29	1	1	1	34				0	34
5	馬 込	1 [1]	1 [1]	21 [1]	1	1	(1)	25 [3]				0	25
6	馬 込 東	1 [1]	1	16 [1]	1	1	1	21 [2]				0	21
7	貝 塚	1 [1]	1	22 [2]	1	1	1	27 [3]				0	27
8	大森第四	1 [1]	1	24 [1] <1>	1	1		28 [2] <1>				0	28
9	大森第三	1 [1]	1	24 [2]	1	1 [1]	(1)	28 [4]				0	28
10	東 調 布	1 [1]	1	21	1	1	1	26 [1]				0	26
11	田園調布	1 [1]	1	14 [2] <1>	1	1	(1)	18 [3] <1>				0	18
12	大森第七	1	1	29 [3]	1	1	1	34 [3]	2 [1]			2 [1]	36
13	雪 谷	1 [1]	1	22 [1]	1	1	(1)	26 [2]				0	26
14	大森第十	1	1	25	1	1	(1)	29				0	29
15	大森第六	1 [1]	1	19	1	1	1	24 [1]				0	24
16	石 川 台	1	1 [1]	15	1	1	(1)	19 [1]				0	19
17	羽 田	1	1	16 [1]	1 [1]	1	1	21 [2]				0	21
18	梶 谷	1 [1]	2	28 [2]	1	1 [1]	(1)	33 [4]				0	33
19	出 雲	1	1	22 [1]	1	1	(1)	26 [1]				0	26
20	六 郷	1	1	22 [2]	1	1	(1)	26 [2]				0	26
21	志 茂 田	1	1	30	1	1	1	35	1	1		2	37
22	南 六 郷	1	1	27	1	1	1	32				0	32
23	矢 口	1	1	25 [1]	1	1	(1)	29 [1]	2 [1]			2 [1]	31
24	御 園	1	1	29 [1]	1	1		33 [1]	2 [1]			2 [1]	35
25	蓮 沼	1	1	25 [1]	1	1	(1)	29 [1]	1 [1]	1		2 [1]	31
26	安 方	1	1 [1]	20 [1]	1 [1]	1	1	25 [3]	3 [3]			3 [3]	28
27	東 蒲	1 [1]	1	22 [1] <1>	1	1	(1)	26 [2] <1>				0	26
28	蒲 田	1	1	21 [2]	1	1	(1)	25 [2]				0	25
	合 計	28 [11]	29 [3]	631 [27] <5>	28 [2]	28 [2]	11 (15)	755 [45] <5>	11 [7]	2		13 [7]	768

注：[]は暫定再任用職員で再掲 <>は在外教育施設派遣及び休職者等で再掲 ()は区費による代替事務・栄養士の配置数を掲載
 ※大森第四中、梶谷中、御園中の教諭数には、栄養教諭1名を含む。

Ⅲ 令和7年度 教育総務部の目標

1 目標

令和7年度は、「おおた教育ビジョン」（令和6～10年度）の2年目にあたります。子育て・教育が区政の最重要課題の一つであることを踏まえるとともに、おおた教育ビジョンの理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」の実現に向けて3つの基本方針を具現化するため、チャレンジ精神を発揮しながら、各種施策に積極的かつ戦略的に取り組みます。

おおた教育ビジョンにおける3つの基本方針	
基本方針1	持続可能な社会を創り出すグローバル人材を育成します
基本方針2	誰一人取り残さず、こどもの可能性を最大限に引き出します
基本方針3	すべての区民が未来を担うこどもを育て、ともに学び続けます

2 組織のビジョン

学び合い、高め合い、チャレンジする組織

※ 組織のビジョンは、「おおた教育ビジョン」の理念「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てます」を実現するための教育総務部が目指す姿です。

教育長の下、“チーム教育”として一丸となって取り組みます。

3 重点課題

「令和7年度 教育総務部の重点課題」のとおり

4 目標達成に向けた視点

(1) こどもを真ん中においた施策立案・課題解決

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立った施策立案に取り組みましょう。こどもを真ん中において考えることで、これまで課題解決が難しかったこと、できなかったことを乗り越えていくことが重要です。また、こどもの意見表明機会を確保し、意見を尊重しながら施策の点検と見直しをしましょう。

(2) 現状の正しい把握・検証

○学校をはじめ、教育活動の現場に積極的に足を運び、現状を正しく把握した上で、こどもたち本位の課題解決につなげましょう。

○「おおた教育ビジョン」推進におけるこれまでの取組の成果、現状と課題をしっかりと検証しましょう。

○他自治体との比較、先進事例との比較などを手掛かりに、区の現在の立ち位置（強みや進んでいるところ、改善が必要なところはどこか）を明らかにしましょう。

(3) 事務事業の改善、優れた手法の追求

- 時代変化とともに、これまで最善であった手法も、状況の変化で必ず改善の余地が生まれます。前例踏襲的な態度を払拭し、現状を批判的に見る視点も確保し、創造力を発揮して事務事業の改善に取り組みましょう。
- 各分野の最新の知見を踏まえ、先進事例における優れた手法、新たな手法を研究、追求し、大田区の実情に合わせて積極的に取り入れましょう。
- 業務効率化、区民サービスの向上に向けて、事務事業のDX化にチャレンジしましょう。

(4) 情報の共有化による問題解決能力の向上

- 教育総務部の仕事は、課や係が異なっても相互に密接に関連しています。基本的な声かけのほか、グループウェア等を活用し、できる限り即時の情報提供、情報の共有化を心がけましょう。
- 担当を超えて活発な議論を行いましょう。

(5) 部局間連携の強化と地域力を活かした事業の推進

- 所管する立場にとらわれることなく大田区全体を視野に入れ、部局間の連携を強化するとともに、地域力を活かした効果的、効率的な事業運営を行いましょう。

(6) 積極的な情報収集と発信

- 学校、教育関係団体等に、積極的に足を運んで情報収集と発信をしましょう。窓口利用者等からの声にも耳を傾け、情報を蓄積しましょう。
- 連携協力の効果を高めるため、区役所内部においても積極的な情報収集と発信を心がけましょう。
- 区民やマスコミ、議会等に向け、積極的に情報を発信しましょう。
- 教職員、児童・生徒、保護者との連絡やアンケート、調査等においては、グーグルフォーム※の活用など、一人1台タブレット端末環境を十分に活用しましょう。その際、情報格差対策も講じましょう。

※グーグルフォーム…グーグル社の提供する電子アンケートなどを簡易作成できるツール。

(7) 風通しの良い職場づくり、スマートワーク、リフレッシュの奨励

- 率直に話し合える風通しの良い職場をつくりましょう。
- 切磋琢磨して、お互いに学び合い、成長し合える職場をつくりましょう。
- 職員が働きやすい環境づくりを心掛け、テレワークや時差出勤の活用等により業務の効率化やワーク・ライフ・バランスの実現を図るなど職員のウェルビーイングの実現に向けた職場環境を構築しましょう。
- 元気に働き、より良い仕事をするためには、ストレス解消やリフレッシュが欠かせません。計画的に仕事を進めるとともに、事務改善や業務の見直しを進め、超過勤務の偏在を解消し、「健康第一」と「お互い様の精神」で休暇を取りましょう。

令和7年度 教育総務部の重点課題	
1	小学校における教科「おおたの未来づくり」の効果的な全面実施と中学校版「おおたの未来づくり」の研究・実践に取り組む。
2	大田区ならではの国際教育を効果的に推進するための(仮称)「おおたグローバルコミュニケーション(OGC)推進計画」を策定する。また、OGCの成果の区内全域への展開を検討・実践する。
3	学校内学童未設置校の課題を整理し、放課後ひろば全校実施への道筋をつけるとともに、学童保育保留児解消のための計画を策定する。
4	登校時間前の「小1の壁」解消に向けて、小学生の朝の居場所づくりを進める。
5	放課後子ども教室における自主学習支援のモデル事業の児童参加率及び満足度を向上させるとともに、令和8年度の全校展開につなげる。
6	こどものニーズに応じた多様な学びの場を提供するとともに、こどもが安全・安心に充実した時間を過ごせる居場所づくりを進める。
7	区のみぎす幼児教育と子育て施策を促進するため、私立幼稚園に対する各種補助制度の見直しを検討する。
8	地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールを推進し、地域とともにある学校づくりを進める。
9	指導訪問の充実や授業改善ツールの活用、成果を上げている教師の取組事例の活用などにより、主体的・対話的で深い学びを実現するための教師の授業力を向上させる。
10	地域の特色を生かした学校づくりを進めるため、義務教育学校の設置検討に着手する。
11	学校のコンセプトを改築の基本構想・基本計画に反映させるとともに、大田区学校施設個別施設計画で示す工期短縮手法等を具現化しながら、計画的に学校の改築を進める。また、施設のバリアフリー化とともに、新しい時代の学びに対応した施設環境の整備を推進する。
12	天候に左右されない計画的なプール授業の実施や熱中症対策を含めた安全な水泳指導、教職員の負担軽減等総合的な教育環境の向上に向けて、「大田区学校プールのあり方について」を策定する。
13	不登校対策アクションプランを実践するとともに、大田区の不登校施策の中心かつ先導的役割を担う学びの多様化学校(学校型)(ふれあいはずぬま跡)の整備を着実に進める。
14	学校配置型スクールソーシャルワーカー事業のモデル事業を推進し、課題を明らかにしながら配置校の拡充につなげる。
15	タブレット端末等を活用したチャットによる相談機能を整備するとともに、児童・生徒の問題や悩みに対応し、支援につなげる相談体制を構築する。
16	大田区特別支援教育推進計画に基づき、障がいのある児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するために、一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育を推進する。

17	いじめの未然防止、早期発見・早期対応を徹底するため、大田区いじめ防止対策推進条例に基づく対策を総合的かつ効果的に推進する。
18	教職員等による児童・生徒へのハラスメント対策について、「児童・生徒へのスクールハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、部内各課と学校が情報共有しながら児童・生徒を守ることを最優先にした対応を徹底する。
19	東邦大学と連携し開発した給食を全校へ展開し、学校給食を活用した食育をより推進するとともに、家庭への健康に関する情報提供を行い、児童・生徒の適切な食習慣の定着につなげる。
20	大田区立学校における働き方改革推進プラン（第2次）に基づき、学校における働き方改革を推進し、教員が児童・生徒に向き合う時間を確保するための環境を整える。
21	第2期大田区教育 ICT 化推進計画に基づき、情報活用能力の育成や、ICT を活用した教員の指導力向上を推進する。また、児童・生徒用タブレット端末の円滑な更改など、ICT 環境の整備を進める。
22	部活動の地域連携・地域移行のモデル事業を推進し、教員の負担軽減や、部活動指導の専門性の確保など、地域や学校の実態に応じた「部活動の地域連携・地域移行」を推進する。
23	学校徴収金の徴収・管理業務について、教職員の業務負担軽減につながる適切なあり方を研究する。また、給食会計の透明性の確保と効率的な事務処理に向けて学校給食費の公会計化について検討する。
24	新たな保護者連絡システムの導入により、教員の業務負担軽減を図るとともに、教育委員会と保護者をつなぐ効果的な情報発信手段としての活用を検討する。
25	学校施設使用に係る各団体間の調整業務及び使用申請の処理業務を外部委託するモデル事業を実施し、学校の負担軽減と DX 化の効果を検証する。
26	人生 100 年時代の生涯学習を支え、居場所、憩いの場となる図書館づくりを行う。
27	馬込図書館の更新に係る基本計画の策定に当たり、これからの時代に求められる利用者ニーズや地域の特色を生かした図書館となるよう検討を行う。
28	大田区こども読書活動推進計画（第四次）に基づき、こどもの読書習慣の定着や発達段階に応じた読書活動の充実、読解力の向上を図る。
29	館山さざなみ学校について、平成 25 年の報告書に示された方向性に基づき、区内で健康課題等のある児童が安心して過ごせる環境整備を進め、施設のあり方について検討を進める。
30	義務教育にかかる保護者の経済的負担の軽減をはかり、子育て支援をより一層充実させるための公費負担のあり方について検討する。
31	教育委員会の取組について積極的かつ戦略的な広報活動を行い、区内全体への認知度向上に取り組む。
32	DX 化を迅速に進めるため、区民サービス向上や業務効率化につながる事務事業の抽出と DX 化の検討に取り組む。

IV 事業一覧

1 令和7年度 新規・充実事業

- (1) **区独自教科「おおたの未来づくり」の全面的な実施【おおた教育ビジョン 個別目標1】**
教育課程特例校制度を活用し、教科「おおたの未来づくり」を小学校57校及び館山さざなみ学校で実施するとともに、中学校版「おおたの未来づくり」研究実践校を2校指定し、研究を進め、STEAM教育等の教科等横断的な学びを推進する。
- (2) **おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の拡充【おおた教育ビジョン 個別目標2】**
OGCティーチャーを採用するとともに、外国語教育指導員を全時間配置する。羽田中学校内にOGCルームを開設し、専用コンテンツを開発する。また、教育課程特例校制度を活用し、教科「OGC」を大森東小学校で実施するとともに、専用コンテンツの内容の充実を図る。
- (3) **区立小中学校の給食費無償化及び東邦大学と連携した食育の研究と実践【おおた教育ビジョン 個別目標3】**
学校給食の質の確保と食育推進のため、引き続き区立小中学校の給食費無償化を実施する。また、こどもたちの健康増進に向け、東邦大学と連携し開発した給食献立の全校展開等を実施する。
- (4) **学校における働き方改革の推進【おおた教育ビジョン 個別目標4】**
部活動の地域連携・地域移行の取組及び小学校全校へのエデュケーション・アシスタントの配置、全小中学校での保護者連絡システムの刷新などにより、教職員の働き方改革を推進する。
- (5) **特別支援教育の推進【おおた教育ビジョン 個別目標5】**
「自閉症・情緒障害特別支援学級」を令和6年度の大森東小学校、令和7年度の嶺町小学校、蒲田中学校の開設に続き、令和8年度に道塚小学校で開設するための環境を整備する。
- (6) **不登校施策の推進【おおた教育ビジョン 個別目標5】**
学習補助員を全校年間350時間配置することで、校内教育支援センター（校内別室）で学習指導を行い、自分に合ったペースで学習・生活できる校内の居場所づくりを整える。
- (7) **学校施設の改築【おおた教育ビジョン 個別目標6】**
大田区学校施設個別施設計画で示す工期短縮手法等を具現化しながら、計画的に学校の改築を進める。
- (8) **コミュニティ・スクールの推進【おおた教育ビジョン 個別目標7】**
令和4年度から区立小・中学校で導入しているコミュニティ・スクールを令和7年度は50校に拡大する。地域の教育力を生かした「地域とともにある学校づくり」を目指す。
- (9) **学校休業日等における放課後ひろばの開室時間の前倒し【おおた教育ビジョン 個別目標7】**
いわゆる「小1の壁」等による子育て家庭の負担軽減を図るため、学校休業日等における学童保育の開室時間を早め、午前8時開室とするなど、学童保育の開室時間前倒しを試行実施する。
- (10) **地域開放事業の外部委託（モデル事業実施）【おおた教育ビジョン 個別目標7】**
地域の団体が学校を使用する地域開放について、学校の負担軽減と区民の利便性向上を目的とし、令和7年度は馬込中学校と石川台中学校において委託によるモデル事業を実施する。

2 教育指導

(1) 未来を創り出す力を育てる 区独自教科「おおたの未来づくり」

- ① 目的 地域の多様な特色を教育資源として最大限に生かしたSTEAM教育等の教科等横断的な学習を展開することを通して、未来を創る力である「創造的な資質・能力」を育成することを目指す。
- ② 内容 実社会で活躍する様々な人と連携して、地域の社会や生活を豊かにするものや取組を創造する学習を通して創造的な資質・能力を育成するという特質から、内容を「Aものづくり」「B 地域の創生」及び〔共通事項〕「ICTの活用とプログラミングによる制御」で構成する。
- ③ 対象 区立小学校第5・6学年児童
- ④ 沿革 令和2・3年度 出雲小学校・道塚小学校が教育研究推進校として研究発表
令和3・4年度 小池小学校が教育研究推進校として研究発表
令和2年度から 独自教科新設に向けた指導内容検討委員会 年間各5回実施
令和4年度 独自教科新設に向けた研究実践校7校を指定
令和5年度 独自教科新設に向けた研究実践校16校を指定
令和6年度 独自教科新設に向けた研究実践校30校を指定
小池小学校、出雲小学校、道塚小学校3校が教育課程特例校として独自教科を先行実施
令和7年度 小学校57校・特別支援学校1校が教育課程特例校として独自教科を実施
中学校版「おおたの未来づくり」研究実践校を2校指定

(2) 理科指導専門員

- ① 目的 専門性の高い理科指導専門員による指導・助言を踏まえ、中学校理科教員の指導内容・方法の質的向上、授業改善等についての環境づくりを目指す。
- ② 内容 小学校5名・中学校4名の理科指導専門員が、巡回指導校を担当し、小学校に対しては理科教育における授業を支援、教員への指導・助言をすることで授業力の向上を図り、児童の理科学力向上に資する。また、サイエンススクール（清水窪小学校）を含む理科教育推進拠点校の研究の成果を区内全小学校に啓発する。中学校に対しては理科教育における観察・実験の授業を支援することで、理科教員の更なる指導力の向上を図り、生徒の理科学力向上に資する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校

(3) サイエンスコミュニケーション科

- ① 目的 知的探究心や理科学習で得た知識の活用、科学史・最先端技術・知識等を体系的に取り入れた科学学習プログラムとして「サイエンスコミュニケーション科」を設置する。理科や生活科との関連を踏まえるとともに、他の教科等においても科学的事項の取扱いを体系的に取り入れた学習により、児童の科学についての興味・関心を深める。また、学習においてコミュニケーション活動を意図的に設定することによって科学に関する理解を一層深めさせて、将来の大田区、ひいては日本のものづくりを支える人材の育成を目指す。
- ② 内容 大田区立清水窪小学校の全学年において、新教科「サイエンスコミュニケーション科」を、各学年35時間実施する。第1・2学年は35時間増時数、第3学年から第6学年は総合的な学習の時間を35時間削減し、サイエンスコミュニケーション科にあてる。
- ③ 沿革 平成23年度から大田区立清水窪小学校をおおたサイエンススクール大田区理科教育研究推進校に指定
平成25年度から大田区立清水窪小学校を文部科学省教育課程特例校に指定しサイエンスコミュニケーション科を設置

(4) 理科教育推進拠点校

- ① 目的 文部科学省教育課程特例校としての「サイエンスコミュニケーション科」、おおたサイエンススクール（理科教育研究推進校）の成果を生かし、区内小学校4校を理科

教育推進拠点校として指定する。理科支援員の活用等、取組の成果を全小学校と共有し、教育活動に生かすことで理科好きな児童の育成を図る。

- ② 内容 区内小学校4校を理科教育推進拠点校として指定し、理科支援員を35時間配置する。
- ③ 対象 入新井第一小学校、清水窪小学校、萩中小学校、南六郷小学校
- ④ 沿革 令和元年度から実施 小学校理科指導専門員4名配置、令和4年度5名配置、令和5年度6名配置、令和6年度5名配置、令和7年度3名配置

(5) 理科支援員の派遣

- ① 目的 科学・技術分野を専門とする人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験活動等における教員の支援を行うことにより、小学校理科教育の活性化及び一層の充実を図るとともに小学校教員の理科指導力の向上を図る。
- ② 内容 小学校第3学年から第6学年理科における観察・実験等の体験的な学習について、理科支援員を対象学級に配置し、教員が作成した指導計画のもと、教員の支援を行う。
- ③ 対象 区立小学校第3学年から第6学年児童
- ④ 沿革 平成19年度から各学級6回3時間ずつ派遣
平成23年度から各学級14時間派遣に変更
平成28年度から第3学年から第6学年を対象に各学級7時間派遣に変更
平成29年度から各学級20時間派遣に変更
令和元年度から理科教育推進拠点校（入新井第一小、萩中小、南六郷小）第3学年から第6学年の全学級には35時間派遣

(6) こども科学教室

- ① 目的 児童・生徒の科学的思考力や科学に対する探求心を育成するための事業の一つとして実施し、科学教育の振興を図る。ふだん学校や家庭では体験できない実験・観察を通し、身の回りの自然現象に直接触れ、自然に対する興味・関心をもつことができるようにする。
- ② 根拠法令 理科教育振興法第3条
- ③ 対象 大田区在住及び在学の小・中学生、保護者
- ④ こども科学教室受講等人数

年度	開催回数	募集人員の総数	応募人数	受講者数
6	22回	736名	1,596名	956名
5	22回	1,005名	1,163名	889名
4	23回	776名	1,505名	734名
3	22回	370名	1,406名	370名
2	6回	90名	345名	98名

⑤ こども科学教室実施内容(全22回)

NO	講座名	親子講座
1	バラの不思議ーアロマを体験しようー	
2	砂時計を作ろう	
3	ポンポン蒸気船をはしらせよう	
4	宇宙と大地を学ぶ かわさき宙と緑の科学館見学(一日)	
5	光ファイバー&LEDの世界を体験しよう	
6	ヨウハンでキラキラ宝石のような結晶を作ろう①②	
7	-196℃超低温の世界を体験しよう	
8	海辺の教室 貝殻標本とカガイストラップ作り ①②	
9	電子楽器を作ろう	
10	電波をキャッチしてラジオを聴こう①②	
11	暗やみで光るキーホルダー	
12	星の世界を楽しもう マイプラネタリウム制作①②	○
13	顕微鏡で見る小さな世界①②	○
14	顕微鏡で見る小さな世界③④	○

15	玉ねぎの皮を使って 染物体験をしよう①②	○
16	海の生き物図鑑を作ろう・チリメンモンスターを探せ①②	○
17	七変化万華鏡 美しい世界を体験しよう①②	○
18	空気砲を作って空気の力を調べよう①②	○
19	風力発電 ①②	○
20	カラフル菊を作ろう	○
21	あら不思議！ペットボトルの中で魚が浮いたり沈んだり①②	○
22	リモコンで動くロボットを作ろう①②	○

⑥ 沿 革 平成 13 年度から実施

(7) ものづくり科学スクール

① 目 的 大田区のものづくり教育推進の一環として、児童・生徒（区内在住の小学校第4学年から中学校第3学年）が身近にある最先端の科学技術に触れ、科学工作等を体験することにより、ものづくりや科学の楽しさを味わい、科学の原理等を理解することにより、ものづくりや科学に一層、興味・関心をもつことができるようにする。

② 内 容 アルプスアルパイン株式会社に科学技術者の派遣を依頼し、電子部品キットの組立等科学工作を中心に、ハンダ付け、工具の取り扱い等基礎的技能の習得を図り、科学の原理や工作技術の説明を加えた内容とする。事業に関わる事務及び進行は、科学教育センターの教育相談員が行い、受講者からは材料費を徴収する。

③ ものづくり科学スクール実施状況及び応募者数（令和6年度）

	回	実 施 日	場 所	講座名（題材）	応募者数	（倍率）
前期	1	5月12日（日）	池上会館	FMラジオ	72名	(4.8)
	2	6月16日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	115名	(5.8)
	3	7月7日（日）	池上会館	FMラジオ	63名	(4.2)
	4	7月28日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	65名	(3.3)
	5	8月25日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	42名	(2.1)
					357名	(4.0)

	回	実 施 日	場 所	講座名（題材）	応募者数	（倍率）
後期	1	10月20日（日）	池上会館	FMラジオ	47名	(3.1)
	2	11月17日（日）	池上会館	FMラジオ	61名	(4.1)
	3	12月8日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	76名	(3.8)
	4	1月19日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	73名	(3.7)
	5	2月9日（日）	アルプスアルパイン（株）	電子ピアノ	47名	(2.1)
					304名	(3.4)

注1：定員は電子ピアノの講座が20名、AM/FMラジオが15名

注2：令和6年度は全10講座、定員170名に対して応募者総数は661名（3.7倍）

④ 実 績 年10回 参加人数176名 共催のアルプスアルパイン株式会社技術者が講師として指導

⑤ 沿 革 平成15年度から実施

(8) 総合的な学習の時間

① 総合的な学習の時間の充実

- ア 目的 「総合的な学習の時間」の趣旨を生かし、各学校が地域や学校の実態に応じて創意工夫をし、特色ある教育活動を実施する。
- イ 内容 (ア) 国際理解教育 (イ) 情報教育 (ウ) 環境教育
(エ) 福祉・健康教育 (オ) 地域・郷土学習
(カ) ボランティア学習 (キ) その他
- ウ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- エ 沿革 平成12年度から開始

② ものづくり学習の推進

- ア 目的 「工場のまち」の特色を生かし、区立小・中学校において、区内民間工場等に従事する技術者、技能者の協力を得たものづくり学習を行い、児童・生徒のものづくりへの関心を高め、創造性に富み郷土を愛する心を培う。
- イ 実績 ものづくり教育・学習フォーラム
第19回 令和3年1月16日 中止
第20回 令和4年1月15日 ものづくり体験・ものづくり競技会のみ実施
第21回 令和5年1月14日 ものづくり競技会をオンライン配信し、実施
第22回 令和6年1月13日 実施
第23回 令和7年1月18日 実施
第24回 令和8年1月17日 実施予定
- ウ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- エ 沿革 平成12・13年度の2年間「文部科学省ものづくり学習振興支援事業」の推進地域としての指定を受け、ものづくり学習の研究を推進
平成14年度からものづくり教育・学習フォーラムを開催
平成15年度からものづくり科学スクールをアルプス電気株式会社（現アルプスアルパイン株式会社）の協力を得て開催
令和2年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を2校指定するとともに、「ものづくり教育の充実に係る検討委員会」を設置し、方策を検討
令和3年度からものづくり学習の教育課程開発に関する研究を行う小学校を1校追加指定
令和4年度から大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を6校指定し、学習プログラムの開発等を行いSTEAM教育を推進するとともに、「独自教科の新設に係る委員会」を設置し、文部科学省教育課程特例校制度を活用した大田区の独自教科新設を準備
令和5年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を16校指定し、学習プログラムの開発等を行いSTEAM教育を推進するとともに、「独自教科の新設に係る指導内容検討委員会」を設置し、学習資料の作成、事例動画等の作成、文部科学省教育課程特例校申請の準備、企業・団体等との連携の準備
令和6年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践校を30校指定し、学習プログラムの開発等を行いSTEAM教育等の教科等横断的な学びを推進するとともに、「独自教科の新設に係る推進協議会及びエリア協議会」を設置し、学習資料の作成、事例動画等の作成、文部科学省教育課程特例校申請の準備、企業・団体等との連携の準備
令和7年度は、大田区独自教科「おおたの未来づくり」を小学校で全面実施するとともに、中学校版「おおたの未来づくり」の新設に向けた研究実践を2校指定し、学習プログラムの開発等を行いSTEAM教育等の教科等横断的な学びを推進
※(1)未来を創り出す力を育てる区独自教科「おおたの未来づくり」を参照

③ 日本の文化・伝統学習の推進

- ア 目的 地域社会の歴史、伝統・文化、産業等について理解を深め、郷土への愛着を育てる。児童・生徒による和楽器の演奏会を実施し、和楽器に触れて親しむことや海苔すきの体験学習等を通して、日本の伝統・文化のよさを考える。
- イ 実績 「日本の伝統・文化の継承をはかる指導」
実践校では、様々な伝統・文化の体験学習等、外部講師を招いて実習・地域の産業に関わる工場見学や技術者の講話の実施（海苔すき、とんびだこ製作、茶道、華道、将棋、囲碁、琴、三味線等を区立小・中学校で実施）

(9) 中学校生徒職場体験

- ① 目的 生徒が自立した社会人となるために必要な望ましい勤労観、職業観を養うことにより、地域社会の一員としての自覚を高め、生きる意欲を引き出す。
- ② 内容
 - ア 中学校生徒職場体験連絡協議会（年 1 回）
 - イ 受入事業所一覧の作成と配布
 - ウ 各中学校において 3 日間以上 5 日間以内の職場体験の実施
 - エ 「中学校生徒職場体験実践報告書」のとりまとめ
- ③ 対象 区立中学校第 2 学年生徒
- ④ 実績 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、1～3 日間の職場体験を実施した学校 13 校
令和 4 年度は全中学校 28 校で 3 日間の職場体験を実施
令和 5・6 年度は全中学校 28 校で 3 日以上職場体験を実施
令和 7 年度も全中学校 28 校で 3 日以上職場体験を実施予定
- ⑤ 沿革 中学校生徒の職場体験は、以前より各中学校で実施されていたが、平成 17 年度から各中学校において 3 日間以上の職場体験を開始
職場体験連絡協議会は、平成 26 年度からそれまでの職場体験連絡会を、学校・受入事業者・地域協力者による協議会に発展させて開始

(10) 小・中学校連合行事

- ① 目的 区立小・中学校の各学校での取組の成果を発表する場として設定し、児童・生徒及び教員が他に学ぶ機会をもつことで切磋琢磨し、学習意欲の向上と指導力向上を図る。
- ② 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ③ 実績 (令和 6 年度)

行 事 名	対 象 者	回 数
特別支援学級連合運動会	特別支援学級児童・生徒	令和 6 年度実施
特別支援学級連合球技大会	特別支援学級生徒	令和 6 年度実施
特別支援学級合同移動教室	特別支援学級児童・生徒	令和 6 年度実施
特別支援学級連合鑑賞教室	特別支援学級児童・生徒	隔年 1 回 令和 6 年度実施
特別支援学級連合作品展覧会	特別支援学級児童・生徒	隔年 1 回 令和 7 年度実施予定
小学校連合家庭科作品展覧会	区立小学校児童	隔年 1 回 令和 6 年度実施
小・中学校連合音楽鑑賞教室	区立小学校第 5 学年児童 区立中学校生徒	令和 6 年度実施
小学校連合音楽会	区立小学校児童	令和 6 年度実施
中学校連合陸上大会	区立中学校生徒	令和 6 年度実施
中学校連合学芸会 (音楽・演劇・英語)	区立中学校生徒	令和 6 年度実施
大田区立小学校連合図画工作科作品展	区立小学校児童	令和 6 年度実施
大田区立中学校連合技術・家庭科作品展	区立中学校生徒	令和 6 年度実施
大田区立中学校連合美術科作品展	区立中学校生徒	令和 6 年度実施
大田区立小学校連合書初展	区立小学校児童	令和 6 年度実施
大田区立中学校連合書初展	区立中学校生徒	令和 6 年度実施

(11) ICT教育

- ① 目的 ICT機器やデジタルコンテンツを活用した授業により、児童・生徒が目的や条件に応じて、主体的に情報の処理、加工、創造、発信ができる「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」といった「情報教育」を推進し、児童・生徒の情報モラル・情報リテラシーの向上と定着を図る。「わかる授業」や「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を目標とした授業改善に取り組み、授業の質の向上を図ることによって、確かな学力の定着と学ぶ意欲の伸長を図る。
- ② 内容 電子黒板やデジタル教科書等のデジタル教材を活用することで、授業に興味・関心をもたせ、児童・生徒にわかりやすく、理解しやすい授業を行う。
タブレット端末を活用して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
教職員向けのICT機器の活用サポート体制（ICT支援員、ヘルプデスク）の充実を図る。
- ③ 沿革 平成26年度に全ての区立中学校に43台のタブレット端末を導入するとともに、ICT活用推進委員会を立ち上げ推進計画内容を検討する等、ICT環境整備事業が開始された。
平成29年度に全ての区立小・中学校の普通教室にスライドレール式電子黒板と書画カメラ、無線LANアクセスポイントを整備し、教員用のタブレットを1人1台、児童・生徒用タブレットを40台ずつ（21クラス以上の大規模校には80台）配備した。学校ごとに導入研修を実施し、ICT支援員を派遣するとともに、学校ICT設備の問い合わせに対応するヘルプデスクを設置した。
令和元年度以降も、電子黒板やタブレット端末の追加配備をする等、引き続きICT環境整備に努めてきた。
令和2年度は、文部科学省の「GIGAスクール構想」の前倒しを受け、学びの保障、新しい学びの構築、ICT活用の加速化の3つの視点のもと、ICT教育の各施策を体系的に位置付ける「大田区教育ICT化推進計画」を策定した。
この計画に基づき、令和5年度までに進める予定であった「1人1台タブレット端末」環境の整備を行った。令和2年度末までに32,000台のタブレット端末を小学校に追加配備し、区立小学校全児童への貸与を終えた。中学校については、羽田中学校、南六郷中学校、蒲田中学校の3校をモデル校とし、タブレット端末1人1台環境を先行的に実現した。
また、持ち帰り学習用にモバイルルーターを合計2,000台調達し、中学校第3学年生徒及び小学校第4学年から第6学年児童のうち、インターネット環境が無い家庭向けに貸与を行った。貸与の際、端末の取扱いについてのマニュアルを作成し、各校へデータにて送付した。令和3年5月に中学校への貸与を終え、全児童・生徒1人1台の端末環境の整備が完了した。
令和4年9月にウェブサイト「おおたICT教育センター」を立ち上げ、ICTを活用した授業事例の共有、ICT教育に係る関連リンク、大田区のICT環境のマニュアルサイトについて、教員向けに情報提供を行った。
令和5年3月に「第2期大田区教育ICT化推進計画」（令和5年度～令和9年度）を策定した。5月に全児童・生徒及び教員に対し、貸与タッチペンの配付を行った。
令和6年度は、全小中学校における教員用タブレットの入れ替えや経年劣化の著しい電子黒板の入替え、さらに通信遅延が懸念される学校の回線切替えやネットワーク機器類の入替えを実施した。

(12) STEAM教育推進専門員(令和6年度までICT教育推進専門員)

- ① 目的 STEAM教育・ICT教育及び大田区の学校教育に通じた人材を活用し、教科「おおたの未来づくり」の内容の充実及びICT活用推進に向けた指導・助言を行い、大田区のSTEAM教育の推進を図る。
- ② 内容 STEAM教育・ICT教育に関する高度な専門性をもつ人材を配置し、区内小・中学校を定期的に訪問させることで、各学校における教科「おおたの未来づくり」及びICT活用の実態を把握し、教科「おおたの未来づくり」の円滑な実施と内容の充実、ICT機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」の改善に向けた助言を行う。助言にあたっては「おおたの未来づくりポータル」「おおたICT教育センター」を活用する。

- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和7年度から5名配置（ICT教育推進専門員は、令和3年度から2名配置、令和4年度から3名配置）

（13） おおたグローバルコミュニケーション（OGC）

- ① 目的 語学力を高め、主体性・積極性をもち、異文化に対する理解を深めるグローバル人材の育成及び自己肯定感を高めることを目的とする。
- ② 内容 人材確保（英語専科教員の採用、ALTの全時間配置）、OGCルームの新設（海外体験ルーム、コミュニケーションルーム）、学年段階における特色ある目標と活動の設定（中学年における少人数指導、高学年における校外での交流活動等）
- ③ 対象 大森東小学校全児童、羽田中学校全生徒
- ④ 沿革 令和5年度から大森東小学校で実施
令和6年度から羽田中学校で実施
令和7年度から大森東小学校が文部科学省教育課程特例校としてOGC科を実施

（14） 公費負担による実用英語技能検定

- ① 目的 グローバル化に対応できる英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを取ろうとする意欲を育む。
- ② 内容 対象となる生徒は、受験に当たって保護者と相談の上、自ら受験する級を8段階（1級から5級）から選択し、日本英語検定協会の実用英語技能検定を年1回公費負担で受検する。
- ③ 対象 区立中学校第3学年、羽田中学校第2学年及び大森東小学校第6学年に在籍する全生徒
- ④ 沿革 令和元年度から実施

（15） 国際理解教育推進委員会

- ① 目的 国際都市おおたを標榜する大田区において、未来を担うグローバル人材の育成のための教育施策の方向性を検討する。
- ② 内容 施策の方向性、施策実現に向けた環境整備や意識啓発、その他必要な事項及び効果的な外国語活動・英語学習の在り方について検討する。
- ③ 沿革 平成26年度から設置

（16） 大田区外国語活動

- ① 目的 国際理解教育の一貫として、児童が外国人や英語に直接触れることにより、外国の文化や英語に対する興味・関心・意欲を育て、将来国際人として活躍できる素地を培う。
- ② 内容 小学校第1・2学年（各学年25時間）は、「英語に触れる」ことをテーマとして、挨拶、歌、ゲーム、自分のことを互いに伝える等の活動を行う。また、全ての時間において外国語教育指導員を配置する。
- ③ 沿革 平成27年度から全ての区立小学校で実施
（小学校第1・2学年8時間、小学校第3・4学年12時間）
平成29年度から小学校第3学年は外国語活動を35時間実施
平成30年度から小学校第3・4学年は外国語活動を35時間実施
令和2年度から小学校第3・4学年は35時間の外国語活動を、小学校第5・6学年は70時間の外国語の授業を実施（小学校第1・2学年は8時間の大田区外国語活動を実施）
令和7年度から小学校第1・2学年は25時間の大田区外国語活動を実施

（17） 英語カフェ

- ① 目的 児童・生徒が外国語活動や英語の授業で学習した内容を実践的に活用する機会を充実させる。
- ② 内容 各学校において、外国語教育指導員が配置された日に、放課後や休み時間等を利用

して、外国語教育指導員と英語のみでのコミュニケーションを楽しむことのできる時間や場を設定する。

- ③ 沿革 平成 26 年度から全ての区立小・中学校で実施

(18) イングリッシュキャンプ

- ① 目的 多様な国の外国人講師と共に行う、英語で実施する様々なアクティビティを通して異文化理解を深め、学んだ英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる。
イングリッシュキャンプを通して学んだことを学級や校内に広げる取組により、大田区外国語活動や英語カフェ等の活性化を図る。
- ② 内容 様々な国の外国人講師と、一日英語を使って活動する。街中にある施設を再現したエリアでコミュニケーションを図り、海外の日常生活でよく使われる表現ややり取りを体験する。
- ③ 対象 区立小学校第 5・6 学年の希望者、区立中学校第 2 学年の希望者
- ④ 沿革 平成 27 年度から実施
平成 27・28 年度は、区立小学校第 5 学年全学級から 2 名ずつが参加
平成 29 年度から小学校第 5・6 学年の希望者の参加に変更
令和元年度から TOKYO GLOBAL GATEWAY に移行して実施
令和 2 年度はオリンピック・パラリンピック開催を想定して未実施
令和 3 年度はオリンピック・パラリンピック開催及び新型コロナウイルス感染症予防のため未実施
令和 6 年度から中学校第 2 学年を対象にしたプログラムを追加実施

(19) 中学校生徒海外派遣

- ① 目的 海外でのホームステイを通して、外国の生活や文化の理解、並びに外国語（英語）の習熟等を図り、国際社会において信頼と尊敬を得られる人間性豊かな生徒の育成を目指す。派遣後、成果を各学校の諸活動の進展に資する。
- ② 対象 区立中学校第 2 学年生徒 56 名
- ③ 沿革 昭和 49 年度から開始し、平成 5 年度（第 10 回）からは、西海岸コースに加え、東海岸にも生徒を派遣し、大田区と姉妹都市提携を結んでいるセーラム市でのホームステイを実施
平成 15 年度は国際情勢不安のため中止
平成 16 年度（第 20 回）は平成 15 年度の中止を受け、各中学校第 2 学年生徒 2 名・第 3 学年生徒 1 名の派遣としたが、平成 17 年度（第 21 回）からは区立中学校第 2 学年生徒 2 名を派遣
平成 18 年度（第 22 回）からは、両コースともに東海岸コースにし、派遣生徒全員がセーラム市長へ表敬訪問
平成 23 年度（第 27 回）からは、工業が盛んなドイツのブレーメン市へのコースを新設
令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止。令和 3・4 年度は、代替として各中学校が ICT を活用した交流用動画を作成し、セーラム市やブレーメン市の受入先と動画交換による交流を実施
令和 5 年度から再開
令和 7 年度（第 38 回）からは、派遣コースを、ドイツ連邦共和国のブレーメン市から、オーストラリア連邦のジュンダラップ市、パース都市圏に変更

(20) オリンピック・パラリンピック教育

- ① 目的 児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義を学ぶとともに、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することで国際理解を深める。
- ② 内容 オリンピック・パラリンピック教育推進事業を全校で展開し、「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の 5 つの資質を重点的に育成する。
- ③ 沿革 平成 28 年度から大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラムを実施
令和 4 年度から各校がオリンピック・パラリンピック教育における取組を「学校

2020 レガシー」として設定し、各学校の特色の一つとして実施

(2 1) 生活指導の徹底・充実

- ① 目的 児童・生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ② 内容
 - ア 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」により、児童・生徒の不登校を解消する。
 - イ 生活指導主任対象の研修を通して、生徒の健全育成上の諸課題の解決を図る。
- ③ 対象 区立小・中学校教員及び生活指導主任
- ④ 沿革
 - 平成 17 年度に大田区立学校における不登校問題解決要綱を制定
 - 平成 21 年度から小学校第 4 学年以上を対象に学校生活調査(メンタルヘルスチェック)を実施
 - 平成 30 年度から小学校第 3・4 学年及び中学校全学年を対象に学級集団調査(Hyper-QU)を実施
 - 令和 2 年度に大田区不登校対策基本方針及び大田区不登校対策アクションプランを策定
 - 令和 4 年度からマークシート式の学級集団調査(Hyper-QU)に代えて学習者用端末を使用して行う調査(WEB-QU)を実施し、対象を小学校第 3 学年以上の児童・生徒に拡大
 - 令和 6 年度からマークシート式の学校生活調査(メンタルヘルスチェック)の内容を、年間 3 回学習者用端末を使用して行ういじめ発見のためのアンケートの調査項目に加え、小学校第 3 学年以上の児童・生徒に年間 3 回メンタルヘルスチェックを実施できるように改善

(2 2) 読書活動

- ① 目的 大田区こども読書活動推進計画のもと、児童・生徒の発達の段階に応じた読書活動の充実を図る。
- ② 内容
 - ア 読書の時間や機会の確保、読書週間の取組
 - イ 読書指導計画の作成等、児童・生徒の読書意欲を高める指導の充実
 - ウ 読書環境の整備等、調べ学習における読書活動の充実
 - 平成 28 年度から読書相談、選書・購入、資料探し・調べもの学習・授業の支援、区内公共図書館や地域ボランティアとの連携等、司書教諭の補助を行う「読書学習司書」を設置
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革
 - 平成 19 年度から実施
 - 平成 28 年度は小学校 20 校、中学校 10 校に読書学習司書を配置
 - 平成 29 年度は小学校 40 校、中学校 20 校に読書学習司書を配置
 - 平成 30 年度からは小学校 59 校、中学校 28 校に読書学習司書を配置

(2 3) 大田区学習効果測定

- ① 目的 教育課程や指導方法等に関わる自校の成果や課題を明確にし、各学校が授業改善推進プランの作成や年間指導計画の充実・改善を図る。
- ② 内容 区立小学校第 4 学年から第 6 学年児童及び区立中学校全生徒を対象に実施する。小学校第 4 学年及び第 5 学年は国語・社会・算数・理科、第 6 学年は国語・算数・社会・理科・英語、中学校第 1 学年から第 3 学年は国語・社会・数学・理科・英語について、学習指導要領に示されている教科の目標や学習内容の基礎的・基本的な事項等の定着状況を把握・検証する。
- ③ 対象 区立小学校第 4 学年から第 6 学年児童、区立中学校全生徒
- ④ 沿革 平成 20 年度から実施

(2 4) 教員・保護者向け情報モラル研修

- ① 目的 教員、保護者の情報モラルに関する意識を高め、適切なインターネットの使用等を推進することで、児童・生徒の健全育成に資する。
- ② 内容 実態調査結果の分析、ネット利用の現状把握、各種機器の体験等
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成 28 年度から実施
- 令和 2 年度から希望校には保護者向けに加えて児童・生徒向けの講習会を実施

(25) 学習カルテ・学習カウンセリング

- ① 目的 児童・生徒一人ひとりの学習の状況を把握し、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させる。
- ② 内容 日常の学習及び大田区学習効果測定の結果等に基づき、児童・生徒一人ひとりの学習内容の定着状況を把握する。学習効果測定の個人票等を学習カルテの一つとして活用し、教師との学習相談（個人面談・学習カウンセリング）を実施し、児童・生徒一人ひとりの学びを支援する。
- ③ 沿革 平成21年度に学習カルテ及び学習カウンセリングの手法についての検討を開始
平成22・23年度にモデル校において小学校第2学年及び中学校第1学年による実践的な研究及び研究成果の普及を実施
平成24年度から、全ての区立小・中学校で実施
平成28年度に児童・生徒が記入する学習カルテを改訂し、平成29年度から配布
令和5年度から学習カルテは学習効果測定の個人票等に代えることとし、児童・生徒が記入する学習カルテの配布を終了

(26) 算数・数学ステップ学習

- ① 目的 積み重ねの教科であり、また他の教科の基礎でもある算数・数学について、何が身に付き何が身に付いていないのかを、学習カウンセリング等を通じて細かに児童・生徒及び保護者に伝えながら、ドリル教材や学習者用タブレット端末を活用した家庭学習や補習教室による繰り返しの学習を支援し、確かな学力の向上を図る。
- ② 内容
ア ドリル教材や東京ベーシック・ドリル、学習者用タブレット端末を活用した学習等の実施内容、実施方法、到達目標を設定する。
イ ドリル教材や学習者用タブレット端末を活用した学習で定着状況を把握し、その状況を家庭に伝える。
ウ ドリル教材や学習者用タブレット端末を活用して、補充的な内容や発展的な内容の課題に取り組み、家庭学習を支援する。
エ 学習補助員による補習教室を放課後や土曜日に開催し、ドリル教材や学習者用タブレット端末を活用して補充プリントやドリルプリントに取り組み、学習内容の定着を支援する。
オ 小学校においては、東京ベーシック・ドリルの練習シートは、年間1回以上実施する診断シートの結果により習熟が不十分である児童に対して、学習の復習等に活用する。
- ③ 対象 区立小・中学校の全児童・生徒
- ④ 沿革 ステップ学習は平成21年度から小学校第3学年から中学校第3学年を対象に開始、平成25年度から第1学年を対象を拡大、令和3年度から学習者用タブレット端末を活用して取り組む電子版に移行。（電子版は令和6年度末をもって廃止）

(27) 習熟度別少人数授業

- ① 目的 小学校算数（第3学年以上）、中学校数学・英語の習熟度別指導（少人数指導）を行うための講師を各学校に配置する。
- ② 内容 小学校59校、中学校28校において各学年の学級のうち2学級は三つのグループに、1学級は二つのグループに分けることを基本に、少人数の習熟度別授業を展開する。
- ③ 対象 区立小・中学校の児童・生徒
- ④ 沿革 平成15年度に算数・数学で開始、平成16年度に英語も加えて開始
平成29年度から、小・中学校において少人数展開しても1グループ当たり、25名以上になる場合は、学校に対して習熟度別少人数指導特別講師を増員し、個に応じたきめ細かい指導を一層充実

(28) 補習教室

- ① 目的 算数・数学及び理科の基礎・基本の確実な定着、英語に対する興味・関心の向上を図るために、学習補助員が放課後及び土曜日に補習教室を開き、学習を支援する。
- ② 内容 算数・数学及び理科は統一したドリルプリント等による学習支援、英語は原則として英検3級から5級用テキストによる学習支援を行う。補習教室は、区内全校で平日の放課後等を実施する。
- ③ 対象 区立小学校第3学年から第6学年、区立中学校のうちの希望者及び学習内容が未定

- 着と認める児童・生徒
- ④ 沿 革 平成 19 年度から実施
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加
令和 2 年度から従事者の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

(29) 学習補助員

- ① 目 的 児童・生徒の基礎学力の定着を図るために学校に配置し、補習教室や授業中の指導補助及び不登校児童・生徒の別室指導に当たる。
- ② 内 容 小学校第 3 学年児童から中学校第 3 学年生徒までの算数・数学及び理科並びに中学校英語の基礎学力の定着を目指し、学習補助員が平日の放課後等の補習教室における指導や授業中における指導補助を行う。必要に応じて、日本語の指導補助や不登校児童・生徒の別室指導の補助を行う。
- ③ 対 象 全ての区立小・中学校に配置する。
- ④ 沿 革 平成 19 年度から開始
平成 29 年度から中学校の配置時数を増やし、新たな教科として理科を追加
令和 2 年度から本事業の名称を学習指導講師から学習補助員に変更

(30) 国語教育の充実

- ① 目 的 基礎・基本の確実な定着を図るため、国語教育を重要課題の一つとして位置付けて、全校で国語力の向上を図る。
- ② 内 容 「大田区小学生漢字検定」「読書活動の推進」「作文指導の充実」「話し合い活動」の充実を図る。
- ③ 取 組 「朝の読書」等の一斉読書を区立小・中学校にて実施、「大田区小学生漢字検定」を区立小学校にて実施
- ④ 対 象 区立小・中学校の児童・生徒
- ⑤ 沿 革 「朝の読書」等の一斉読書は平成 15 年度から小学校 30 校、中学校 11 校で開始し、以後各校に拡充、「大田区小学生漢字検定」は平成 16 年度から開始
令和元年度から「大田区小学生漢字検定」の問題・解答作成を民間事業者へ業務委託
令和 5 年度から「学習における図書を活用事例集」の教員による作成を中止
令和 6 年度から「大田区小学生漢字検定」を年 1 回（2 月）のみに変更

(31) 作文指導教材

- ① 目 的 学力向上の重点施策の一つである「国語力の向上」を踏まえ、大田区教育研究会小学校国語部が作成した教材を効果的に活用し、児童の「書く力」の向上を図る。
- ② 内 容 低学年・中学年・高学年ごとの 2 学年単位で学習する作文の補助教材「書くって楽しいね」を冊子として作成し、児童に配布する。併せて作文指導事例集も各校に配布し活用を図る。
- ③ 対 象 低学年用、中学年用、高学年用をそれぞれ区立小学校第 1・3・5 学年児童に配布する。
- ④ 沿 革 平成 16 年度に作文補助教材「書くって楽しいね」第 1 版を作成
平成 19 年度、平成 24 年度に時宜を得た内容について指導できるよう 2 回改訂
平成 25 年度に「作文指導事例集『書くって楽しいね』を使った作文指導」を作成
令和元年度に作文補助教材「書くって楽しいね」を改訂

(32) 土曜授業の実施

- ① 目 的 授業時数を確保し、児童・生徒の確かな学力の定着を目指すとともに、学校週 5 日制の趣旨を踏まえ、学校公開等を通じて開かれた学校づくりを推進し、保護者及び地域住民等との連携を一層強化する。
- ② 内 容 確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室及び保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等を実施する。
- ③ 方 法 年間 3 日（各学期 1 日）以上、土曜日に学校公開日を実施する。
- ④ 沿 革 平成 21 年度から実施。平成 30 年度から月 1 回以上（8 月を除く。）実施。
令和 6 年度から教員が生き生きとこどもと向き合い、質の高い授業を行うために、

土曜授業を年間3回（各学期1回）以上の学校公開日のみ実施

（33） 体育・健康教育授業地区公開講座

- ① 目的 保護者や地域住民が体育・健康に関する授業等を参観するとともに、こどもの体力向上について協議し、学校・家庭・地域の取組を推進する。
- ② 内容 「体力向上モデル校」を指定し、体育・健康教育の授業公開や体力調査結果に基づく体力向上の取組についての研究発表や講演会を実施するとともに、教員と保護者、地域住民による意見交換会を開催し、こどもの体力向上の具体策について協議する。
- ③ 沿革 平成26年度は小学校2校で実施
平成27年度は小学校9校、中学校3校を指定
平成28年度は小学校20校、中学校5校を指定
平成29年度は小学校40校を指定
平成30年度からは全ての小学校で実施

（34） 体育指導補助員

- ① 目的 小学校低学年体育の授業の改善・充実を図る。
- ② 内容 体育指導補助員を第1・2学年、第3学年から第6学年に分け、学級数に応じて配置できるようにし、小学校体育の授業改善・充実を図る。
令和4年度以降、第3学年から第6学年にも学校が必要とする場合、配置する。
- ③ 沿革 平成27年度は体力向上モデル校の小学校9校で実施
平成28年度は体力向上モデル校の小学校20校で実施
平成29年度は体力向上モデル校の小学校40校で実施
平成30年度から全ての小学校で実施

（35） 小学生駅伝大会

- ① 目的 大田区のスポーツ振興及び小学校教育の一環として、児童の健康増進や持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する場及びスポーツ振興・児童同士の交流の場とする。
- ② 内容 全ての区立小学校が、第5・6学年児童男女各3名、計12名を1チームとして編成して参加する駅伝記録会を実施する。大田スタジアム特設周回コースを使用する。
- ③ 沿革 平成24年度から小学生駅伝大会を多摩川緑地にて実施
平成24年度と平成25年度は区立小学校30校ずつが参加
平成26年度から全校による小学生駅伝大会を大田スタジアムにて実施
平成30年度は都立つばさ総合高等学校にて実施
令和元年度から大田スタジアムにて実施
令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
令和3年度から大田スタジアムにて実施再開

（36） 小中一貫教育

- ① 目的 義務教育9年間で確かな学力・人間力を身に付けたこどもを育てるため、これまでの小中連携を一層充実させた小中一貫教育を確立する。
- ② 内容 ア 「小中一貫重点観点・重点指導事項の作成及び学習指導の工夫」、「規範意識向上プログラムに基づく生活スタンダードの作成及び生活指導の充実」、「小中一貫体力向上全体計画の作成及び取組の推進」の実施
イ 「小中一貫教育推進計画」の策定
ウ 公開授業の実施（ホームページ上で開催情報等公開）
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成16年度から、小中連携教育を推進
平成23年度から、これまでの小中連携教育を一層充実、発展させた「大田区小中一貫教育」を推進
平成23・24年度大田区教育委員会教育研究推進校事業の一環として「小中一貫教育推進モデル校区（志茂田中学校区）」を指定し、2年間にわたって小中一貫教育の研究実践を進めるとともに、その研究成果を広く区内に還元する研究発表会を実施

その後、「大田区小中一貫教育」重点取組を掲げ、全ての区立小・中学校において、小中一貫教育を推進「大田区小中一貫教育プログラム～小中一貫教育実践の手引き～」を平成28年3月に作成

平成30年度から中富小学校を大森東中学校グループに変更

(37) 教員の指導力向上及び授業の改善

- ① 目的 客観的な根拠を重視した教育施策の推進に資するEBPMの手法を活用し、教員の授業力向上及び授業改善を目的とする。
- ② 内容 教育データ（学力・生活調査等）を利活用し、成果を上げている教員を抽出し、新たな時代を見据えた授業の在り方を導き出し、各教員が自分の授業改善の課題を発見するための「授業診断アンケート」と、授業改善に向けて目標や取組を設定して取り組むための「授業改善ツール」を作成した。これらを各学校の校内研修や指導訪問等で活用し、EBPMの手法を活用した授業改善を推進する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校教員
- ④ 沿革 令和5年度から実施

(38) 研究・研修

① 各種専門研修等

- ア 目的 学校経営、学習指導、生活指導、学級指導等の教育活動の諸分野について、学校が抱えている教育課題を踏まえながら、教育公務員としての自覚と資質を高める。
- イ 対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭

令和6年度 各研修実績

研修会名	内 容	回数	参加人数
新任・区外転入管理職研修	新任管理職の学校経営能力、実務能力等の向上を図る研修を行った。	3	72
評価者訓練	人事考課制度と管理職の評価能力の向上を図るための研修を行った。	4	178
主幹教諭研修会	主幹教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	2	227
主任教諭研修会	主任教諭の職務に対する理解を深めるとともに、実践的職務遂行能力の向上を図った。	2	663
教務主任会	教務に関する諸活動の充実を図り、教育課程や各学校の課題への対策を構想し、資質の向上のための研修を行った。	3	264
中学校進路指導主任会	進路指導主任の職務に対する理解を深めるとともに、実践的な職務遂行能力の向上を図った。	4	151
生活指導主任会	生活指導の充実を図るため、学校内外の生活指導上の諸問題について情報交換を行い、指導の在り方を研修した。また、地区別連絡協議会の充実を図った。令和2年度から、教職員の働き方改革等の推進のためオンラインによる実施回を設けた。	11	1133
授業改善セミナー	初任者、2年次、3年次の教諭がオンラインで模擬授業を行い、主任教諭が講評する研修を実施した。	1	915
初任者研修会 センター研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、センター研修を行った。	10	1210
初任者研修会 夏季集中研修	1学期の指導上の課題とこれからの指導の充実を図った。	2	238
初任者研修会 課題別研修	教育公務員としての自覚と資質向上を図るため、課題別研修を行った。	6	356
2年次研修	2年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	5	685

3年次研修	3年次の教員を対象に、授業力の向上と指導方法の改善を目指した研修を行った。	5	333
中堅教諭（養護教諭）等資質向上研修 I	教職経験が10年に達した教員を対象に、学習指導・生活指導等の能力の向上をはじめ、教育公務員としての資質・能力の向上を図る研修を行った。	8	540
小学校外国語活動研修	小学校外国語活動の指導の実際について、講義及び演習をとおして理解を深めた。	1	60
教育相談研修	教育活動に必要な教育相談の基礎的な理論や技法について、講義・演習を通して研修した。	2	276
日本の伝統文化研修	令和6年度は中止		
郷土博物館研修	大田区の地域学習に活用する機会として研修を行った。	7	68
和楽器実技研修	令和6年度は8月23日（金）に池上会館で実施した。和楽器を通して、日本の伝統・文化理解教育を推進し、音楽科教科書に準じた演奏技術及び楽器の取扱い等を習得し、授業力の向上を図るための研修を行った。	1	46
特別支援教育研修（通年）	通常学級における教員が、発達障がい等の特別な支援を要する児童・生徒への理解を深め、具体的な指導のあり方を研修した。	3	216
特別支援教育コーディネーター連絡協議会	特別支援教育コーディネーターとしての専門性を高め、各校における特別支援教育の推進を図った。	2	176
エリアネットワーク研修	区内の都立特別支援学校と連携し、特別支援教育の基礎とエリアネットワークの考え方について理解を深めた。	1	172
人権教育研修	学校や地域の人権上の課題を明らかにし、各学校が人権教育の一層の充実を図るために講話・協議等を通して研修を行った。	7	616
I C T活用研修	悉皆研修と選択研修を設定し、授業におけるコンピュータ活用等学校全体の情報教育の推進と情報モラルの向上を図る研修を行った。	6	349
小学校理科授業力向上研修	学習効果測定の結果を踏まえ、課題があると考えられる内容の研修を中心に構成した。安全な観察・実験のための指導について、大学教授等から指導を受ける研修を行った。	8	300
中学校理科授業力向上研修	中学校理科指導専門員から実験の場面のある授業観察を通じ、指導・助言を受ける研修を行った。	10	23

② 指導・調査研究

ア 進路指導対策

(ア) 目的 区立中学校におけるキャリア教育の推進や、各学校における進路指導上の課題への対応及び講演会等の研修会を通して、よりよい進路指導を推進する。

(イ) 対象 区立中学校校長、進路指導主任、成績一覧表作成実務者

(ウ) 実績 進路指導主任会及び成績一覧表調査（年4回）

イ 生活指導の充実

(ア) 目的 学校や学区における生活指導上の諸問題について望ましい生活指導の在り方を協議し、研修を通して学校の生活指導の向上を図る。

(イ) 対象 区立小・中学校生活指導主任

(ウ) 実績 生活指導主任会（11回）、児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会、学校と警察の連絡協議会、非行防止連絡協議会を実施

ウ 外国人による英語指導

(ア) 目的 外国人の外国語教育指導員を活用して、日常的な会話や簡単な情報交換等ができるよう、実践的なコミュニケーション能力を培うことを目指す。

(イ) 対象 区立小・中学校全学年

(ウ) 実績 派遣時間 小学校第1学年・第2学年（年間8時間）
第3学年・第4学年（年間25時間）
第5学年・第6学年（年間60時間）

中学校全学年（年間 70 時間）
 ※平成 29 年度から小学校第 3 学年は年間 25 時間
 ※平成 30 年度から小学校第 3・4 学年は年間 25 時間、第 5・6 学年は年間 40 時間
 ※令和 2 年度から小学校第 3・4 学年は年間 30 時間、第 5・6 学年は年間 60 時間、中学校全学年は年間 21 時間
 ※令和 6 年度から中学校全学年は年間 35 時間
 ※令和 7 年度から小学校第 1・2 学年は年間 25 時間、中学校全学年は年間 70 時間

エ 外国人、帰国児童・生徒日本語特別指導

- (ア) 目的 日本語指導が必要な在日外国人児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒を対象に、個別や小集団による日本語指導を行う。
 (イ) 対象 日本語特別指導が必要な小学校第 1 学年から中学校第 3 学年の児童・生徒
 (ウ) 実績 日本語特別指導（初期指導）小学校 49 校 200 人、中学校 19 校 84 人
 日本語学級における指導 小学校 13 校 32 人、中学校 10 校 26 人（令和 6 年度）

オ 各種調査委員会等

- (ア) 目的 おおた教育ビジョンの円滑な実施と今日的教育課題への対応を図るため、必要な調査委員会を設置し、具体策を協議・検討する。
 (イ) 対象 区立小・中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭
 (ウ) 実績（令和 6 年度）

各種調査委員会	内 容	延べ回数	委員数
体力調査委員会	体力調査実施報告書（第 63 集）を作成し、区立全小・中学校に周知した。	2	11
食育推進委員会	給食指導や各教科で取り組まれてきた食に関する指導を整理し、報告書にまとめた。また、保護者啓発用リーフレットを作成し、食育を推進した。	5	25
小学校社会科副読本編集委員会	新年度に向けて副読本の部分改訂を進めた。	1	15
中学校社会科副読本編集委員会	新年度に向けて副読本の部分改訂を進めた。	1	7
人権・平和に関する指導資料作成委員会	児童・生徒への人権教育の推進を図るため、人権課題に関する指導資料を作成した。	1	7
ものづくり教育・学習フォーラム準備会	大田区のものづくり教育に関する協議やものづくり教育・学習フォーラムの運営	4	41
理科教育推進委員会	理科教育推進に向けた意見交換を池上会館で行った。	1	19
小学生駅伝大会実行委員会	小学生駅伝大会の実施要項を作成し、2 回の担当者説明会を実施するとともに、当日の運営を行った。	5	23
日本語指導検討委員会	日本語指導についての情報交換及び事業改善に向けた協議を行った。	2	12

カ 教育研究推進校

- (ア) 目的 教育委員会の教育目標及び教育施策を達成するため、教育委員会及び区立学校が当面する教育課題を積極的に解決するよう実践的研究や活動を奨励し、大田区における学校教育の推進・充実を図る。
 (イ) 対象 令和 7 年度
 < 1 年次 > 調布大塚小学校、久原小学校、都南小学校、萩中小学校、出雲小学校、羽田中学校、六郷中学校、御園中学校
 < 2 年次 > 大森第一小学校、入新井第一小学校、赤松小学校、羽田小学校、矢口東小学校、おなづか小学校、東蒲小学校、大森第六中学校

(39) 学習・指導資料作成

- ① **目的** 児童・生徒の確かな学力・体力の向上、道徳の授業を核とした心の教育の推進、宿泊を伴う学校行事の一層の充実等を図るため、児童・生徒の学習資料を作成するとともに指導の充実・改善を図る資料を作成する。
- ② **対象** 区立小・中学校の校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、全児童・生徒
- ③ **実績**

資料本名	内 容	配布学年
教科「おおたの未来づくり」	小5・6学年用教科書	小学校第5・6学年児童
教科「おおたの未来づくり」指導の手引き	教科「おおたの未来づくり」の教員用指導書	小学校・館山さざなみ学校担当教員
わたしたちの大田区	小3学年用社会科副読本	小学校第3学年児童
わたしたちの大田区・東京都	小4学年用社会科副読本	小学校第4学年児童
のびゆく大田区	中学校用社会科副読本	中学校第1学年生徒
新版 野辺山学習ガイド	中学校移動教室用冊子	中学校第1学年生徒
新版 とうぶ学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
新版 伊豆高原学習ガイド	小学校移動教室用冊子	小学校第6学年児童
人権に関する学習資料(小学校)	小学校人権教育リーフレット	小学校第6学年児童
人権に関する指導資料(小学校)	人権に関する指導資料	小学校管理職・教員
人権に関する学習資料(中学校)	中学校人権教育リーフレット	中学校全学年生徒
人権に関する指導資料(中学校)	人権に関する指導資料	中学校管理職・教員
人権に関する指導資料(特別編)	「お肉の情報館」を活用した学習ガイド	小中学校管理職・人権教育推進担当教員
平和に関する指導資料	中学校人権に関する指導資料	小中学校管理職・教員
書くって楽しいね(低・中・高)	作文補助教材	小学校第1・3・5学年児童

(40) 大田区教育研究会

- ① **目的** 大田区教職員の研究と修養を深め、その成果を教育の振興・発展に資する。
- ② **内容** 教育の発展に資する各種研究機関の設置とその運営
教育に関する研究、出版、広報活動
教職員の研修及び研究奨励に関する事業
小中一貫教育への研究・研修
- ③ **対象** 区立小学校・中学校・館山さざなみ学校 校長・副校長・主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭・養護教諭・事務職員・学校栄養職員
- ④ **実績** 一斉部会は年6回開催している。研究授業に向けての事前研究会等は、随時開催している。
- ⑤ **会員数** 小学校 1,593名、中学校 713名、会員数計 2,306名（令和7年3月31日現在）
- ⑥ **部会等**
- ア 小学校研究部
国語 社会 算数 理科 生活科・総合的な学習の時間 音楽 図工 家庭 体育 道徳 外国語活動 特別活動 学校保健 情報教育 図書館教育 児童文化 学校給食 学校事務 おおたの未来づくり（令和7年度から）
- イ 中学校研究部
国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 英語 道徳 特別活動 養護 総合的な学習の時間 情報教育 図書館教育 生活指導 演劇 学校給食 学校事務 新聞教育
- ウ 小・中合同研究部

- 特別支援教育 学校教育相談 環境教育 人権教育 進路指導
エ その他
「小中一貫教育の会」があり授業公開や協議会を実施している。

(4 1) 特色ある教育活動

- ① 目的 「おおた教育ビジョン」の着実な推進に向け、各学校の自立的経営改革を促すことにより、児童・生徒の「生きる力」の育成に資する、特色ある教育を推進する。
- ② 内容 以下の特色ある教育活動に取り組み、その成果を継続するとともに当該教育活動の一層の充実を推進するため、推進校を募集し、実施指定校に経費を支出する。
ア 過去3年間の区教育研究推進校としての実績又は同等以上の研究実績に基づく教育活動
イ 大学・専門学校等との連携を図った教育活動
ウ 教育委員会が優れた企画と認めた教育活動
- ③ 沿革 平成28年度から実施

(4 2) 学校危機対応支援チーム事業

- ① 目的 児童・生徒の問題行動の未然防止及び早期解決のための助言・支援を行うとともに、困難課題を抱える学校を継続的に訪問し、児童・生徒の支援を行い、区立小・中学校の生活指導の安定を図る。
- ② 内容 児童・生徒の身体に関わる事故や事件、いじめの重大事態、校内暴力、被虐待等の重大事案の対応に特化したチームであり、未然防止や啓発も含む。定期的な学校訪問を実施し、各学校の置かれた状況を把握するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、問題行動の未然防止に努める。
学校危機対応支援専門員等を加えた学校危機対応支援会議を定期的に開催し、対応状況・進捗状況等を確認し、今後の対応策について共通理解を図る。
児童・生徒に関わる事故・事件・犯罪・自殺等の緊急時に、被害者の心のケアのため、学校等の現場に派遣する緊急支援チーム（クライシス・レスポンス・チーム：CRT）の役割も担う。
校内研修会や管理職研修等で、配慮の必要な児童・生徒やいじめ・自殺予防、保護者対応等について、講義・演習を実施する。
- ③ 沿革 これまでの問題行動対応サポートチームをベースに、各校の困難な事案に対し、より実効的で適切な対応を迅速に行えるよう、令和2年度から新たに法務担当副参事、担当統括指導主事・指導主事、問題行動対応サポート専門員、生活指導支援員、生活指導補助員等で構成されるリスクマネジメント対策チームを発足した。
令和3年度に大田区いじめ防止対策推進条例を制定
令和5年度問題行動対応サポート専門員をリスクマネジメント対策専門員に変更
令和6年度リスクマネジメント対策専門員を学校危機対応支援専門員に変更

(4 3) 学校公開の実施

- ① 目的 学校教育の状況を保護者・地域の人々に公開し、信頼される学校づくりを推進する。保護者・地域の人々に開くことによって学校改善を推進する。
- ② 内容 年間3回（各学期1回）以上、土曜日に学校公開日を設定する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 学校公開は、以前から各学校で実施されているが、平成21年度から保護者による授業評価を開始

(4 4) 部活動指導員

- ① 目的 中学校における教員の勤務負担軽減及び部活動指導の充実を図る。
- ② 内容 単独で部活動を担当し、指導する。学校外での大会・練習試合の引率等を行う。
- ③ 対象 全ての区立中学校
- ④ 沿革 平成30年度はモデル事業として実施し、中学校10校に部活動指導員を配置
令和元年度はモデル事業として実施し、中学校20校に部活動指導員を配置
令和2年度は中学校22校に28名の部活動指導員を配置
令和3年度は中学校24校に28名の部活動指導員を配置

令和4年度は全中学校に31名の部活動指導員を配置
令和5年度は全中学校に33名の部活動指導員を配置
令和6年度から全中学校に70名の部活動指導員を配置

(45) 副校長アシスタント（副校長補佐）

- ① 目的 多忙な副校長の業務負担を軽減するため、全小・中学校に配置する。
- ② 内容 調査・報告、施設管理、サービス管理、学校徴収金等の副校長の業務を補佐する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成30年度に全小・中学校に1名ずつ副校長アシスタントを配置
平成30年度及び令和元年度は87校中41校（小学校20校、中学校21校）が都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施
令和2年度及び令和3年度は87校中79校（小学校53校、中学校26校）が都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施
令和4年度から全小・中学校において、都の「学校マネジメント強化モデル事業」として実施

(46) 教員支援員

- ① 目的 教員の業務負担を軽減するため、教員支援員を全小・中学校に配置する。
- ② 内容 教員の事務的・作業的業務（教材等の授業準備、学習プリントの印刷、教室環境整備等）を補助する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和2年度から全小・中学校に1名ずつ教員支援員を配置

(47) 部活動の地域連携・地域移行の推進

- ① 目的 教員の長時間労働やなり手不足などが深刻化するなか、教員の業務負担軽減や、指導の専門性確保、生徒の多様な体験機会の確保を図ることを目的とする。
- ② 内容 学校部活動に地域スポーツクラブ等の民間事業者、部活動指導員等の地域の人材を活用することにより、各校の実態に応じた部活動の地域連携を推進する。また、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって部活動を代替する地域移行についても、学校と連携しながら推進する。
- ③ 対象 全ての区立中学校
- ④ 沿革 令和6年度は、モデル校を5校設定し、地域スポーツクラブや民間事業者、教員、部活動指導員などを組み合わせて施行実施した。また、区内2拠点で学校の垣根を超えたO.T.A. Dance Teamを発足させ、地域部活動を実施した。
令和7年度は、モデル校を14校設定し、地域スポーツクラブや民間事業者、教員、部活動指導員などを組み合わせて試行実施する。また、合同部活動として区内2拠点等で学校の垣根を超えた部活動を支援し、地域部活動を実施

(48) おおたみらいティーチャー（教員の区独自採用）

- ① 目的 産休等に伴う代替教員が確保できず、副校長が担任を行うなど困難な状況にある学校に配置することで、学校現場の負担軽減及び質の高い教育の持続を目的とする。
- ② 内容 教科指導等の授業実施、学級担任の支援及び補助、校務分掌などを担う。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 令和6年度は2名配置
令和7年度は4名配置予定

(49) エデュケーション・アシスタント

- ① 目的 学習面や生活面でよりきめ細やかな支援が必要な小学校低学年を対象に配置することで、授業の質の向上及び教員の負担軽減を図り、教員の働き方改革を推進する。
- ② 内容 学年・学級運営上必要な業務全般の補助、学習・生活指導の補助などを担う。
- ③ 対象 全ての区立小学校
- ④ 沿革 令和7年度は区立小学校全校に1名ずつ配置

(50) 発達障がい支援アドバイザー

- ① 目的 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への学級担任等の指導の質を高めるために、専門家が指導・助言を行う。
- ② 内容 発達障がい支援アドバイザーが各小学校を分担して訪問し、年間約 12 時間、担当校の実態把握や指導方法改善のための助言や支援、指導の補助等を実施する。
- ③ 沿革 平成 27 年度から「発達障害の可能性のある児童に対する早期支援研究事業」の一環として行われ、指定校 10 校を 2 人で分担して実施した。
平成 29 年度は小学校全 59 校を 7 人で、平成 30 年度は小学校全 59 校を 8 人で分担して実施した。
令和元年度は小学校全 59 校及び中学校特別支援教室モデル事業を実施する 7 校を 10 人で分担して実施した。
令和 2 年度からはさらに中学校 7 校を対象校に加え、10 人で分担して実施
令和 3 年度から小学校全 59 校、中学校全 28 校を 10 人で分担して実施
令和 4・5・6 年度は小学校全 59 校、中学校全 28 校を 9 人で分担して実施

(51) 大田区いじめ問題対策委員会

- ① 目的 大田区いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に推進するための提言を行う教育委員会の附属機関として設置した。
- ② 根拠 大田区いじめ防止対策推進条例第 14 条
- ③ 構成 学識経験を有する者 1 名、法律に関する専門的な知識を有する者 2 名、心理に関する専門的な知識を有する者 1 名、福祉に関する専門的な知識を有する者 1 名で構成
- ④ 沿革 会議を開催（年間 2 回）

(52) 大田区いじめ問題対策連絡協議会

- ① 目的 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置した。
- ② 根拠 大田区いじめ問題対策推進条例第 13 条
- ③ 沿革 関係機関及び団体の連携を図る会議を開催（年間 1 回）

(53) 不登校対策事業

- ① 目的 「大田区立学校における不登校問題解決要綱」「大田区不登校対策事業実施要綱」「大田区不登校対策事業実施要領」に基づき、学校が教育委員会及び関係機関や専門家と連携して、不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、個々の状態を把握し計画的に支援する体制づくりを推進する。
- ② 内容 校長より指名された登校支援コーディネーターは、不登校児童・生徒の情報収集、不登校対策委員会の開催、計画書・報告書の提出等、不登校対策の中心的な役割を担う。登校支援コーディネーターの負担軽減として、学習指導等を代わりに実施する講師を配置する。登校支援や別室での学習指導等を行う登校支援員及び学習補助員を配置する。
- ③ 対象 全ての区立小・中学校
- ④ 沿革 平成 28 年度は都のモデル校として中学校 7 校で実施
平成 29 年度は都のモデル校として中学校 7 校、小学校 6 校で実施
平成 30 年度は区の実施校として中学校 14 校、小学校 6 校で実施
令和元年度は区の実施校として中学校 21 校、小学校 6 校で実施
令和 2 年度から全中学校 28 校で実施
令和 3 年 4 月 大田区不登校対策アクションプラン策定
令和 3 年 4 月 1 日から不登校特例校分教室「みらい教室」を開室
令和 4 年 4 月 1 日から不登校特例校分教室の名称を「みらい学園中等部」と改称
令和 5 年度から不登校特例校分教室に転入学支援スペース「プレみらい」を設置
令和 6 年 4 月 大田区不登校対策アクションプラン改定
令和 6 年 4 月 1 日から学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「みらい学園初等部」を開室

(54) 日本語特別指導

- ① 目的 今後、国際化の進展が予想される中、「外国人にとって暮らしやすい地域社会を実現する」という方針のもと、日本語特別指導の充実を図る。
- ② 内容 区立小学校第1学年から区立中学校第3学年までの児童・生徒を対象にした通級型の日本語学級を蒲田小学校、蒲田中学校に設置する。集中的な初期指導、原則60時間、最大80時間を終了し、引き続き日本語特別指導が必要とされ、通級を希望する児童・生徒に指導を行う。80時間を上限とした集中的な初期指導は、対象児童・生徒の在籍校へ指導員を派遣する。
多言語にも対応し、日本語指導の質の向上を目指して、専門業者に指導員派遣を委託している。
日本語特別指導の在り方を協議するために、日本語指導検討委員会を設置し、よりよい日本語特別指導を推進する。
- ③ 沿革 昭和63年度から日本語指導、平成17年度から日本語特別指導の実施
平成21年度に小学校の日本語学級が認可
平成22年度に中学校の日本語学級が認可
平成30年度から初期指導の上限を60時間から80時間に増配置

(55) おおたのこどもポスター

- ① 目的 児童・生徒、教師、保護者の姿を示した「おおたのこどもポスター」を教室に掲示し、三者の果たすべきことを明確にする。児童・生徒が真剣に学び、教師が分かるまで教え、保護者が学びを支えることで、教室を「意欲あふれる学びの場」となるよう推進する。
- ② 内容 全ての区立小・中学校に配布し、各教室の前面上部に掲示する。
- ③ 沿革 平成24年12月に各学校に配布、平成26・28・30年度に追加配布
令和元年度以降は学級増や破損等があった際、学校の要望を受けて追加配布
令和7年度から、各学校の実態に応じた内容を検討した学校独自の「こどもポスター」を掲示し、年度末に更新の検討を実施予定

(56) 小・中学校使用教科書一覧

大田区教科用図書採択要綱に基づき、小学校・中学校の教科用図書は、下記を使用する。

<小学校・館山さざなみ学校>

種目名	教科書名	発行者名
国語	国語	光村図書出版
書写	書写	光村図書出版
社会	新編 新しい社会	東京書籍
地図	楽しく学ぶ 小学生の地図帳	帝国書院
算数	新編 新しい算数	東京書籍
理科	新編 新しい理科	東京書籍
生活	わくわくせいかつ・いきいきせいかつ	啓林館
音楽	小学生の音楽	教育芸術社
図画工作	図画工作	開隆堂出版
家庭	わたしたちの家庭科	開隆堂出版
保健	新・みんなの保健	Gakken
英語	CROWN Jr.	三省堂
特別の教科 道徳	道徳 きみが いちばん ひかるとき	光村図書出版

< 中学校 >

種目名	教科書名	発行者名
国 語	国語	光村図書出版
書 写	中学書写	光村図書出版
社会（地理的分野）	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	帝国書院
社会（歴史的分野）	新編 新しい社会 歴史	東京書籍
社会（公民的分野）	新編 新しい社会 公民	東京書籍
地 図	中学校社会科地図	帝国書院
数 学	新編 新しい数学 ～MATH CONNECT 数学のつながり～	東京書籍
理 科	新編 新しい科学	東京書籍
音楽（一 般）	中学生の音楽	教育芸術社
音楽（器楽合奏）	中学生の器楽	教育芸術社
美 術	美術	日本文教出版
保健体育	新・中学保健体育	Gakken
技術・家庭（技術分野）	技術・家庭 技術分野 テクノロジーに希望をのせて	開隆堂出版
技術・家庭（家庭分野）	技術・家庭 家庭分野 自立しともに支え合う生活へ	開隆堂出版
英 語	NEW CROWN English Series	三省堂
特別の教科 道徳	中学道徳 あすを生きる	日本文教出版

3 交通安全巡回指導

- (1) 目 的 こどもの交通安全を図るため、平成9年度から専任の交通安全指導員2名を配置して児童・生徒に交通安全意識を身に付けさせるとともに、自身でその場の状況に応じた正しい判断ができるようになることを目的として指導している。
- (2) 内 容 主に「歩行のルールや横断歩道の渡り方」「自転車の点検と正しい乗り方」「日常生活における交通安全・交通法規の確認」の3点を主眼に、実技・講義などを織り交ぜて児童・生徒が楽しく受講できるよう工夫して実施する。
- (3) 対 象 区立小・中学校の児童・生徒
- (4) 根 拠 大田区交通安全指導員設置要綱
- (5) 実 績 (令和6年度)

内 容	対 象	回 数	児童数
歩行訓練	小学校第1学年	58回	4,687人
自転車教室 (夏季休業期間含む)	小学校	59回	5,006人
下校指導	小学校	50回	3,864人
交通安全教室 (夏季休業期間含む)	小学校	102回	19,508人
	中学校	7回	1,001人
計		276回	34,066人

4 特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室（サポートルーム）を設置している。

特別支援教育は一人ひとりの障がいの特性や発達状況に応じてきめ細かな指導を行い、社会生活に必要な能力を最大限に伸ばすことを目標としている。

(1) 根拠法令 学校教育法第81条第2項、学校教育法施行規則第140条

(2) 事業内容

特別支援学級は、固定学級と通級指導学級がある。固定学級は知的障害学級に加え、令和6年度から自閉症・情緒障害学級を設置、通級指導学級は弱視・難聴・言語障害学級として設置している。

特別支援教室（サポートルーム）は、小学校は平成28年度から、中学校について令和3年度から全校設置となった。

(3) 特別支援学級設置数等（令和7年5月1日現在）

小学校・知的障害固定学級（16校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森第五	3	21	昭和33年11月1日
入新井第一	3	23	昭和29年4月1日
馬込第二	3	23	昭和37年4月1日
池上	4	28	昭和43年4月1日
池上第二	2	14	平成23年4月1日
東調布第一	5	35	昭和29年4月1日
雪谷	4	28	昭和32年10月1日
洗足池	4	26	平成27年4月1日
東糀谷	4	29	昭和35年4月11日
出雲	3	22	昭和44年4月1日
六郷	1	8	令和5年4月1日
西六郷	4	25	昭和36年4月18日
矢口西	4	26	平成31年4月1日
矢口東	3	24	昭和33年11月1日
蒲田	3	17	昭和29年6月14日
南蒲	2	10	令和5年4月1日
計	52	359	

小学校・自閉症・情緒障害固定学級（2校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森東	2	13	令和6年4月1日
嶺町	1	6	令和7年4月1日
計	3	19	

小学校・言語障害通級指導学級（4校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	2	26	平成25年4月1日
東調布第三	2	25	平成27年4月1日
北糀谷	2	23	平成7年4月1日
志茂田	3	45	昭和61年4月1日
計	9	119	

小学校・難聴通級指導学級（2校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
入新井第一	1	5	昭和37年5月7日
北糀谷	1	10	昭和52年3月8日
計	2	15	

小学校・弱視通級指導学級（1校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
東調布第三	1	4	昭和49年4月1日

中学校・知的障害固定学級（10校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
大森東	2	16	平成27年4月1日
大森第八	3	18	昭和42年4月1日
馬込	4	25	昭和42年4月1日
東調布	3	17	昭和33年11月5日
石川台	2	16	令和3年4月1日
羽田	2	13	昭和40年4月14日
六郷	2	13	平成25年4月1日
志茂田	3	20	昭和35年11月4日
矢口	2	12	平成31年4月1日
蓮沼	4	27	昭和31年4月1日
計	27	177	

中学校・自閉症・情緒障害固定学級（1校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
蒲田	2	14	令和7年4月1日

中学校・難聴通級指導学級（1校）

校名	学級数	児童数	設置年月日
御園	1	5	昭和57年4月1日

(4) 特別支援教室（サポートルーム）児童・生徒数（令和7年5月1日現在）

小学校（59校）

グループ	校名	拠点校	児童数
1	中富	※	16
	大森第四		35
	大森第一		18
2	大森東	※	7
	大森第五		9
	入新井第五		9
	入新井第一		7
3	梅田	※	32
	山王		12
	馬込第二		20
4	入新井第二	※	34
	開桜		21
	池上		17
	入新井第四		11
5	馬込第三	※	20
	馬込		40
	池雪		24
6	小池	※	11
	洗足池		11
	赤松		6
	清水窪		12
7	調布大塚	※	2
	田園調布		5
	雪谷		10
8	東調布第三	※	15
	久原		21
	松仙		22
9	嶺町	※	24
	東調布第一		18
	千鳥		16
10	多摩川	※	23
	矢口		25
	矢口西		17
11	志茂田	※	22
	相生		14
	矢口東		8
	道塚		28
12	おなづか	※	8
	池上第二		27
	徳持		10
13	六郷	※	15
	西六郷		19
	高畑		36
	南六郷		21
14	仲六郷	※	9
	東六郷		18
	新宿		15

グループ	校名	拠点校	児童数
15	羽田	※	16
	糺谷		12
	東糺谷		11
16	中萩中	※	13
	都南		13
	萩中		7
17	南蒲	※	25
	北糺谷		15
	出雲		29
18	東蒲	※	11
	大森第三		15
	蒲田		9
計			996

中学校（28校）

グループ	校名	拠点校	生徒数
1	大森第十	※	2
	馬込		3
	貝塚		5
	田園調布		
	雪谷		1
	大森第六		3
	石川台		2
2	東蒲	※	15
	大森第一		10
	羽田		10
	糺谷		7
3	大森第二	※	4
	大森東		20
	大森第八		12
	馬込東		6
	大森第四		9
	大森第三		17
4	蒲田		3
	御園	※	12
	東調布		5
	大森第七		11
	志茂田		17
	矢口		18
5	蓮沼		5
	安方		3
	南六郷	※	16
	出雲		9
計	六郷		5
			230

5 館山さざなみ学校

館山さざなみ学校は、ぜん息・肥満・病虚弱・偏食の児童が、健康及び栄養指導と規則正しい生活により健康の回復増進を図ることを目的に設置された。海と丘に囲まれた自然の中で、通常の教育課程も学ぶ全寮制の学校である。

施設は校舎・体育館・寄宿舍・食堂・プール・校庭等が同一敷地内に設けられ充実しており、職員は教職員のほか寄宿舍指導員、看護師等が配置されている。

(1) **根拠法令** 学校教育法第 72 条

(2) **所在地** 〒294-0223 千葉県館山市洲宮 768 番地の 117
電 話 0470(28)1811 F A X 0470(28)1812

(3) **入校条件** 区内に居住し、大田区立の小学校に通う第 3 学年から第 6 学年の児童

(4) **学級編制**

学級編制状況 (令和 7 年 5 月 1 日現在)

学 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
学級数	1	1	1	1	4
児童数	1	2	5	5	13

(5) **沿革**

昭和 11 年 7 月 岩井養護学園開園

昭和 14 年 7 月 宇佐美学園開園

昭和 22 年 4 月 両学園とも大田区立養護学園となる

昭和 58 年 4 月 両園を廃園とし新たに館山養護学校開校

平成 19 年 4 月 館山養護学校を館山さざなみ学校に校名変更

6 糺谷中学校 夜間学級

糺谷中学校夜間学級は、様々な事情で義務教育を修了（卒業）することができなかった人たちが教育を受ける場として、昭和 28 年 9 月 1 日に設置された。修了時には中学校卒業資格が得られる。

学習内容は中学校の 9 教科で、理解や習熟の程度等に応じて編制したクラスで授業を行っており、連合体育大会や社会科見学等は日曜日の昼間に行う等工夫している。また、給食を実施している。

(1) **所在地** 〒144-0034 東京都大田区西糺谷 3 丁目 6 番 23 号 電話 03-3741-4340

(2) **入学できる人** 15 歳以上で、義務教育を修了していない人や、様々な事情により実質的に義務教育を十分に受けられなかった人。学力、国籍は問わない。

(3) **授業時間** 午後 5 時 30 分～午後 8 時 55 分（1 日 4 時限）

(4) **授業料** 無料

令和 7 年 5 月 1 日現在の在籍者数

生徒数・学級数 (人) (クラス)

学年 性別	1 年	2 年	3 年	計
男	0	4	2	6
女	1	9	7	17
計	1	13	9	23
学級数	1	1	1	3

生徒の年齢構成 (人)

年齢 性別	15 歳～ 19 歳	20 歳～ 29 歳	30 歳～ 39 歳	40 歳～ 57 歳	58 歳 以上	計
男	5	0	1	0	0	6
女	8	3	1	3	2	17
計	13	3	2	3	2	23

7 日本語学級

区立小・中学校に就学している外国人及び帰国子女等で、日本語の理解が不十分な児童・生徒を対象とした通級学級。生活言語を学ぶ初期指導程度を終了した後、学習言語を学ぶことを目的として、東京都の認証を受け設置している。

(1) 対象

- ① 小学生で、日本語初期指導（上限 80 時間）程度を終了した児童
- ② 中学生で、日本語初期指導（上限 80 時間）程度を終了した生徒

(2) 指導期間

2 年間（小・中学校通算での上限）

※小学校在籍中に通級期間が 2 年に満たない場合で、さらに中学校でも通級を希望する場合は、中学校入学後にあらためて入級申請が必要である。

令和 7 年 5 月 1 日現在の在籍者数

校名 (設置年月日)	蒲田小学校 (平成 21 年 4 月 1 日)							蒲田中学校 (平成 22 年 4 月 1 日)			
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計
児童・生徒数	0	3	5	3	9	5	25	0	13	10	23
学級数	2						2	2		2	

8 就学援助費の支給

児童・生徒の保護者のうち、一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給する（生活保護法による教育扶助を受けている場合は、教育扶助として支給されている費目を除く。）。医療費についても援助の対象となっている疾病を治療した場合には、治療に要した費用を支給する。

(1) 根拠法令

教育基本法第 4 条、学校教育法第 19 条等

(2) 申請資格

大田区に居住し、小・中学校に通学している児童・生徒の保護者

(3) 令和 6 年度認定者数

認定者数 6,633 人（小学校 4,299 人・中学校 2,334 人）

令和 7 年度 小学校就学援助費目及び支給額 (単位：円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品 費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加費	修学旅行 参加費	卒 業 アルバム費	計
小 学 校	1	54,060	45,100	15,690	1,050					115,900
	2		45,100	18,880	1,050					65,030
	3		49,500	18,880	1,050					69,430
	4		49,500	18,880	3,150	240				71,770
	5		54,450	18,880	3,150	240	7,300			84,020
	6		54,450	18,880	3,150	240	7,600		11,000	95,320

令和 7 年度 中学校就学援助費目及び支給額 (単位：円)

学校	学 年	新入学 用品費	給食費	学用品 費	校外 授業費	クラブ 活動費	移動教室 参加費	修学旅行 参加費	卒 業 アルバム費	計
中 学 校	1	63,000	58,850	30,450	1,680		9,800			163,780
	2		58,850	34,410	1,680					94,940
	3		58,850	34,410	4,800			70,000	8,800	176,860

- 注1：費目には上記の他に体育実技費、通学費（特別支援学級のみ）、医療費がある。
注2：移動教室、修学旅行参加費、卒業アルバム費は限度額
注3：夜間学級は給食費 62,700 円。
注4：給食費無償化等、他の制度により保護者の負担がない場合は支給対象外。
注5：給食費については、物価高騰支援分を別途加算した金額を支給する。

9 就学、学級編制

(1) 就学

区立小学校 59 校、区立中学校 28 校の学校ごとに通学区域を定めており、当該児童・生徒の住所により就学する学校を指定している。指定校以外の学校への就学（指定校変更）については、申請理由及び当該校の児童・生徒数、学級数、施設保有数等を総合的に判断し、相当と認める場合は許可している。

① 根拠法令

学校教育法施行令第5条、大田区立学校設置条例、大田区立学校設置規則等

(2) 学級編制

学級編制基準に基づき、小学校の各学年は1学級 35 人、中学校の学年は1学級 40 人で学級編制を行っている。中学校第1学年については、東京都の 35 人学級対応加配の適用により、1学級 35 人での編制、又はティームティーチングや少人数指導での活用を図っている。

① 根拠法令

公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律、東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準

10 適正配置

児童のより良い教育環境を整備していくため、大田区立小中学校適正規模適正配置審議会からの答申を受け、平成12年度に第一次実施計画を策定し、平成14年度に統合を実施、平成15年11月に第二次実施計画を策定、公表し、平成17年度統合を実施した。

(1) 実施の内容

① 第一次実施計画に基づく統合(平成14年4月実施)

- ・羽田旭小学校を東糞谷小学校と羽田小学校に統合した。
- ・大森第二小学校と大森第六小学校を統合し、開桜小学校とした。

② 第二次実施計画に基づく統合(平成17年4月実施)

- ・蓮沼小学校と女塚小学校を統合し、おなづか小学校とした。
- ・北蒲小学校と蒲田小学校を統合し、蒲田小学校とした。

11 幼稚園

大田区の区立幼稚園は平成21年3月31日に9園全て廃園となった。

(1) 根拠法令

大田区立幼稚園条例、大田区立幼稚園条例を廃止する条例

1 2 校外施設

伊豆高原学園、休養村とうぶの校外施設は、区立小・中学校に在学する児童・生徒が、豊かな自然環境の中で集団生活を通じて、人間的な交流を広げ、自然とのふれあいや地域社会への理解を深めながら、心身共に健全で調和のとれた学習及び健康増進を促進するために、移動教室や夏季施設を実施する施設として設置されている。(平成 21 年度より対象学年を変更)

伊豆高原学園は、移動教室での利用が優先されるが、児童の利用しない期間に区民、社会教育団体も利用できる。休養村とうぶは、移動教室での利用が優先されるが、年間を通して区民も利用可能である。

	伊豆高原学園	休養村とうぶ
開 設	昭和 42 年 9 月 1 日	平成 10 年 8 月 12 日
所 在 地	静岡県伊東市八幡野 1154-3	長野県東御市和 6733-1
収容人員	260 人	340 人
運 営 費 (予算額)	(令和 7 年度)112,026,000 円	(令和 7 年度)17,454,000 円
職 員 数	PFI 法による選定事業者	指定管理者

- (1) **根拠法令** 伊豆高原学園・・・大田区立学校校外施設設置条例
休養村とうぶ・・・大田区休養村とうぶ条例

(2) 伊豆高原学園

伊豆半島東海岸の中ほどの静岡県伊東市に設置されている。平成 24 年度から 26 年度まで全面改築を実施した。一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

(3) 休養村とうぶ

雄大な自然に囲まれた信州・東御市に設置されている。ぶどう畑を見下ろし、千曲川が流れ、遠く美ヶ原や北アルプスが望める。

一般区民利用との併用施設で、区立小学校の児童が移動教室で利用する。

(4) 令和 6 年度利用実績

	伊豆高原学園			休養村とうぶ		
	児童	引率者	計	児童	引率者	計
移動教室	4,901	577	5,478	4,600	440	5,040
そ の 他	0	78	78	0	0	0
計	4,901	655	5,556	4,600	440	5,040

13 学校保健・安全

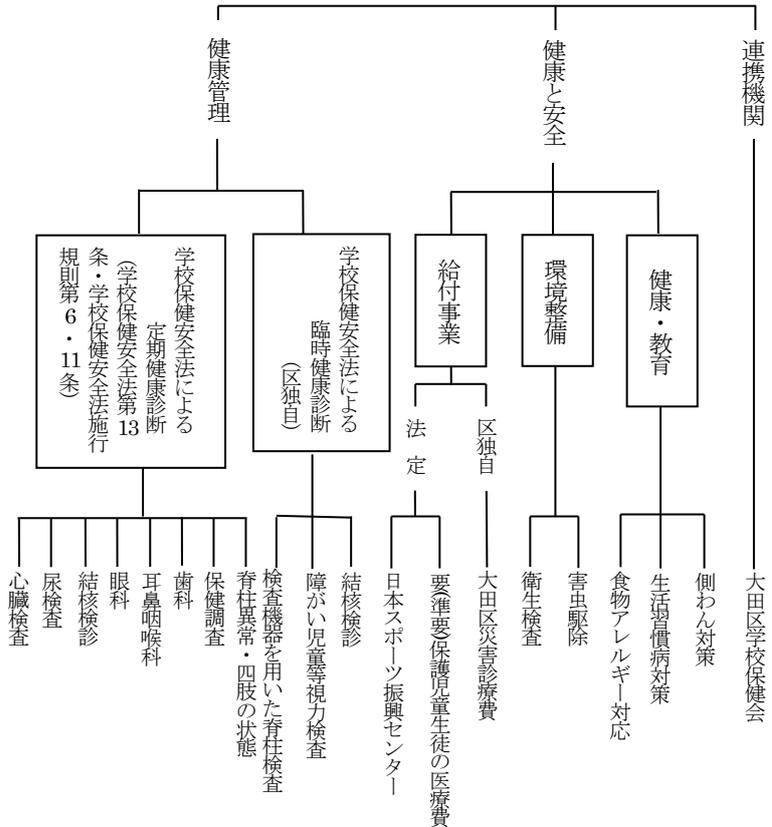
—学校保健事務概要—

社会生活の多様化は、こどもの健康と安全にも大きな影響を与えている。学校生活における「健康と安全」は、学校教育の発展に欠かすことのできないものであり、学校保健の充実がますます必要である。

大田区では、近年の学校保健の動向を踏まえ、学校、学校医、医師会、保護者と一体になってこどもたちの健康管理の充実や健康と安全の推進、保健活動の意識高揚のための啓蒙活動に努めている。

なお、過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成28年度から区立小・中学校の全児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

必須項目から削除されたぎょう虫卵検査は、検出率が低いため、平成28年度より実施していない。



(1) 定期健康診断

① 心臓検査

ア 対象

- 区立小・中学校第1学年児童・生徒
- 小学校第4学年児童で保健調査の結果リストアップされた者
- その他検査が必要とされた者

イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	精密検査 (受診者数)
令和6年度	8,503人	152人
令和5年度	8,572人	229人
令和4年度	8,700人	247人

② 尿検査

ア 対象

- 区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	一次検査 (受診者数)	二次検査 (受診者数)	三次検査 (受診者数)	事後指導 (実施校数)
令和6年度	39,841人	1,020人	85人	47校
令和5年度	40,120人	1,794人	513人	85校
令和4年度	40,441人	1,670人	467人	87校

※令和6年度に検査方法の変更があり、精度が上がったため三次検査受診者数減となった。

③ 結核検診

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	検査内容	受診者数
令和6年度	調査票による問診	40,133人
	精密検査	92人
令和5年度	調査票による問診	40,254人
	精密検査	99人
令和4年度	調査票による問診	40,615人
	精密検査	78人

④ 眼科

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	感染性 眼疾患	アレルギー 性眼疾患	その他の 眼疾患
令和6年度	39,331人	0人	636人	725人
令和5年度	39,540人	0人	908人	515人
令和4年度	39,822人	0人	488人	689人

⑤ 耳鼻咽喉科

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	耳疾患		鼻・副鼻腔疾患		咽喉頭 疾患	その他の 鼻咽喉 疾患
		中耳炎	その他の 耳疾患	アレルギー 性鼻 疾患	その他の 鼻・副鼻 腔疾患		
令和6年度	39,333人	45人	2,691人	1,207人	777人	95人	41人
令和5年度	39,632人	38人	2,637人	1,296人	699人	92人	45人
令和4年度	39,929人	14人	2,760人	1,173人	492人	69人	25人

⑥ 歯科

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	永久歯のう歯の内容		
		未処置歯数	う歯による 喪失歯数	処置歯数
令和6年度	39,320人	3,837本	234本	5,059本
令和5年度	39,564人	3,872本	219本	6,359本
令和4年度	39,833人	4,018本	317本	6,388本

⑦ 保健調査

児童・生徒の健康管理を充実したものとするため、保健調査や定期健康診断結果を集計・管理し、健康管理や保健指導に活用している。

⑧ 脊柱異常・四肢の状態の検査

過剰な運動や運動不足等、運動器に関わる問題の増加に対応するため、平成 28 年度から区立小・中学校の児童・生徒を対象に、定期健康診断に「四肢の状態」が必須項目として加わった。

ア 対象

区立小・中学校の児童・生徒

イ 受診者数

年度	受診者数	専門病院受診勧告人数
令和 6 年度	39,536 人	498 人
令和 5 年度	39,833 人	233 人
令和 4 年度	40,301 人	243 人

(2) 臨時健康診断

① 障がい児童等視力検査

ア 対象

定期健康診断時に行う通常の検査では、視力測定が不能な児童・生徒

イ 受診者数

年度	一次検査（スクリーニング） （受診者数）	精密検査 （受診者数）
令和 6 年度	0 人	0 人
令和 5 年度	0 人	0 人
令和 4 年度	1 人	0 人

② 結核検診

ア 対象

結核が多くまん延する国に一定の居住歴等があり、定期健康診断時以降に転入した区立小・中学校の児童・生徒

③ 検査機器を用いた脊柱検査

脊柱側弯症の発症は将来的な病気や障害につながる恐れがあるため、小中学校のうちからより高精度の検診を受け、早期発見につなげることで、児童・生徒の安心・安全な未来を守ることにつなげる。

ア 対象

区立小学校第 5 学年児童及び中学校第 2 学年生徒

(3) 給付事業

① 学校管理下の事故による疾病についての医療費等の給付

ア 根拠法令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法

イ 対象

学校管理下で災害にあった区立小・中学校の児童・生徒

ウ 実施方法

日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約の加入金を納付し、学校管理下での災害に対し医療費等の給付を行う。

エ 給付件数

年度	給付件数	給付金額
令和6年度	2,477件	24,512,793円
令和5年度	2,533件	21,974,340円
令和4年度	2,751件	21,058,886円

② 要（準要）保護児童生徒に対する医療費の援助

ア 根拠法令

学校保健安全法第24条、学校保健安全法施行令第9条

イ 対象

区立小・中学校に在籍する要（準要）保護の児童・生徒で学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた者

ウ 実施方法

要（準要）保護児童生徒医療券を医療機関の窓口に提示することにより、児童・生徒に係わる保険診療の自己負担分を援助する。

エ 延受給者数と援助金額

年度	延受給者数	援助金額
令和6年度	0人	0円
令和5年度	1人	18,870円
令和4年度	1人	23,810円

③ 区独自の給付事業

日本スポーツ振興センターの給付対象外の学校管理下の災害についても、大田区災害診療費を給付して、保護者負担の軽減を図っている。

(4) 環境整備

学校施設の環境衛生の維持・改善を図るため、学校環境衛生基準に基づき、教室等の空気環境の検査や学校プールの水質検査等衛生検査を実施している。衛生害虫等についても、児童・生徒等の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を実施している。

(5) 健康教育

① 生活習慣病対策

児童・生徒の肥満は、放置すると成人の肥満に移行し、高血圧、糖尿病、心機能障がい等、いわゆる生活習慣病をひきおこす一因となる。大田区では、講演会、こどもの健康づくり教室の開催等を通じて生活習慣病に関する知識の普及を行っている。

令和6年度実施事業

講演会の開催	年1回開催
《対象者》学校医、学校薬剤師、学校長、養護教諭、学校栄養士、PTA等学校保健関係者、区民等	

こどもの健康づくり教室	年2日開催（池上会館） 年9校開催（小学校） 年3校開催（中学校）
-------------	---

② 側わん対策

定期健康診断の検査項目に「四肢の状態」が追加されたことに伴い、平成28年度より脊柱異常と四肢の状態の検査を内科検診時に行っている。側わん症が疑われる場合には、保護者に周知啓発用リーフレットを配布し、整形外科の早期受診を促している。

1.4 学校保健統計

令和6年度 児童・生徒の体格平均値

学年	区分	身長 (cm)		体重 (kg)		
		男	女	男	女	
小 学 校	1年	全 国	116.7	115.8	21.4	21.0
		都	117.3	116.1	21.7	20.9
		大田区	117.1	116.0	21.5	21.0
	2年	全 国	122.6	121.8	24.2	23.7
		都	123.0	122.4	24.3	24.0
		大田区	123.3	122.1	24.5	23.7
	3年	全 国	128.5	127.7	27.6	26.9
		都	129.0	128.6	27.9	27.1
		大田区	128.8	128.3	27.6	27.2
	4年	全 国	134.0	134.1	31.2	30.5
		都	134.5	134.6	31.3	30.6
		大田区	134.6	134.3	31.4	30.5
	5年	全 国	139.7	141.1	35.2	35.0
		都	140.6	142.0	35.6	35.5
		大田区	140.4	141.3	35.7	35.0
	6年	全 国	146.0	147.8	39.6	40.1
		都	146.7	148.3	39.8	40.1
		大田区	146.8	148.2	40.2	40.1
中 学 校	1年	全 国	154.0	152.3	45.3	44.4
		都	154.6	152.9	45.6	44.3
		大田区	154.2	152.9	45.5	44.6
	2年	全 国	161.1	155.0	50.5	47.5
		都	161.9	155.5	50.9	47.0
		大田区	161.6	155.6	51.2	48.1
	3年	全 国	166.1	156.4	55.0	49.6
		都	166.5	157.1	55.0	49.3
		大田区	166.7	157.3	56.3	50.3

注：館山さざなみ学校、糶谷中学校夜間学級は含まない。

15 学校給食

児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を通じ、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために以下の目標の達成に努めている。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(1) **根拠法令** 学校給食法

(2) **対 象** 全ての区立小・中学校において実施

(3) **内 容**

① 給食費

人件費、施設設備費、維持費及び光熱水費を公費で負担し、食材料費のみを保護者負担として学校給食を運営している。

なお、保護者負担の給食費（食材料費）については、令和5年6月分から区が全額補助し無償化した。令和7年4月分から令和8年3月分についても無償化を実施している。

【1人当たりの給食費（平成29年4月1日改定）】

学年		項目	1か月当たりの給食費	1食単価
		低学年（1・2年生）	4,100円	235円
小 学 校	中学年（3・4年生）	4,500円	255円	
	高学年（5・6年生）	4,950円	280円	
中学生（1～3年生）		5,350円	320円	

② 給食実施回数

基本回数を小学校193回、中学校184回としている。

【年間の給食実施平均回数】

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
小学校	193回	193回	193回
中学校	184回	184回	184回

③ 栄養基準量

学校給食における食品構成（必要な栄養基準量をとるための食品とその目安）は、小学校では中学年を「1」とし、低学年「0.85」、高学年「1.15」、中学校は「1.3」としている。

学年		区分	エネルギー	たんぱく質	脂質	ナトリウム 量 (食塩相当)	カルシウム	マグネシウム	鉄	ビタミンA 量 (レチノール相当)	ビタミンB ¹	ビタミンB ²	ビタミンC	食物繊維	亜鉛
			kcal	%	%	g	mg	mg	mg	μg RAE	mg	mg	mg	g	mg
小学校	低学年	530	学校給食による摂取エネルギー 全体の13～20%	学校給食による摂取エネルギー 全体の20～30%	2未満	290	40	2.5	170	0.3	0.4	20	4以上	2	
	中学年	650			2未満	350	50	3	200	0.4	0.4	20	5以上	2	
	高学年	780			2.5未満	360	70	4	240	0.5	0.5	25	5以上	2	
中学生	830	2.5未満			450	120	4	300	0.5	0.6	30	6.5以上	3		

(4) 食物アレルギー対応基本方針

学校給食のより一層の安全・安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現を図るため「食物アレルギー対応基本方針」を平成25年8月に策定した。さらに文部科学省の指針等を踏まえ、除去食対応を基本とし、代替食の提供はしない等、平成31年4月1日付けで改正、様式等の見直しを行い、令和6年9月1日付けで一部改正した。

(5) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の対応

「国際都市おおた」の施策として、学校給食に諸外国の代表的な料理を取り入れ、その食文化に理解を深める取組を進めている。国際化に伴い、外国籍の児童・生徒に対する学校給食での宗教的な配慮が必要となっている。

給食時の対応については、食物アレルギー対応基本方針の改正に合わせ、様式を整備するとともに、具体的な取組事例を平成31年2月に全校へ周知した。

(6) 大田区立小中学校給食調理業務委託

「大田区事務事業等適正化計画」に基づき、小学校は平成13年度から28年度、中学校は平成8年度から11年度にかけて、順次民間事業者へ給食調理業務を委託し、平成28年度をもって全校業務委託を完了した。

(7) 招待給食会

学校給食や学校生活を通じて行っている児童・生徒の正しい食生活や健康のための取組について、地域住民に理解や関心を深めてもらい、地域社会との連携を図ることを目的に、学校行事として開催している。

16 学校施設の整備

学校が子どもたちの学習や生活の場であることや、地域のコミュニティ拠点であることを考慮し、安全で衛生的な学校施設を整備していく。

(1) 学校施設の改築

良好な教育環境を確保し、今後大量に見込まれる学校施設の改築を計画的に進める。

入新井第一小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅱ期）を計画どおり進める。・既存校舎解体工事を完了する。
東調布第三小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅱ期）を計画どおり進める。
赤松小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅱ期）を計画どおり進める。
田園調布小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅰ期）に着手する。
東調布中学校	<ul style="list-style-type: none">・実施設計を完了する。・仮設校舎建設工事を完了する。・既存校舎解体工事（Ⅰ期）に着手する。
矢口西小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事を計画どおり進める。
安方中学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅰ期）を完了する。・既存校舎解体工事に着手する。
馬込第三小学校	<ul style="list-style-type: none">・既存校舎解体工事を完了する。・校舎改築工事に着手する。
入新井第二小学校	<ul style="list-style-type: none">・校舎改築工事（Ⅰ期）を計画どおり進める。
北糀谷小学校	<ul style="list-style-type: none">・糀谷中学校と一体的に検討を行う。
馬込東中学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想・基本計画に着手する。
萩中小学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想着手に向けた検討を進める。
中萩中小学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想着手に向けた検討を進める。
出雲中学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想着手に向けた検討を進める。
石川台中学校	<ul style="list-style-type: none">・実施設計を完了する。・既存校舎（一部）解体工事に着手する。
大森第五小学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想・基本計画を完了する。
雪谷小学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想・基本計画を完了する。・基本設計に着手する。
糀谷中学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想・基本計画を完了する。
池雪小学校	<ul style="list-style-type: none">・事前調査に着手し完了する。
六郷中学校	<ul style="list-style-type: none">・基本構想・基本計画に着手する。
西六郷小学校	<ul style="list-style-type: none">・六郷中学校と一体的に検討を行う。

(2) 学校施設の改修

安全で快適な教育環境を確保するため、大規模な改修を計画的に実施する。

令和6年度実績

普通教室その他照明改修工事	徳持小学校、洗足池小学校、調布大塚小学校、大森第二中学校
体育館照明改修工事	池雪小学校、多摩川小学校、松仙小学校、出雲小学校、雪谷中学校
トイレ（棟別）改修工事	大森東小学校、西六郷小学校、矢口小学校、矢口東小学校

(3) 緑化の推進

地球にやさしいまちづくりとともに子どもたちの環境教育の充実を図るため、学校施設を活用した緑化を推進していく。

(4) 安全管理計画

学校保健安全法の規定に基づき、平成8年2月に学校安全管理計画を定めた。これは学校の施設設備に関する安全管理について必要な事項を定め、これを的確に実施することによって施設等に起因する事故を防止し、児童・生徒等の安全を確保することを目的としている。

学校内の全ての施設について、日常点検・定期点検・臨時点検を行い、点検の結果、異常又は危険を認めた箇所については使用禁止等の措置をした上で、学校・教育委員会が連携して直ちに必要な処置を講じている。

点検する時期・箇所・項目を包括的に定めることによって学校施設の統一かつ効果的な安全管理を実施している。

17 児童生徒の安全対策

(1) 学校緊急連絡システム

- ① 目的 緊急情報を児童・生徒の保護者、学校関係者にメールで配信することにより、こどもの安全・安心を確保するとともに、地域の防犯に対する意識の高揚を図る。
- ② 経緯 平成18年4月に、こどもに関する緊急連絡情報を迅速かつ正確に提供するため、区（防災課（当時））において保護者の携帯電話に電子メールを配信することも緊急連絡システムを導入した。平成20年4月からは、提供サービスを拡大し、区民安全・安心メールサービスへとシステムの変更を行った。
教育委員会は、当該システムを活用して学校緊急連絡システムを構築し、教育委員会、学校、保護者間の緊急時連絡用として、希望する関係者に対し、不審者等の情報及び緊急情報のメール配信を行っている。
- ③ 内容 学校緊急連絡システムで配信する内容は以下のとおり
ア こどもの安全に係る事件、事故等の発生、又はその発生の恐れがある情報
イ 学校等で行われる行事の実施、中止の情報
ウ 台風等による休校の情報
エ その他、学校長が連絡を必要と判断する情報
- ④ 対象 区立小・中学校の児童・生徒の保護者、区立小・中学校教職員、区立小・中学校関係者、教育委員会事務局職員
- ⑤ 参考 区民安全・安心メールサービスは、区（防災危機管理課）が運営しており、「防犯情報」「防災情報」「気象情報」「地震情報」「水防情報」「防災無線」の配信を行っている。登録者は希望に応じて各情報を選択受信することができる。なお、学校緊急連絡システムに登録を行うと、区民安全・安心メールサービスへの登録の有無にかかわらず「防犯情報」が自動的に配信される。

(2) 防犯ブザーの配付

- ① 目的 学校、保護者、PTA、地域等が実践している児童の見守り活動の一環として防犯ブザーを配付し、登下校時の防犯体制を強化する。
- ② 内容 区立小学校の児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により配付し、ランドセルへの装着等によって登下校時に携帯する。
- ③ 対象 区立小学校に入学する第1学年児童及び区立以外の小学校に通う区内在住の第1学年児童

防犯ブザー配付数（区立小学校の4月当初の一斉配付数）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度
個数	4,911 個	5,010 個	5,069 個

(3) 通学路防犯設備整備事業（通学路防犯カメラの設置）

- ① 目的 区立小学校の通学路に防犯設備（防犯カメラ）を設置することで、学校、保護者、PTA、地域等が実践している通学路における児童の見守り活動を補完し、防犯体制をさらに強化する。
- ② 内容 1校当たり原則5台の防犯カメラを全ての区立小学校の通学路に設置。

(4) 中学校防犯カメラ整備事業

- ① 目的 区立中学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、生徒の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。
- ② 内容 1校当たり防犯カメラ4台、モニター2台、レコーダー1台を平成30年度末までに全ての区立中学校に設置した。

(5) 小学校防犯カメラ整備事業

- ① 目的 区立小学校の校門付近に防犯カメラ等を設置し、児童の安全確保及び学校施設の安全管理の強化を図る。
- ② 内容 1校当たり防犯カメラ4台（館山さざなみ学校は5台）、モニター2台（館山さざなみ学校は3台）、レコーダー1台を令和3年度に設置した。

18 学校防災活動拠点事業

- (1) 目的 区立小・中学校を「学校防災活動拠点」と位置づけ、逃げ込む場所である「避難所」から「災害へ立ち向かう場所」として、情報収集・伝達や地域活動の支援機能を拡充させた地域の防災拠点への転換を推進する。
- (2) 内容 平成24年度から平成28年度にかけて全ての区立小・中学校を学校防災活動拠点として整備した。

19 教育センター

(1) 教育相談

① 教育相談

ア 目的 社会生活の複雑化や環境の変化に伴い、こどもの問題行動等が増加する等、こどもの生活の中で生ずる課題は多様化している。

教育相談（教職・心理職相談員）ではこどもに関わる様々な問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方等について助言等を行う。また、区立小・中学校等への訪問・ケース会議への参加等を通し、学校並びにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、学校不適應の解消等を目指した相談を実施する。

イ 対象 大田区在住の児童・生徒及び保護者等（令和6年度 相談員 24名）
ウ 件数

年度	来室相談	こども 電話相談	メール 相談	電話相談	SSWの 対応状況	つばさ教室 の相談	合計
6	6,746	47	18	2,119	3,484	2,801	15,215
5	7,652	45	27	2,372	2,973	2,891	15,960
4	7,104	37	17	2,114	3,158	2,623	15,053

注1：「メール相談」は、平成18年度から実施。教育センターでは、平成26年度から開始

注2：「SSWの対応状況」は、通話件数・学校訪問・家庭訪問・関係機関訪問の計

② 就学相談

ア 目的 心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施する。その中で心理検査や医学診察、学校・学級体験等を実施するほか、専門家の意見を聴取する機関である就学支援委員会を開催する。

イ 対象 大田区在住の幼児・児童・生徒及び保護者等（令和6年度 相談員 15名）
ウ 令和6年度相談等件数

電話	面談	医学診察	検査	学校体験	学校訪問	就学支援 委員会	合計
478	1,585	166	632	352	19	741	3,973

エ 令和6年度相談結果

(ア) 就学相談 小学校 490件 中学校 91件 合計 581件

就学先	特別支援学校						区立特別支援学級					通常学級 (継続相談)	通常学級 (取下げ)	その他		合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	小計	固定		通級指導					小計	転出		私立等
							知的障がい	自閉症・情緒	弱視	難聴	言語障がい						
小	0	2	54	8	0	64	47	0	1	1	0	49	354	9	13	1	490
中	0	0	3	1	0	4	54	11	0	2	0	67	13	3	4	0	91
計	0	2	57	9	0	68	101	11	1	3	0	116	367	12	17	1	581

注1：「通常学級」(継続相談)・・・相談後、通常学級に進んだが、継続して相談を行う児童・生徒

注2：「通常学級」(取下げ)・・・相談にかかったが、途中で相談を取り下げた児童・生徒

(イ) 転学・通級相談 小学校 592件 中学校 58件 合計 650件

就学先	都立特別支援学校						区立特別支援学級						その他	合計	
	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	小計	固定		通級指導			支援教室	小計		通常学級(継続・取下げ他)
							知的障がい	自閉症・情緒	弱視	難聴	言語障がい	サポートルーム			
小	0	1	2	1	0	4	37	16	1	1	52	378	485	103	592
中	0	0	4	0	0	4	4	6	0	0	0	36	46	8	58
計	0	1	6	1	0	8	41	22	1	1	52	414	531	111	650

③ つばさ教室

ア 目的

不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活改善のための相談指導(学習指導を含む。)を行い、学校への復帰を支援する。「池上教室」「蒲田教室」「羽田教室」「大森教室」「調布教室(令和7年5月開設)」の5教室を開設している。なお、平成29年度から東京都教育支援センター機能強化補助事業を活用し、学習用タブレット端末の導入を行っている。

イ 対象

大田区在住で小・中学校に在籍する小学校第4学年から中学校第3学年までの児童・生徒(令和6年度 相談員20名)

ウ 通室児童・生徒数及び進路状況(各年度3月31日現在)

年度(内訳)	全通室者数	小学生							中学生						
		通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路			通室者数	年度途中で		年度末通室者数	今後の進路		
			在籍校等復帰	退室		在籍校等復帰	継続	進学		在籍校等復帰	退室		在籍校等復帰	継続	進学等
6	247	59	2	5	52	9	18	25	188	0	9	179	32	74	73
池上	97	31	0	0	31	3	12	16	66	0	0	66	7	29	30
蒲田	37	4	0	1	3	1	0	2	33	0	2	31	12	4	15
羽田	61	12	0	1	11	3	3	5	49	0	1	48	3	24	21
大森	52	12	2	3	7	2	3	2	40	0	6	34	10	17	7
5	305	78	0	2	76	19	24	33	227	0	6	221	45	88	88
池上	115	29	0	0	29	8	8	13	86	0	3	83	27	22	34
蒲田	49	8	0	0	8	5	0	3	41	0	0	41	15	14	12
羽田	75	19	0	0	19	0	9	10	56	0	1	55	0	29	26
大森	66	22	0	2	20	6	7	7	44	0	2	42	3	23	16
4	272	55	2	2	51	17	12	22	217	10	7	200	60	78	62
池上	109	26	1	0	25	8	5	12	83	2	2	79	31	25	23
蒲田	47	10	0	1	9	7	1	1	37	0	0	37	15	11	11
羽田	65	9	0	0	9	0	6	3	56	1	2	53	3	33	17
大森	51	10	1	1	8	2	0	6	41	7	3	31	11	9	11

④ パARENTトレーニング

ア 目 的

発達障がい（ADHD、LD、ASDなど）のある児童の保護者を対象として、講義による一斉指導や個別相談会ではなくグループで意見を交わしながら、こどもとの関わり方を学ぶ学習会を開催する。保護者が我が子の行動と心と体の成長を正しく理解し、こどもとの好ましい関わり方を身に付け、こどもが家庭生活はもとより学校生活においても、より適切な行動ができるようになることを目的としている。

イ 令和6年度の状況

- ・Ⅰ期（4月26日～6月21日）
- ・Ⅱ期（7月5日～9月13日）
- ・Ⅲ期（10月4日～12月13日）

※受講者は、各期とも20名程度。スタッフは、心理相談員・教育相談員で8名。

⑤ スクールカウンセラーの配置

ア 目 的 いじめ、不登校等の未然防止や解決を図るため、専門的な経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小・中学校に配置し、学校内の教育相談体制の充実を図る。

イ 配置状況 全ての区立小・中学校に配置している（館山さざなみ学校にも配置）。

ウ スクールカウンセラー相談件数（各年度3月31日現在）

年度	小 学 校					中 学 校				
	児童	保護者	教員	その他	合計	生徒	保護者	教員	その他	合計
6	12,297	8,827	14,605	700	36,429	9,703	3,118	11,917	1,068	25,806
5	11,729	8,468	14,915	457	35,569	9,233	3,446	12,444	962	26,085
4	11,244	8,734	15,072	618	35,668	8,864	3,469	11,514	695	24,542

⑥ メンタルフレンドの派遣

ア 目 的 学校不適應の児童・生徒の学校生活への適應を支援するため、心理学や教育学を専攻している大学生・大学院生等をその家庭に派遣する。話し相手等のふれあいの活動の中で児童・生徒の自主性及び社会性を伸ばし、学校生活に適應するように援助する。

イ 対 象 不安、無気力及び孤立等の状態を示し、継続的に又は断続的に学校に登校できない区立小・中学校に学ぶ児童・生徒で、本人及び保護者が派遣を希望する者。3月末登録メンタルフレンド17名

ウ 派遣実績（各年度3月31日現在）

年度	派遣対象者（人）			訪問場所（人）			延べ派遣件数（件）		
	小学生	中学生	計	家庭	つばさ	計	小学生	中学生	計
6	10	10	20	3	17	20	206	254	460
5	5	12	17	3	14	17	104	283	387
4	3	11	14	1	13	14	104	306	410

(2) 教育図書室・教科書センター

① 目 的

区立小・中学校教職員等教育関係者の研究施設であるが、区民にも開放している。区立学校採

扱本、小学校から高等学校までの検定済み教科書、教育関係図書・雑誌・資料を収集及び展示する。

② 令和6年度の特徴

ア 記念誌、研究紀要の整理と充実

区内小・中学校全校から順次届いた冊子にラベルを貼り書架に展示した。研究授業等を予定している教員等が来て熱心に閲覧していた。

イ 新刊図書の購入

教育関係図書の購入時「新着図書の紹介」を校務支援システムで全校に配信した。また、「教育図書室だより」を毎月発行して、全校に新着関係雑誌を紹介し、貸出作業を行った。

ウ 教育図書室利用者数

年度	6	5	4	3
利用人数(延)	222	348	352	357
資料貸出数(冊)	334	459	376	433

- ・昭和40年頃からの小学校・中学校・高等学校用の教科書を常時展示している。
- ・教員が授業や校内研修の参考資料にするため、また区民が古い教科書を閲覧するために利用することが多い。

エ 「令和6年度教科書展示会」来場者数

実施日 令和6年6月1日(土)～6月30日(日)の30日間

会場 教育センター 科学室(3階)

来場者数(人)

区民等	校長・教員				教育委員 ・議員	その他	合計
	小学校	中学校	高等学校	その他学校			
108	11	96	2	1	3	12	233

- ・令和6年度は、中学校用(令和7年度から使用)の教科書が展示された。

20 幼児教育センター

大田区立幼児教育センターは、幼稚園、保育園、小学校及び家庭・地域がそれぞれの特性を活かしつつ連携を深め協働することを支援し、もって幼児教育の充実に資することを目的に活動する。

(1) 幼児教育

① 事業内容

ア 研修、連携

幼稚園教諭、保育士に対し専門的な研修を実施し、区内幼児教育機関職員のさらなる資質の向上を目指す。区内の幼児教育機関及び小学校、中学校間の交流・連携を推進することで幼児教育のより一層の充実を図る。

イ 相談、情報

幼稚園、保育園児及び在宅児を含めた全ての幼児を対象に、幼児教育に関する情報の提供、親子で参加する講座の開催、相談事業等に取り組み、幼児教育の視点から子育て家庭を支援する。

ウ 調査研究、啓発、連絡調整

幼児教育に関する調査研究をはじめ、幼児教育機関への有用情報の提供、啓発等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

② 令和7年度事業計画

ア 研修及び連携の推進

(ア) 目的

- a 区内幼児教育機関の保育者の資質の向上を図る。
- b 就学前児童が円滑に小学校生活へ移行できるような環境整備に努めるとともに、こども同士の異年齢交流による豊かな体験の場を増やすことでこどもの健全育成を図る。

(イ) 内容

- a 幼稚園教諭及び保育士の専門性を高めるための合同研修会及び保育園の園内研修を拡充するための支援を行う。
- b 保育園、幼稚園、小学校が幼児教育について相互理解を深めるために、研修会及び協議会を実施する。

(ウ) 対象

- a 幼稚園教諭、保育士、その他関係施設職員
- b 幼稚園教諭、保育士、小学校教諭

(エ) 実績 (令和6年度)

- a-1 幼稚園教諭・保育士合同研修会 5回開催
研修会テーマ

- ・インクルーシブな保育へ向かうために
- ・心を育てる保育環境
- ・みんなで楽しむつながりあそび・うた
- ・絵本を通じた言葉の育ちと学び
- ・主体的に学ぶ子ども

○幼稚園教諭・保育士合同研修会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	その他※	計
49	144	342	19	56	610

※その他は小規模保育所等の職員

- a-2 園内研修拡充支援事業 (公開保育研究協議会) 3回開催

幼児教育機関における、公開保育、外部講師による助言指導、参加保育士による協議会等が円滑に実施されるよう、幼児教育センターが支援を行った。これにより、幼児教育の実践を意識するとともに、各園の課題に即した密度の濃い学びの場となった。

○園内研修拡充支援事業 (公開保育研究協議会) 参加状況

参加園数及び参加人数			
1回	2回	3回	計
13園 14人	14園 14人	12園 13人	39園 41人

- a-3 幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会

幼児期の発達に即した運動の指導者を養成するため、一定の保育者に対して、こどもの脳機能と体の発達、適切な運動と生活リズムの効用、発達に即した効果的な運動指導の方法について理解を深める研修を実施した。

(1課程当たり初級編2回、中級編1グループ2回、中級編2グループ2回 開催)

○幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会 (初級編) 参加状況

初級編 参加人数		
1回	2回	計
96	88	184

○幼児期運動指導リーダー保育者養成研修会 (中級編) 参加状況

中級編1グループ 参加人数			中級編2グループ 参加人数			合計
1回	2回	計	1回	2回	計	
22	21	43	24	24	48	

- b-1 保幼小連携合同研修会 2地域に分かれ各1回開催
幼稚園、小学校の教諭及び保育士によるグループ討議を通して、機関同士で教育内容の相互理解を進め、交流連携の重要性について共通認識を深めた。

○保幼小連携合同研修会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	小学校	計
19	32	93	5	51	200

- b-2 保幼小連携運動遊び指導者研修会 2地域に分かれ各1回開催
幼児期から小学校低学年に共通する「運動遊び」の指導方法についての研修を実施した。

○保幼小連携運動遊び指導者研修会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	小学校	計
10	20	62	0	39	131

- b-3 保幼小地域連携協議会 14地域にて開催
児童の就学に際しての学習環境の整備を図るため、保幼小間における情報連携会議を開催した。

○保幼小地域連携協議会参加状況

参加人数					
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	小学校	計
147	113	344	32	246	882

- b-4 スタートカリキュラム研修会 1回開催
小学校第1学年を担当する教諭がスタートカリキュラムの意義と、その有用性を指導に活かすことによって、就学後の第1学年児童が安心して小学校生活を過ごし、学習への意欲を高めることを目的に、指導課と連携して開催した。

○スタートカリキュラム研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所 ほか	計
62	16	28	77	2	185

- b-5 アプローチカリキュラム研修会 1回開催
小学校教諭、幼稚園教諭、保育士が連携し、幼児教育関連機関におけるアプローチカリキュラムの意義とその有用性を指導に活かすことによって、就学後の1年生が安心して小学校生活を過ごし、学習への意欲を高めることを目的として開催した。

○アプローチカリキュラム研修会参加状況

参加人数					
小学校	私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	計
30	11	26	80	7	154

イ 幼児教育相談・情報提供・家庭教育支援講座の実施

(ア) 目的

- a 子育て上の悩みの相談に応じることで、保護者の子育ての負担軽減を図る。保護者及び幼児教育機関からの幼児の発達や行動に関する相談に応じることで、日々安定した保育や就

学前教育から小学校教育に向けての円滑な接続を支援する。

- b 保護者が適切な幼児教育情報を享受し、心にゆとりをもった子育てができるように支援する。幼児教育機関の連携促進のため、職員向けに関連情報を発信する。
- c 保護者が家庭教育の重要性を認識し、こどもの発達や遊びについて理解を深め、自信を持ってこどもに関わることができるよう働きかけることで子育て家庭を支援する。

(イ) 内 容

- a 教育センター内に幼児教育相談員を配置し、電話・来室での相談とともに、幼児教育機関の要請に応じて、施設への訪問相談を実施する。
- b 保護者及び幼児教育機関に向け、幼児教育や子育てに関する情報誌を発行する。
- c こどもの発達に応じた親子で楽しめる講座を開催する。

(ウ) 対 象

幼児及びその保護者、幼稚園・保育園等の保育者

(エ) 実 績 (令和6年度)

a 幼児教育相談

○電話来室相談状況

(単位:件)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相 談	電話	20	15	17	15	14	17	13	10	4	11	9	13	158
	来室	12	11	11	14	10	14	13	14	8	9	9	11	136
	計	32	26	28	29	24	31	26	24	12	20	18	24	294

○訪問相談状況

機関種別	訪問施設数	訪問回数	被相談者数(延べ)
幼 稚 園	18	47	136

b 保護者及び幼児教育機関向け情報誌の発行

○情報誌発行状況

幼児教育センター情報誌 STEP—UP	年3回 発行	各回1,500部 (各回約485 施設へ送付)	教育機関向けに発行する情報誌。 開催した研修会の内容を掲載し、保育者のスキルアップを図るとともに、小学校1年生への支援活動を報告し、就学前から小学校への円滑な接続のための情報発信を行った。
幼児教育センターだより	年1回 発行	21,000部 (関係機関を 通して保護者 に配布)	乳幼児の保護者向けに発行する情報誌。 「こどもたちの言葉」をテーマに、言葉による伝え合いや言葉の獲得と成長などについて、情報発信を行った。

c 家庭教育支援講座 3回実施 参加人数:親子120人、参観保育者24人

親子で楽しみながら行う運動遊びを体験してもらうとともに、幼児期における運動習慣、健全な生活習慣、食習慣等の在り方やその重要性の啓発を行った。

ウ 調査研究・啓発、幼児教育振興施策の推進、連絡調整機能の発揮

(ア) 目 的

- a 就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る工夫について考察を進めながら、保幼小の交流情報を収集し関係機関に情報提供する等により幼児教育の充実を図る。
- b 幼稚園、保育園、小学校の連携を図るとともに、「大田区幼児教育振興プログラム」の施策を推進するため、施策の総合的な検討・調整を行う。
- c 関係機関との連携を強化し、幼児教育に関する施策の円滑な実施を図る。

(イ) 内 容

- a 小学校第1学年の学級支援に携わりながら、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図る指導の工夫について考察を進め、考察結果を関係機関に情報発信する。
- b 幼児教育機関連絡協議会の事務局として会議の運営を務める。
- c 連絡会議及び関係機関主催の研修会等に積極的に参加する。

(ウ) 実績 (令和6年度)

- a 第1学年学級への支援活動の実施 (円滑な接続のための調査研究活動)

○第1学年学級支援活動実施状況

訪問学校数	5校
年間訪問回数(延べ)	177回

- b 幼児教育機関連絡協議会 1回開催

委員数9人(教育総務部長、教育総務課長、幼児教育センター所長、
保育サービス課長、中学校長代表、小学校長代表、区立保育園代表、
私立幼稚園代表、私立保育園代表)

- c 関係機関との連絡会議等への積極参加

○連絡会議等への参加状況

こども発達センターわかばの家との個別協議会 1回
要保護児童対策地域協議会実務者会議(こども家庭支援センター主催) 5回

○指導課主催特別支援教育研修会参加へのコーディネート

エリアネットワーク研修会参加人数						
私立幼稚園	区立保育園	私立保育園	認証保育所	児童館	その他	計
7	21	39	2	1	7	77

※その他は小規模保育所等及び区関係所属の職員

2.1 私学行政

(1) 私学行政

① 事業内容

ア 私立幼稚園等

設置者、保護者への助成を通じ、幼稚園に就園しやすい環境整備を行うとともに私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育内容の充実を図る。

イ 私立専修学校各種学校

新設・変更等に関わる許認可事務を通して、私立専修学校各種学校の健全な運営を図る。

② 令和7年度事業計画

ア 私立幼稚園等園児保護者補助金

(ア) 目的 幼児教育無償化の制度である子育てのための施設等利用給付に加え、保護者負担軽減補助金等を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

(イ) 内容

補助金名	根拠法令
入園料補助金	大田区子育てのための施設等利用給付兼私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱
保護者負担軽減補助金	
子育てのための施設等利用給付	

私立幼稚園等園児保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		歳出		歳出	
入園料補助金	大田区に住民票を有し、私立幼稚園等に3、4、5歳児を就園させている保護者	人数	金額	人数	金額
		1,694	220,220	1,935	251,550
保護者負担軽減補助金	同上 所得により補助金額が異なる	人数	金額	人数	金額
		4,865	676,321	5,211	574,058
子育てのための施設等利用給付	同上 所得制限なし	人数	金額	人数	金額
		3,964	1,235,418	4,289	1,367,883
保護者補助金合計			2,131,959		2,193,491

イ 私立幼稚園設置者補助金

(ア) 目的 私立幼稚園の設置者に補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内容及び根拠法令

振興費補助金	【大田区私立幼稚園振興費補助金交付要綱】
特別支援教育事業費補助金	【大田区私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱】
園児健康管理費補助金	【大田区私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱】
教材・園具補助金	【大田区私立幼稚園教材・園具補助金交付要綱】
幼児教育研究会事業費補助金	【大田区私立幼稚園幼児教育研究会事業費補助金交付要綱】
預かり保育事業費補助金	【大田区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱】
多様な他者との関わりの機会の創出事業	【大田区私立幼稚園多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金交付要綱】
地域子育て支援拠点事業	【大田区私立幼稚園等における地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱・実施要綱】

私立幼稚園設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		園数	金額	園数	金額
振興費補助金	大田区内私立幼稚園	32	244,806	46	147,503
		人数	金額	人数	金額
特別支援教育事業費補助金	特別な支援を要する園児が就園している大田区内私立幼稚園	272	108,800	291	116,400
		人数	金額	人数	金額
園児健康管理費補助金	大田区内私立幼稚園	927	2,837	4,840	14,810
		園数	金額	園数	金額
教材・園具補助金	大田区私立幼稚園連合会	46	36,612	46	47,332
		金額	金額	金額	金額
幼児教育研究会事業費補助金	大田区私立幼稚園連合会	4,000		4,000	
		園数	金額	園数	金額
預かり保育事業費補助金	預かり保育を実施している大田区内私立幼稚園	24	26,600	33	34,700
		園数	金額	園数	金額
多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	事業を実施している大田区内私立幼稚園	25	382,926	12	126,448
		園数	金額	園数	金額
地域子育て支援拠点事業	事業を実施している大田区内私立幼稚園	1	16,123	—	—
		設置者補助金合計		822,704	

ウ 外国人学校補助金

(ア) 目的 外国人学校設置者や在籍する児童の保護者に補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、外国人学校の振興と健全な運営を図る。

(イ) 内容

a 外国人学校保護者補助

外国人学校保護者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		人数	金額	人数	金額
外国人学校保護者補助金	外国人学校に在籍する生徒等の保護者	84	11,088	66	8,712
多様な集団活動事業の利用支援事業	事業を実施している施設に在籍する幼児の保護者	13	3,120	—	—
外国人学校保護者補助金合計			14,208		8,712

b 外国人学校振興事業

外国人学校設置者補助金予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		校数	金額	校数	金額
外国人学校振興費補助金	大田区外国人学校振興費補助金交付要綱で定めた区内外国人学校	—	0	—	0

エ 私立幼稚園入所者支援給付

(ア) 目的 大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等に運営費の給付を行い、子ども・子育て支援法に基づき、地域における幼児期の子育て支援の量の拡充と質の向上を図る。

(イ) 内容

a 私立幼稚園運営費

補助金名	根拠法令
私立幼稚園運営費	子ども・子育て支援法 大田区子ども・子育て支援法施行規則

私立幼稚園運営費予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		園数	金額	園数	金額
私立幼稚園運営費	大田区在住園児が就園している区内外の施設型給付を受ける私立幼稚園等	14	903,626	13	772,970

b 一時預かり事業（幼稚園型）

補助金名	根拠法令
一時預かり事業（幼稚園型）	子ども・子育て支援法 大田区一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱

一時預かり事業（幼稚園型）予算対比表

(単位：千円)

補助金名	支給対象等	令和7年度		令和6年度	
		園数	金額	園数	金額
一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等	20	233,955	12	157,633

2 2 社会教育に関する事務の権限及び執行

(1) 大田区教育に関する事務の職務権限の特例

平成 27 年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校教育における体育に関することを除く。）、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）は、区長が管理し、執行することとした。これにより、スポーツ推進事業及び文化関連事業は、観光・国際都市部（現在は、地域未来創造部）に移管した。

(根拠) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
大田区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(2) 教育委員会の権限に属する事務の補助執行

平成 27 年度から、青少年を取り巻く諸課題に対して総合的に取り組むため、また地域力のさらなる活用により生涯学習施策の充実を図るため、青少年育成及び生涯学習関連事業を区長の職務権限として地域力推進部（現在は、地域未来創造部）に移管した。そのうち社会教育法等に基づく成人教育、青少年教育、社会教育関係団体の指導助言に関する事務は、教育委員会の権限に属する事務として地域未来創造部が補助執行している。具体的には、生涯学習講座（旧おおた区民大学）、まなびバ（日本語読み書き教室）、生涯学習人材育成、青少年リーダー講習会、ユネスコ活動、社会教育関係団体の指導助言である。

(根拠) 社会教育法
地方教育行政の組織及び運営に関する法律
大田区教育委員会の権限に属する事務の補助執行等に関する規則

社会教育・社会体育事業の移管・執行先

事業名	移管先
生涯学習情報の提供・生涯学習相談	地域未来創造部 地域力推進課
生涯学習人材育成（講座・活動支援）	
団体活動ステップアップ講座	
区民プロデュース講座	
生涯学習講座（旧おおた区民大学）	
まなびバ（日本語読み書き教室）	
社会教育関係団体	
生活学校	
ユネスコ活動	
青少年健全育成	
青少年交流センター	
心身障がい児交流促進事業	福祉部 障がい者総合サポート センター
若草青年学級	
コスモス青年学級	
大田区文化祭	地域未来創造部 文化芸術推進課 スポーツ推進課
大田区百景	
郷土博物館	
スポーツ推進事業	
体育施設（大田区総合体育館・大森スポーツセンター）	

2 3 教育地域力の推進

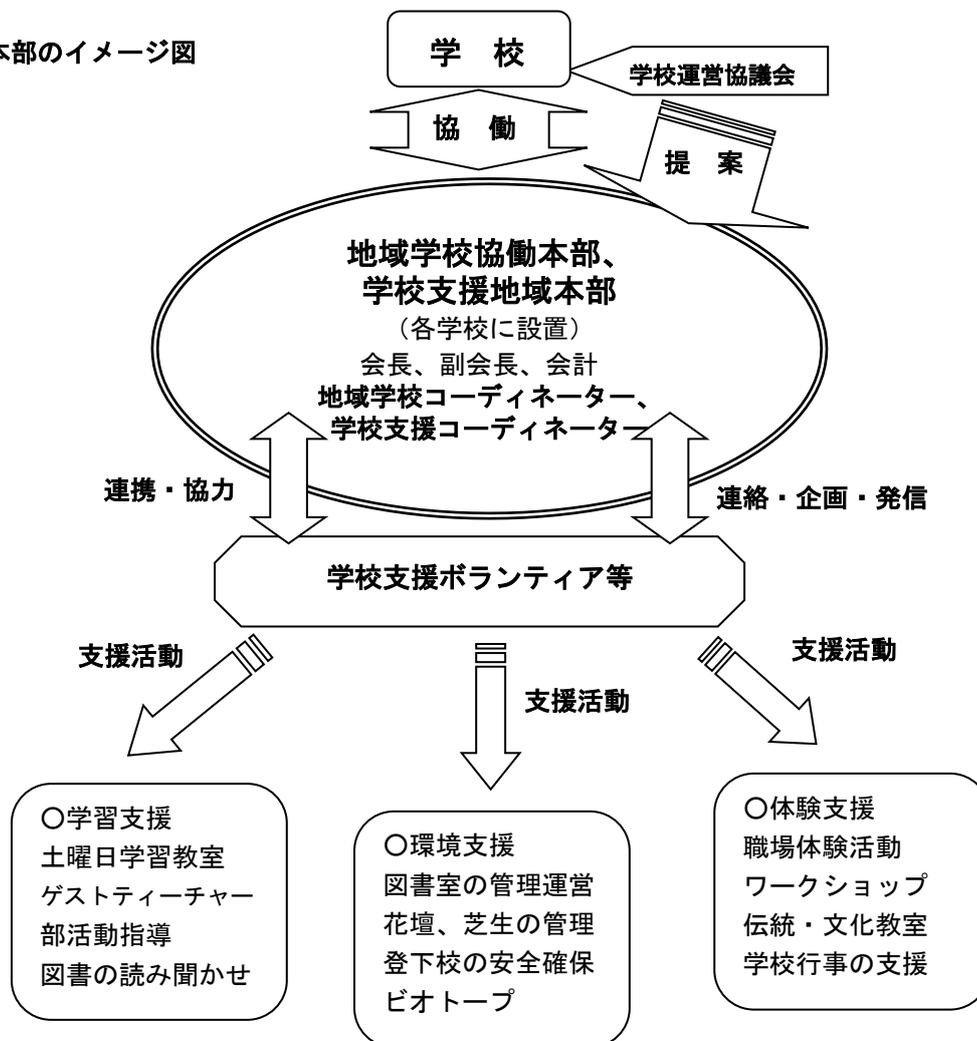
(1) コミュニティ・スクールの推進

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、地域とともにある学校を目指し、令和 3 年度のモデル事業を経て、令和 4 年度に 5 校、令和 5 年度に 14 校、令和 6 年度に 17 校、計 36 校の区立小・中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校をいう。）を導入した。学校運営協議会は、地域住民や保護者などから構成され、学校運営の基本方針の承認、学校運営全般や教職員の任用に関する意見を述べる権限を持ち、地域の声を活かして地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。

(2) 地域学校協働本部・学校支援地域本部（地域学校協働活動の推進）

学校の教育活動の一層の充実のため、地域全体で学校を支援する仕組みとして、区内の区立小・中学校に地域学校協働本部（コミュニティ・スクール未導入校は学校支援地域本部、以下「本部」という。）を設置している。本部には地域学校コーディネーター（コミュニティ・スクール未導入校は学校支援コーディネーター）を置き、学校の要望や学校運営協議会の提案を受け、ボランティアとの連絡調整等を行う。補習教室等の学習支援、図書室の整理等の環境支援、地域の伝統・文化を学ぶ等の体験支援等、様々な活動を通して学校を支援する。

① 本部のイメージ図



② 新任コーディネーター研修

ア 目的 新任コーディネーターを中心に、講義・グループワーク等を実施し、コーディネーターの役割等について理解を深める。

イ 実績(令和6年度) 参加者 47名

③ コーディネーター研修・交流会

ア 目的 コーディネーターのスキルアップを図るため、講義・グループワーク等を実施し、本部の活動をより一層充実させる。また、コーディネーター同士の情報交換やネットワーク構築の一助となるよう交流会を合わせて実施する。

イ 実績(令和6年度)

コロナ渦で停滞した活動の活発化に資する交流会を3回実施した

第1回 17名 第2回 22名 第3回 15名

④ 学校支援ボランティアと本部との連携

ア 目的 教育委員会に登録されている様々な知識や技術を持つ地域の人材を本部でも活用できるように、学校のほか各本部にも情報提供を行い、活動の多様化を図る。

イ 実績 登録ボランティア数 16名(令和7年3月末)

(3) 家庭・地域教育力の向上

① 家庭・地域教育力向上支援事業 家庭教育学習会講師派遣

ア 目的 家庭や地域の教育力を向上させるため、PTAや保護者の会が行う子育てや教育に関する学習会に講師を派遣し、身近な場所での学習会の開催を支援します。

イ 対象 区立小・中学校PTA又は保護者の会

ウ 根拠 大田区家庭・地域教育力向上支援事業 家庭教育学習会講師派遣要領

エ 実績(令和6年度)

実施団体 8団体 8講座 (内訳 PTA5、保護者の会3)

参加者 475人 保育付講座 1講座

講演会・学習会のテーマ

・「聴く力」を育てるセミナー

・どう向き合う？障害児者の性教育

・未来を生きるこどもたちに伝えたい「金融・経済」の学びとは など

② 家庭・地域教育力向上支援事業 家庭・地域教育力向上支援事業補助金

ア 目的 区立小・中学校のスクールサポート(地域学校協働本部)がPTAと協働して行う家庭教育支援事業を補助することによってコミュニティ・スクールの推進を図り、地域の特色や課題に応じた家庭教育学習会を開催します。

イ 対象 スクールサポート(地域学校協働本部)

ウ 根拠 大田区家庭・地域教育力向上支援事業補助金交付要綱

エ 実績(令和6年度)

実施団体 1団体 1講座

参加者 48人

講演会・学習会のテーマ

・地域で家庭教育を語ろう～学校運営協議会と地域の交流づくり～

③ 家庭教育学習会

ア 目的 こどもたちの健やかな成長を目指して、家庭の教育力向上を図るため、保護者が家庭教育について学ぶ機会及び情報の提供を行う。

イ 実績(令和6年度)

(ア)学校デビュー応援プログラム(入学前)

テーマ 「小学校入学に備えて、親子で心の準備をしよう！」

6講座(小学校6校 東糞谷小・田園調布小・池上第二小・

矢口小・大森第一小・小池小)で実施

対象 次年度小学校入学予定児と保護者

参加者 保護者 458人 年長児 359人 保育 38人

(イ)入学後のプログラム

テーマ「小学生と向き合う感情のコントロール」

対象 小学校1年生から3年生のこどもの保護者

参加者 30人 保育2人

(ウ)『家庭教育リーフレット』の発行

対象 区立小学校入学予定児の家庭数

④ 家庭教育講演会

ア 目的 家庭の教育力向上を図るため、講演会を開催し、家庭教育について学ぶ機会を提供する。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者

ウ 実績(令和6年度)

テーマ「子育ての3つのヒント」

参加者 35人 保育3人

⑤ 家庭教育の手引き

ア 目的 こどもの教育に関する不安の解消や、家庭の教育力の向上のため、保護者がこどもと向き合うためのヒントをまとめた手引きを発行し家庭教育の支援を行う。

イ 対象 小学生以上の児童・生徒の保護者等

ウ 実績(令和6年度)

『子育ての3つのヒント～家庭教育の手引き～』

小学校入学予定児の就学時健康診断にて配布

⑥ 家庭教育コラム

ア 目的 おおたの教育や大田区ホームページ、SNS等を通じて家庭教育に関する情報を提供し、学習機会への参加が困難な保護者への家庭教育支援を行う。

イ 実績(令和6年度) 2回発行

テーマ「こどものおこづかいはどうしている？キャッシュレス時代の見えないお金とその関わり その2～こどもも親も共に学ぼう～」

「怒りはニセモノ？わたしの本音を見つけよう

～今すぐ実践！正しい怒り方～」

⑦ PTA研修会

ア 目的 PTA活動の基礎知識を学び、充実させるための研修会の開催を支援する。

イ 対象 区立小・中学校PTA会員

ウ 実績(令和6年度)

- (ア) 『P T Aリーフレット』発行 10,300 部
 (英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版、ネパール語版、ベトナム語版は大田区ホームページに掲載)
- (イ) 小学校P T A研修会(新任役員研修会) 1回 参加者数 178 人
 テーマ 「明日から使えるP T Aの歩き方～P T A探検隊～」
 「元P T A会長のお話 『P T A』に関する10のこと」
 講師 岡田 憲治氏(専修大学法学部 教授)
- (ウ) 中学校P T A研修会(全体研修会) 1回 52 人
 テーマ 避難所運営のレクチャーとワークショップ
 「その時、P T Aに何が求められるのか、何ができるのか!？」
 講師 日本赤十字社東京都支部 防災教育事業指導者

(4) 社会教育の推進

社会教育に関する事務については、補助執行も含め複数の部で取り組んでいるが、その歴史やこれまでの実践について分かりやすく周知するため「社会教育コラム」を大田区ホームページ、SNSを通じて発信する。

2.4 学校施設活用

区立小・中学校の体育館、校庭、会議室等を社会教育その他公共のために活用することにより、区民の学習、文化及びスポーツ等の地域活動の振興を図る。

(1) 学校施設の地域開放

- ① 目的 区民の学習・文化・スポーツ活動のために、学校教育に支障のない範囲で、小・中学校の校庭や体育館、特別教室、生涯学習兼地域集会室等学校施設の開放を促進する。
- ② 対象 5名以上で構成する区内在住・在勤・在学の団体
- ③ 根拠 大田区立学校施設の活用に関する条例
 大田区立学校施設の活用に関する条例施行規則・同実施要綱
- ④ 実績(令和6年度)

施設別	回数(回)	人員(人)
小学校計	35,265	1,052,661
中学校計	13,046	294,987
総計	48,311	1,347,648

(2) 学校開放事業

① 校庭等開放

- ア 目的 こどもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、小学校の校庭等を開放し、自由で安全な遊び場を提供する。
- イ 対象 小学校の通学区域の児童・幼児とその保護者
- ウ 根拠 大田区校庭等開放実施要綱
- エ 実績(令和6年度) 実施校 38校 延日数 737日 延利用者数 21,921人

② スポーツ開放

- ア 目的 地域住民の余暇の善用と体力づくりを図るため、小学校の体育館を開放しスポーツ活動の場を提供する。

イ 対象 小学生以上の区内在住・在勤者
ウ 根拠 大田区学校体育館スポーツ開放実施要綱
エ 実績(令和6年度) 実施校 22校 延日数 578日 延利用者数 11,171人

25 放課後居場所づくりの推進

児童の健全育成の場として、区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所づくりを推進している。居場所づくりに当たっては、学童保育事業(学校内学童)及び放課後こども教室事業を一体的に実施し、名称を「放課後ひろば」としている。

なお、学校施設の状況等により放課後こども教室事業を先行して実施している学校がある。

今後は、放課後の児童の安全・安心で充実した居場所づくりに向けて、学校と緊密な調整をしながら、学校内学童と放課後こども教室の一元的かつ一体的な放課後ひろば事業の整備を推進していく。

(1) 学校内学童

- ① 目的 区立小学校の施設を活用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
- ② 対象 保護者の就労等により、放課後や学校休業日に保育が必要な児童
- ③ 実績(令和6年度) 実施校 52校
- ④ 令和7年度実施校 54校(令和7年7月1日時点)

(2) 放課後こども教室

- ① 目的 区立小学校の施設を活用して、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育む。
- ② 対象 当該小学校の全児童
- ③ 実績(令和6年度) 実施校 59校

④ 令和7年度実施校 59校(令和7年7月1日時点)

放課後ひろば 54校

大森第四小学校	中富小学校	大森第一小学校	開桜小学校
大森第三小学校	大森東小学校	入新井第五小学校	入新井第一小学校
山王小学校	馬込小学校	馬込第二小学校	馬込第三小学校
梅田小学校	池上小学校	池上第二小学校	徳持小学校
入新井第二小学校	入新井第四小学校	東調布第一小学校	調布大塚小学校
東調布第三小学校	嶺町小学校	久原小学校	松仙小学校
池雪小学校	洗足池小学校	赤松小学校	清水窪小学校
糶谷小学校	東糶谷小学校	北糶谷小学校	羽田小学校
都南小学校	萩中小学校	中萩中小学校	出雲小学校
六郷小学校	西六郷小学校	高畑小学校	仲六郷小学校
志茂田小学校	東六郷小学校	南六郷小学校	矢口小学校
矢口西小学校	多摩川小学校	相生小学校	矢口東小学校
おなづか小学校	道塚小学校	蒲田小学校	南蒲小学校
新宿小学校	東蒲小学校		

放課後こども教室単独 5校

大森第五小学校	田園調布小学校	千鳥小学校	小池小学校
雪谷小学校			

2.6 放課後こども教室における自主学習支援

- ① 目的 児童の学習習慣の定着と基礎学力向上のため、宿題や自主的な学習の支援・指導を行うことで、こどもたちの学びたいという意欲を育てる。
- ② 内容 専門の支援員が児童の宿題や自主的な学習の支援・指導を行う。
- ③ 対象 以下実施校の放課後こども教室利用児童
- ④ 令和7年度実施校 6校

中富小学校	大森東小学校	松仙小学校	赤松小学校
羽田小学校	相生小学校		

27 図書館

(1) 図書館の概要

図書館は、図書館法に基づき、区民ニーズに対応した資料や情報を提供し、区民の学習や文化活動等社会教育の充実を図ることを目的としている。

大田区立図書館は、現在 16 館体制で運営し、大田図書館を除いた地域図書館に指定管理者制度を導入している。ほかに、大田文化の森情報館（図書館同種施設）と田園調布せせらぎ館に図書サービスコーナーがある。

[図書館施設の概要]

図書館名	所在地	電話	床面積 (㎡)	開館年月	座席数
大田	田園調布南 25-1	3758-3051	2,151	昭和 45 年 6 月	167
大森南	大森南 1-17-7	3744-8411	1,199	昭和 51 年 11 月	147
大森東	大森東 1-31-3-104	3763-9681	1,250	昭和 57 年 5 月	165
大森西	大森西 5-2-13	3763-1191	1,201	昭和 61 年 8 月	113
入新井	大森北 1-10-14	3763-3633	1,015	昭和 49 年 8 月 平成 23 年 3 月移転	138
馬込	中馬込 2-26-10	3775-5401	1,608	昭和 46 年 5 月	290
池上	池上 6-3-10	3752-3341	1,026	昭和 31 年 6 月 令和 3 年 3 月移転	152
久が原	久が原 2-28-4	3753-3343	1,200	昭和 59 年 10 月	204
洗足池	南千束 2-2-10	3726-0401	1,254	昭和 35 年 3 月 平成 8 年 7 月改築	183
浜竹	西糶谷 3-32-7	3741-1185	984	昭和 46 年 8 月 平成 15 年 10 月移転	92
羽田	羽田 1-11-1	3745-3221	1,300	平成 6 年 12 月	185
六郷	南六郷 3-10-3	3732-4445	1,418	昭和 47 年 11 月 平成 30 年 12 月改築	155
下丸子	下丸子 2-18-11	3759-2454	1,764	昭和 50 年 9 月	204
多摩川	多摩川 2-24-63	3756-1251	1,211	昭和 58 年 8 月	182
蒲田	東蒲田 1-19-22	3738-2459	1,259	昭和 35 年 3 月 平成 3 年 10 月移転	150
蒲田駅前	蒲田 5-13-26-301	3736-0131	1,710	昭和 56 年 4 月	153
				計	2,680

[休館日・開館時間]

図書館名	休館日	開館時間
大田・大森東・入新井・池上・洗足池・浜竹・多摩川・蒲田	第 2 木曜日	午前 9 時～午後 7 時(入新井は午後 8 時まで、池上は午後 9 時まで)
大森南・大森西・馬込・久が原・羽田・六郷・下丸子・蒲田駅前	第 3 木曜日	午前 9 時～午後 7 時 (蒲田駅前は午後 8 時まで)

注：休館日が祝日の場合はその翌日が休館日となる。

《 全館共通休館日 》 年末年始 12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日

《 特別整理期間 》 各館年間 7 日以内(大田図書館は 10 日以内)

(2) 図書館の事業

① 資料数

区内全域に施設配置を進め、資料提供の充実を図ってきた。図書資料の選定は集中選書方式によって、大田区立図書館全館の図書資料選択を一元化して行っている。現在の資料数は図書が約190万冊、視聴覚資料が約10万9千点となっている。

各館別資料数（令和6年度）

図書館名	図書		視聴覚資料			
	一般 (冊)	児童 (冊)	C D (タイトル)	カセットテープ [°] (タイトル)	ビデオテープ [°] (タイトル)	DVD (タイトル)
大田	210,850	50,270	4,327	42	116	520
大森南	78,423	23,824	5,861	1,740	0	133
大森東	68,355	19,727	5,501	3	1	260
大森西	73,846	23,703	6,266	581	0	172
入新井	66,023	24,734	4,675	0	0	204
馬込	94,146	24,210	5,951	38	14	227
池上	69,102	23,893	4,882	2	0	173
久が原	66,100	24,263	5,262	0	0	130
洗足池	89,094	24,406	3,830	0	0	217
浜竹	67,770	19,578	5,507	1	0	146
羽田	87,739	32,589	5,483	85	154	191
六郷	73,537	24,140	5,697	0	54	357
下丸子	106,538	49,196	5,072	681	1	348
多摩川	66,453	21,624	2,030	0	0	156
蒲田	65,339	21,000	20,499	0	0	182
蒲田駅前	100,330	31,100	5,982	0	0	301
図書館合計	1,383,645	438,257	96,825	3,173	340	3,717
大田文化の森 情報館 ※	60,360	17,668	4,928	0	0	53
総合計	1,444,005	455,925	101,753	3,173	340	3,770

※大田文化の森情報館は、地域未来創造部が管理する図書館同種施設である。

② 貸出

年間貸出総数は約513万3千冊、視聴覚資料約25万2千点となっている。「共通かしだしカード」は、大田区立図書館全館・大田文化の森情報館・田園調布せせらぎ館で共通で使用でき、貸出期間は2週間以内である。

ア 対象 区内居住者又は大田区に通勤、通学先がある者、大田区に隣接する品川区・目黒区・世田谷区・渋谷区に居住している者

イ 実施方法 住所を確認できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証等）を持参し、貸出申込書を提出のうえ利用者登録する。登録した利用者には「共通かしだしカード」を交付する。中学生以下は、父母等の保証人の署名が必要である。

各館別貸出状況（令和6年度）

図書館名	登録者数			貸出冊数		
	一般	児童	合計	一般	児童	合計
大田	10,600	1,627	12,227	330,627	73,850	404,477
大森南	2,918	998	3,916	86,679	29,830	116,509
大森東	3,213	484	3,697	95,966	14,550	110,516
大森西	5,315	1,048	6,363	160,269	33,925	194,194
入新井	12,980	1,640	14,620	355,327	63,184	418,511
馬込	9,056	1,508	10,564	276,826	70,311	347,137
池上	17,285	2,138	19,423	460,932	73,974	534,906
久が原	6,979	2,114	9,093	302,472	125,448	427,920
洗足池	16,523	2,227	18,750	466,376	91,121	557,497
浜竹	4,424	843	5,267	141,366	30,189	171,555
羽田	4,531	617	5,148	124,289	25,719	150,008
六郷	6,137	1,514	7,651	218,495	60,710	279,205
下丸子	7,654	1,790	9,444	285,129	75,486	360,615
多摩川	4,919	1,001	5,920	170,273	42,236	212,509
蒲田	4,777	851	5,628	150,455	34,218	184,673
蒲田駅前	13,374	891	14,265	245,394	27,173	272,567
図書館合計	130,685	21,291	151,976	3,870,875	871,924	4,742,799
大田文化の森情報館	6,801	1,554	8,355	231,488	62,048	293,536
田園調布せせらぎ館 ※	1,598	157	1,755	84,430	12,431	96,861
総合計	139,084	23,002	162,086	4,186,793	946,403	5,133,196

図書館名	視聴覚資料		
	CD貸出数	カセット貸出数	ビデオ等貸出数
大田	13,744	14	497
大森南	6,850	31	414
大森東	8,493	5	484
大森西	9,442	428	676
入新井	23,419	48	520
馬込	13,793	9	596
池上	21,281	13	1,096
久が原	14,251	37	786
洗足池	20,158	35	759
浜竹	10,695	4	680
羽田	7,868	7	508
六郷	14,365	14	306
下丸子	12,627	88	1,159
多摩川	12,511	16	288
蒲田	9,556	5	652
蒲田駅前	18,494	25	522
図書館合計	217,547	779	9,943
大田文化の森情報館	17,065	15	1
田園調布せせらぎ館 ※	6,737	39	0
総合計	241,349	833	9,944

注：ビデオ等貸出数にはDVD貸出数を含む。

※田園調布せせらぎ館（地域未来創造部所管）は、蔵書がなく予約資料の貸出・返却のみ行う。

③ 予約・リクエスト

希望の資料が貸出中の場合は「予約」として受け、所蔵していない場合は、「リクエスト」として受け付けている（「リクエスト」は田園調布せせらぎ館を除く。）。所蔵していない資料は、都立図書館や他区市の図書館から借用又は、購入する等してできる限り利用者に提供している。

ア 対象 登録利用者

イ 実施方法 館内では、予約・リクエストカード等により受け付けている。また、インターネット及び館内利用者端末から区内に所蔵のある資料に限り、利用者自身でも予約できる。電話・FAXによる受付もしている。

インターネットからの予約は、令和6年度1,454,377件（予約全体の86.3%）あった。

④ 参考調査（レファレンス）

必要な図書や資料を探し、関連する情報を提供している。書架案内、端末での検索のほか、参考資料等を活用し利用者の調査活動の援助や資料による回答を行っている。

ア 対象 図書館利用者

イ 実施方法 カウンターでの直接依頼のほか、電話や手紙等による問い合わせにも応じている。回答は、口頭、電話又は文書で行う。

各館別予約・レファレンス件数（令和6年度）

図書館名	予約件数	レファレンス件数	図書館名	予約件数	レファレンス件数
大田	141,907	24,125	六郷	80,396	7,648
大森南	25,638	5,954	下丸子	120,130	14,439
大森東	30,198	2,197	多摩川	61,902	4,820
大森西	48,846	6,253	蒲田	48,062	7,724
入新井	161,307	8,961	蒲田駅前	101,694	14,558
馬込	111,709	6,235	図書館合計	1,508,916	151,775
池上	176,170	16,732	大田文化の森情報館	87,268	6,120
久が原	126,775	7,917	田園調布せせらぎ館	88,380	8,369
洗足池	198,997	13,842	総合計	1,684,564	166,264
浜竹	45,245	3,664			
羽田	29,940	6,706			

⑤ 児童サービス

こどもと本より良い結びつきを作り出し、こどもが自主的に読書活動ができるよう、様々な児童サービスを行っている。児童用図書のほか、絵本や紙芝居等も貸し出している。また、YA（Young Adult）専用コーナー（主に13歳から18歳の中高生世代に向けた書籍コーナー）やりんごの棚（特別なニーズのあるこどもたちのために、さわって楽しめる本や大きく読みやすい字の本などを展示した棚）を設置しており、様々なこどもたちが本に触れる機会を提供している。

ア 学校貸出

区内の小学校に対して、学級単位や学年単位で、あるいは学校図書館に児童書を長期に貸し出している。

イ 総合学習への協力

「調べ学習」での利用には、図書館での資料の探し方等について説明している。ま

た、必要な資料を学校に1か月貸し出しているほか、施設見学、職場訪問、職場体験を受け入れている。

ウ こども向け行事

各図書館でこども向け行事やおはなし会、こども会、映画会等を定期的に行っている。春と秋の読書週間では、読書通帳の配布やスタンプラリーなど、各館で読書に親しめる様々な催しを行っている。

各館別集会行事回数（令和6年度）

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
大田	50	600
大森南	78	808
大森東	116	1,825
大森西	114	1,929
入新井	100	4,013
馬込	75	1,526
池上	72	997
久が原	91	4,474
洗足池	58	826
浜竹	84	877

図書館名	実施回数	参加人数 (延人数)
羽田	111	1,348
六郷	111	1,987
下丸子	239	1,422
多摩川	92	1,605
蒲田	101	1,083
蒲田駅前	53	372
図書館合計	1,545	25,692
大田文化の森 情報館	12	148
総合計	1,557	25,840

⑥ 学校図書館支援事業

学校図書館の利用促進と児童生徒の読書活動の推進を図るため、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるよう支援を行うことを目的として、専門的な視点からその活動を支援する学校図書館支援事業を行っている。

学校との連絡を密にとりながら、今後も司書教諭・読書学習司書等と連携をとりさらなる支援を行っていく。

ア 対象 教諭、読書学習司書、児童生徒、学校図書館ボランティアなど

イ 支援内容 学校図書館資料の案内、学校図書館利用支援、テーマ展示等への支援、調べ学習や各単元等での図書館資料活用支援、学校図書館利用授業のサポート、環境整備（書架移動、サイン、掲示、レイアウト等）、修理、除籍への支援、選書への支援、蔵書点検への支援、図書委員会への支援、その他、学校図書館支援に必要な業務

⑦ 障がい者サービス

身体障がい等のある人の読書ニーズに、的確に応えることを目的とする。

身体障がい等のある人が図書館を利用する場合の貸出数は、図書・雑誌12冊、視聴覚資料10点まで、期間は1か月以内である。

ア 宅配

区内在住で来館できない人のために、図書やCD・カセットテープを自宅まで届けている（全館で実施）。

イ 郵送

視覚障がいのある人のために録音図書・録音雑誌を郵便で送付している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。

ウ 対面朗読

主に視覚障がいのある人のために対面朗読室で希望する図書を朗読している。（新

型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年6月から代替サービスとして代読録音サービスを開始した。)

エ 録音図書の作製、貸出

希望の図書を録音作製し（大田、大森東、下丸子）、貸し出している（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）。定期刊行物として4種の雑誌（大田、馬込、蒲田駅前）と新刊案内等（大田、大森南、大森東、大森西、馬込、下丸子、蒲田駅前）を録音作成し、貸し出している。

オ 大型活字本の貸出

視力の弱い人のために作られた大きな活字の図書を全館に備えている。

障がい者サービス状況（令和6年度）

図書館名	障がい者サービス			
	宅配 (タイトル)	郵送 (タイトル)	対面朗読 (回数)	録音図書 作製 (タイトル)
大田	127	54	0	1
大森南	0	36	0	0
大森東	0	66	14	0
大森西	318	433	0	0
入新井	96	0	0	0
馬込	24	325	27	0
池上	74	0	47	0
久が原	17	0	0	0
洗足池	86	0	0	0
浜竹	337	0	4	0
羽田	30	0	24	0
六郷	41	0	0	0
下丸子	4	194	12	2
多摩川	61	0	0	0
蒲田	112	0	0	0
蒲田駅前	152	472	40	0
図書館合計	1,479	1,580	168	3

※馬込の対面朗読欄は代読録音サービスの実施回数を含む。

⑧ 団体貸出

10人以上のグループに図書を1回100点まで貸し出している。貸出期間は1か月以内である。

ア 対象団体 館長が適当と認めた読書グループ、社会教育関係団体

イ 実施方法 団体の代表者の住所を確認できるものを持参し、団体貸出申込書を提出のうえ登録する。登録した団体には「団体貸出券」を交付する。

団体貸出利用状況（令和6年度）

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
大田	115	28,074
大森南	33	4,573
大森東	32	5,540
大森西	34	3,267
入新井	33	5,215
馬込	41	2,826
池上	35	2,039
久が原	40	14,796
洗足池	59	4,188

図書館名	貸出団体数	貸出冊数
浜竹	20	3,547
羽田	31	6,461
六郷	61	5,010
下丸子	54	4,908
多摩川	29	5,884
蒲田	30	5,015
蒲田駅前	21	2,956
図書館合計	668	104,299

⑨ ボランティア養成

地域のボランティア活動を支援するとともに、子ども等に対する読み聞かせや対面朗読・録音図書作製を担う音訳者等を養成するため、講座等を開催している。

ア 読み聞かせボランティア講座等

(ア) 対象 区内の図書館で読み聞かせボランティアとして活動できる人

(イ) 実績

- a 令和7年度予定 初級講座 3日×2回 定員40人（各20人）
 ステップアップ講座 3日×3回 定員45人（各15人）
 講演会 1回 定員50人

※講演会について、令和7年度は開催目的をボランティア養成から家庭での読書環境づくりに変更して開催する。

- b 令和6年度実績 初級講座 3日×2回 参加者のべ106人
 ステップアップ講座 3日×2回 参加者のべ74人
 ステップアップ講座 1日×3回 参加者29人
 講演会 1回 参加者46人
- c 令和5年度実績 初級講座 3日×1回 参加者のべ41人
 初級講座 1日×3回 参加者39人
 ステップアップ講座 3日×2回 参加者のべ70人
 ステップアップ講座 1日×1回 参加者23人
 講演会 1回 参加者60人

イ 音訳者現任講座・養成講座

(ア) 対象 大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動している人。養成講座は修了後、大田区立図書館で音訳ボランティアとして活動できる人

(イ) 実績

- a 令和7年度予定 現任講座 5日×1回 定員 14人
- b 令和6年度実績 養成講座 7日×1回 修了者14人
 デイジー講習 3日×2回 修了者14人
- c 令和5年度実績 現任講座 5日×1回 参加者11人

⑩ 特設コーナーの設置

入新井、下丸子、蒲田駅前図書館の3館に「特設コーナー」を設置している。司書資格を持ったスタッフを置き、図書資料に関する相談を受け付けている。

- ア 入新井図書館 ビジネス支援コーナー
- イ 下丸子図書館 子ども・子育て支援コーナー
- ウ 蒲田駅前図書館 医療介護情報コーナー

特設コーナー利用状況（令和6年度）

	入新井図書館		下丸子図書館		蒲田駅前図書館	
	資料数	貸出数	資料数	貸出数	資料数	貸出数
図書（冊）	4,037	19,997	1,616	11,453	3,591	16,111
雑誌（種）	9		10		22	
レファレンス件数（件）	83		559		65	
関連自主事業	3回・54人		162回・1084人		16回・217人	

⑪ 図書館ホームページ

平成20年度に、図書館ホームページを開設し、インターネットから区内全館で所蔵する図書等の検索や予約ができるサービスを開始した。

また、開館情報やイベント情報を掲載するほか、「こどものページ」、「10代のページ」、「地域資料」、「特殊コレクション」などのページを設け、関連資料を紹介している。

⑫ 図書館利用者用インターネット接続環境

平成26年度に、利用者用インターネット端末を全館配備し、図書館内で出版物では補えない情報を都や国等のホームページから取得できる環境を整備した。インターネットの情報検索や有料データベース（朝日新聞「朝日新聞クロスサーチ」、第一法規「D1-Law.com」）および国立国会図書館デジタル化資料の閲覧サービスが利用できる。平成27年度には、より多くの図書館利用者にインターネット接続環境を提供するために、全館に公衆無線LANアクセスポイントを設置した。

⑬ 図書館ICTタグシステム

利用者の利便性向上及び窓口業務の軽減によるレファレンスや案内業務の充実を図り、専門性の高い図書館サービスを提供するため、ICTタグを活用したシステムを整備した。令和2年度は、自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート等のシステム機器を全館に設置した。また、移転後の池上図書館には予約本自動受取機を設置した。

⑭ 電子書籍貸出サービス

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う図書館の休館等の際に、読書の機会を確保し「新たな日常」に対応するため、令和3年度に、電子書籍貸出サービスを開始した。

このサービスは、パソコンやスマートフォンなどから一定期間本を閲覧できるほか、音声読み上げや、文字拡大など、読書が困難な方々も本を楽しむことができる機能が付帯されている。

電子書籍タイトル数・貸出回数

	タイトル数	貸出回数
令和6年度	12,795	32,519

⑮ 集会室・多目的室の利用

集会室は、馬込図書館に設置している。社会教育関係団体が無料で使用できる。

多目的室は、大森南、大森西、池上、久が原、洗足池、羽田、六郷、下丸子、多摩川、蒲田図書館に設置している。公益的・公共的団体等が実費相当額で使用できる。

2 8 文化財保護

文化財は、人間と自然が残した文化的遺産で、歴史的・芸術的観点から優れた価値を有する有形の財、無形の技・芸である。これらは、今日の歴史・文化の理解を促進し、将来の文化を発展させる区民共有の貴重な財産であると言える。

現在、大田区には、文化財保護法や都・区の文化財保護条例に基づき、180 件以上の文化財が指定・登録されている。亀甲山古墳や本門寺五重塔等の国指定文化財をはじめ、多摩川台古墳群等の都指定文化財、六郷神社獅子舞等の区指定文化財、このほか茅葺民家の山崎家住宅や近代建築の旧清明文庫（現・大田区立勝海舟記念館）等の国登録文化財建造物がある。

文化財を保護・保存し将来へ伝えるため、年次計画に基づく文化財調査を実施し、その成果をもとに、調査報告書等の文化財資料を作成している。また、講演会や見学会を開催し、普及・啓発に努めている。さらに指定文化財については、大田区文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき、申請があった所有者に対し補助金を交付している。

埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、236 箇所ある遺跡（令和 7 年 3 月現在）の範囲や分布状況を周知し、遺跡の現状を変更する場合には、記録保存のための発掘調査を実施している。

（1）文化財保護審議会

文化財に関し広くかつ高い識見を有する学識経験者を委員に委嘱し、大田区の文化財の保存・活用に関する事項を審議している。現在 6 名で審議会を構成し、令和 6 年度は 2 回開催した。

（2）文化財資料の作成・刊行

文化財調査に基づく基礎資料の充実を図るとともに、刊行物やパンフレット・啓発用冊子等を発行している。令和 6 年度は以下の資料等を作成した。

- ・ パンフレット『ぶんかざいおおた』第 27 号
- ・ 大田区ホームページ内『文化財寄稿集』の原稿作成
- ・ 『東京都大田区 大森堀ノ内遺跡第 2 地点 発掘調査報告書』

（3）文化財保護の啓発・普及

地域の文化財や歴史を知り、身近に親しむとともに、文化財の保護・保存・活用に対する理解と関心を深めてもらうため、各種の事業を開催している。

区指定文化財所在地には、文化財の特色を記した標識板を設置し、管理している。令和 6 年度は下記のとおり実施した。

① 文化財公開見学会「宝幢院の阿弥陀如来立像」

内容 区指定文化財「阿弥陀如来立像」の修理完了記念として特別公開

日時 令和 6 年 10 月 29 日（土）、30 日（日） 各 10：00～15：00

会場 宝幢院
監修 山本勉氏（大田区文化財保護審議会委員・鎌倉国宝館長・半蔵門ミュージアム館長）

来場者 24名（オンラインでの事前申込制）

② **文化財講演会「考古学からみる大田区の庚申塔」**

内容 区内の庚申塔をはじめとした石造物を考古学の視点から解説する講演会

日時 令和6年12月21日（土） 14:00～16:00

会場 郷土博物館

講師 石神 裕之氏（京都芸術大学 芸術学部教授）

参加者 30名

③ **文化財標識板の管理**

板面取替 3件 「勝海舟夫妻墓所」「庚申供養塔」「石橋供養塔」

④ **文化財写真パネル展**

令和6年度は、郷土博物館3階特集展示ケースで「旧川端龍子邸・龍子記念館の国登録記念」「宝幢院阿弥陀如来立像修理報告」「埋蔵文化財調査報告」をテーマにパネル展示を開催した。

（4）文化財調査

① **文化財調査**

補助金交付による文化財保存修理事業や、文化財評価等に関する照会・相談等に対応するため、随時専門家による現況確認・所見作成を実施している。

ア **区指定文化財保存修理事業の現況確認及び所見作成**

令和6年度は該当なし。

イ **国・都指定文化財や未指定文化財の現況確認及び所見作成**

令和6年度は旧川端龍子邸及び龍子記念館の所見作成、龍子公園植栽調査、太田神社所蔵神像調査を実施。

また、東京都教育庁地域教育支援部埋蔵文化財担当学芸員による国指定史跡「亀甲山古墳」の樹木現況確認が実施された。

② **埋蔵文化財調査**

遺跡への影響がある住宅等を建築する場合、埋蔵文化財調査を行う。発掘調査の調査費用は、個人住宅等については公費で負担しており、それ以外は各事業主が負担している。発掘調査完了後は調査報告書を刊行し、埋蔵文化財の保護・保存及び普及・啓発を図っている。

ア **埋蔵文化財発掘届相談件数**

4,477件（電話 3,977件 FAX・メール 275件 来庁 225件）

イ **埋蔵文化財調査**

（ア） **個人住宅等（国庫補助金事業対象）**

a **試掘調査** 8件

久ヶ原横穴墓群・久ヶ原遺跡：久が原六丁目24番

天使幼稚園付近遺跡：久が原四丁目2番

上池上遺跡：上池台五丁目11番

千鳥久保貝塚：南久が原一丁目7番

久ヶ原遺跡：久が原六丁目 18 番・久が原四丁目 23 番

内川耕地貝塚：大森北六丁目 16 番

浜端貝塚：大森東三丁目 8 番

b 本発掘調査 1 件

千鳥久保貝塚：南久が原一丁目 7 番

c 整理・報告書作成 1 件

大森堀ノ内遺跡：大森中三丁目 22 番

(イ) 集合住宅等

a 試掘調査 15 件

西糶谷庚申塚：西糶谷四丁目 6 番

十二天東（線路東側）貝塚：大森西七丁目 11 番

馬込貝塚：中馬込一丁目 17 番 2 件

旭ヶ丘遺跡：南馬込三丁目 4 番

十二天（十二天西）遺跡：中央八丁目 22 番

内川耕地貝塚：大森北六丁目 16 番

山王遺跡・山王遺跡内横穴墓群：山王二丁目 10 番

鎌田屋敷跡：東矢口二丁目 11 番

嶺一丁目遺跡：東嶺町 32 番

久ヶ原遺跡：久が原五丁目 6 番・久が原六丁目 17 番・久が原四丁目 42 番

雪ヶ谷貝塚：南雪谷四丁目 1 番

光明寺遺跡：鶴の木一丁目 23 番

b 本発掘調査 0 件

c 確認調査 2 件

内川耕地貝塚：大森北六丁目 16 番

久ヶ原遺跡：久が原六丁目 17 番

ウ 埋蔵文化財発掘届出

140 件

(5) 文化財保存事業費補助金

① 東京都指定文化財

都指定有形文化財「木造薬師如来坐像（薬師堂安置）」修理

都指定名勝「洗足池公園」

保存活用連絡協議会の開催・樹木更新・水質浄化施設改修等基本計画策定

桜山松山周辺擁壁改修調査設計委託

② 大田区指定文化財

令和 6 年度は該当なし。

V 資料

1 児童・生徒数

(1) 児童・生徒数及び学級数

① 児童・生徒在籍状況

	小学校(60校)			特別支援学校(1校)	計	中学校(28校)			合計 (小学校・中学校)	
	通常学級	特別支援学級	小計			通常学級	特別支援学級	夜間学級		小計
学級数	988	55	1,043	4	1,047	324	29	3	356	1,403
児童・生徒数	28,641	378	29,019	13	29,032	10,771	191	23	10,985	40,017

注：通級学級の児童・生徒数は、通常学級在籍者の内数である。

② 小学校（令和7年5月1日現在）

番号	学校名	児童数							学級数							特別支援学級	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	学級数
1	大森第四	68	89	78	88	80	84	487	2	3	3	3	3	3	17		
2	中 富	31	50	28	49	40	25	223	1	2	1	2	2	1	9		
3	大森第一	69	88	88	79	95	88	507	2	3	3	3	3	3	17		
4	開 桜	93	104	105	118	101	113	634	3	3	4	4	3	4	21		
5	大森第三	83	93	90	74	102	85	527	3	3	3	3	3	3	18		
6	大森第五	32	30	48	38	42	45	235	1	1	2	2	2	2	10	21	3
7	大森東	27	35	20	22	23	26	153	1	1	1	1	1	1	6	13	2
8	入新井第五	37	56	44	53	64	66	320	2	2	2	2	2	2	12		
9	入新井第一	75	81	83	72	97	69	477	3	3	3	3	3	2	17	23	3
10	山 王	140	125	144	128	131	140	808	4	4	5	4	4	4	25		
11	馬 込	124	135	113	125	105	128	730	4	4	4	4	3	4	23		
12	馬込第二	74	74	79	72	88	84	471	3	3	3	3	3	3	18	23	3
13	馬込第三	107	141	104	131	138	117	738	3	5	3	4	4	4	23		
14	梅 田	159	165	166	151	166	168	975	5	5	5	5	5	5	30		
15	池 上	108	92	94	116	98	101	609	4	3	3	4	3	3	20	28	4
16	池上第二	71	70	74	81	94	81	471	3	3	3	3	3	3	18	14	2
17	徳 持	97	106	106	124	98	103	634	3	4	3	4	3	3	20		
18	入新井第二	111	111	116	126	118	110	692	4	4	4	4	4	4	24		
19	入新井第四	53	60	59	61	67	59	359	2	2	2	2	2	2	12		
20	東調布第一	86	112	90	112	107	96	603	3	4	3	4	3	3	20	35	5
21	田園調布	87	90	92	92	106	107	574	3	3	3	3	4	3	19		
22	調布大塚	43	60	47	57	61	60	328	2	2	2	2	2	2	12		
23	東調布第三	111	116	100	121	122	120	690	4	4	3	4	4	4	23		
24	嶺 町	125	119	119	144	159	145	811	4	4	4	5	5	5	27	6	1
25	千 鳥	63	48	61	68	57	61	358	2	2	2	2	2	2	12		
26	久 原	129	118	130	130	148	150	805	4	4	4	4	5	5	26		
27	松 仙	109	101	101	123	121	132	687	4	3	3	4	4	4	22		
28	池 雪	133	131	129	134	146	153	826	4	4	4	4	5	5	26		
29	小 池	122	126	137	153	135	151	824	4	4	4	5	4	5	26		
30	雪 谷	111	99	100	129	119	125	683	4	3	3	4	4	4	22	28	4
31	洗足池	68	74	85	95	83	68	473	2	3	3	3	3	2	16	26	4
32	赤 松	60	50	55	58	54	60	337	2	2	2	2	2	2	12		
33	清水窪	58	57	56	62	50	72	355	2	2	2	2	2	3	13		
34	糀 谷	68	79	62	92	72	74	447	2	3	2	3	3	3	16		
35	東糀谷	56	56	52	55	59	63	341	2	2	2	2	2	2	12	29	4
36	北糀谷	56	55	41	46	57	44	299	2	2	2	2	2	2	12		
37	羽 田	40	31	44	48	46	52	261	2	1	2	2	2	2	11		
38	都 南	57	64	60	49	77	62	369	2	2	2	2	3	2	13		
39	菽 中	21	40	29	45	28	41	204	1	2	1	2	1	2	9		
40	中菽中	65	42	58	57	54	61	337	2	2	2	2	2	2	12		
41	出 雲	64	77	83	86	85	92	487	2	3	3	3	3	3	17	22	3

番号	学校名	児童数							学級数							特別支援学級	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数	学級数
42	六郷	59	56	64	50	55	41	325	2	2	2	2	2	2	12	8	1
43	西六郷	57	64	68	43	49	68	349	2	2	2	2	2	2	12	25	4
44	高畑	178	164	168	138	145	112	905	6	5	5	4	5	4	29		
45	仲六郷	32	39	45	43	35	41	235	1	2	2	2	1	2	10		
46	志茂田	63	46	58	57	61	50	335	2	2	2	2	2	2	12		
47	東六郷	64	63	54	52	74	72	379	2	2	2	2	3	3	14		
48	南六郷	30	29	59	53	58	55	284	1	1	2	2	2	2	10		
49	矢口	94	79	86	80	98	84	521	3	3	3	3	3	3	18		
50	矢口西	94	105	100	111	110	108	628	3	3	3	4	4	4	21	26	4
51	多摩川	89	105	99	87	117	78	575	3	3	3	3	4	3	19		
52	相生	49	39	42	54	46	51	281	2	2	2	2	2	2	12		
53	矢口東	54	55	49	62	42	43	305	2	2	2	2	2	2	12	24	3
54	おなづか	62	78	89	70	91	83	473	2	3	3	2	3	3	16		
55	道塚	66	79	86	81	74	84	470	2	3	3	3	3	3	17		
56	蒲田	73	87	94	95	88	93	530	3	3	3	3	3	3	18	17	3
57	南蒲	80	51	70	54	61	61	377	3	2	2	2	2	2	13	10	2
58	新宿	42	42	40	40	49	46	259	2	2	2	2	2	2	12		
59	東蒲	51	40	35	40	45	30	241	2	2	1	2	2	1	10		
	大森第四(みらい学園)				4	7	9	20				1	1	1	3		
	合計	4,528	4,671	4,676	4,878	4,998	4,890	28,641	155	163	159	171	171	169	988	378	55
60	館山さざなみ			1	2	5	5	13			1	1	1	1	4		
	合計	4,528	4,671	4,677	4,880	5,003	4,895	28,654	155	163	160	172	172	170	992	378	55

注1：就学義務猶予免除者及び居住不明で在学しないものとして扱う者を除く。

注2：特別支援学級は外数である。

③ 中学校(令和7年5月1日現在)

番号	学校名	生徒数				学級数				特別支援学級	
		1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	生徒数	学級数
1	大森第一	67	58	73	198	2	2	2	6		
2	大森東	109	117	114	340	4	3	3	10	16	2
3	大森第二	139	162	138	439	4	5	4	13		
4	大森第八	190	184	160	534	6	5	4	15	18	3
5	馬込	77	75	66	218	3	2	2	7	25	4
6	馬込東	99	101	86	286	3	3	3	9		
7	貝塚	147	149	176	472	5	4	5	14		
8	大森第四	172	176	158	506	5	5	4	14		
9	大森第三	172	162	170	504	5	5	5	15		
10	東調布	114	83	95	292	4	3	3	10	17	3
11	田園調布	53	49	53	155	2	2	2	6		
12	大森第七	180	212	216	608	6	6	6	18		
13	雪谷	122	137	145	404	4	4	4	12		
14	大森第十	191	151	176	518	5	4	5	14		
15	大森第六	147	118	124	389	5	3	4	12		
16	石川台	49	66	66	181	2	2	2	6	16	2
17	羽田	83	43	74	200	3	2	2	7	13	2
18	糀谷	114	152	133	399	4	4	4	12		
19	出雲	162	158	184	504	5	4	5	14		
20	六郷	111	130	128	369	4	4	4	12	13	2
21	志茂田	198	182	181	561	5	5	5	15	20	3
22	南六郷	159	182	170	511	5	5	5	15		
23	矢口	148	155	178	481	5	4	5	14	12	2
24	御園	94	106	97	297	3	3	3	9		
25	蓮沼	108	122	125	355	4	4	4	12	27	4
26	安方	125	137	145	407	4	4	4	12		
27	東蒲	103	103	148	354	3	3	4	10		
28	蒲田	82	87	72	241	3	3	2	8	14	2
	御園(みらい学園)	18	16	14	48	1	1	1	3		
	計	3,533	3,573	3,665	10,771	114	104	106	324	191	29
	夜間学級	1	13	9	23	1	1	1	3		
	合計	3,534	3,586	3,674	10,794	115	105	107	327	191	29

注1：就学義務猶予免除者及び居住不明で在学しないものとして扱う者を除く。

注2：特別支援学級は外数である。

(2) 年度別小・中学校の推移 (各年度5月1日現在)

年度	小 学 校			中 学 校			合 計			中学校夜間学級	
	設置数	学級数	児童数	設置数	学級数	生徒数	設置数	学級数	在学者数	学級数	生徒数
平成5	64	1,011	32,270	28	424	14,896	92	1,435	47,166	3	21
平成6	64	989	31,216	28	410	14,148	92	1,399	45,364	3	22
平成7	64	969	30,008	28	391	13,537	92	1,360	43,545	3	25
平成8	64	943	29,027	28	382	13,224	92	1,325	42,251	3	26
平成9	64	906	27,968	28	377	12,943	92	1,283	40,911	3	20
平成10	64	898	27,337	28	371	12,715	92	1,269	40,052	3	19
平成11	64	895	27,039	28	351	11,993	92	1,246	39,032	3	22
平成12	64	880	26,799	28	336	11,580	92	1,216	38,379	3	20
平成13	64	894	27,101	28	335	11,234	92	1,229	38,335	3	21
平成14	62	899	27,159	28	335	11,052	90	1,234	38,211	3	14
平成15	62	915	27,567	28	323	10,682	90	1,238	38,249	3	17
平成16	62	907	27,810	28	318	10,547	90	1,225	38,357	3	16
平成17	60	896	28,184	28	317	10,428	88	1,213	38,612	3	21
平成18	60	911	28,520	28	310	10,377	88	1,221	38,897	3	16
平成19	60	910	28,382	28	316	10,483	88	1,226	38,865	3	17
平成20	60	913	28,636	28	315	10,442	88	1,228	39,078	3	22
平成21	60	912	28,505	28	320	10,682	88	1,228	39,078	3	40
平成22	60	916	28,447	28	318	10,614	88	1,234	39,061	3	28
平成23	60	924	28,414	28	329	10,863	88	1,253	39,277	3	25
平成24	60	934	28,131	28	328	10,932	88	1,262	39,063	3	35
平成25	60	940	28,172	28	340	11,031	88	1,280	39,203	3	23
平成26	60	941	28,268	28	339	11,151	88	1,280	39,419	3	26
平成27	60	955	28,582	28	339	11,120	88	1,294	39,419	3	34
平成28	60	957	28,655	28	340	11,076	88	1,297	39,702	3	47
平成29	60	968	28,864	28	339	11,024	88	1,307	39,731	3	45
平成30	60	973	29,209	28	335	10,907	88	1,308	40,116	2	38
令和元	60	985	29,339	28	341	10,975	88	1,326	40,314	3	29
令和2	60	994	29,597	28	343	10,956	88	1,337	40,553	2	15
令和3	60	998	29,794	28	352	11,201	88	1,350	40,995	3	17
令和4	60	1,012	29,823	28	350	10,980	88	1,362	40,803	2	16
令和5	60	1,020	29,523	28	355	11,060	88	1,375	40,583	3	16
令和6	60	1,036	29,337	28	354	10,967	88	1,390	40,304	3	16
令和7	60	1,047	29,032	28	356	10,985	88	1,403	40,017	3	23

注1：小学校の学級数及び児童数は館山ささなみ学校、特別支援学級（固定学級）及びみらい学園（大森第四小学校に設置）を含めた総数である。

注2：中学校の学級数及び生徒数は特別支援学級（固定学級）、夜間学級（糀谷中学校に設置）及びみらい学園（御園中学校に設置）を含めた総数である。

2 校地面積・建物面積

(1) 総括表（施設台帳 令和7年5月1日現在）

① 校地面積

	区有地 m ²	借地 m ²	計 m ²	運動場 m ²
小学校	513,789	4,861	518,650	163,175
中学校	372,359	303	372,662	157,797
特別支援学校	19,545	0	19,545	2,561
合計	905,693	5,164	910,857	323,533

注：校外施設、教職員住宅を除く。

② 建物面積

	校舎 m ² (うち付属建物)	体育館 m ²	武道場 m ²	クラブハウス m ²	合計 m ²
小学校	327,907	43,932	0	905	372,744
	(18,935)				
中学校	184,172	31,401	8,040	2,302	225,915
	(11,958)				
特別支援学校	4,788	601	0	0	5,389
	(239)				
合計	516,867	75,934	8,040	3,207	604,048
	(31,132)				

注：「付属建物」とは給食室、プール付属室（更衣室・専用便所）、専用食堂、機械室等をいい、面積は校舎面積の内数である。

(2) 小学校(施設台帳 令和7年5月1日現在)

番号	校名	敷地面積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校舎等建物面積								合計
		校地	校地の内 運動場			校舎	内付属建物					体育館	クラブ ハウス	
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	機械室	小計			
1	大森第四	8,238	2,395	R3	-	7,866	450	287	0	0	737	943	0	8,809
2	中富	6,750	1,598	S42	-	5,157	115	58	0	273	446	697	0	5,854
3	大森第一	8,027	2,557	H9	-	7,712	303	180	386	0	869	894	0	8,606
4	開桜	8,262	2,951	S45	H12	6,112	185	58	0	210	453	777	0	6,889
5	大森第三	10,106	2,534	S44	H11	5,309	200	100	0	0	300	1,057	0	6,366
6	大森第五	7,139	1,549	S41	H11	4,546	179	28	0	22	229	869	0	5,415
7	大森東	12,476	4,670	S57	-	5,794	228	16	0	0	244	795	0	6,589
8	入新井第五	5,769	1,926	S35	H9	3,916	166	74	0	123	363	682	0	4,598
9	入新井第一	8,710	2,628	S33	H11	3,350	239	112	0	243	594	556	0	3,906
10	山王	11,496	2,605	S46	H10	6,461	260	58	0	0	318	608	0	7,069
11	馬込	7,908	2,299	S38	H12	5,665	164	57	0	0	221	764	0	6,429
12	馬込第二	6,761	1,964	S39	H11	4,726	164	40	0	0	204	686	0	5,412
13	馬込第三	10,951	3,136	S39	H11	6,371	235	109	0	0	344	565	0	6,936
14	梅田	14,442	4,453	S39	(H12)	6,537	198	41	0	0	239	939	0	7,476
15	池上	7,610	2,741	S36	H10	4,873	145	105	0	0	250	993	0	5,866
16	池上第二	8,210	2,240	S47	H10	5,461	187	96	0	0	283	600	0	6,061
17	徳持	8,552	2,219	S47	H11	5,509	160	9	0	0	169	906	0	6,415
18	入新井第二	9,103	3,642	S34	H12	5,321	191	135	0	0	326	766	337	6,424
19	入新井第四	5,445	2,330	S36	H11	4,471	169	58	0	0	227	508	0	4,979
20	東調布第一	9,137	3,627	S49	H12	6,484	147	64	0	0	211	648	0	7,132
21	田園調布	8,456	2,291	S36	H12	5,502	244	16	0	0	260	757	0	6,259
22	調布大塚	8,730	2,699	S38	H11	4,323	184	22	0	0	206	749	0	5,072
23	東調布第三	6,971	2,010	S32	H10	4,891	243	56	0	0	299	723	0	5,614
24	嶺町	10,269	2,488	H25	-	9,220	435	239	0	0	674	850	0	10,070
25	千鳥	6,314	1,940	S47	H12	4,119	147	46	0	0	193	694	0	4,813
26	久原	8,460	2,675	H14	-	6,376	309	161	0	0	470	652	0	7,028
27	松仙	11,098	2,650	S46	H11	6,050	245	54	0	0	299	952	0	7,002
28	池雪	9,223	2,397	S33	H11	6,871	218	77	0	0	295	591	0	7,462
29	小池	7,691	2,500	H1	-	7,003	235	77	388	0	700	897	0	7,900
30	雪谷	8,779	2,630	S45	(H12)	5,830	156	75	0	0	231	747	0	6,577
31	洗足池	7,200	1,771	S44	(H12)	4,217	157	74	0	0	231	844	0	5,061
32	赤松	7,147	1,976	S34	H12	2,762	164	51	0	0	215	543	0	3,305
33	清水窪	7,959	1,723	S43	-	4,194	155	69	0	0	224	795	0	4,989
34	糞谷	11,443	5,340	S46	H11	5,922	179	58	0	0	237	1,079	0	7,001
35	東糞谷	8,502	2,310	S39	(H11)	6,350	230	67	0	253	550	767	0	7,117
36	北糞谷	5,690	2,084	S47	-	3,988	213	193	0	0	406	715	0	4,703
37	羽田	9,318	2,594	H7	-	6,927	265	196	302	0	763	773	0	7,700
38	都南	6,614	2,300	S37	H12	4,393	146	57	0	0	203	582	0	4,975
39	萩中	14,420	4,518	S48	-	4,391	163	41	0	0	204	830	177	5,398
40	中萩	9,126	3,996	S46	H13	5,762	146	58	0	0	204	595	0	6,357
41	出雲	9,151	2,748	S41	H10	6,583	221	58	0	0	279	688	0	7,271
42	六郷	10,879	3,676	S46	H13	6,583	224	58	0	0	282	617	0	7,200
43	西六郷	8,403	2,130	S46	H11	5,102	127	58	0	0	185	498	0	5,600
44	高畑	12,519	5,466	S47	H13	7,649	197	65	0	0	262	786	0	8,435
45	仲六郷	7,990	2,361	S35	H11	4,773	208	43	0	0	251	826	0	5,599
46	志茂田	10,267	2,946	H30	-	7,245	0	379	0	0	379	869	0	8,114
47	東六郷	9,559	3,784	H28	-	6,227	440	144	0	0	584	813	0	7,040
48	南六郷	6,844	2,138	S60	-	4,960	251	30	0	0	281	767	0	5,727
49	矢口	9,074	2,774	S44	H12	5,690	223	64	0	0	287	739	0	6,429
50	矢口西	6,796	2,183	S33	H11	6,202	143	16	0	0	159	626	0	6,828
51	多摩川	8,244	2,625	S46	H11	5,544	220	113	0	0	333	675	0	6,219
52	相生	6,478	1,958	S39	H9	4,363	131	31	0	0	162	498	0	4,861
53	矢口東	7,494	1,972	S42	(H12)	4,991	186	135	0	0	321	524	0	5,515
54	おなづか	7,832	2,410	S44	(H10)	4,525	138	65	0	0	203	597	0	5,122
55	道塚	9,149	2,570	S40	H10	5,866	192	58	0	0	250	1,029	194	7,089
56	蒲田	11,787	3,702	S41	H10	6,171	147	58	0	0	205	741	0	6,912
57	南蒲	8,641	2,358	S40	H10	5,054	168	58	0	0	226	900	197	6,151
58	新宿	11,553	6,222	S46	H12	4,717	160	68	0	0	228	614	0	5,331
59	東蒲	7,488	2,196	S41	(H8)	4,930	155	12	0	0	167	737	0	5,667
計		518,650	163,175			327,907	11,850	4,885	1,076	1,124	18,935	43,932	905	372,744

- ※ ・「-」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。
・実施年の表記は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎の改修実施年を記載した。
・()のある実施年は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎以外の改修実施年を記載した。
・志茂田小学校の給食室は、隣接する中学校と共有しており、中学校側に計上している。
・入新井第一小学校、馬込第三小学校、入新井第二小学校、田園調布小学校、東調布第三小学校、赤松小学校、矢口西小学校については、改築工事中

(3) 中学校（施設台帳 令和7年5月1日現在）

番号	校名	敷地面積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校舎等建物面積									
		校地	校地の内 運動場			校舎	内付属建物					体育館	武道場	クラブ ハウス	合計
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	機械室	小計				
1	大森第一	17,418	8,770	S39	-	5,872	261	120	0	423	804	734	0	0	6,606
2	大森東	12,341	4,955	S57	-	6,730	290	66	0	0	356	958	0	0	7,688
3	大森第二	9,169	3,327	S37	H9	7,281	205	132	0	220	557	800	0	0	8,081
4	大森第八	14,626	7,882	S34	(H10)	7,436	241	69	0	0	310	1,669	581	0	9,686
5	馬込	15,223	6,000	S38	-	5,383	256	234	0	0	490	1,467	588	369	7,807
6	馬込東	9,776	2,993	S37	(H8)	5,024	186	91	0	0	277	808	0	0	5,832
7	貝塚	11,630	3,920	S61	-	6,740	249	133	0	0	382	1,116	496	192	8,544
8	大森第四	16,370	3,960	S37	H12	6,619	222	95	0	0	317	1,891	557	268	9,335
9	大森第三	14,576	5,270	H10	-	6,569	236	115	337	0	688	1,243	0	0	7,812
10	東調布	12,085	3,690	S33	H12	6,240	243	63	0	0	306	1,131	0	0	7,371
11	田園調布	10,632	3,618	S36	H12	5,871	226	25	0	0	251	856	0	0	6,727
12	大森第七	13,184	3,633	R3	-	8,293	390	328	0	0	718	955	533	0	9,781
13	雪谷	15,681	8,649	S50	-	6,302	234	112	389	0	735	810	718	0	7,830
14	大森第十	15,888	7,440	S45	(H12)	6,616	210	134	0	0	344	1,754	552	219	9,141
15	大森第六	17,413	7,825	S37	H13	5,252	192	150	0	0	342	1,068	0	0	6,320
16	石川台	11,504	4,664	S49	H10	5,387	190	145	0	0	335	740	0	0	6,127
17	羽田	13,187	5,826	H22	-	8,396	438	219	333	0	990	887	805	0	10,088
18	糞谷	13,111	6,544	S37	H10	6,876	278	73	0	0	351	1,397	519	238	9,030
19	出雲	16,991	8,088	S48	H12	7,144	218	110	0	0	328	933	657	463	9,197
20	六郷	13,725	5,922	S47	H11	5,929	197	123	0	0	320	1,677	510	267	8,383
21	志茂田	13,387	5,331	H29	-	8,303	626	0	0	0	626	1,077	579	0	9,959
22	南六郷	15,175	8,002	S36	H12	6,643	265	87	0	0	352	945	0	0	7,588
23	矢口	9,996	5,945	S47	(H11)	6,724	187	96	0	0	283	916	0	0	7,640
24	御園	10,944	4,950	S39	H11	6,819	197	68	0	0	265	921	0	0	7,740
25	蓮沼	16,506	7,400	S49	H11	6,270	189	65	0	0	254	1,658	498	0	8,426
26	安方	10,312	3,988	S35	H11	5,736	195	57	0	0	252	752	0	0	6,488
27	東蒲	10,530	4,215	S54	-	6,272	285	98	0	0	383	1,443	447	286	8,448
28	蒲田	11,282	4,990	S59	-	7,445	258	84	0	0	342	795	0	0	8,240
計		372,662	157,797			184,172	7,164	3,092	1,059	643	11,958	31,401	8,040	2,302	225,915

- ※ ・「-」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。
 ・実施年の表記は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎の改修実施年を記載した。
 ・（ ）のある実施年は、各学校校舎のうち、延べ床面積が最も大きい校舎以外の改修実施年を記載した。
 ・志茂田中学校のプールは、隣接する小学校と共有しており、小学校側に計上している。
 ・安方中学校については、改築工事中

(4) 特別支援学校（施設台帳 令和7年5月1日現在）

番号	校名	敷地面積		校舎 建築年	耐震改修 実施年 (※)	校舎等建物面積									
		校地	校地の内 運動場			校舎	内付属建物					合計	寄宿舎	職員寮	総計
							給食室	プール 付属室	専用 食堂	小計	体育館				
1	館山さざなみ	19,545	2,561	S57	-	4,788	156	83	0	239	601	5,389	2,505	997	8,891

- ※ 「-」は、新耐震基準以上であり、改修工事が不要であったことを示す。

3 私立幼稚園

(令和7年7月1日現在)

	幼稚園名	郵便番号	住所	認可定員
1	浅間幼稚園	143-0015	大森西2-2-5	210
2	池上みどり幼稚園	145-0064	上池台5-36-5	320
3	鶉ノ木幼稚園	146-0084	南久が原2-19-3	280
4	大森双葉幼稚園	143-0024	中央2-11-7	210
5	大森みのり幼稚園	143-0024	中央4-10-7	350
6	簡野学園ふぞく幼稚園	144-8544	本羽田1-4-1	400
7	久が原幼稚園	146-0085	久が原5-29-26	210
8	光輪幼稚園	144-0047	萩中1-12-7	240
9	サムエル幼稚園	143-0025	南馬込3-5-8	120
10	白百合幼稚園	145-0064	上池台4-7-5	180
11	清明幼稚園	145-0066	南雪谷3-17-19	180
12	小さき花の幼稚園	145-0071	田園調布3-30-25	200
13	天使幼稚園	146-0085	久が原4-3-23	240
14	東京幼稚園	144-0055	仲六郷4-6-9	315
15	東京昭和幼稚園	145-0064	上池台1-23-2	175
16	徳持幼稚園	146-0082	池上3-35-17	140
17	パール幼稚園	144-0031	東蒲田2-21-15	200
18	藤美幼稚園	143-0024	中央8-10-6	120
19	馬込なかよし幼稚園	143-0026	西馬込2-27-11	245
20	道塚幼稚園	144-0054	新蒲田3-2-1	175
21	嶺町幼稚園	146-0091	鶉の木2-41-16	80
22	若竹幼稚園	145-0062	北千束1-17-2	160
23	南蒲幼稚園	146-0095	多摩川1-34-15	108
24	日新幼稚園	143-0015	大森西5-9-10	100
25	みたけ幼稚園	145-0073	北嶺町37-20	140
26	六郷幼稚園	144-0046	東六郷3-10-18	420
27	大森聖マリア幼稚園	143-0016	大森北2-5-11	160
28	大森ルーテル幼稚園	143-0023	山王2-18-3	91
29	蒲田ルーテル幼稚園	144-0055	仲六郷1-40-18	120
30	光明幼稚園	144-0051	西蒲田4-29-17	200
31	こひつじ幼稚園	146-0085	久が原4-37-14	80
32	田園調布幼稚園	145-0071	田園調布3-4-6	80
33	田園調布ルーテル幼稚園	145-0071	田園調布2-37-5	120
34	福音ルーテル教会大岡山幼稚園	145-0063	南千束3-16-5	120
35	ぶどうの木幼稚園	145-0073	北嶺町3-25	80
36	瑞穂幼稚園	143-0025	南馬込1-40-15	200
37	めぐみ幼稚園	146-0082	池上1-19-35	280
38	雪ヶ谷ルーテル幼稚園	145-0065	東雪谷3-24-10	80
39	若草幼稚園	143-0023	山王1-6-30	70
40	和敬幼稚園	143-0012	大森東3-7-4	200
41	大田こまどり幼稚園	143-0021	北馬込2-29-15	140
42	北糶谷幼稚園	144-0032	北糶谷1-8-19	200
43	馬込幼稚園	143-0025	南馬込2-25-11	105
44	丸子幼稚園	146-0092	下丸子1-17-20	210
45	明善幼稚園	143-0016	大森北4-20-6	120
46	矢口幼稚園	146-0094	東矢口1-6-14	110
	計			8,284

令和7年7月発行

大田の教育概要

— 令和7年度版 —

発行 大田区教育委員会事務局
教育総務部教育総務課

大田区蒲田5-37-1

ニッセイアロマスクエア 5階

電話 03-5744-1422 (直通)

こども文教委員会 令和7年7月15日
教育委員会事務局 資料2番
所管 教育総務課

令和7年度 第1回大田区総合教育会議の開催について

1 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、区長と教育委員会が、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童・生徒等の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、よりいっそう民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としています。

2 日時

令和7年8月25日（月） 午後4時 開会

3 場所

大田区役所本庁舎5階 庁議室

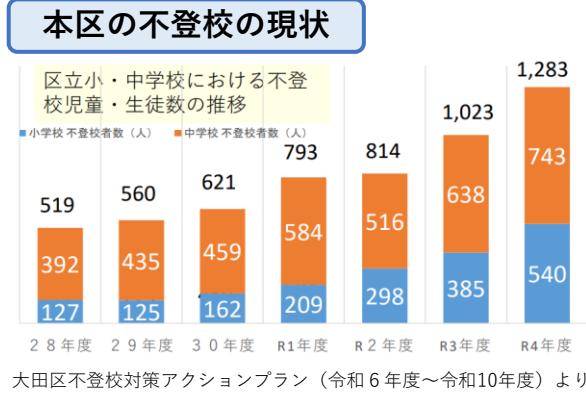
4 内容

- (1) おおたグローバルコミュニケーション（OGC）の推進について
- (2) コミュニティ・スクールの推進について

計画の背景・大田区における不登校対策

大田区教育委員会は、「大田区不登校対策基本方針」を策定し、令和3年度からは御園中学校が、令和6年度からは大森第四小学校が学びの多様化学校として指定を受け、分教室（以下、御園中学校の分教室を「みらい学園中等部」、大森第四小学校の分教室を「みらい学園初等部」という。）を開室しました。

大田区教育委員会では、**学校型の学びの多様化学校に不登校施策**の中心かつ先導的役割を求め、不登校状態にある児童・生徒が社会とつながり、自立を目指していく新たな学びの場にするこことしました。大田区における不登校対策に係る現状と課題を整理するための調査を行い、これらが解決できるよう成果が上がっている取組は踏襲しつつ、基本構想を検討しました。



基本構想・基本計画

目指す学校像

社会とのつながりを大切にした多様な学びを通して
不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校

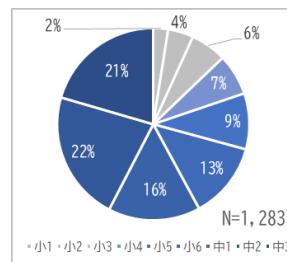
現在の学びの場になじめず不登校（不登校傾向を含む）状態にある児童・生徒が、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる新たな学びの場となることを目指します。併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「教育機能（学校）」に加え「相談機能（（仮称）不登校対策支援センター）」を備えた複合施設として整備します。

※センター的機能：大田区における不登校児童・生徒の情報を集約し、不登校施策の中心的な役割を果たしていく機能
※パイロット的機能：学びの多様化学校として先進的な取組を行い、効果的なものを他の大田区立学校へ還元していく機能

- （1）児童・生徒が明日も来なくなる新たな学びの場（教育機能）**
 - 登校へのハードルを下げた安心でき、個性と社会性を伸ばし、自立を目指す学びの場
- （2）不登校児童・生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）**
 - 不登校に特化した相談窓口となるように教育センターとの教育相談の在り方を整理
- （3）地域とともにある施設（地域開放機能）**
 - 体育館や特別教室の地域開放を積極的に行い、災害時も地域住民が利用しやすい避難施設

○利用人数

- 学校における対象学年は、不登校者数全体のうち約9割を占める小学校第4学年から中学校第3学年までを対象とします。
- 学校における受入人数は、敷地条件と教育条件（少人数指導・教職員定数配当基準）から、転入学の体験者を含め、200人程度と想定します。また、（仮称）不登校対策支援センターへ訪れる利用者は、少なくとも現在の教育センターと同程度の人数を想定します。



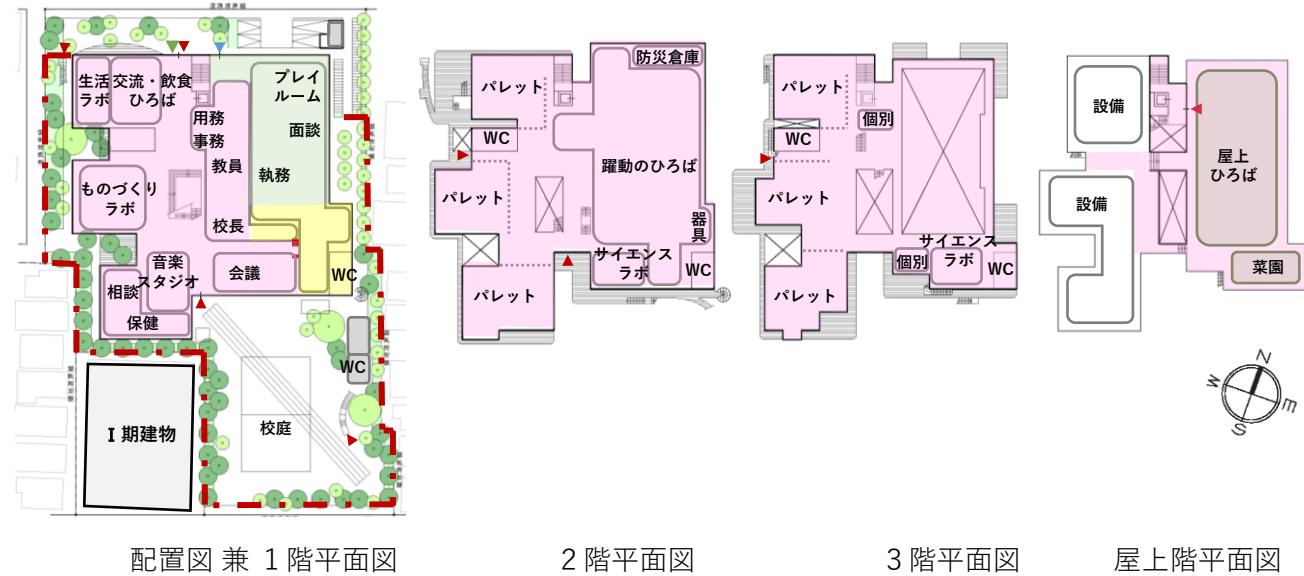
基本設計

基本構想・基本計画を踏まえ、基本設計では建築の構造や設備、仕上、家具配置など、より詳細な検討を行いました。当該検討に伴い、基本構想・基本計画の機能構成およびブロックプランは受け継ぎつつ、より合理的なプランとすることで、目指す学校像を実現します。

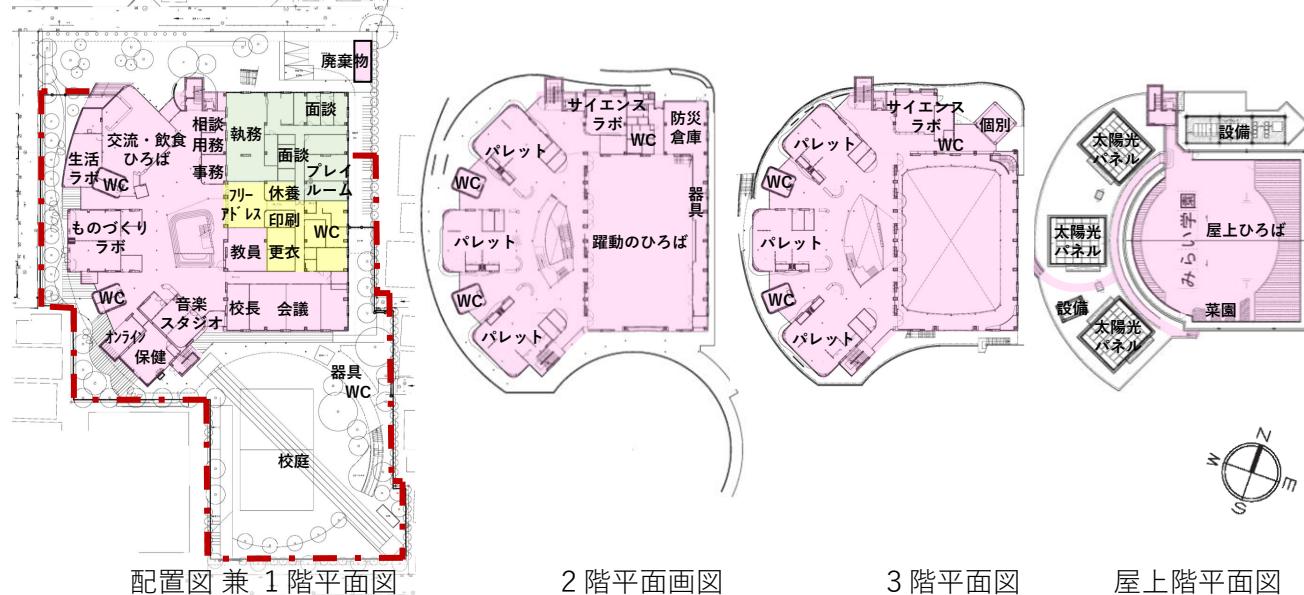
【凡例】

- （ピンク色）：みらい学園
- （緑色）：（仮称）不登校対策支援センター
- （黄色色）：みらい学園と（仮称）不登校対策支援センターで共用

基本構想・基本計画 ブロックプラン



基本設計（案）ブロックプラン



- 基本設計で、児童・生徒の見守りや安全性に配慮した動線、地域開放利用時の動線、構造設計、建物の圧迫感軽減、施工性等を検証し、基本構想・基本計画時から平面計画を変更しました。
- 学びの場を放射配置にすることで、室内の見通し、構造合理性、圧迫感軽減等の効果があります。

仮称大田区立みらい学園新築その他工事 基本設計（案）について

配置・平面計画図

(仮称)不登校対策支援センター
 児童・生徒への登校支援機能、
 教員研修、アセスメントや学校と
 関係機関との連携支援を強化

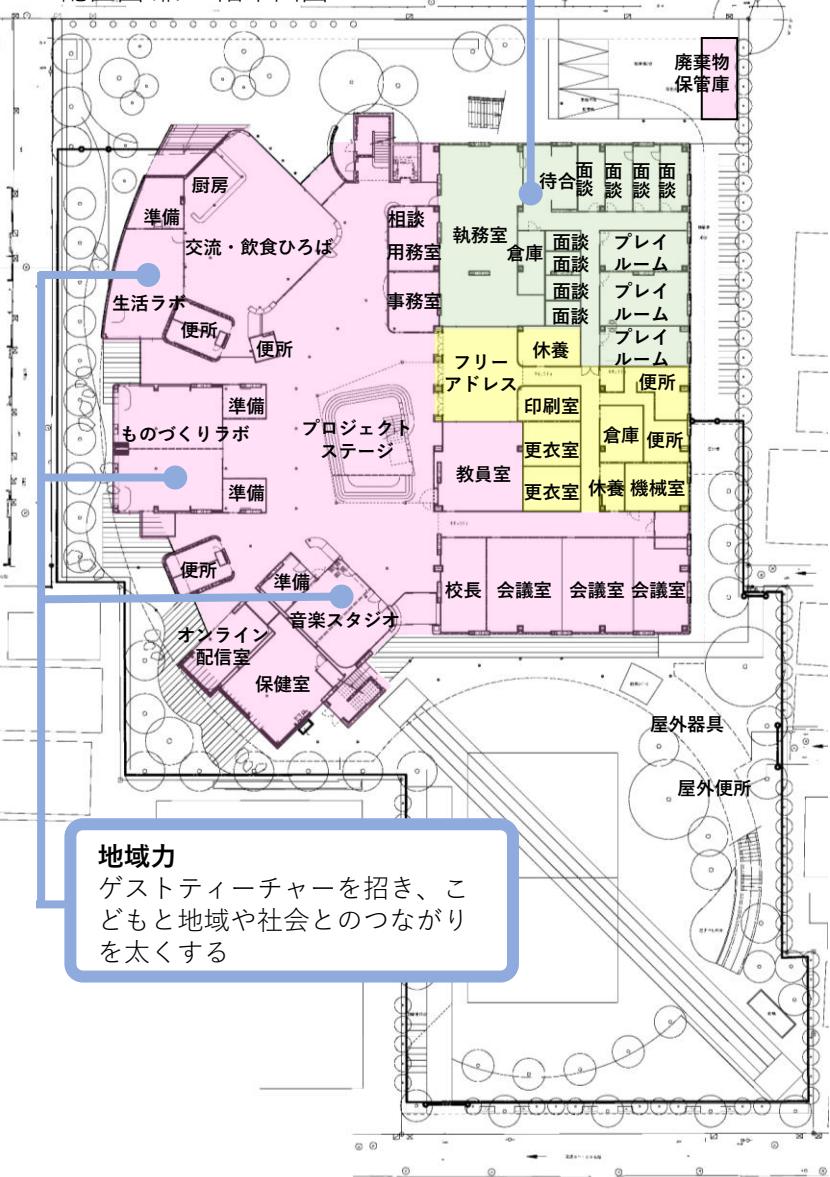
外観デザイン

柔らかな曲線のテラスと階段で
 上階に後退しながら立体的につ
 ながる多様な居場所づくり

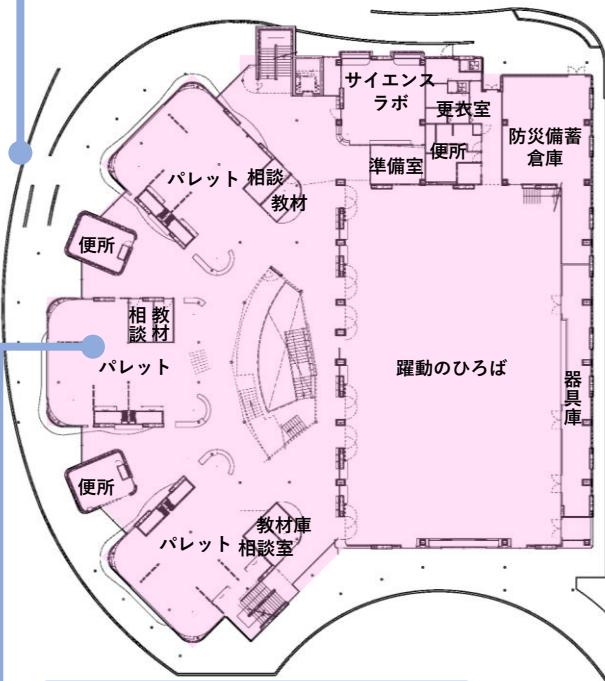
ランドスケープ

屋上ひろばには、人工芝と屋上
 緑化を設置し、児童・生徒が活
 動できる居場所に

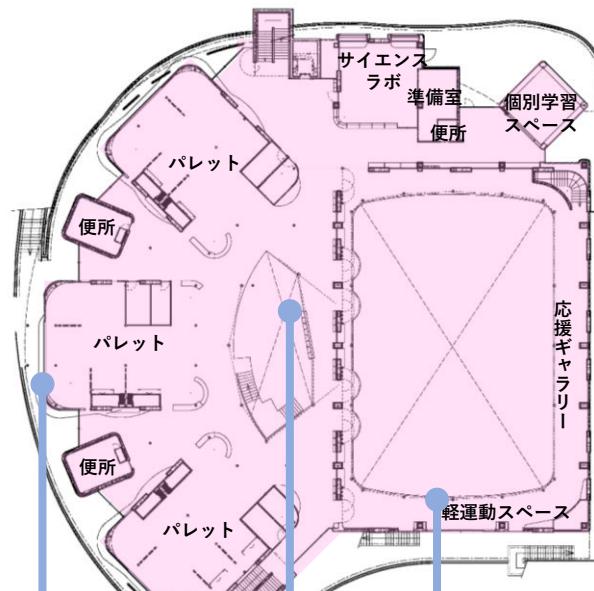
配置図 兼 1階平面図



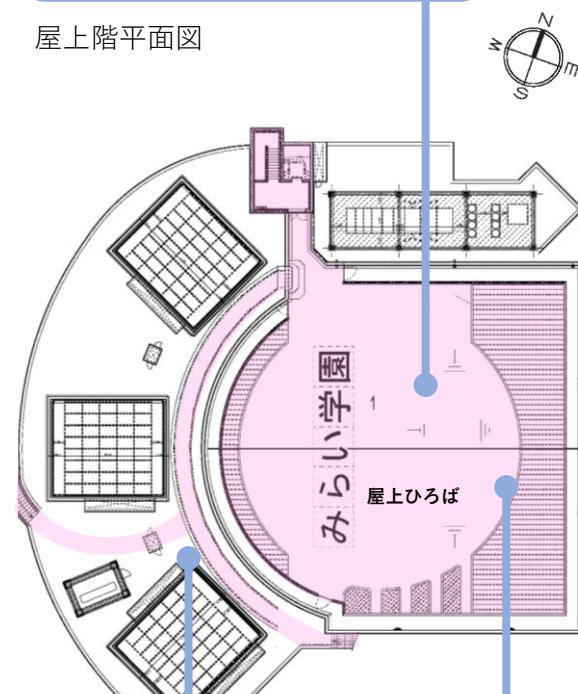
2階平面図



3階平面図



屋上階平面図



地域力

ゲストティーチャーを招き、こ
 どもと地域や社会とのつながり
 を太くする

パレット構成

教育活動の変化に応じて柔軟に
 可変できる柔らかな仕切りの1
 パレット12区画の構成

環境デザイン

南側と西側はテラスで直射日光
 を遮り、省エネルギー化に寄与。
 中央吹抜けは自然換気に活用

環境デザイン

屋上緑化で断熱効果を高めて省
 エネルギー化に寄与。太陽光発
 電パネルで創エネルギーに寄与

- : みらい学園
- : (仮称) 不登校対策支援センター
- : みらい学園と(仮称)不登校対策支援センターで兼用

※レイアウトは現時点の予定です。今後変更する場合があります。

建築概要

- ・ 建築面積：約3,550㎡
- ・ 延べ面積：約8,200㎡
- ・ 階数：地上3階
- ・ 構造：混構造
 (鉄骨造+鉄筋コンクリート造
 +鉄骨鉄筋コンクリート造)
- ・ 建物高さ：約15.0m



©敷地北東からの鳥瞰イメージ



©内観イメージ (1階：プロジェクトステージ)



©内観イメージ (2階：吹抜けまわり)

<不登校の定義>

文部科学省の調査上で、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

<学習集団の定義>

不登校児童・生徒は大人数がある空間や一斉一律の生活、行動規範、固定的な人間関係に馴染めないなどの傾向が報告されています。人との親密感やまとまりが得られるとともに「つかず離れず」の微妙な距離感をとることができるよう、2~8人程度を基本的な学習集団の単位とします。

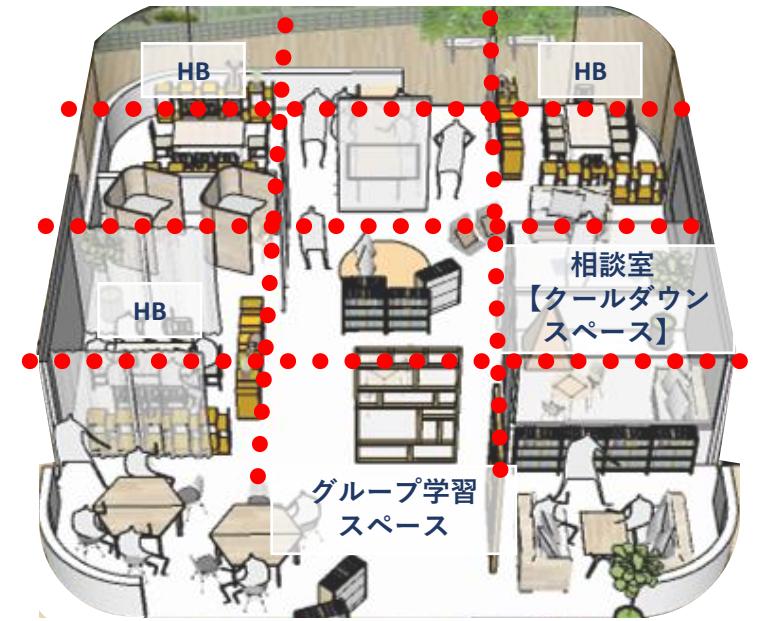
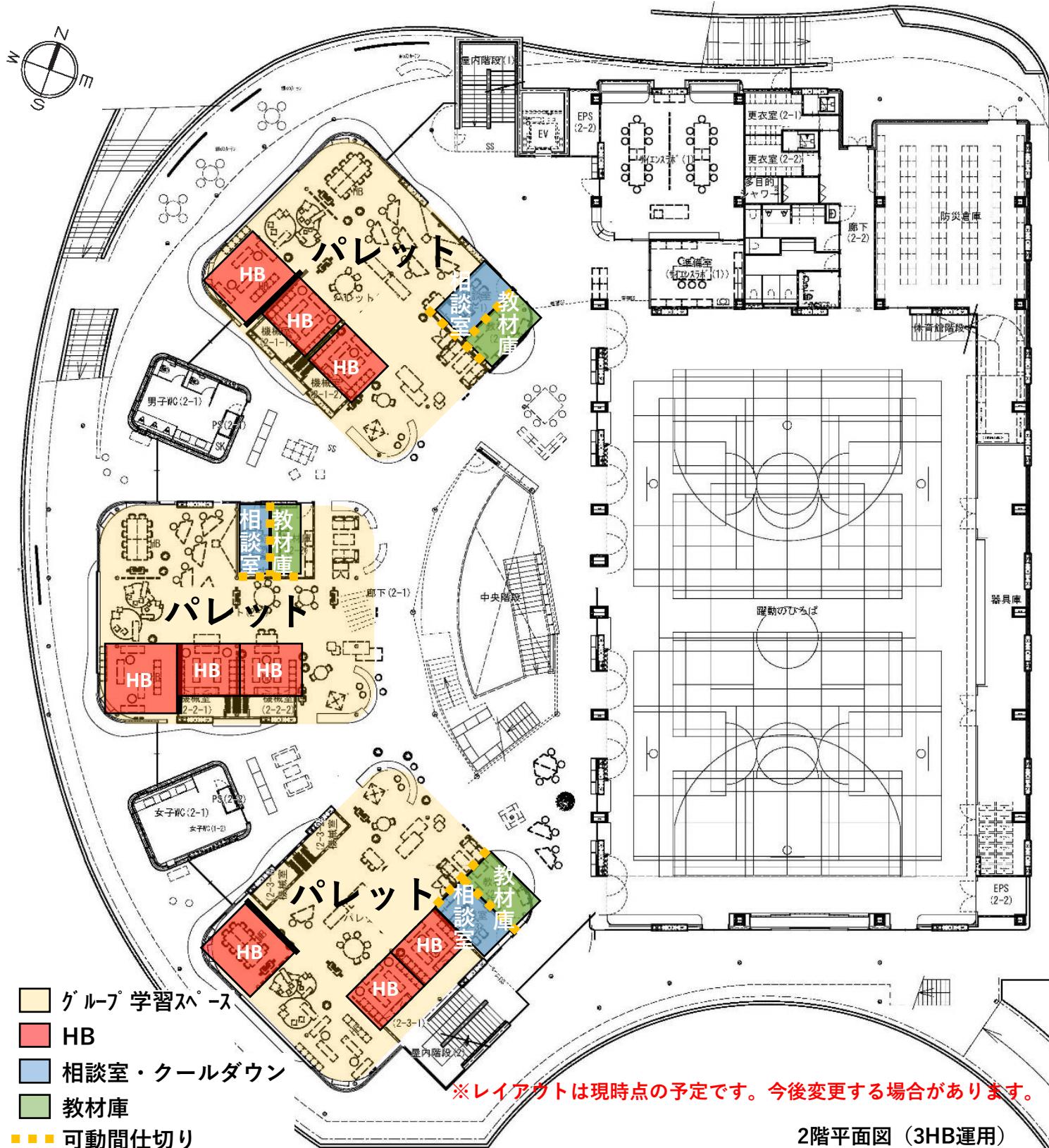
<パレットの定義>

学校らしさを感じさせないよう、一般校における教室と廊下が直列して並ぶ形ではなく、家庭の個室とリビングとの関係のような使い勝手となる空間構成とします。パレットには、グループ学習スペース、ホームベース、相談室などを配置します。

仮称大田区立みらい学園新築その他工事 基本設計（案）について

パレット（教室）計画

- ・パレットは、多様な学びが展開されるグループ学習スペースとHB（ホームベース）、心身を落ち着かせるクールダウン、相談室、教材庫を組み合わせ構成する。児童・生徒たちのメインの学び空間である。
- ・パレット内はフレキシブルな構成とし、学期の途中の転入学などで変化する児童・生徒数に対応しやすい計画とする。



■パレット

- ・3つのパレットは、建物中央から居場所を認識しやすい同心円状に配置。（空間認識力が弱い児童・生徒も適応しやすい、教職員が見回りしやすい）
- ・グループ学習スペースは、間仕切りなど※1で学びに応じた変更が可能。（※1）間仕切り手法：カーテン、可動家具、木製建具など容易に動かせる設えとする。

■HB（ホームベース）

- ・壁で囲われるHBと、棚でグループの領域をつくり、カーテンなどで開閉できるHBで構成。
- ・児童・生徒が自分の物を置ける棚やベンチ等家具を配置。

■相談室

- ・壁で囲い相談内容など音が漏れない仕様とし、各パレットに配置。出入口は人目につきづらい共用部から直接出入りできるようにする。
- ・空室時は、クールダウンとしても兼用する。

■クールダウン

- ・固定の室としては設けず、パレット内にコーナーを計画する。
- ・相談室が空いている時は、兼用可能とする。

■教材庫

- ・施錠可能な部屋と「見せる収納（児童・生徒の興味喚起）」で計画。
- ・共用部からのアクセスを想定。
- ・4HB運用時はHBへ転用し、WC横に教材コーナー（鍵付キャビネット）を計画。

○「パレット」のDX整備

パレット内の壁にプロジェクターを投影できるような設えや、家具一体型のモニターを今後検討する。

仮称大田区立みらい学園新築その他工事 基本設計（案）について

地域利用しやすい計画

○地域とともにある施設（地域開放機能）

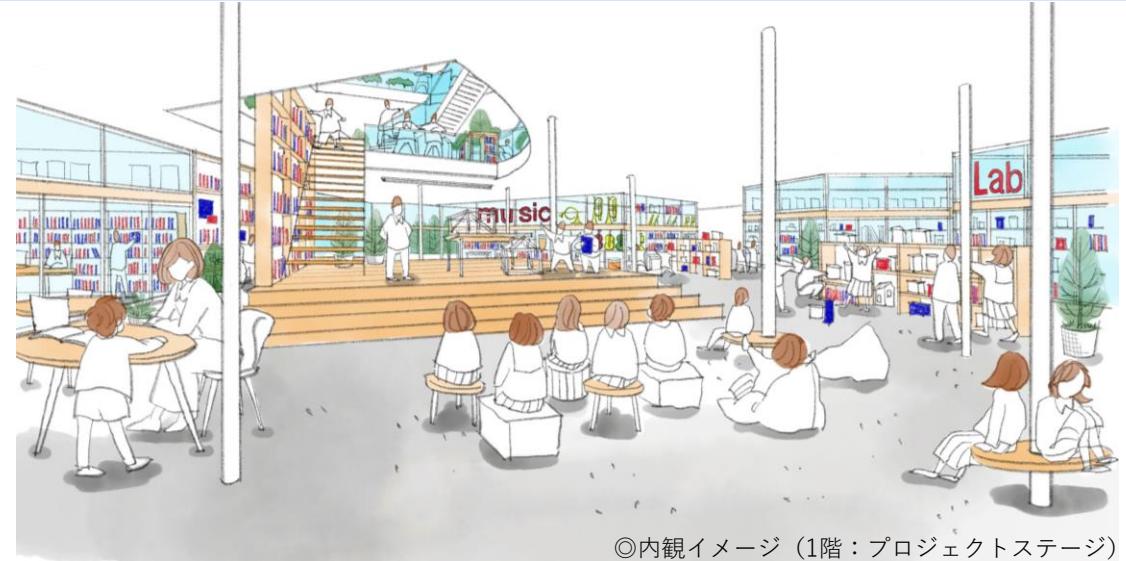
基本構想・基本計画で定めた目指す学校像で、地域開放機能は重要な位置づけです。社会とのつながりを大切にしながら多様な学びを通して、不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校を実現するため、体育館や特別教室の地域開放を積極的に行い、災害時も地域住民が利用しやすい施設を計画します。

○「交流・飲食ひろば」の整備

日中、地域の方が誰でも利用可能で、自由に入出りできる空間。
→みらい学園での地域活動、児童・生徒の活動が見えるサイネージを計画。

○1階の特別教室や会議室等の整備

児童・生徒・教職員・地域の方が発表や会議等で議論をできる空間。
→児童・生徒の発表が見えやすい、モニター/スクリーンを計画。



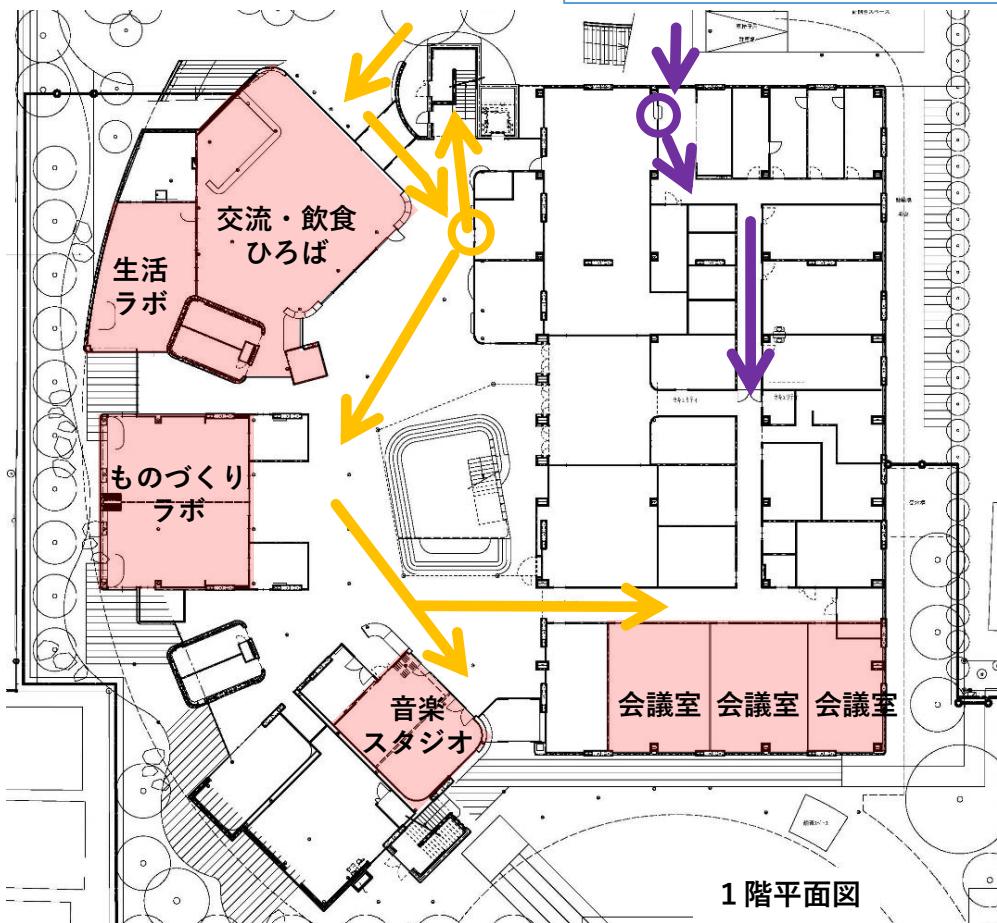
地域開放エリア設定

<凡例>

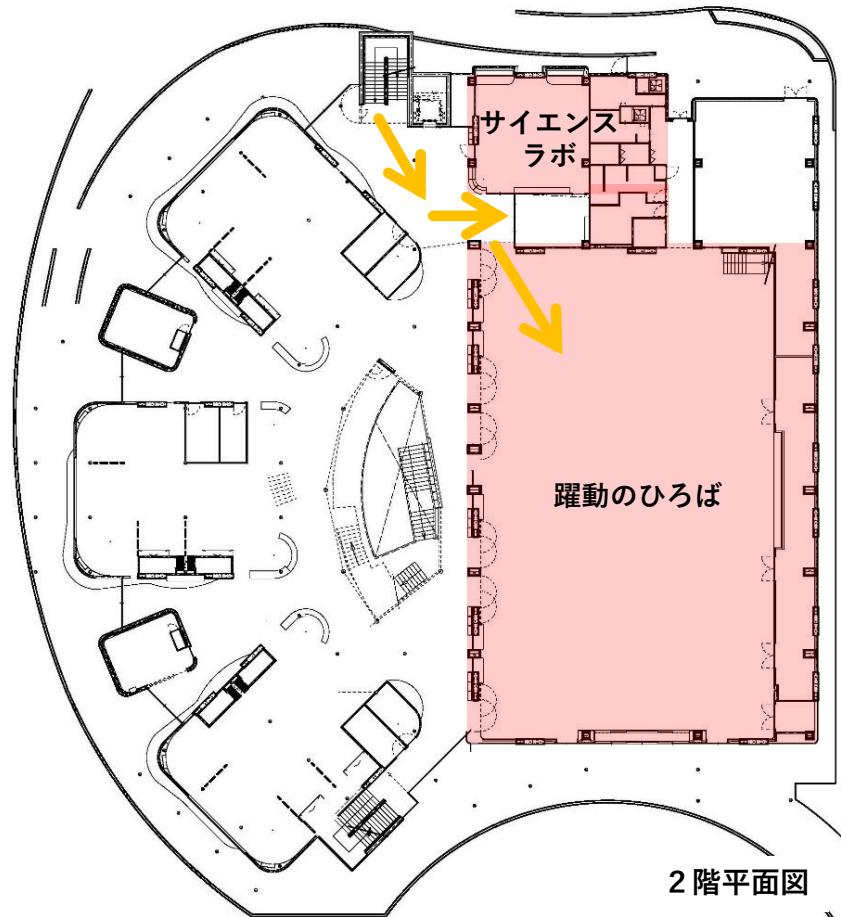
■：地域開放エリア

→：地域開放利用者動線

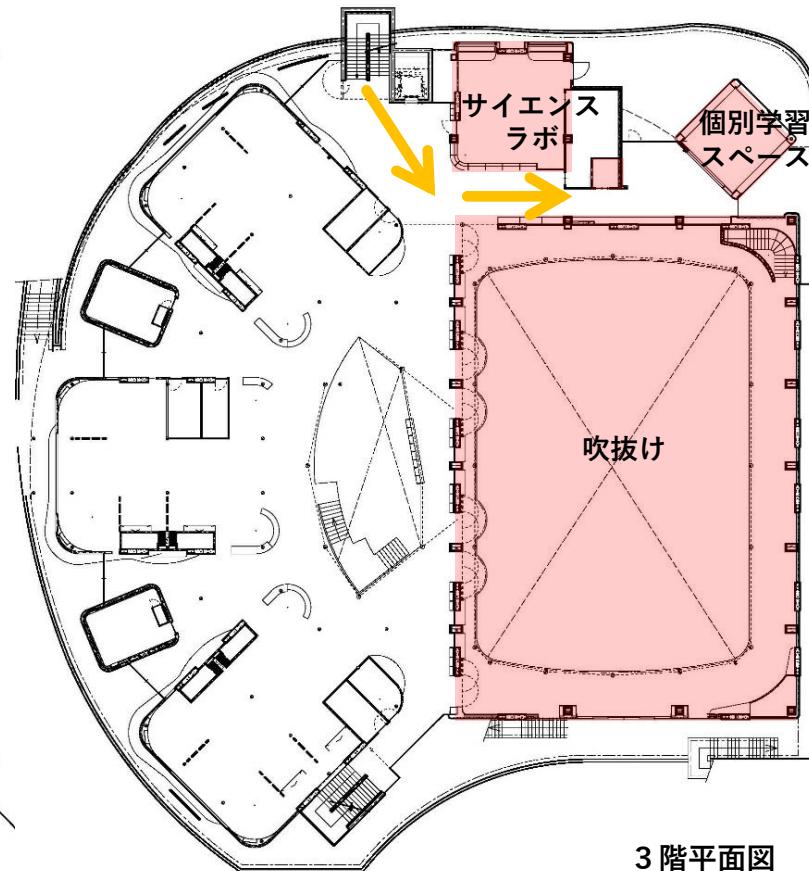
→：（仮称）不登校対策支援センター利用者



1階平面図



2階平面図



3階平面図

スケジュール（予定）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
基本構想・基本計画		▼7月：委員会／8月説明会				
基本設計・実施設計			▼7月：委員会／8月：説明会			
工事(解体工事含む)					▼工事開始予定	

※レイアウトは現時点の予定です。今後変更する場合があります。

令和8年度放課後ひろば新規開設及び運営委託事業者の選定について

1 概要

令和8年度から、大森第五小学校及び千鳥小学校において、放課後ひろばを新規開設し、運営委託により、学童保育と放課後こども教室を一体的に実施する。

学校	令和7年度現況		放課後ひろば（令和8年4月から）	
	学童保育	放課後こども教室	学童保育	放課後こども教室
大五小		登録制	定員40名（予定）	登録制
千鳥小		登録制	定員40名（予定）	登録制

2 運営委託事業者の選定について

(1) 選定方法

公募によるプロポーザル方式とする。

「放課後ひろば事業運営事業者選定委員会」を設置し、書類審査と面接審査の総合点により事業者候補を選定する。

(2) スケジュール（予定）

項目	時期
募集要領の公表	令和7年7月～8月
申請書類の受付期間	令和7年8月
選定委員会	令和7年11月
事業者候補決定	令和7年11月
準備委託期間	令和8年2月から3月まで
運営委託の開始	令和8年4月1日

こども文教委員会 令和7年7月15日
教育委員会事務局 資料5番
所管 学務課

令和7年度 就学援助費申請数及び認定者数

1 令和7年度の認定結果（令和7年6月30日現在）

		小学校	中学校	小・中 合計
児童生徒数(5/1)		29,032	10,985	40,017
申請数		6,033	3,213	9,246
認定数	要保護	182	133	315
	準要保護	3,470	1,884	5,354
	計	3,652	2,017	5,669
認定率		12.6%	18.4%	14.2%

* 令和7年度申請数は、4月30日までの当初申請分

2 年度別認定状況推移

(小学校)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童生徒数(5/1)		28,864	29,209	29,339	29,597	29,794	29,823	29,523	29,337
申請数		7,409	7,492	7,617	7,672	7,473	7,340	7,157	6,679
認定数	要保護	363	341	301	274	252	259	230	207
	準要保護	5,086	5,042	4,896	5,046	4,829	4,784	4,486	4,164
	計	5,449	5,383	5,197	5,320	5,081	5,043	4,716	4,371
認定率		18.9%	18.4%	17.7%	18.0%	17.1%	16.9%	16.0%	14.9%

(中学校)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童生徒数(5/1)		11,069	10,907	10,975	10,956	11,201	10,980	11,060	10,967
申請数		4,123	3,972	3,884	3,915	3,820	3,611	3,532	3,426
認定数	要保護	252	218	209	193	192	177	174	150
	準要保護	2,865	2,744	2,624	2,715	2,536	2,391	2,285	2,221
	計	3,117	2,962	2,833	2,908	2,728	2,568	2,459	2,371
認定率		28.2%	27.2%	25.8%	26.5%	24.4%	23.4%	22.2%	21.6%

(小・中 合計)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童生徒数(5/1)		39,933	40,116	40,314	40,553	40,995	40,803	40,583	40,304
申請数		11,532	11,464	11,501	11,587	11,293	10,951	10,689	10,105
認定数	要保護	615	559	510	467	444	436	404	357
	準要保護	7,951	7,786	7,520	7,761	7,365	7,175	6,771	6,385
	計	8,566	8,345	8,030	8,228	7,809	7,611	7,175	6,742
認定率		21.5%	20.8%	19.9%	20.3%	19.0%	18.7%	17.7%	16.7%

* 各年度3月末現在

* 5/1児童生徒数は、区立学校のみ

* 認定率は小数点第2位を四捨五入

* 認定数は、認定後の転出者含む

令和7年度大田区学習効果測定結果（分析）

1 学年別、教科別平均正答率と目標値（期待正答率）との比較〔（ ）内は前年度〕

※ 目標値と比較して、■ は5ポイント以上、■ は5ポイント未満で上回っている。

学年		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 第4学年	目標値（期待正答率）	66.6	68.8	71.6	59.8	
	本区平均正答率	68.3	69.0	74.3	56.3	
	ポイント差（前年度）	1.7(1.0)	0.2(-2.9)	2.7(4.0)	-3.5(-4.2)	
小学校 第5学年	目標値（期待正答率）	66.0	66.5	65.9	61.7	
	本区平均正答率	68.5	67.5	68.8	58.9	
	ポイント差（前年度）	2.5(3.8)	1.0(-2.8)	2.9(2.9)	-2.8(-3.1)	
小学校 第6学年	目標値（期待正答率）	65.6	67.5	62.3	65.0	75.9
	本区平均正答率	67.3	66.8	62.9	62.1	82.5
	ポイント差（前年度）	1.7(3.1)	-0.7(-2.5)	0.6(1.3)	-2.9(-4.2)	6.6(4.8)
中学校 第1学年	目標値（期待正答率）	61.8	55.2	66.6	56.2	77.6
	本区平均正答率	65.8	51.3	69.2	48.2	84.7
	ポイント差（前年度）	4.0(3.7)	-3.9(-4.6)	2.6(2.8)	-8.0(-0.8)	7.1(8.5)
中学校 第2学年	目標値（期待正答率）	61.4	47.6	56.7	50.8	51.5
	本区平均正答率	65.7	41.7	56.7	44.9	56.1
	ポイント差（前年度）	4.3(2.5)	-5.9(-4.0)	0.0(0.3)	-5.9(-7.2)	4.6(5.2)
中学校 第3学年	目標値（期待正答率）	60.8	47.1	54.3	52.7	52.0
	本区平均正答率	62.2	43.9	55.5	49.4	54.9
	ポイント差（前年度）	1.4(2.5)	-3.2(-4.9)	1.2(-1.4)	-3.3(-7.0)	2.9(3.6)

2 目標値（期待正答率）を上回った児童・生徒の割合（達成率）

※ 昨年度と比較して、■ は同じか上回っており、■ は下回っている。

学年		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 第4学年	達成率	66.8%	67.1%	71.8%	59.6%	
	前年度達成率	67.3%	62.8%	73.0%	55.3%	
小学校 第5学年	達成率	68.7%	66.1%	67.8%	58.1%	
	前年度達成率	67.7%	61.1%	69.7%	53.4%	
小学校 第6学年	達成率	65.9%	63.1%	61.5%	60.6%	79.8%
	前年度達成率	68.0%	58.1%	64.0%	55.4%	76.0%
中学校 第1学年	達成率	67.3%	51.4%	68.6%	43.7%	83.9%
	前年度達成率	66.4%	48.4%	65.7%	62.9%	81.3%
中学校 第2学年	達成率	65.8%	40.9%	57.2%	42.6%	60.8%
	前年度達成率	67.7%	50.2%	60.8%	48.0%	63.6%
中学校 第3学年	達成率	65.3%	48.4%	59.2%	52.0%	57.2%
	前年度達成率	67.0%	49.3%	56.5%	44.6%	60.2%

こども文教委員会 令和7年7月15日
こども未来部 資料1番
所管 こども未来課

令和7年度 こども未来部 事業概要

すべてのこどもが尊重され、
保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、
その育ちを地域全体で支えるまちにします



大田区

【本事業概要における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本事業概要においては、「こども基本法」の平仮名表記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

目 次

大田区こども未来計画	1
大田区子ども・若者計画	3
おおた 子どもの生活応援プラン	3
令和7年度 こども未来部の目標及び重点項目	6
こども未来部組織図	8
こども未来部予算概要	9
施設一覧	11
苦情解決制度	18
重点項目の取組例：こどもと家庭の相談支援の充実	19
重点項目の取組例：子育て家庭の視点に立った情報発信等	20

I こども未来課・子育て支援課所管事業

第1 こどもの居場所づくり	22
1 児童館	22
2 中高生ひろば事業	30
3 乳幼児ひろば・一時預かり事業	34
4 放課後児童健全育成事業	35
第2 子ども家庭支援事業	42
1 産後家事・育児援助事業	42
2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	44
3 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	45
4 乳幼児ショートステイ事業	45
5 ヤングケアラー支援事業	46
6 児童虐待防止に関する啓発事業	46
第3 子どもの生活応援推進事業	47
1 こども食堂推進事業	47
2 地域とつくる支援の輪プロジェクト	47
3 子どもと地域をつなぐ応援事業	47
4 子ども生活応援基金	47
5 ひとり親家庭等支援	48
6 生活安定応援事業	49
第4 手当	50
1 児童手当	50
2 児童育成手当	52
3 児童扶養手当・特別児童扶養手当	53
第5 医療費助成	55
1 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成制度	55
2 ひとり親家庭等医療費助成制度	56

II 子ども家庭支援センター所管事業

第1 子ども家庭支援センター	57
1 子どもと家庭に関する総合相談	57
2 子育てひろば	58
3 ファミリー・サポートおおた	59
4 一時預かり事業・定期利用保育事業	60
5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	61
6 母子一体型ショートケア事業	62
7 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	62

目 次

8	子育て応援コーナー等	63
9	児童虐待対策	64
10	養護相談実績	65
11	虐待防止支援訪問実績	65
12	養育支援訪問事業等	66
13	児童虐待防止ネットワーク	66
14	児童虐待防止に関する啓発事業	67
15	予防的支援推進とうきょうモデル事業	68
16	ファミリー・アテンダント事業	69
17	こども・若者相談及び居場所事業	70

Ⅲ 子ども家庭総合支援センター開設準備室所管事業

第1	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの開設準備	71
第2	母子(女性)への支援	72
1	母子生活支援施設	72
2	母子(女性)緊急一時保護事業	72

Ⅳ こども家庭センター所管事業

第1	こども家庭センター(大森、調布、蒲田、糀谷・羽田)	73
1	こどもと家庭に関する相談	73
2	こども家庭センター体制強化事業	74
3	利用者支援事業	74

Ⅴ 保育サービス課所管事業

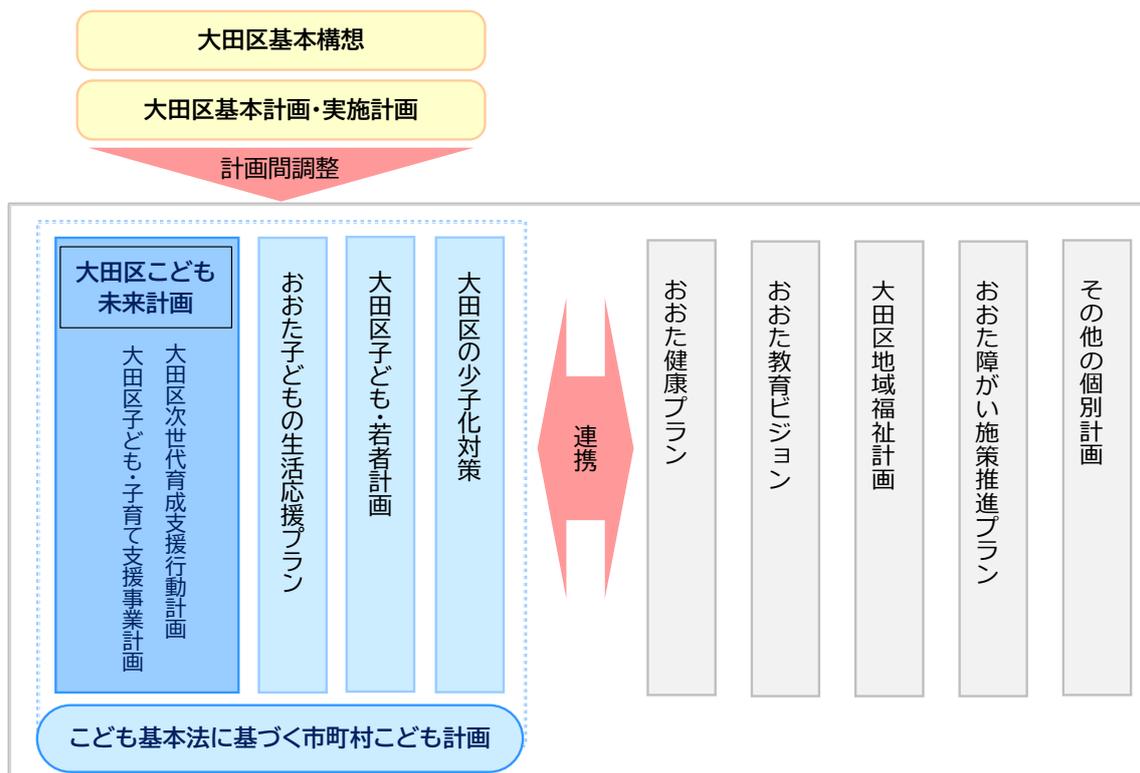
第1	相談事業	75
1	子育て相談	75
2	保育サービスアドバイザー	77
第2	保育施設	78
	大田区における各種保育サービス	78
1	認可保育所	79
2	地域型保育事業	81
3	東京都認証保育所	83
4	定期利用保育事業	86
5	家庭福祉員(保育ママ)	88
第3	保育サービス	89
1	時間外保育	89
2	緊急一時保育	90
3	特別な支援を要する児童の保育	91
4	病児・病後児保育事業	92
5	休日保育	93
6	年末保育	94
第4	地域子育て支援事業	95
1	保育園地域活動事業	95
2	保育連携推進事業	96
第5	待機児童対策と保育の質の確保	98
1	待機児童対策	98
2	保育人材の確保・質の向上	99
第6	福祉避難所・応急保育所	101

大田区子ども未来計画

第5期大田区次世代育成支援行動計画 第3期大田区子ども・子育て支援事業計画

1 計画の位置づけ

「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、「おおた子どもの生活応援プラン」、「大田区子ども・若者計画」、「大田区の少子化対策」と整合を図ることで、全体をもって「こども基本法」第10条に基づく「市町村子ども計画」に位置づけます。



2 計画期間

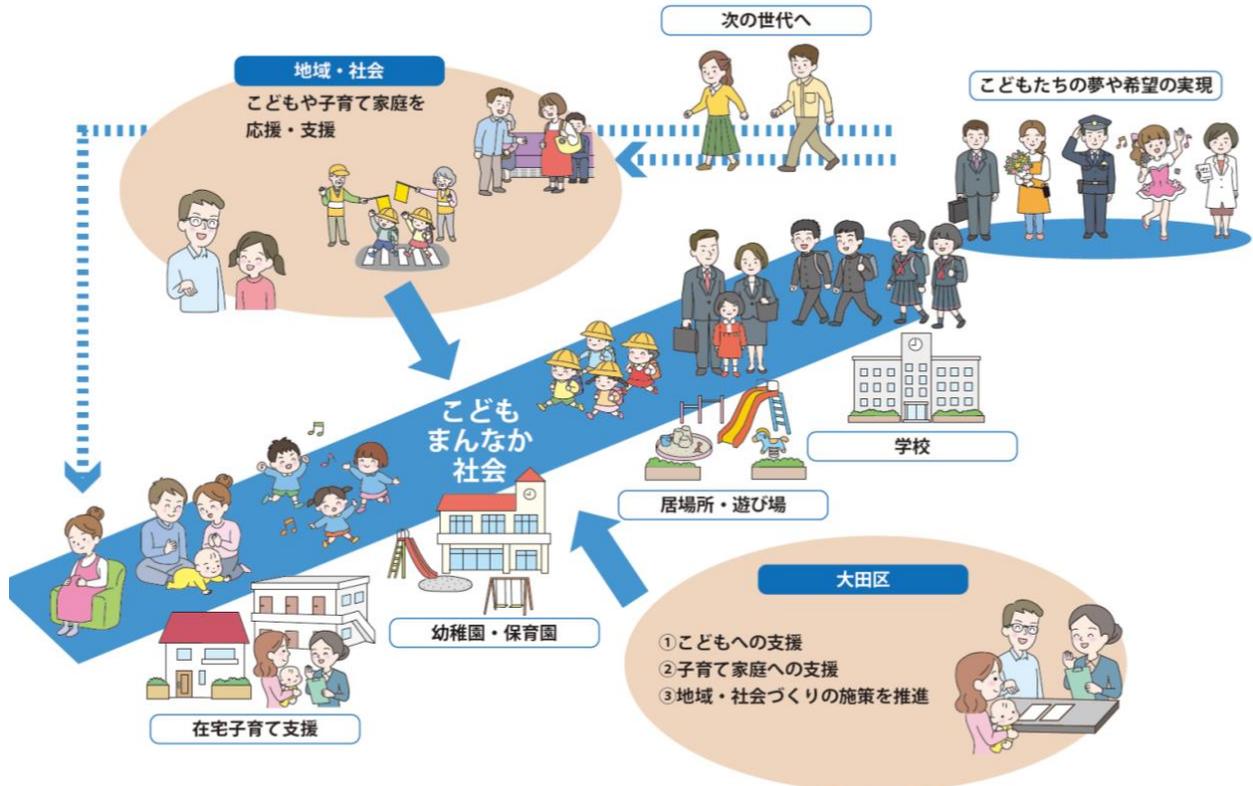
令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の体系

「すべての子どもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、次の6つの基本目標に基づき施策を推進します。

- 1 こどもの権利を守ります
- 2 こどもの主体的な成長を支え、未来を創り出す力を育てます
- 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 4 子育てと仕事の両立を支援します
- 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
- 6 子ども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

●大田区こども未来計画が目指す「こどもまんなか社会」



大田区は「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを社会全体で支えるまちにします」の基本理念のもと、地域・社会の人たちと一っしょに本計画の取組みを進め、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現していきます。そして、こどもたちが成長し、次の世代の新たな担い手となっていく環境を整え、「こどもまんなか社会」を未来につないでいきます。

【児童の権利に関する条約における4つの原則】

1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子どもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。子ども(18歳未満の児童)は権利をもつ主体であるという考え方にに基づき、大人と同様に一人の人間としての人権を認めています。

児童の権利に関する条約の基本的な考え方は次の4つの原則で表されており、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に常に合わせて考えることが大切です。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益

(子どもにとって最もよいこと)
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利

(命を守られ成長できること)
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重

(子どもが意味のある参加ができること)
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



出典:(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

大田区子ども・若者計画

1 計画の位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※ 令和7年4月1日に地域力推進部（現地域未来創造部）からこども未来部に移管。

3 計画の体系

「心身ともに健やかで、地域社会の一員としての自覚や他者への思いやりの心と規範意識を持ち、自立的に行動できる青少年」を基本理念における「目指す青少年像」として掲げ、次の3つの基本目標に基づき施策を推進します。

- 1 青少年の健やかな成長と社会的自立を支援します
- 2 支援を必要とする青少年やその家族をサポートします
- 3 青少年の健やかな成長を地域で支えるための環境を整備します

おおた 子どもの生活応援プラン

大田区子どもの貧困対策に関する計画

1 計画の位置づけ

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」です。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

※ 令和7年4月1日に福祉部からこども未来部に移管。

3 計画の体系

「子どもたちの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし必要な環境整備と教育の機会均等を図り、孤立を防ぎ誰一人取り残すことがないよう一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけること」をめざし、次の3つの柱に基づき施策を推進します。

- 1 経験・学力（子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します）
- 2 生活・健康（子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます）
- 3 居場所・包摂（子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します）

【「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区の開催】

地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える機運を醸成していくことを目的に、令和6年12月15日にこども家庭庁と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区を都内で初めて開催しました。

シンポジウムでは、こども家庭庁の高橋審議官による基調講演、鈴木区長によるこどもまんなか応援サポーター宣言、タレントの横澤夏子さんによる特別講演、関東学院大学の澁谷教授も参加してのパネルディスカッションを行いました。



鈴木区長からは、パネルディスカッションにおいて、子育ては自分たちがやらなければならないと思いきみすぎず、区や地域の支援・サービスを使ってもらいたい。子育てが一段落したら、今度は周りの子育て家庭を支援してもらいたいとの思いが表明されました。

また、大田区子ども・子育て会議会長でもある澁谷教授からは、こども自身が自ら育っていこうとする「子育て」の力と親がこどもを育てようとする力がうまく重なったときにはじめてこどもが成長していく。こどもの声に耳を傾けて子育てをしていくことが大切として「子育て」の重要性についての説明がありました。



[こどもまんなか応援サポーター宣言]

すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、令和6年12月15日開催の「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 大田区において、鈴木区長が、シンポジウム出演者、協力企業・大学、区内のこどもたちといっしょに、大田区がこどもまんなか応援サポーターになることを宣言しました。



令和7年度 こども未来部の目標及び重点項目

【部の目標】

昨年度、区は「大田区基本構想」の実現のために、基本計画及び実施計画、こども未来計画を策定し、今後の区におけるこども政策の基本方針や主要事業等を明示した。
わが国が進める「こどもまんなか社会」の実現の動向とも軌を一にしながら、関係者と緊密な連携を図りながら課題を解決しなければならない。
計画のスタート年となる今年度は、すべての取組みにおいて「こどもの最善の利益の実現」に向けてスピード感をもって計画の具体化を進め、着実な成果を創り出していく。

【部の重点項目】

【こどもへの支援】

①こどもの意見の尊重

「こども基本法」の基本理念に掲げられるこどもの意見の尊重においては、区がこどもに関する施策を実施するにあたりこどもの意見聴取に取り組んでいくこと、そして、保護者やこどもに関わる人々が普段の生活においてこどもの意見や意思を聞いていくことが重要となります。そのため、意見聴取と社会啓発を両輪にこどもの最善の利益が優先して考慮される社会づくりを推進していきます。

②こどもと家庭の相談支援の充実

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度上半期の（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの開設に向け、都立児童相談所機能と「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、児童虐待への対応を強化していきます。また、地域の身近な相談機関であるこども家庭センターと一体的な支援を行うことで、虐待の発生予防・重篤化予防・再発予防に取り組みます。

〔関連施策〕（仮称）大田区子ども家庭総合支援センターの整備、子ども家庭支援センター等における相談 など

③子育て支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所や遊び場を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育て支援を推進していきます。

〔関連施策〕 児童館、中高生ひろば、こども食堂推進事業、とうきょうすくわくプログラム推進事業 など

【子育て家庭への支援】

④共働き・共育て家庭への支援の強化

大田区こども未来計画における区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援などの他、父親の育児支援を強化していきます。

〔関連施策〕 一時預かり保育、病児・病後児保育、ベビーシッター利用支援事業、キッズなパパの子育て応援講座 など

⑤ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、相談できる相手がいないなどの孤立化やこどもが様々な経験をする機会が少なくなるなどの課題があります。これらの課題に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

〔関連施策〕 ひとり親家庭等ホームヘルプ、ファミリー・アテンダント事業 など

⑥子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡潔にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていきます。また、すべての子育て家庭へ必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

〔関連施策〕 子育てハンドブックの発行、ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信 など

【地域・社会づくり】

⑦区にある資源を活かした地域づくり

こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館等を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

〔関連施策〕子育て力向上支援事業、子育てすくすくネット事業 など

⑧「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。

〔関連施策〕地域とつくる支援の輪プロジェクト、ICTを活用したこども・子育て家庭への情報発信など

⑨大田区児童館構想の推進

令和7年3月策定の大田区児童館構想において、区の児童館の目指すべき姿として「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育ち・子育てを支える児童館」を掲げました。これまで児童館が果たしてきた遊びや生活を通じた児童の健全育成の役割に加え、こどもと子育て家庭が抱える課題や福祉的課題への対応等により一層取り組む必要があることから、次の施策を展開していきます。

- ・こどもが主体的に参画・参加できる仕組みづくり
- ・様々な年齢層のこどもが安心して過ごせる居場所機能の強化
- ・多様な子育てニーズに対応できる居場所の整備
- ・地域活動団体・地域のボランティア等と連携した取り組みの推進
- ・地域とつながるソーシャルワーク機能の強化 など

【こどもの生活応援】

福祉部から新たに事業移管された「子どもの貧困対策」について、こども・子育て施策との更なる連携を図ることにより、効果的な施策展開に取り組めます。

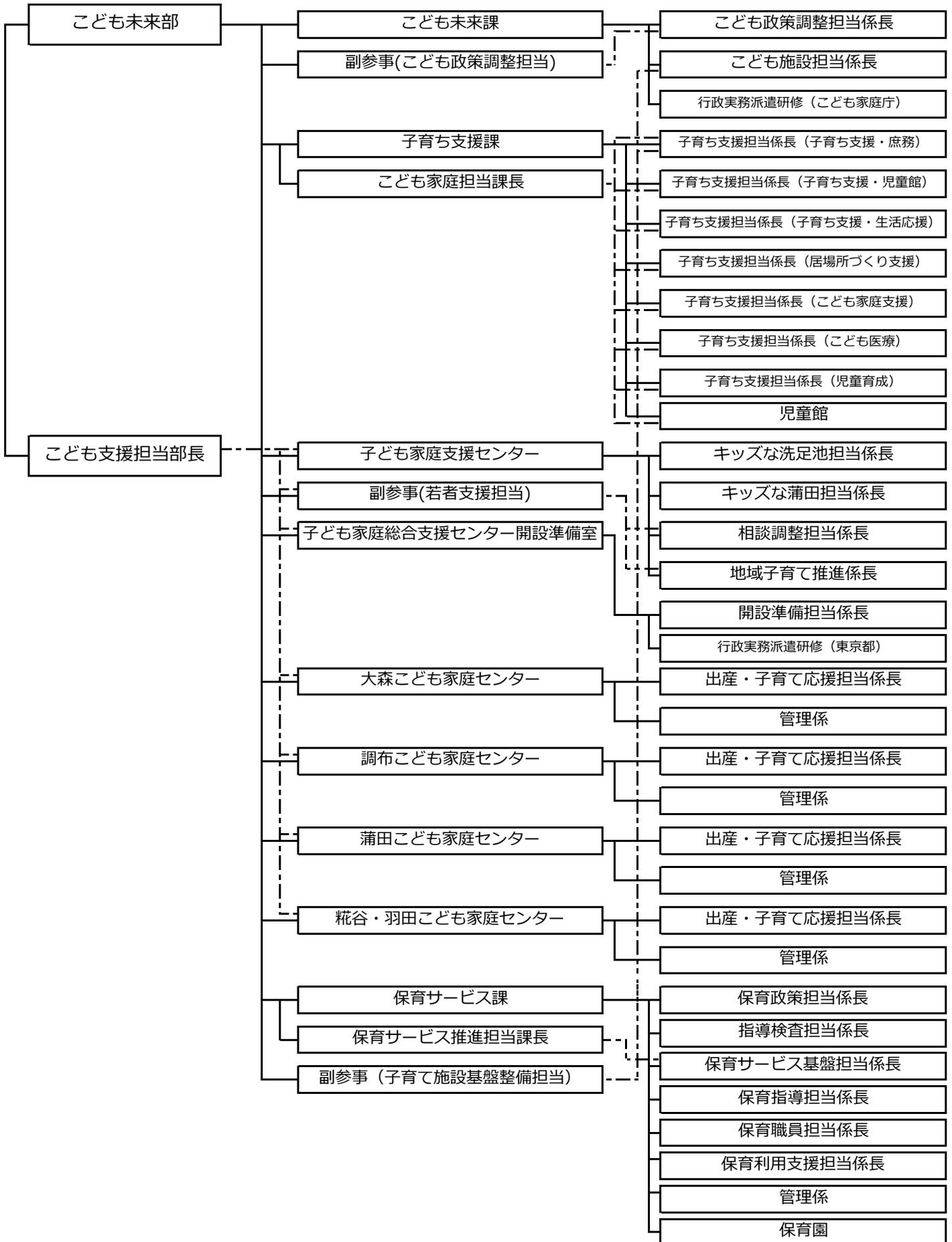
〔関連施策〕長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業、こども食堂推進事業、ほほえみごはん事業 など

【若者への支援】

地域力推進部（現地域未来創造部）から新たに事業移管された「子ども・若者を対象とする総合相談窓口及び居場所に関する事務」について、こども・子育て施策との一体的な運用を図ることにより、切れ目のない支援に取り組めます。

〔関連施策〕若者サポートセンター フラットおおた

こども未来部組織図（令和7年4月1日現在）



こども未来部予算概要

【区全体及びこども未来部当初予算の状況】

(単位：千円)

	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減率(%)	構成比(%)
区一般会計	341,209,981	352,709,587	3.4	100.0
内 こども未来部当初予算	60,186,414	67,792,882	12.6	19.2

【目別歳出予算】

(注) こども未来部所管の事業予算

(単位：千円)

款	項	目	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減率(%)	令和7年度予算説明
総務費						
総務管理費						
		複合施設建設費	1,285,463	1,095,231	△ 14.8	<ul style="list-style-type: none"> ・大森北四丁目複合施設の整備(子育て支援施設等) ・大森西二丁目複合施設の整備(大森西保育園) ・(仮称)西蒲田七丁目複合施設の整備 (若者サポートセンター、一時保育室) ・旧男女平等推進センターの整備 (若者サポートセンター)
福祉費						
		児童福祉費	58,900,951	66,697,651	13.2	
		児童福祉総務費	13,007,434	13,795,615	6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及び義務教育就学児等の医療費助成事業 ・保育士人材確保支援事業 ・認証保育所運営補助等
		児童福祉施設費	7,558,732	7,594,510	0.5	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園管理運営費 ・児童館等管理運営費 ・若者サポートセンター事業等
		児童措置費	37,579,908	41,869,437	11.4	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園入所者運営費等 ・児童手当給付金 ・児童扶養手当給付金等
		家庭福祉費	146,052	162,009	10.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭医療費助成事業 ・ひとり親家庭に対する援助 ・母子緊急一時保護事業
		児童福祉施設建設費	608,825	3,276,080	438.1	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター施設の整備
		合計	60,186,414	67,792,882	12.6	

【所属別歳出予算】

(単位：千円)

予算所属	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減
子育て支援課	20,199,053		△ 20,199,053
子育て支援事業調整担当課長	1,350,578		△ 1,350,578
こども未来課		2,809,215	2,809,215
子育て支援課		1,405,778	1,405,778
こども家庭担当課長		20,273,159	20,273,159
子ども家庭支援センター	522,491	766,748	244,257
子ども家庭総合支援センター開設準備室	608,800	3,614,088	3,005,288
大森こども家庭センター		1,329	1,329
調布こども家庭センター		247	247
蒲田こども家庭センター		247	247
糞谷・羽田こども家庭センター		247	247
保育サービス課	37,505,492	38,921,824	1,416,332

*令和7年度組織改正に伴い、こども未来課・子育て支援課・こども家庭担当課長に新規予算計上

*こども家庭センター
令和6年10月1日新設

【歳入予算】

(単位：千円)

款	項	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算	増減率(%)	令和7年度予算説明
分担金及び負担金		1,085,894	1,041,556	△ 4.1	保育園負担金等
使用料及び手数料		532,376	532,643	0.1	保育園使用料、学童保育料等
国庫支出金		16,856,817	20,967,078	24.4	
	国庫負担金	15,461,166	19,938,731	29.0	児童手当負担金 子どものための教育・保育給付費 児童扶養手当給付金 子育てのための施設等利用給付費 母子生活支援施設運営費 助産施設入所保護費
	国庫補助金	1,394,784	1,027,423	△ 26.3	子ども・子育て支援交付金 次世代育成支援対策施設整備事業 児童虐待防止対策等総合支援事業費 就学前教育・保育施設整備交付金 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費 保育対策総合支援事業費
	国庫委託金	867	924	6.6	特別児童扶養手当事務
都支出金		10,982,721	12,086,795	10.1	
	都負担金	4,881,039	4,907,624	0.5	子どものための教育・保育給付費、 児童手当負担金、 子育てのための施設等利用給付費 母子生活支援施設運営費、 助産施設入所保護費
	都補助金	6,101,682	7,179,171	17.7	保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 保育対策総合支援事業費 保育士等キャリアアップ補助金 保育サービス推進事業 ベビーシッター利用支援事業 高校生等医療費助成事業等
財産収入		269,772	256,810	△ 4.8	土地等貸付収入
寄附金		1	1	0.0	寄附金収入
諸収入		58,928	90,607	53.8	賄収入 保育園受託収入 延長保育スポット利用負担金 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センター維持 管理 保育園管理等収入 児童扶養手当過払分返還金等
合計		29,786,509	34,975,490	17.4	

こども未来部 歳入予算額推移

(単位：千円)

	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	令和7年度 当初予算
歳入予算額	26,481,566	29,786,509	34,975,490

施設一覧（令和7年4月1日現在）

（1）児童館

番号	委運託営	名称	所在地	電話	学童保育 利用定員(人)	開設 年月日
1		大森中児童館	大森中2-13-5	(3761)7749		S50.12.1
2		大森南児童館	大森南2-7-9	(3743)3667		S47.11.1
3		大森東一丁目児童館	大森東1-31-3-105	(3763)3288		S57.6.1
4	○	大森児童館	大森東3-5-15	(3761)1916		S42.5.5
5		沢田児童館	大森西2-2-1	(3298)3356	70	H9.7.15
6	○	大森西児童館	大森西5-20-17	(3768)7776	90	S59.8.10
7	○	大森北児童館	大森北3-25-2	(3764)3060	80	S52.10.1
8		大森本町児童館	大森本町2-2-4	(3298)3019	65	H9.4.1
9	○	山王児童館	山王1-5-13	(3776)0351	110	H1.4.1
10		南馬込児童館	南馬込1-59-21	(3772)4340	75	S52.1.20
11	○	南馬込三丁目児童館	南馬込3-3-7	(3773)7498		H4.9.1
12		南馬込四丁目児童館	南馬込4-6-5	(5742)5090	60	S45.1.17
13	○	中馬込児童館	中馬込1-19-1-201	(3777)4498	60	S54.3.1
14		中央八丁目児童館	中央8-29-4	(3755)4366	70	S55.3.1
15	○	池上児童館	池上5-9-9	(3751)6603	70	S51.5.1
16		徳持児童館	池上8-13-4	(3751)9914	80	S56.1.20
17	○	新井宿児童館	中央1-15-4	(3775)8725	80	S46.8.7
18	○	田園調布本町児童館	田園調布本町13-22	(3722)2540	80	H2.10.15
19		田園調布二丁目児童館	田園調布2-17-2	(3722)5189	65	S56.6.1
20		鶉の木児童館	鶉の木3-34-7	(3750)5483	60	S48.4.10
21	○	久が原児童館	久が原5-4-9	(3751)4751	80	H2.6.15
22		南雪谷児童館	南雪谷5-18-22	(3728)8253	80	S56.1.20
23	○	上池台児童館	上池台2-35-18	(3727)0503	120	S44.10.15
24	○	仲池上児童館	仲池上1-21-16	(3751)3338	80	S45.5.30
25	○	洗足池児童館	南千束2-15-1	(3729)7113	60	S58.12.1
26		東糀谷児童館	東糀谷4-1-7	(3745)5155		S57.5.1
27		西糀谷児童館	西糀谷1-12-10	(3743)0997		S47.10.1
28		糀谷児童館	西糀谷2-26-3-101	(3743)3854	80	S51.6.1
29	○	萩中児童館	萩中1-1-8	(3734)1806		S44.3.8
30	○	萩中三丁目児童館	萩中3-30-9	(3744)7690	40	H6.12.15
31		南六郷児童館	南六郷1-29-1-101	(3739)4452	60	S53.1.20
32		南六郷三丁目児童館	南六郷3-18-2	(3739)5888		H10.4.1
33	○	東六郷児童館	東六郷3-5-19	(3731)3040		S49.4.10
34		高畑児童館	西六郷3-18-2	(3737)1807	90	H2.6.15
35	○	千鳥児童館	千鳥3-11-7	(3758)8191	80	S51.11.1
36		下丸子児童館	下丸子2-20-15	(3757)1421	65	S47.5.1
37		下丸子四丁目児童館	下丸子4-25-1	(3758)2420	65	H8.4.1
38	○	矢口児童館	矢口3-3-20	(3758)4657	60	H5.12.15
39	○	西蒲田児童館	西蒲田3-8-6	(3751)3365	100	S45.4.4
40		多摩川児童館	多摩川2-24-25	(5710)2057	65	H10.9.1
41		蓮沼児童館	東矢口3-2-1-201	(3738)9449		S57.5.1
42	○	本蒲田児童館	蒲田1-4-23	(3736)3217	80	S48.6.1
43		蒲田児童館	蒲田2-8-8	(3737)5537		H7.4.3
44	○	子ども交流センター	大森西2-16-2	(5753)6801		H16.4.1
計					2,320	

（2）こどもの家

番号	委運託営	名称	所在地	電話	学童保育 利用定員(人)	開設 年月日
1		糀谷こどもの家	東糀谷4-3-5	(3741)6609	50	S38.6.17

（3）児童館分室

番号	委運託営	名称	所在地	電話	学童保育 利用定員(人)	開設 年月日
1	○	仲池上児童館池雪分室	東雪谷5-8-7	(3729)0313		H12.4.1
2	○	田園調布本町児童館東嶺町分室 (乳幼児ひろば東嶺町)	東嶺町20-4	(3753)3054		R7.4.1

(4) おおたっ子ひろば

番号	委運託営	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	学童保育 利用定員 (人)	開 設 年月日
1		梅田おおたっ子ひろば (南馬込四丁目児童館梅田分館)	南馬込6-6-22	梅田小学校内	(3775)7224	90	H22. 4. 1
2		松仙おおたっ子ひろば (南雪谷児童館松仙分館)	久が原1-11-20	松仙小学校内	(3754)1823	80	H22. 4. 1
3		羽田おおたっ子ひろば (東糀谷児童館羽田分館)	羽田3-3-14	羽田小学校内	(3741)0183	80	H22. 4. 1
4	○	萩中おおたっ子ひろば (糀谷児童館萩中分館)	本羽田3-4-22	萩中小学校内	(3741)0182	60	H22. 4. 1
5	○	西六郷おおたっ子ひろば (高畑児童館西六郷分館)	西六郷2-3-1	西六郷小学校内	(3738)8906	80	H22. 4. 1
6	○	新宿おおたっ子ひろば (多摩川児童館新宿分館)	蒲田本町1-5-1	新宿小学校内	(3738)8904	80	H22. 4. 1
7		志茂田おおたっ子ひろば (多摩川児童館志茂田分館)	西六郷1-4-2	志茂田小学校内	(3733)3733	80	H31. 4. 1
計						550	

(5) 放課後ひろば ※令和6年度から教育総務部教育総務課へ移管

番号	委運託営	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	学童保育 利用定員 (人)	開 設 年月日
1	○	大森第四放課後ひろば	大森南3-18-26	大森第四小内	(6423)6050	120	R4. 1. 4
2	○	中富放課後ひろば	大森東5-6-24	中富小学校内	(3768)7040	40	H27. 4. 1
3	○	大森第一放課後ひろば	大森東3-5-15	大森児童館内	(3761)1916	90	H28. 4. 1
4	○	開桜放課後ひろば	大森西2-26-3	開桜小学校内	(3766)5151	80	R2. 4. 1
5	○	大森第三放課後ひろば	大森西5-22-18	大森第三小学校内	(3762)6670	60	H28. 4. 1
6	○	大森東放課後ひろば	大森東1-29-1	大森東小学校内	(3763)5504	40	H28. 4. 1
7	○	入新井第五放課後ひろば	大森北6-4-8	入新井第五小学校内	(3766)3020	80	R7. 4. 1
8	○	入新井第一放課後ひろば	大森北4-6-7	入新井第一小学校内	(3764)1709	65	R6. 9. 1
9	○	山王放課後ひろば	山王1-26-33	山王小学校内	(3777)4533	60	H29. 4. 1
10	○	馬込放課後ひろば	南馬込1-34-1	馬込小学校内	(3773)4406	80	H28. 4. 1
11	○	馬込第二放課後ひろば	南馬込3-3-7	南馬込三丁目児童館内	(3773)7498	80	R4. 4. 1
12	○	馬込第三放課後ひろば	北馬込1-28-1	馬込第三小学校内	(3775)4000	100	H29. 4. 1
13	○	池上放課後ひろば	池上1-33-8	池上小学校内	(3752)7555	50	H29. 4. 1
14	○	池上第二放課後ひろば	中央8-9-1	池上第二小学校内	(3753)6225	80	H28. 4. 1
15	○	徳持放課後ひろば	池上7-18-1	徳持小学校内	(3751)1727	50	H27. 4. 1
16	○	入新井第二放課後ひろば	中央2-15-1	入新井第二小学校内	(3778)3300	65	H29. 4. 1
17	○	入新井第四放課後ひろば	中央3-5-8	入新井第四小学校内	(3777)3701	75	H29. 4. 1
18	○	東調布第一放課後ひろば	田園調布南28-7	東調布第一小学校内	(3750)5011	60	H28. 4. 1
19	○	調布大塚放課後ひろば	雪谷大塚町12-1	調布大塚小学校内	(3748)3930	65	H27. 4. 1
20	○	東調布第三放課後ひろば	南久が原2-17-1	東調布第三小学校内	(3759)0771	110	R6. 7. 1
21	○	嶺町放課後ひろば	田園調布南6-10	嶺町小学校内	(3758)2370	80	H27. 4. 1
22	○	久原放課後ひろば	久が原4-12-10	久原小学校内	(3753)0221	60	H29. 4. 1
23	○	池雪放課後ひろば	東雪谷5-8-7	仲池上児童館池雪分室内	(3729)0313	80	H30. 4. 1
24	○	洗足池放課後ひろば	南千束3-35-2	洗足池小学校内	(3727)0301	60	H27. 4. 1
25	○	赤松放課後ひろば	北千束2-35-8	赤松小学校内	(3726)6180	80	R6. 4. 1
26	○	清水窪放課後ひろば	北千束1-20-15	清水窪小学校内	(3718)7720	75	H28. 4. 1
27	○	糀谷放課後ひろば	西糀谷3-13-21	糀谷小学校内	(5705)0616	90	H29. 4. 1
28	○	東糀谷放課後ひろば	東糀谷5-18-23	東糀谷小学校内	(3742)6605	80	H28. 4. 1
29	○	北糀谷放課後ひろば	北糀谷2-2-5	北糀谷小学校内	(3743)0123	65	H28. 4. 1
30	○	都南放課後ひろば	本羽田3-15-2	都南小学校内	(3744)2120	60	H27. 4. 1
31	○	中萩中放課後ひろば	萩中2-14-1	中萩中小学校内	(5705)2991	80	H29. 4. 1
32	○	出雲放課後ひろば	本羽田1-2-4	出雲小学校内	(3744)4565	80	H28. 4. 1
33	○	六郷放課後ひろば	東六郷3-5-19	東六郷児童館内	(3731)3040	60	H30. 4. 1
34	○	高畑放課後ひろば	西六郷3-28-23	高畑小学校内	(5703)0567	80	H29. 4. 1
35	○	仲六郷放課後ひろば	仲六郷1-26-1	仲六郷小学校内	(3732)7660	65	H28. 4. 1
36	○	東六郷放課後ひろば	東六郷2-3-1	東六郷小学校内	(3731)2050	80	H30. 4. 1
37	○	南六郷放課後ひろば	南六郷3-7-1	南六郷小学校内	(3739)6771	80	H28. 4. 1
38	○	矢口放課後ひろば	多摩川1-18-25	矢口小学校内	(3757)4559	100	H29. 4. 1
39	○	矢口西放課後ひろば	下丸子1-7-1	矢口西小学校内	(3750)9188	90	H29. 4. 1
40	○	多摩川放課後ひろば	矢口3-26-25	多摩川小学校内	(3759)8017	90	H29. 4. 1
41	○	相生放課後ひろば	西蒲田6-19-1	相生小学校内	(3732)2880	60	H28. 4. 1
42	○	矢口東放課後ひろば	東矢口3-9-20	矢口東小学校内	(3731)0071	60	H27. 4. 1
43	○	おなづか放課後ひろば	西蒲田1-19-1	おなづか小学校内	(3753)6030	40	H28. 4. 1
44	○	道塚放課後ひろば	新蒲田3-3-18	道塚小学校内	(3733)2110	80	H27. 4. 1
45	○	蒲田放課後ひろば	蒲田1-30-1	蒲田小学校内	(3736)0303	80	R7. 4. 1
46	○	南蒲放課後ひろば	南蒲田1-12-11	南蒲小学校内	(3737)0093	95	H28. 4. 1
47	○	東蒲放課後ひろば	東蒲田1-19-25	東蒲小学校内	(3732)3370	60	H28. 4. 1
計						3,460	

(6) 中高生ひろば

番号	名 称	所 在 地	設 置 場 所	電 話	開 設 年月日
1	中高生ひろば羽田	羽田1-18-13	羽田地域力推進センター内	(6423) 6285	H30.11.26
2	中高生ひろば蒲田	新蒲田1-18-16	新蒲田一丁目複合施設内	(6715) 8308	R4.5.5

※中高生ひろばは区立民営として運営。

(7) 母子生活支援施設

番号	名 称	認可定員 [世帯]	開 設 年月日
1	区立施設 1	20	H6.1.15
2	区立施設 2	20	H10.2.1
	計	40	

(8) 子ども家庭支援センター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	子ども家庭支援センター大森 (キッズな大森)	大森北4-16-5	代表電話 (5753) 1153 総合相談 (5753) 7830	H20.2.1
2	子ども家庭支援センター洗足池 (キッズな洗足池)	上池台2-35-18	代表電話 (5754) 7830	H14.4.1
3	子ども家庭支援センター蒲田 (キッズな蒲田)	西蒲田7-49-2 社会福祉センター2F	代表電話 (5714) 1152	H16.6.1
4	子ども家庭支援センター六郷 (キッズな六郷)	仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3F	代表電話 (6715) 7830	H26.2.3

(9) こども家庭センター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	大森こども家庭センター	大森西1-12-1	(6423) 0842	R6.10.1
2	調布こども家庭センター	雪谷大塚町4-6	(6425) 7566	R6.10.1
3	蒲田こども家庭センター	蒲田本町2-1-1	(6424) 5522	R6.10.1
4	糞谷・羽田こども家庭センター	東糞谷1-21-15	(6423) 8866	R6.10.1

(10) 若者サポートセンター

番号	名 称	所 在 地	電 話	開 設 年月日
1	若者サポートセンター (フラットおおた)	大森北3-24-27	代表電話 (6451) 8433	R4.10.31

(11) 区立保育園

番号	園名	所在地	対象児童 年齢	園児(取扱定員:人)							開園 年月日	
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
1	森が崎保育園	公	大森南2-2-15	1歳以上	/	20	22	22	23	24	111	S40.11.1
2	大森東一丁目保育園	公	大森東1-31-2-105 都営住宅	57日以上	13	22	22	25	26	26	134	S57.5.1
3	大森西保育園	公	大森西2-20-17	57日以上	14	23	23	23	28	28	139	S45.10.1
4	大森西第二保育園	民	大森西4-13-11-101 都営住宅	1歳以上	/	22	23	24	27	27	123	S54.5.1
5	富士見橋保育園	公	大森西3-2-2-101 都営住宅	1歳以上	/	16	16	17	18	18	85	S46.7.1
6	大森北保育園	民	大森北3-25-2	57日以上	12	18	19	21	22	22	114	S52.10.1
7	馬込保育園	公	中馬込3-25-2	57日以上	14	16	21	22	22	22	117	S38.12.16
8	池上第三保育園	公	池上5-15-22	57日以上	12	19	22	24	27	27	131	S54.5.1
9	山王保育園	民	山王3-32-12	57日以上	17	20	24	26	26	26	139	S50.5.1
10	入新井保育園	公	中央2-16-17	1歳以上	/	24	24	25	24	25	122	S23.3.1
11	中央八丁目保育園	民	中央8-28-12	57日以上	15	15	15	15	/	/	60	S62.4.1
12	田園調布保育園	公	田園調布本町7-15	4か月以上	9	10	15	17	17	18	86	S44.7.1
13	わかば保育園	公	田園調布南8-23	57日以上	14	21	22	26	26	26	135	S49.4.1
14	田園調布二丁目保育園	民	田園調布2-17-2	57日以上	14	18	23	23	23	23	124	S56.6.1
15	久が原保育園	公	久が原2-16-17	57日以上	11	15	16	17	18	18	95	S58.4.1
16	千鳥保育園	公	千鳥1-1-25	4か月以上	12	12	21	26	26	26	123	S47.3.1
17	雪谷保育園	民	東雪谷3-6-1	57日以上	12	24	24	24	24	24	132	S41.10.1
18	仲池上保育園	公	仲池上1-21-16	57日以上	17	19	24	24	23	23	130	S45.6.1
19	千束保育園	公	南千束3-23-10	57日以上	12	16	24	24	25	25	126	S51.5.1
20	東糀谷保育園	民	東糀谷6-8-7-101 都営住宅	4か月以上	12	25	25	29	29	30	150	S50.8.1
21	糀谷保育園	公	西糀谷2-14-18	57日以上	14	18	21	23	23	23	122	S51.9.1
22	浜竹保育園	民	西糀谷3-34-18	57日以上	17	21	24	26	26	26	140	S46.8.1
23	羽田保育園	公	羽田4-11-1	1歳以上	/	30	31	30	30	30	151	S24.8.15
24	本羽田保育園	公	本羽田3-17-20-108 区営住宅	1歳以上	/	23	23	26	26	26	124	S52.12.1
25	萩中保育園	民	萩中1-2-1	57日以上	16	32	32	/	/	/	80	S41.8.1
26	いずも保育園	公	南六郷1-10-3-101 区営住宅	1歳以上	/	17	20	22	22	22	103	S53.9.1
27	南六郷保育園	公	南六郷1-33-1-101 都営住宅	1歳以上	/	14	18	23	23	23	101	S49.5.1
28	志茂田保育園	公	西六郷1-3-2	57日以上	14	18	24	27	26	27	136	S49.11.1
29	みどり保育園	公	西六郷3-30-20-101 区営住宅	1歳以上	/	16	18	20	20	20	94	S52.10.1
30	矢口第二保育園	民	矢口2-21-16-101 都営住宅	1歳以上	/	12	12	17	18	18	77	S46.7.1
31	下丸子保育園	公	下丸子2-20-15	8か月以上	13	24	25	25	26	26	139	S47.5.1
32	西蒲田保育園	民	西蒲田3-13-12	57日以上	17	20	24	24	27	27	139	S45.6.1
33	矢口保育園	公	新蒲田2-12-18 UR住宅	1歳以上	/	19	20	20	25	25	109	S26.12.1
34	新蒲田保育園	民	新蒲田1-18-16	57日以上	18	22	22	24	24	24	134	S45.12.1
35	東蒲田保育園	民	東蒲田2-32-15	57日以上	13	19	20	24	24	24	124	S50.7.1
36	蒲田本町保育園	民	蒲田本町1-1-1-101 UR住宅	57日以上	13	19	21	24	24	24	125	S54.5.1
37	本蒲田保育園	公	蒲田1-4-23	57日以上	15	22	23	25	25	25	135	S48.6.1
合 計					360	721	803	834	843	848	4,409	

※公…公設公営園、民…公設民営園

(12) 子育てひろば

番号	名称	所在地	備考	電話	開設年月日
1	子育てひろば羽田	羽田4-11-1	羽田保育園内	(3744)0111	H30.11.26
2	子育てひろば新蒲田	新蒲田1-18-16	新蒲田保育園内	(5710)1101	R4.5.6
3	子育てひろば仲六郷	仲六郷1-29-10	簡野学園ふぞく仲六郷保育園内	(3742)1514	H30.11.26
4	子育てひろばにこにこ	西糀谷4-29-16 2階	簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園内	(6715)1510	H29.4.1
5	このえ鶴の木保育園子育てひろば	鶴の木2-16-5	このえ鶴の木保育園内	(6451)9578	H31.4.1

(13) 私立保育園（開設順）

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱定員（人）							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
1	子どもの家保育園	大森東5-2-11	(社福)なぜの木会	43日以上	12	15	18	18	18	18	99	S24.6.1
2	今泉保育園	矢口2-26-17	(宗法)延命寺	1歳以上	0	15	15	15	15	15	75	S26.3.31
3	第一蒲田保育園	蒲田1-20-6	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	12	16	18	18	18	82	S27.3.1
4	よいこの保育園	西六郷4-20-6	(社福)行道福祉会	1歳以上	0	12	12	12	12	13	61	S30.4.1
5	第二蒲田保育園	南蒲田1-7-20	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	6	12	18	18	18	72	S30.4.1
6	女塚保育園	西蒲田4-23-8	個人	1歳以上	0	10	15	15	15	15	70	S30.4.1
7	桐里保育園	池上1-13-3	(社福)恒明会	8か月以上	8	10	15	15	16	16	80	S31.10.11
8	洗心保育園	南千束2-2-6	(社福)明生会	57日以上	6	15	15	18	18	18	90	S33.4.1 R2.4.1
9	なかよし保育園	東糀谷4-2-14	(社福)なかよし会	43日以上	9	15	15	18	18	18	93	S34.2.16
10	大森保育園	大森南4-10-4	(社福)大洋社	43日以上	6	10	10	10	10	10	56	S34.6.1
11	第三蒲田保育園	萩中2-13-16	(社福)蒲田保育園	1歳以上	0	12	16	22	22	22	94	S35.9.1
12	島田保育園	大森北3-3-5	(社福)島田福祉会	43日以上	12	15	20	20	20	20	107	S44.7.1
13	丸子ベビー保育園	矢口1-5-1 (仮園舎)	(社福)みにくに会	43日以上	10	10	10	10	10	10	60	S57.2.1
14	おひさま保育園	矢口3-34-12	(社福)つばさ福祉会	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H13.4.1 H31.4.1
15	大森駅前保育園	大森北1-6-6	(社福)島田福祉会	43日以上	6	8	8	8	8	8	46	H14.4.1
16	蒲田音楽学園保育園	西蒲田4-27-2	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H17.10.1
17	洗足池保育園	南千束3-24-15	(社福)大洋社	1歳以上	0	9	9	9	9	9	45	H18.8.1
18	あっぷる池上保育園	池上3-29-11	(社福)東京愛成会	1歳以上	0	15	20	21	21	21	98	H19.4.1 H23.1.1
19	北嶺町保育園	北嶺町19-13	(社福)島田福祉会	57日以上	11	15	22	23	22	22	115	H20.4.1
20	久が原ハーモニー保育園	久が原1-1-9	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H20.12.1
21	多摩堤保育園	鶴の木3-11-13	(社福)南町保育会	4か月以上	9	12	16	16	16	16	85	H21.4.1
22	アスクうのき保育園	鶴の木2-34-20	(株)日本保育サービス	57日以上	6	9	13	14	14	14	70	H21.10.1
23	アスク大森保育園	大森北1-10-14	(株)日本保育サービス	57日以上	9	15	15	17	17	17	90	H23.4.1
24	おおたみんなの家	南馬込1-9-1先	(社福)つばさ福祉会	57日以上	9	12	14	15	15	15	80	H23.4.1
25	そらのいえ保育園	大森中1-14-1	(社福)わかば	1歳以上	0	10	14	20	20	20	84	H23.4.1
26	千鳥さくら保育園	千鳥2-28-11	(社福)なぜの木会	1歳以上	0	25	26	26	26	26	129	H23.4.1
27	西二なかよし保育園	西六郷2-30-3	(社福)なかよし会	1歳以上	0	9	9	9	11	12	50	H23.4.1
28	レイモンド南蒲田保育園	南蒲田2-16-2	(社福)檸檬会	57日以上	6	12	12	13	13	13	69	H23.4.1
29	グローバルキッズ西馬込園	南馬込5-30-2	(株)グローバルキッズ	43日以上	6	12	14	15	13	10	70	H24.4.1
30	さくら中央保育園	中央5-30-18	(社福)南町保育会	3か月以上	9	12	14	15	15	15	80	H24.4.1
31	にじいろ保育園大岡山	南千束3-1-6	ライクキッズ(株)	57日以上	9	18	18	18	18	18	99	H24.4.1
32	西糀谷しろはと保育園	西糀谷1-4-22	(社福)白鳩会	57日以上	12	18	24	25	25	25	129	H24.4.1
33	ポピンズナーサリースクール長原	上池台1-16-7	(株)ポピンズエデュケア	57日以上	8	10	10	10	11	11	60	H24.4.1
34	鶴の木いまいずみ保育園	南久が原2-30-5	(社福)いまいずみ	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	H24.6.1
35	ケンパ池上	池上4-25-9	(NPO)ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H25.4.1
36	多摩川保育園	多摩川2-24-63	(社福)仁慈保幼園	57日以上	11	16	20	22	22	22	113	H25.4.1
37	美原保育園	大森東1-28-2	(社福)あざみ会	57日以上	12	16	16	16	16	16	92	H25.4.1
38	メリーポピンズアトレ大森ルーム	大森北1-6-16	(社福)どろんこ会	1歳以上	0	15	15	15	15	15	75	H25.4.1
39	アスク久が原保育園	久が原2-23-10	(株)日本保育サービス	1歳以上	0	15	16	16	16	17	80	H25.9.1
40	池上長尾保育園	池上8-25-6	(社福)長尾会	4か月以上	12	14	15	17	17	17	92	H26.4.1
41	グローバルキッズ蒲田園	西蒲田8-20-8	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	12	12	15	11	11	61	H26.4.1
42	高畑保育園	仲六郷3-19-4	(社福)寿広福祉会	57日以上	12	25	26	29	29	29	150	H26.4.1
43	ぼけっとランド西蒲田保育園	西蒲田7-35-1	(学)三幸学園	1歳以上	0	10	12	12	13	13	60	H26.4.1
44	にじいろ保育園西馬込	西馬込2-28-16	ライクキッズ(株)	57日以上	9	15	15	17	17	17	90	H26.4.1
45	ベネッセ雪が谷大塚保育園	南雪谷3-11-20	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	H26.5.1
46	マミーズエンジェル池上駅前保育園	池上7-1-1	(株)マミーズエンジェル	1歳以上	0	18	18	18	18	18	90	H26.7.1
47	アスク蒲田一丁目保育園	蒲田1-2-13	(株)日本保育サービス	57日以上	6	15	18	19	19	19	96	H26.10.1
48	えがの森保育園・おおもりの駅前	大森北1-6-8	(株)千趣会チャイルドケア	1歳以上	0	10	11	13	13	3	50	H27.4.1
49	池上どろんこ保育園	池上1-19-32	(株)ゴーエスト	1歳以上	0	10	12	15	15	15	67	H27.4.1
50	ベネッセ池上保育園	池上3-13-4	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	10	12	14	14	14	64	H27.4.1
51	クオリスキッズがはら保育園	東嶺町28-4	(株)クオリス	57日以上	9	12	14	15	15	15	80	H27.4.1
52	北嶺町第二保育園	北嶺町28-7	(社福)島田福祉会	1歳以上	0	10	11	13	13	13	60	H27.4.1

○印は、民営化又は区施設使用保育園

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱定員(人)							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
53	さくらさくみらい 石川台	東雪谷2-10-7	(株)さくらさくみらい	1歳以上	0	12	12	14	14	14	66	H27.4.1
54	えがおの森保育園・かまた駅前	南蒲田1-1-25	(株)千歳会チャイルドケア	1歳以上	0	10	11	13	13	13	60	H27.4.1
55	南馬込第二保育園	南馬込1-24-9	(社福)つばさ福祉会	57日以上	12	20	22	22	22	22	120	H27.4.1
56	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(株)Kids Smile Project	1歳以上	0	15	15	16	16	16	78	H27.7.1
57	グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	12	12	14	14	12	70	H28.4.1
58	馬込ここわ保育園	南馬込1-1-6	(株)ディアローク	57日以上	6	18	21	25	25	25	120	H28.4.1
59	上池台保育園	上池台5-11-17	(社福)つばみ会	8か月以上	9	20	20	20	20	20	109	H28.4.1
60	簡野学園ふぞく北糞谷保育園	北糞谷1-14-10	(学)簡野学園	5か月以上	17	22	24	24	24	24	135	H28.4.1
61	ポピンズナーサリースクール馬込	中馬込3-22-21	(株)ポピンズエデュケア	57日以上	9	15	16	16	17	17	90	H28.10.1
62	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(NPO)ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H29.4.1
63	にじいろ保育園南馬込	南馬込4-25-11	ライクキッズ(株)	57日以上	6	9	11	12	12	12	62	H29.4.1
64	美奈見ここわ保育園	中央1-1-7	(株)ディアローク	1歳以上	0	12	12	15	15	15	69	H29.4.1
65	ナーサリー新井宿	中央4-13-18	(社福)翼友会	57日以上	9	15	21	21	21	21	108	H29.4.1
66	さくらさくみらい 久が原	(第一園舎) 鶴の木1-5-12 (第二園舎) 鶴の木3-6-11	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	14	14	12	70	H29.4.1
67	ベネッセ西馬込保育園	仲池上1-8-2	(株)ベネッセスタイルケア	1歳以上	0	10	12	14	14	14	64	H29.4.1
68	はぐはぐキッズ洗足池	(mother)上池台2-26-7 (baby)上池台2-37-2 1階	はぐはぐキッズ(株)	57日以上	6	9	11	18	18	18	80	H29.4.1
69	簡野学園ふぞく糞谷駅前保育園	西糞谷4-29-16 2階	(学)簡野学園	8か月以上	8	10	20	24	24	24	110	H29.4.1
70	弁天橋保育園	羽田5-18-16	(社福)二葉福祉会	57日以上	9	10	12	14	14	14	73	H29.4.1
71	キッズラボ蒲田園	蒲田5-44-5 1階	キッズラボ(株)	57日以上	6	6	7	7	7	7	40	H29.4.1
72	はぐはぐドンキadventure保育園	山王3-6-3 MEGATON・ ホテラ大森山王店	はぐはぐキッズ(株)	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H29.6.1
73	キッズラボ下丸子園	下丸子4-6-19 1階	キッズラボ(株)	57日以上	6	8	8	8	8	8	46	H29.7.1
74	ポピンズナーサリースクール西六郷	西六郷3-1-7	(株)ポピンズエデュケア	1歳以上	0	9	9	13	13	13	57	H29.10.1
75	森の保育園	仲池上1-27-10 1階	(株)育児サポートカスターネット	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	H30.4.1
76	グローバルキッズ鶴の木園	鶴の木2-36-10	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	6	6	6	6	6	30	H30.4.1
77	このえ洗足池保育園	南千束3-33-6	(株)なないろ	1歳以上	0	9	9	15	15	12	60	H30.4.1
78	おはよう保育園大森町	大森西3-16-11	おはようキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H30.4.1
79	ベリベアインターナショナル保育園西馬込	南馬込5-42-2	(株)ネス・コーポレーション	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H30.4.1
80	クオリスキッズいけがみ保育園	池上6-27-25	(株)クオリス	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	H30.4.1
81	アスクみなみ久が原保育園	南久が原1-24-16	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H30.4.1
82	天才キッズクラブ楽学館仲池上園	仲池上1-25-4	(株)TKC	1歳以上	0	20	20	20	20	20	100	H30.4.1
83	にじいろ保育園矢口渡	多摩川1-34-5	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	11	12	12	12	63	H30.4.1
84	チェリッシュ桜坂保育園	北嶺町37-29	(株)チャイルドステージ	57日以上	6	9	9	12	12	12	60	H30.4.1
85	さくらさくみらい 平和島	大森北6-26-22	(株)さくらさくみらい	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H30.4.1
86	太陽の子南雪谷保育園	南雪谷4-14-11	HITOWAキッズライフ(株)	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	H30.4.1
87	グローバルキッズ雑色園	仲六郷2-43-11	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	9	9	12	10	10	50	H30.4.1
88	さくらさくみらい 長原	(第一園舎) 上池台1-5-2 (第二園舎) 南千束1-13-9	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	13	15	12	12	70	H30.4.1
89	このえ雑色保育園	仲六郷2-7-11	(株)なないろ	1歳以上	0	9	9	19	19	14	70	H30.4.1
90	みらいく久が原園	久が原4-25-2	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	8	8	8	8	8	46	H30.4.1
91	大森南保育園	大森南4-14-5	(社福)遍照会	57日以上	12	15	18	18	18	18	99	H30.4.1
92	明日葉保育園相生園	西蒲田6-18-8	(株)あしたばマインド	57日以上	14	16	18	24	24	24	120	H30.4.1 R2.4.1
93	キッズラボ矢口渡駅前保育園	多摩川1-7-16	キッズラボ(株)	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H30.4.1
94	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	株式会社MIRATZ	1歳以上	0	6	6	12	7	7	38	H30.4.1
95	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	キッズラボ(株)	57日以上	6	12	12	24	18	18	90	H30.5.1
96	さくらさくみらい 鶴の木	鶴の木1-16-14	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	15	15	15	75	H30.10.1
97	小池保育園	上池台4-23-9	(社福)二葉福祉会	57日以上	14	17	17	17	17	17	99	H31.4.1
98	簡野学園ふぞく六郷保育園	南六郷3-10-11	(学)簡野学園	8か月以上	12	19	23	23	23	23	123	H31.4.1
99	アスク池上保育園	池上8-1-3	(株)日本保育サービス	57日以上	9	10	12	15	15	15	76	H31.4.1
100	アスクゆきがや保育園	雪谷大塚町9-13-301	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	16	18	18	18	86	H31.4.1
101	うれしい保育園南雪谷	南雪谷3-11-9	(株)ケア21	1歳以上	0	16	16	16	16	16	80	H31.4.1
102	おはよう保育園マチノマ大森	大森西3-1-38 マチノマ大森3階	おはようキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
103	蒲田音楽学園第II保育園	西蒲田4-11-5	(社福)扶社会	3か月以上	6	10	14	14	14	14	72	H31.4.1
104	キッズラボ千束こどもの家北千束園	北千束2-15-10	キッズラボ(株)	57日以上	6	18	18	0	0	0	42	H31.4.1
104-2	キッズラボ千束こどもの家大岡山園	北千束3-34-3	キッズラボ(株)		0	0	0	20	18	20	58	R1.10.1

○印は、民営化又は区施設使用保育園

番号	園名	所在地	設置主体	対象児童 年齢	年齢別取扱定員(人)							開園 年月日
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
105	キッズラボ蓮沼園	東矢口3-5-6	キッズラボ(株)	1歳以上	0	10	12	12	12	12	58	H31.4.1
106	クオリスキッズ北千東保育園	北千東2-25-11	(株)クオリス	57日以上	9	12	12	15	15	15	78	H31.4.1
107	グローバルキッズ千島町園	千島1-24-5	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	10	11	11	9	9	50	H31.4.1
108	グローバルキッズ上池台園	上池台5-5-12	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
109	グローバルキッズ西六郷園	西六郷2-9-7	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	H31.4.1
110	グローバルキッズ武蔵新田園	下丸子1-17-15	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	12	13	13	65	H31.4.1
111	こどもヶ丘保育園大森北園	大森北6-30-18	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	11	11	21	20	11	80	H31.4.1
112	こどもヶ丘保育園武蔵新田園	矢口1-16-19	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	10	11	15	13	13	68	H31.4.1
113	このえ鶴の木保育園	鶴の木2-16-5 パインズ・アーケ	(株)なないろ	57日以上	6	0	0	12	12	12	42	H31.4.1
113-2	このえ鶴の木保育園分園	鶴の木2-20-7 ハイツレイメイ21 1階	(株)なないろ		0	10	12	0	0	0	22	H31.4.1
114	このえ長原保育園	上池台1-45-8	(株)なないろ	57日以上	6	12	14	16	16	16	80	H31.4.1
115	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	(株)チャイルド・ピース	1歳以上	0	10	10	30	25	15	90	H31.4.1
116	ナーサリールームベリーベアー大森西	大森西5-25-21 2階	(株)ネス・コーポレーション	1歳以上	0	0	25	25	25	25	100	H31.4.1
116-2	ナーサリールームベリーベアー大森西分園	大森西3-28-5 リージェンツ1階	(株)ネス・コーポレーション		0	20	0	0	0	0	20	H31.4.1
117	にじいろ保育園鶴の木	鶴の木3-35-13	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	10	14	14	14	68	H31.4.1
118	にじいろ保育園南馬込桜通り	南馬込6-22-1	ライクキッズ(株)	57日以上	6	6	6	9	9	9	45	H31.4.1
119	にじいろ保育園南雪谷	南雪谷5-10-12	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	H31.4.1
120	認可保育所Bambini	田園調布1-50-6	(学)正良学園	1歳以上	0	10	15	18	18	18	79	H31.4.1
121	さんさん森の保育園下丸子	下丸子3-9-9	(有)ベビーステーション	57日以上	6	12	12	12	12	12	66	R1.6.1
122	ナーサリー靴谷	西靴谷4-5-7	(社福)翼友会	1歳以上	0	22	22	25	25	25	119	R2.4.1
123	みなみまごめ保育園	南馬込4-6-5	(社福)わかば	1歳以上	0	25	25	25	25	25	125	R2.4.1
124	大空と大地のなーさーい西蒲田四丁目園	西蒲田4-1-3	(株)キッズコーポレーション	57日以上	6	11	12	17	12	12	70	R2.4.1
125	おはよう保育園梅屋敷	蒲田2-26-1	眺おはようキッズ	1歳以上	0	12	12	12	12	12	60	R2.4.1
126	グローバルキッズ六郷保育園	仲六郷4-34-21	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	8	9	9	9	9	50	R2.4.1
127	こどもヶ丘保育園山王園	山王4-14-4	(株)チャイルドビジョン	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R2.4.1
128	このえ大森北保育園	大森北4-9-7	(株)なないろ	57日以上	6	15	15	18	18	18	90	R2.4.1
129	このえ南馬込保育園	南馬込5-18-18	(株)なないろ	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R2.4.1
130	さくらさくみらい 田園調布	田園調布1-27-5	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	12	12	16	16	16	78	R2.4.1
131	ナーサリールームベリーベアー矢口	矢口2-14-5	(株)ネス・コーポレーション	1歳以上	0	15	15	20	20	20	90	R2.4.1
132	みらいく徳持園	池上8-12-12	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	10	60	R2.4.1
133	みらいく池上2丁目園	池上2-4-2	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	10	60	R2.4.1
134	みらいく田園調布本町園	田園調布本町21-12	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	12	62	R2.4.1
135	未来のツリー保育園	西馬込2-21-3	(株)エデュリー	57日以上	6	12	12	14	14	12	70	R2.4.1
136	わおわお蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-10	(社福)わおわお福祉会	57日以上	6	12	12	16	16	16	78	R2.4.1
137	にじいろ保育園西六郷	西六郷3-26-18	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R2.6.1
138	簡野学園ふぞく東六郷保育園	東六郷1-13-25	(学)簡野学園	5か月以上	15	20	20	23	23	23	124	R3.4.1
139	アイグラン保育園大森西	大森西4-11-5	(株)アイグラン	1歳以上	0	8	8	8	8	3	35	R3.4.1
140	アスクおんたけ保育園	東嶺町5-17	(株)日本保育サービス	57日以上	6	9	9	9	9	8	50	R3.4.1
141	アスク下丸子保育園	下丸子1-8-23	(株)日本保育サービス	57日以上	6	10	10	10	10	10	56	R3.4.1
142	大空と大地のなーさーい大森西園	大森西4-8-5	(株)キッズコーポレーション	57日以上	12	14	14	20	19	17	96	R3.4.1
143	グローバルキッズ池上園	池上6-3-10	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
144	グローバルキッズ蒲田第二保育園	西蒲田8-4-7	(株)グローバルキッズ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
145	グローバルキッズ馬込園	南馬込1-7-14	(株)グローバルキッズ	1歳以上	0	8	8	8	8	8	40	R3.4.1
146	このえ南千東保育園	南千東1-12-2	(株)なないろ	57日以上	6	10	12	15	15	15	73	R3.4.1
147	さくらさくみらい 西六郷	西六郷2-54-12	(株)さくらさくみらい	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R3.4.1
148	大森北六丁目保育園	大森北6-9-1	HITOWAキッズライフ(株)	1歳以上	0	12	14	14	14	14	68	R3.4.1
149	にじいろ保育園中馬込	中馬込3-11-32	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	12	12	8	60	R3.4.1
150	にじいろ保育園南馬込四丁目	南馬込4-29-7	ライクキッズ(株)	57日以上	6	10	12	14	14	14	70	R3.4.1
151	みらいく鶴の木園	鶴の木1-19-3	(株)第一コーポレーション	57日以上	6	10	10	12	12	10	60	R3.4.1
152	モニカ矢口渡園	新蒲田2-10-5	(株)モニカ	57日以上	6	10	11	11	11	11	60	R3.4.1
153	AIAI NURSERY大森	山王1-26-4	AIAI Child Care(株)	57日以上	6	9	10	11	12	12	60	R3.5.1
154	簡野学園ふぞく仲六郷保育園	仲六郷1-29-10	(学)簡野学園	1歳以上	0	24	26	27	28	28	133	R4.4.1
155	Gakkenほいくえん馬込	北馬込2-30-2	(株)学研コソファン・ナーサリー	57日以上	6	10	11	12	12	9	60	R4.4.1
合 計					782	1,889	2,095	2,366	2,334	2,272	11,738	

○印は、民営化又は区施設使用保育園

苦情解決制度

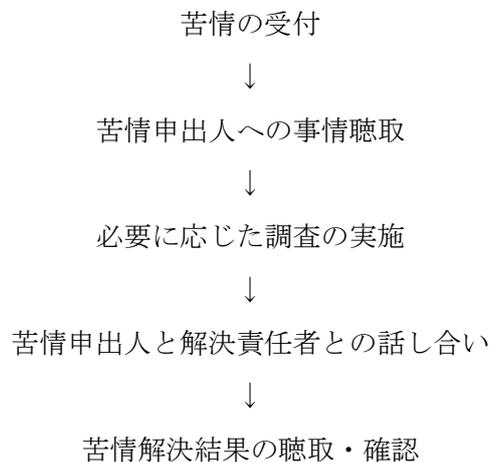
1 苦情解決のしくみ

社会福祉法第 82 条では「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と定められています。苦情解決の手段としては、電子メールや区長への手紙、福祉オンブズマン制度等もありますが、この苦情解決の仕組みは、見過ごされる可能性がある施設内での苦情対応をオープンなシステムに変え、施設の利用者の権利を守りながらサービスの質を高めることを目的としています。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 苦情申出人の範囲 | 利用者、利用者の家族、その代理人 |
| (2) 対象施設 | 区立保育園・児童館等（学童保育を含む）
・子ども家庭支援センター |
| (3) 苦情の範囲 | サービスの利用に関する事項 |
| (4) 苦情解決の体制 | 各施設に苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員を置き、利用者にとって分かりやすい場所に氏名を掲出して申し出に対応します。 |
| (5) 実施時期 | 平成 15 年 4 月 1 日から |

2 苦情解決の流れ

各施設の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭または文書）の二通りがあります。

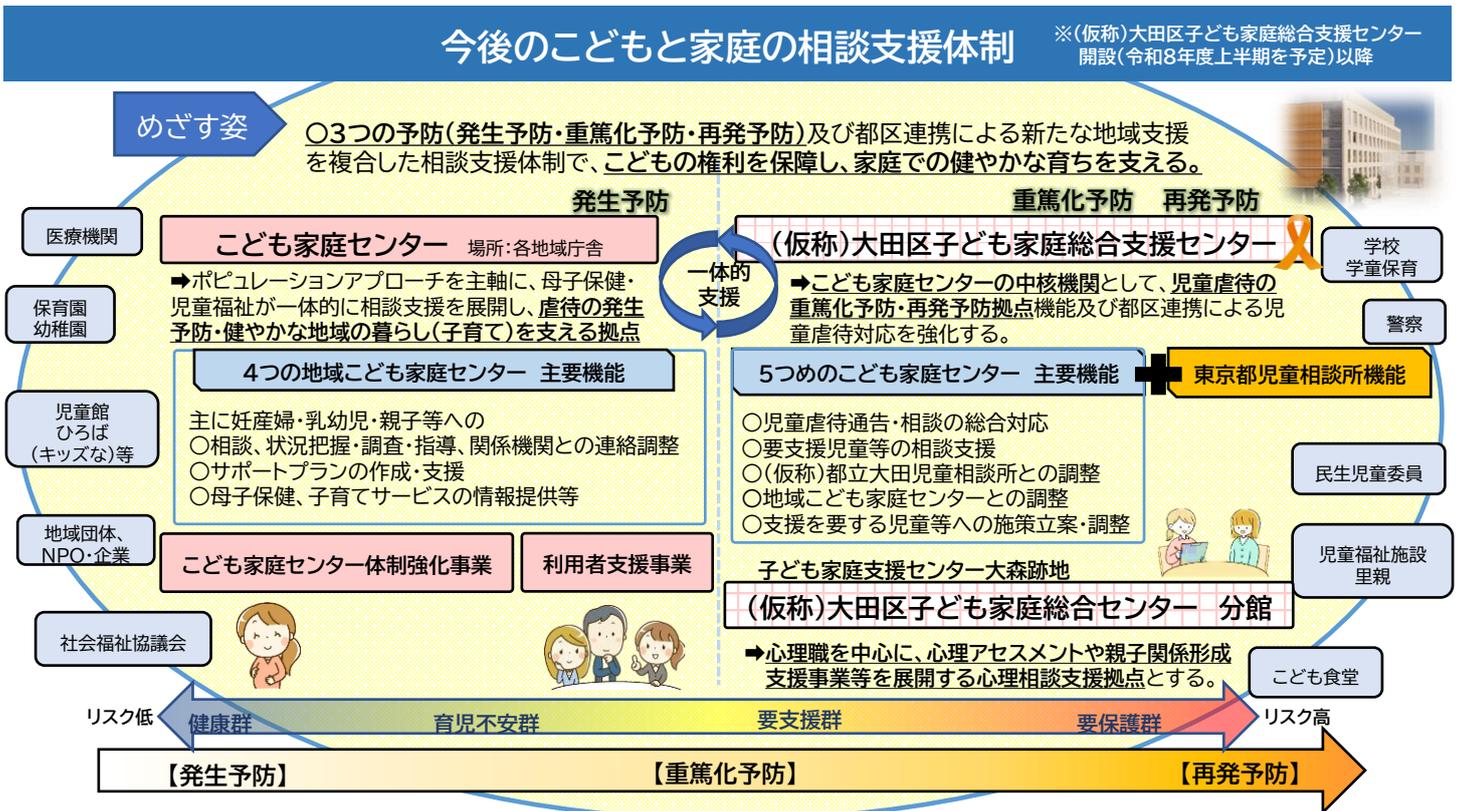
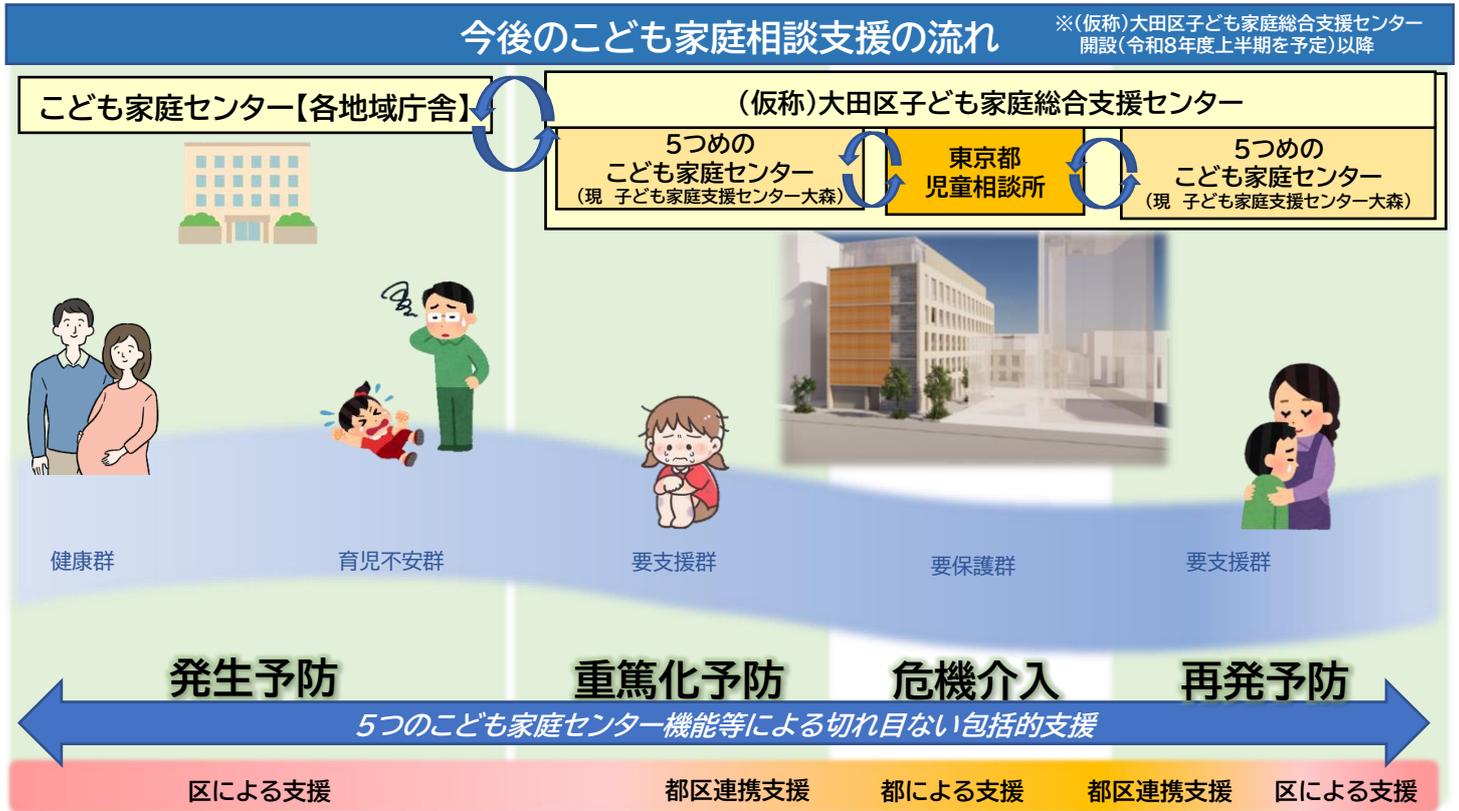


3 第三者委員の役割

この苦情解決制度は、各施設において迅速に苦情解決を図るとともに、苦情をサービス改善に役立てるためのものであり、第三者委員を設け、施設に直接伝えるにくいことを中立な第三者に申し出ることができるのが特徴です。

第三者委員は各地域庁舎ごとに 2 名、計 8 名を民生委員・児童委員から選出し、所管区域内の区立保育園・児童館等（学童保育を含む）・子ども家庭支援センターの苦情解決にあたります。

重点取組例：こどもと家庭の相談支援の充実



重点取組例：子育て家庭の視点に立った情報発信等

1 情報発信機能の強化

【令和6年度中の主な取組例】

●大田区 LINE 公式アカウントによる子育て施設検索機能の追加

大田区 LINE 公式アカウントのリッチメニューに、子育て施設を検索できる機能を新たに追加しました。

児童館や授乳スペースがある区立施設などを検索し、そこまでの経路等を手軽に確認できる機能を追加することで、小さいお子さん連れでも安心してお出かけできる環境づくりに取り組みました。（令和6年12月公開）

友だち登録はこちら→



●「子育てハンドブック」のデジタルブック化



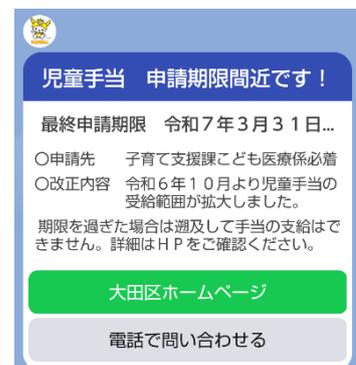
これまで紙冊子で年1回発行してきた「子育てハンドブック」を、妊娠期や主に就学前のお子さんを育てる保護者を対象としてデジタルブック化しました。

年度途中でも最新の情報に更新を可能にするとともに、検索機能や区ホームページ等へのリンクを設定するなど、使い勝手を向上させました。（令和7年2月公開）

●大田区 LINE 公式アカウントの受信設定機能を活用した子育て家庭への情報発信

大田区 LINE 公式アカウントに、年代や居住地域、興味のあるテーマなどを登録できる機能が追加されました。（令和7年1月）

この中で、興味のあるテーマに「こども・子育て」を選択した方向けに、「子育てハンドブック」のデジタルブック化開始や児童手当の申請期限に関するお知らせといった内容をタイムリーに配信しました。



実際の配信例

2 各種手続等のオンライン化

【令和6年度中の主な取組例】

- 乳幼児ショートステイ事業における利用料のキャッシュレス決済が可能に
- 学童保育料（一時利用分）のキャッシュレス決済が可能に（一部施設で試行後、対象施設拡大）
- 児童手当に関する大田区 LINE 公式アカウントを通じたチャットボットでの問合せ対応開始
- マイナンバーを利用した情報連携本格運用開始により、こども医療費助成の申請時における健康保険情報のわかるもの（資格確認書など）の紙資料提出省略が可能に
- 児童手当やこども医療費助成の申請時における不足書類の事後オンライン提出が可能に（申請自体は従前からオンライン化済み）
- 子ども家庭支援センターにおける「キッズなルーム」一時預かり事業予約受付開始日の申込みや、ファミリー・サポートおおた提供会員養成講座、子育て応援コーナー主催事業、子育て講座などの申込みがオンラインで可能に
- 保育所への入所や転園、年末保育利用に関する申請がオンラインでも可能に
- 保育サービスアドバイザーへの窓口相談予約がオンラインでも可能に



大田区 LINE 公式アカウントにおける児童手当に関するチャットボット画面



大田区電子申請一覧（保育関係の一部）



I こども未来課・子育て支援課所管事業



第1 こどもの居場所づくり

地域のつながりの希薄化、少子化の進行やデジタル化の進展など、こどもを取り巻く環境の変化が顕著になる中、こどもが抱える課題は複雑化しており、安心して過ごせるこどもの居場所の重要性がますます高まっています。

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こども・若者が居場所と感じる場所がこどもの居場所であり、居場所は変化しやすいものであるという特徴に鑑み、居場所を複数持てることが重要としています。

多様なこどもの居場所づくりを進めるにあたり、地域にある様々な居場所と連携しながら、以下の事業を着実に推進します。

1 児童館

児童館は、児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設で、昭和43年から児童館内学童保育事業を中心に運営し、地域ぐるみでこどもの健全育成を推進してきました。

社会環境の変化に伴い、多様な機能が求められる中、平成13年からは在宅子育て支援の取組みとして相談事業を開始し、現在は「子ども・子育て支援法」に定める地域子ども・子育て支援事業に基づき、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業を実施しています。

誰もが安心して利用できる公共の身近な居場所として、こどもの健全育成と子育て家庭を支援する地域の拠点となっています。

(1) 児童館事業の概要・実績

ア ファミリールーム（子育てひろば）事業の利用（地域子育て支援拠点事業）

児童館では、子育て中の親たちを支える活動として、平成11年度から乳幼児親子を対象とするファミリールームを全児童館及びこどもの家等に設置しています。年間を通じて、気軽に自由に入出りできる乳幼児親子のふれあいの場、仲間づくりや自主的な活動の支援を行うとともに、親子遊びや子育て情報の提供を行います。

ファミリールームの利用促進を図るため、全施設に授乳コーナー、ベビーベッドを設置し、新たな乳幼児用品の拡充等の整備に取り組んでいます。

また、ファミリールームを設置している児童館は、東京都の「赤ちゃん・ふらっと（※）」に登録し、都のホームページで紹介しています。

※「赤ちゃん・ふらっと」とは、『乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境』を目指して、基準を満たして都に認定された授乳やおむつ替えができるスペースの愛称です。

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施施設数	56	55	55	54
乳幼児利用者数（人）	158,994	178,474	204,667	213,294
大人（人）	150,497	168,173	194,344	193,194

イ 相談対応

(ア) 子育て相談

子育てに迷いや悩みはつきものです。加えて、核家族の増加に伴い、相談者が身近にいない環境での子育ては心理的負担が大きく、ちょっとしたことでも不安に陥りやすく、児童虐待につながる場合もあります。教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が、地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じています。相談は主に月～金曜日の午前中に全施設で実施しています。

(件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
相談件数	55,254	59,381	64,329	66,774

(イ) 利用者支援事業

こどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とした、国・東京都の補助事業です。専任職員等が子育て家庭に対し、相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。

令和6年度実施施設

大森東一丁目児童館	田園調布二丁目児童館	南雪谷児童館	東糀谷児童館
西糀谷児童館	下丸子四丁目児童館	蒲田児童館	萩中児童館

ウ 子育て講座

「笑顔いっぱい楽しい子育てのために」様々な分野の講師による講演や実技を学ぶ機会を提供しています。利用者のニーズに合わせ、いつでも何度でも視聴できるようオンライン・インターネット動画配信を行うほか、実技を取り入れた対面講座を実施しています。

◇インターネット動画配信方式

(令和7年3月31日現在)

配信時期	動画タイトル	再生時間	再生回数
9月配信	① 児童館職員による「おうちで児童館♪」	10分30秒	1,294回
	② 看護師による「親子ふれあいスキンケア」	4分11秒	299回
	③ 管理栄養士による「1歳からの親子クッキング レンジマグレンチトースト」	5分7秒	590回
	④ 管理栄養士による「2歳からの親子クッキング クラッカーあんこ玉」	3分42秒	352回
再生回数 合計			2,535回

◇対面講座

単位：人

	日	担当児童館	テーマ	大人	児童	合計
1	6月5日	鶉の木児童館	足育で家族みんな健康に	19	19	38
2	6月7日	田園調布二丁目児童館	「我が家の防災力アップ 在宅避難のススメ」	11	10	21
3	6月13日	中央八丁目児童館	心も身体もにっこにこ！ふれあい親子ヨガ	21	23	44
4	6月14日	東糀谷児童館	にっこに笑顔！家族でふれあうあそびうた！	33	34	67
5	6月18日	梅田おおたっ子ひろば	「絵本は心の栄養」	15	14	29
6	6月18日	糀谷児童館	知って実践！こどもを守るアウトドア防災講座	15	14	29
7	6月28日	多摩川児童館	親子でワクワク あそびうた ～一緒に歌って笑顔になろう～	22	22	44
8	7月2日	沢田児童館	親子がもっとつながるあそび歌	32	27	59
9	7月6日	南六郷三丁目児童館	足育で 足元から身体作り～靴選びで身体を健康に～	31	22	53
10	7月6日	下丸子四丁目児童館	親子で一緒に楽しくリトミック	47	33	80
11	7月9日	蓮沼児童館	語りかけからつながる絆～心を育むことばの力～	17	18	35
12	7月11日	東嶺町児童館	～心も身体も健康に～ 親子で楽しむフィットネス	20	20	40
13	9月7日	矢口児童館	親子でわんぱく体操	16	18	34
14	9月14日	徳持児童館	家族でトライ！ こどもの能力をあげる運動あそび	39	28	67
15	9月26日	仲池上児童館	親子のコミュニケーションを育む	13	12	25
16	9月27日	大森南児童館	人とつながり楽しく子育て ～にっこり ゆったり 3つの♪すき間♪～	12	12	24
17	9月28日	南馬込四丁目児童館	～心と身体を元気に～ 笑顔になれるファミリーフィットネス	26	16	42
18	9月28日	蒲田児童館	親子で楽しむ！あそびうた	31	29	60
19	9月28日	大森北児童館	つみきであそび！～遊びでつなぐ親・子のこころ～	22	24	46
20	9月28日	上池台児童館	子育てを豊かにするリトミック～親子で楽しもう！～	44	35	79
21	10月7日	中央八丁目児童館	心も身体もリフレッシュ！！親子で楽しくリトミック	30	30	60
22	10月8日	大森児童館	小さい頃の運動は全ての成長の根っこ作り！	17	15	32
23	10月11日	南六郷児童館	褒めてみよう！褒められてみよう!! ～ありのままを認める子育て～	17	18	35
24	10月15日	田園調布本町児童館	知っておきたい 幸せ子育て講座 ～笑顔で日々を過ごすためのあなただけの幸せ子育て術～	9	7	16
25	10月16日	志茂田おおたっ子ひろば	おやこで楽しくフォトタイム ～プロから学ぶスマホ写真～	18	19	37
26	10月18日	西六郷おおたっ子ひろば	親子で英語リトミック	21	23	44
27	10月19日	大森本町児童館	親子で楽しくふれあい遊び	20	14	34
28	10月19日	西糀谷児童館	おもちゃコンサルタント×おもちゃコーディネーターのおもちゃ講座	34	28	62
29	10月19日	萩中おおたっ子ひろば	親子で一緒に笑いあおう～ゆっくり子育て遊び歌～	10	11	21
30	10月22日	中馬込児童館	わくわく子育てでイヤイヤ期もハッピーに！～家族みんなで考える心の成長～	19	20	39
31	10月24日	下丸子児童館	イヤイヤ期でも親子の笑顔を増やすコツ～幼児期の子どもへの関わり方～	17	14	31
32	10月25日	西蒲田児童館	こどもの食育～市販品でも食事バランスを整えるコツ～	18	17	35
33	10月26日	南雪谷児童館	親子で楽しむおうちでできる運動遊び♪ ～レッツ！スマイル体操～	36	28	64
34	11月7日	南馬込児童館	みみいくで！乗り越えられる？イヤイヤ期！	14	14	28
35	11月7日	羽田おおたっ子ひろば	家族をつなぐGrow up スペースの作り方～インテリアから社会性を学ぶ～	16	14	30
36	11月9日	池上児童館	自分らしく幸せに生きる ～五感を使った造形遊び～	22	17	39
37	11月9日	田園調布二丁目児童館	ファミリーで心もからだもフィットネス！	31	25	56
38	11月13日	大森中児童館	読み聞かせは、大切な親子のコミュニケーション	20	18	38
39	11月14日	千鳥児童館	レッツエンジョイ！！あそびうた♪～親子で楽しくスキンシップ～	23	26	49
40	11月15日	洗足池児童館	視点を変えて、親子でハッピーに	13	12	25

	日	担当児童館	テーマ	大人	児童	合計
41	11月16日	南馬込三丁目児童館	親子で絵本を読みあう もっと楽しく、もっと豊かに	14	12	26
42	11月19日	本蒲田児童館	絵本屋さんに聞く 心に響く絵本の選び方・楽しみ方	18	19	37
43	11月22日	新宿おおたっぴひろば	親子のための食育講座	12	13	25
44	11月26日	東六郷児童館	こどもと保護者が笑顔になるために	11	11	22
45	11月28日	高畑児童館	いっしょがいいね♪親子でわくわくエクササイズ	26	26	52
46	11月28日	松仙おおたっぴひろば	スマホは育児にいいの?～デジタル世代のこどもの過ごし方～	22	19	41
47	11月28日	大森東一丁目児童館	イヤイヤは成長のサイン!乳幼児期にできること ～社会性ってなあに?～	28	27	55
48	11月30日	新井宿児童館	家族でとりくむ災害のそなえ	11	12	23
49	12月2日	萩中三丁目児童館	乗り越える力を育む子育て法	10	9	19
50	12月3日	南六郷児童館	こころがふれあう音楽あそび	19	20	39
51	12月5日	大森西児童館	ゼロからはじめる子育て～身体のための土台作り～	17	18	35
52	12月7日	萩中児童館	絵本で楽しもう親子時間	22	20	42
53	12月9日	久が原児童館	イヤイヤ期をイライラ期にしない子育て法	24	22	46
54	12月12日	南馬込四丁目児童館	あそんで 歌って コミュニケーション ～親子で笑顔になるあそび歌～	34	32	66
55	12月19日	山王児童館	今が大切!運動好きな心を育む遊び方～親子で楽しむ発育発達のおそびととは～	14	16	30
56	12月19日	多摩川児童館	キッズ☆ベビーダンスで心も身体も気持ちよくなあれ!	26	25	51
57	1月15日	東糀谷児童館	子育てで健康に! ～丈夫な身体と豊かな心～	30	28	58
58	1月18日	大森東一丁目児童館	家族で楽しむあそびうた ～スキンシップは心の栄養～	54	47	101
59	1月21日	西糀谷児童館	親子で楽しむ英語遊び	36	39	75
60	1月25日	鵜の木児童館	親子で楽しむふれあいあそびうた	37	31	68
計				1,356	1,246	2,602

エ 子育て力向上支援事業（親子関係形成支援事業）

地域のつながりの希薄化等に伴い、子育てが家庭の孤独・孤立化が進む中、子育てに悩む親たちへの支援策の一つとして親支援プログラムを実施します。グループワークを通じて、参加者自らが自分にあった子育ての仕方を学び、親の子育て力向上を図ります。

《親支援プログラム（親子関係形成支援プログラム）》

◎対象 第1子が生後8か月から2歳4か月の母親・父親

◎内容 10人前後のグループで1回2時間。週1回の頻度で6週又は3週連続で実施。

実績

年度		令和3	令和4	令和5	令和6
6週連続 実施	実施回数(回)	※2	6	8	8
	参加人数(人)	20	59	73	78
3週連続 実施	実施回数(回)	※2	6	6	8
	参加人数(人)	20	58	60	73
参加者合計人数(人)		40	117	133	151

※ 各8回ずつプログラムを予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6プログラムずつを中止。

《ファシリテーター》

各施設での事業実施にあたって、ファシリテーター養成講座受講修了者がファシリテーターとしてプログラムの進行役を務めます。

単位：人

登録者数 ※令和7年 3月31日現在		令和6年度プログラム実施者数	
区民	15	区民	9
区職員	42	区職員	31

オ 学童保育事業

親の就労等により保護者が不在となる家庭への支援として、小学校1年生から6年生を対象に、放課後を過ごす安全な居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図るため、学童保育事業を実施しています。なお、こどもの放課後の安全・安心な居場所づくりのため、学童保育事業は学校施設を活用して行うとする方針のもと、平成27年度より放課後ひろば（40ページ参照）を開設しました。現在、学童保育事業は、児童館・おおたっ子ひろば・放課後ひろば等で実施しています。

各年度5月1日現在

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
施設数	86	85	85	85
登録数（人）	4,984	5,080	5,214	5,489

カ 一般利用（自由来館）

放課後、一度帰宅してから児童館へ自由に来館して利用していただく方法です。地域のさまざまな年齢の子どもたちが、安心安全に過ごすことができる居場所を提供しています。読書活動、工作、一輪車教室など、児童館ごとに工夫をこらした活動を行っており、年齢の異なる児童の中で社会性やお互いの思いやりを育むとともに、個人が自立できるように取り組んでいます。

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
施設数	53	52	52	52
利用者数（人）	191,694	192,387	229,207	281,580

キ 中学生タイム

中学生の健全育成をめざし、活動支援、交流支援、相談支援を実施しています。中学生同士の友好活動の場を提供することを目的とし、「中学生タイム」を全館で実施しています。

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
施設数	46	45	45	45
利用者数（人）	11,262	13,562	13,594	14,227

ク 子育てすくすくネット事業

地域のネットワークで子育てを応援する取り組み「子育てすくすくネット」を平成18年4月より展開しています。子どもと子育て中の家庭を地域で連携して見守り支援することで、子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を応援することを目指します。

「子育てすくすくネット員」（各児童館で登録した、地域の社会人の方）は児童館を中心に、子どもの話し相手、お祭りや子育て講座、お話会、工作等の行事への参加、生活や登下校の安全見守り等を行っています。活動の際には、登録した児童館の「子育てすくすくネット館バッジ」を着用し、自宅などには「子育てすくすくネットステッカー」を目印として掲げています。

子育てすくすくネット員が児童館の行事に参加することで、地域と子どもが関わるきっかけとなり、日ごろから地域で挨拶・声かけを行う等の交流が生まれ、地域での子どもの生活や登下校の安全見守りにつながっています。

各年度3月31日現在

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施施設数	51	51	52	52
ネット員登録人数（人）	790	767	721	655
会議実施回数（回）	0	48	79	66
ネット員行事 参加合計回数（回）	63	231	548	431
ネット員行事 参加延人数（人）	149	558	1,177	1,277

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大半の会議・行事等を中止、令和4年度は、縮小して実施した。

(2) 児童館事業の民間委託

区立小学校で順次設置している「放課後ひろば」への学童保育事業移行など、児童館を取り巻く状況が大きく変化する中、民間事業者のノウハウ等を活かすとともに、乳幼児事業の充実や学童保育時間の延長等、利用者の多様なニーズに応えるため、児童館等の運営委託を行っています。

運営委託児童館等

令和7年4月1日現在

委託開始年度	委託児童館
平成 14	上池台児童館
平成 16	子ども交流センター
平成 25	萩中児童館、本蒲田児童館
平成 26	大森北児童館、田園調布本町児童館
平成 27	中馬込児童館、千鳥児童館
平成 28	大森児童館、洗足池児童館、矢口児童館
平成 29	大森西児童館、久が原児童館、萩中三丁目児童館
平成 30	新井宿児童館、東六郷児童館、西蒲田児童館 ※仲池上児童館池雪分室は、池雪放課後ひろばとして委託
令和元	山王児童館、仲池上児童館
令和2	萩中おおたっ子ひろば、西六郷おおたっ子ひろば、新宿おおたっ子ひろば
令和3	池上児童館
令和4	南馬込三丁目児童館
令和7	田園調布本町児童館東嶺町分室（乳幼児ひろば東嶺町）

(3) 大田区児童館構想の推進

令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」・「こどもの居場所に関する指針」において、こどもの居場所づくりの重要性や方向性が示され、令和6年12月、国の「児童館ガイドライン」が改正されました。

区においては、平成28年に策定の「児童館のあり方について」の中で、児童館から学校内施設への学童保育事業の移行、児童館や中高生ひろばの整備の方針を示しています。この「児童館のあり方について」を整理し、国の動向や区のこどもの居場所を取り巻く状況を踏まえながら、今後の児童館のめざすべき姿を改めて見直し、取組みの方向性を示すものとして令和7年3月に「大田区児童館構想」を策定しました。

本構想では、めざすべき姿「すべてのこどもの権利が守られ、誰もが将来に希望を持って、健やかに育ち、子育てを支える児童館」のもと、4つの基本目標「こどもの権利擁護」、「こどもが主体となる児童館運営と機能強化」、「地域連携強化」、「持続可能な施設運営」を設定し、施策の方向性を示しています。

今後は、めざすべき姿の実現に向けて、施策の展開を図り、取組みを推進します。

令和 6 年度 児童館（一般児） 実績報告

開館日数 294 日
(人)

番号	施設名	幼児			小学生			中学生			ボランティア (中学生)			ボランティア (高校生)			ボランティア (一般)			高校生			その他			合計		
		平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計	平日	土	計
1	大森中	5,389	1,236	6,625	3,202	413	3,615	30	8	38	0	0	0	0	0	0	23	0	23	2	0	2	5,849	1,378	7,227	14,495	3,035	17,530
2	大森南	2,659	715	3,374	3,148	608	3,756	28	4	32	4	0	4	0	0	0	6	7	13	0	0	0	2,668	688	3,356	8,513	2,022	10,535
3	大森東一丁目	6,943	2,074	9,017	2,079	747	2,826	37	29	66	0	0	0	37	0	37	24	0	24	2	0	2	6,411	1,990	8,401	15,533	4,840	20,373
4	大森	4,148	992	5,140	18,358	5,049	23,407	664	206	870	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	11,337	1,711	13,048	34,511	7,958	42,469
5	沢西	2,901	572	3,473	2,516	610	3,126	10	6	16	2	0	2	0	0	0	54	14	68	0	0	0	3,824	643	4,467	9,307	1,845	11,152
6	大森西	2,746	761	3,507	11,245	4,051	15,296	694	125	819	0	0	0	39	0	39	5	0	5	21	3	24	6,363	1,187	7,550	21,113	6,127	27,240
7	大森北	2,197	630	2,827	3,791	1,321	5,112	107	13	120	0	0	0	0	0	0	125	9	134	12	0	12	8,147	1,428	9,575	14,379	3,401	17,780
8	大森本町	1,405	342	1,747	3,374	470	3,844	2	10	12	0	0	0	0	0	0	37	0	37	0	0	0	4,291	499	4,790	9,109	1,321	10,430
9	山王	2,859	1,091	3,950	4,347	1,728	6,075	229	48	277	0	0	0	0	0	0	54	0	54	0	0	0	7,467	1,666	9,133	14,956	4,533	19,489
10	南馬込	2,556	1,009	3,565	2,287	1,104	3,391	8	9	17	8	0	8	1	0	1	31	3	34	0	0	0	3,438	1,179	4,617	8,329	3,304	11,633
11	南馬込三丁目	1,562	473	2,035	2,735	703	3,438	62	19	81	1	0	1	0	0	0	0	10	10	0	0	0	5,044	691	5,735	9,404	1,896	11,300
12	南馬込四丁目	2,504	659	3,163	1,476	196	1,672	48	17	65	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	4,122	777	4,899	8,153	1,649	9,802
13	中馬込	3,721	999	4,720	2,613	837	3,450	106	71	177	0	1	1	0	0	0	4	0	4	324	90	414	6,289	1,200	7,489	13,057	3,198	16,255
14	中央八丁目	3,775	1,208	4,983	3,685	1,057	4,742	25	8	33	0	0	0	0	0	0	466	130	596	0	0	0	4,838	1,447	6,285	12,789	3,850	16,639
15	池上	3,619	820	4,439	4,365	906	5,271	332	76	408	0	0	0	4	4	8	7	0	7	45	27	72	4,581	1,321	5,902	12,953	3,154	16,107
16	徳持	3,175	1,183	4,358	1,306	400	1,706	36	7	43	0	0	0	0	0	0	26	4	30	1	0	1	5,098	1,411	6,509	9,642	3,005	12,647
17	新井宿	3,905	755	4,660	3,678	1,539	5,217	958	86	1,044	0	2	2	0	0	0	47	47	94	20	1	21	3,710	806	4,516	12,318	3,236	15,554
18	田園調布本町	2,823	1,050	3,873	3,718	1,113	4,831	195	31	226	0	0	0	0	0	0	65	23	88	52	1	53	4,394	1,059	5,453	11,247	3,277	14,524
19	東 瀬 町 (令和6年9月～ 休館)	1,714	444	2,158	549	132	681	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	14	18	0	0	0	2,732	639	3,371	4,999	1,230	6,229
20	田園調布二丁目	2,588	956	3,544	1,496	189	1,685	10	0	10	0	0	0	1	0	1	133	1	134	5	0	5	4,172	893	5,065	8,405	2,039	10,444
21	鶴の木	3,120	1,385	4,505	1,341	600	1,941	11	21	32	8	0	8	0	0	0	52	0	52	0	0	0	3,679	1,407	5,086	8,211	3,413	11,624
22	久が原	3,439	1,234	4,673	4,792	1,219	6,011	762	258	1,020	1	1	2	0	0	0	48	24	72	0	0	0	6,508	1,554	8,062	15,550	4,290	19,840
23	南雪谷	3,806	1,132	4,738	2,446	842	3,288	27	26	53	0	0	0	0	0	0	80	17	97	0	0	0	7,247	1,722	8,969	13,406	3,739	17,145
24	上池台	3,081	1,419	4,500	5,805	1,487	7,292	1,027	246	1,273	19	7	26	27	1	28	153	64	217	32	4	36	4,063	1,834	5,897	14,207	5,062	19,269
25	仲池上	3,470	1,168	4,638	3,717	963	4,680	422	41	463	6	0	6	11	4	15	29	0	29	38	32	70	4,282	1,050	5,332	11,975	3,258	15,233
26	洗足池	4,183	1,687	5,870	3,273	1,224	4,497	78	31	109	1	0	1	1	0	1	48	3	51	4	1	5	5,941	1,942	7,883	13,529	4,888	18,417
27	東糀谷	5,044	1,452	6,496	1,980	207	2,187	21	3	24	0	0	0	0	0	0	41	3	44	0	0	0	4,298	1,592	5,890	11,384	3,257	14,641
28	西糀谷	8,749	1,928	10,677	4,605	880	5,485	110	22	132	9	0	9	4	0	4	8	4	12	5	0	5	7,884	1,858	9,742	21,374	4,692	26,066
29	糀 谷	3,467	1,262	4,729	4,656	1,114	5,770	15	9	24	0	0	0	0	0	0	67	0	67	0	0	0	3,464	1,337	4,801	11,669	3,722	15,391
30	萩 中	4,697	1,186	5,883	7,324	1,036	8,360	608	29	637	2	0	2	0	10	10	33	1	34	44	2	46	5,298	1,973	7,271	18,006	4,237	22,243
31	萩中三丁目	1,674	610	2,284	4,395	1,201	5,596	518	75	593	0	2	2	0	0	0	23	11	34	20	0	20	1,676	615	2,291	8,306	2,514	10,820
32	南六郷	2,522	963	3,485	5,880	1,507	7,387	196	100	296	6	0	6	0	0	0	23	0	23	6	2	8	3,205	894	4,099	11,838	3,466	15,304
33	南六郷三丁目	3,446	1,072	4,518	4,660	992	5,652	31	3	34	0	0	0	0	0	0	30	3	33	0	0	0	3,146	923	4,069	11,313	2,993	14,306
34	東六郷	1,547	426	1,973	6,475	2,083	8,558	168	113	281	0	0	0	0	0	0	34	0	34	4	0	4	7,152	693	7,845	15,380	3,315	18,695
35	高 畑	2,522	831	3,353	6,529	1,507	8,036	6	5	11	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	5,329	1,018	6,347	14,391	3,361	17,752
36	千 鳥	2,759	1,009	3,768	2,978	1,205	4,183	413	134	547	0	0	0	4	2	6	53	38	91	290	30	320	2,428	965	3,393	8,925	3,383	12,308
37	下丸子	3,595	861	4,456	1,784	404	2,188	125	14	139	3	0	3	0	0	0	90	0	90	0	0	0	3,797	934	4,731	9,394	2,213	11,607
38	下丸子四丁目	4,356	1,601	5,957	1,492	521	2,013	13	4	17	0	0	0	15	2	17	94	0	94	0	0	0	5,092	1,802	6,894	11,062	3,930	14,992
39	矢 口	3,134	1,191	4,325	2,202	784	2,986	60	29	89	0	1	1	1	0	1	75	11	86	8	3	11	6,685	1,271	7,956	12,165	3,290	15,455
40	西蒲田	3,649	1,542	5,191	6,979	2,529	9,508	117	13	130	0	0	0	0	0	0	68	15	83	22	0	22	5,387	1,501	6,888	16,222	5,600	21,822
41	多摩川	4,870	1,229	6,099	3,615	391	4,006	23	18	41	0	0	0	0	0	0	41	0	41	0	1	1	5,331	1,217	6,548	13,880	2,856	16,736
42	蓮 沼	2,918	1,563	4,481	3,733	637	4,370	42	49	91	0	0	0	0	0	0	18	0	18	0	0	0	3,913	1,770	5,683	10,624	4,019	14,643
43	本蒲田	2,988	1,474	4,462	10,999	4,583	15,582	970	179	1,149	0	0	0	0	0	0	150	95	245	208	10	218	5,658	1,560	7,218	20,973	7,901	28,874
44	蒲 田	3,487	863	4,350	4,149	1,070	5,219	185	63	248	2	0	2	13	0	13	40	1	41	0	0	0	4,400	970	5,370	12,276	2,967	15,243
45	子ども交流センター	6,251	396	6,647	20,309	2,018	22,327	1,945	494	2,439	9	0	9	6	0	6	739	44	783	471	49	520	7,104	1,231	8,335	36,834	4,232	41,066
児童館計		155,763	47,453	203,216	206,086	54,177	260,263	11,474	2,753	14,227	82	14	96	164	23	187	3,159	596	3,755	1,636	256	1,892	227,742	56,246	283,988	606,106	161,518	767,624
1	池 雪分室	701	0	701	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	4,021	154	4,175	4,727	154	4,881
分室計		701	0	701	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	4,021	154	4,175	4,727	154	4,881
1	糀 谷(こ)	66	0	66	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0	0	742	0	742	845	0	845
子どもの家計		66	0	66	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0	0	742	0	742	845	0	845
児童館・分室・子どもの家計		156,530	47,453	203,983	206,086	54,177	260,263	11,477	2,753	14,230	82	14	96	1														

2 中高生ひろば事業

(1) 目的

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生世代専用の施設です。羽田地域力推進センター3階に中高生ひろば羽田、新蒲田一丁目複合施設4階に中高生ひろば蒲田を設置しており、談話室や講座室、音楽スタジオ等を完備しています。

部屋名	用途	利用対象者
談話室・講座室	中高生世代の会話や自習等、自由に利用できる交流の拠点	中高生世代の区民及び区内在学・在勤者
音楽スタジオ (有料)	バンド演奏やコーラス活動等に低料金で活用できる活動の拠点	中高生世代の区民及び区内在学・在勤者 ※空きのある場合は、区内在住・在勤の一般者も利用可

(2) 開館状況

ア 開館時間

午前10時から午後9時まで（中学生は午後7時まで）

イ 開館日

土曜日・日曜日・祝日を含め毎日開館（年末年始、施設点検・清掃等による全館休館日を除く）

(3) 実施状況（2施設分の合算値）

ア イベント・講座等の実施

（令和7年3月31日現在）

イベント・講座名	内容・目的	参加者数（延べ）
おしゃべりタイム、ひろばトーク (全6回実施)	利用者同士の会話の機会を提供し、「自分の意見を伝え、相手の意見を受け止め、理解する」ことを目的とする。人前で話すことに慣れる。	27人（中学20人・高校4人・学生ボランティア3人）
みらい講座、みらい探し (全3回実施)	将来に対する具体的な行動計画や、必要なスキルについて学ぶ。	16人（中学12人・高校3人・学生ボランティア1人）
e スポーツチャレンジ、e スポーツ大会、e スポーツ愛好会 (全49回実施)	e スポーツゲームを通じた交流の場、ルールを守るなど社会性も身につける場の提供。	507人（中学354人・高校141人・学生ボランティア12人）
音楽イベント（ミュージックデー、Haneda Live、ピアノチャレンジ） (全10回実施)	音楽スタジオを活用した楽器との触れ合いや、様々なジャンルの音楽について語り合い、利用者同士の交流を図る。	71人（中学45人・高校19人・学生ボランティア5人、一般2人）

講座名	内容・目的	参加者数(延べ)
スポーツイベント(アクティブタイム、ミニミニ運動会) (全4回実施)	卓球、気配切り、ミニミニ運動会などを通して、利用者が体を動かしリフレッシュできる空間を提供する。	53人(中学37人・高校14人・学生ボランティア2人)
工作イベント (全46回実施)	レジンクラフト、裁縫、粘土などでの工作活動を通して、利用者の活動・創作意欲を引き出す。	196人(中学132人・高校62人・学生ボランティア2人)
調理イベント (全1回実施)	クイズを通して利用者同士の交流を促進するとともに、実際に調理し食べることから「食」の学びを深める。	29人(中学19人・高校10人)
同好会・ミニイベント (KAMATA ライブラリー、謎解きイベント、クイズ大会等) (全9回実施)	カードゲーム・謎解きなどのゲームを通して参加者同士の交流を図る。	82人(中学51人・高校9人・学生ボランティア1人)
季節の行事(新入生歓迎会、夏祭り、卒業生を送る会、ふれあいまつり、マリーゴールドまつり) (全7回実施)	新入生に向けた施設紹介、卒業生に向けたメッセージビデオの作成などを通して、異学年の交流を図る。萩中公園での「ふれあいまつり」、カムカム新蒲田内での「マリーゴールドまつり」での地域貢献と中高生が活躍できる場の提供。	109人(中学60人・高校42人・学生ボランティア7人) ※「ふれあいまつり」雨天中止のため実施なし
中高生企画(中高生企画、カードゲーム大会、愛好会) (全5回実施)	利用者が主体となってイベントを企画、運営することで、利用者本人の活動意欲の引き出しと主体性を養う。	73人(中学43人・高校20人・学生ボランティア10人)
中高生の意見聴取(コードモセイサクカイギ等) (全3回実施)	テーマに沿った内容について、自分の考えを伝えたり、相手の考えを聞いたりと、ディスカッションする。	37人(中学29人・高校8人)

イ 相談支援

中高生世代の抱える人間関係や進路等の悩みごとに対し、相談支援を実施

相談内容 進路43件、家族関係23件、友人関係17件、居場所12件、勉強7件、学校10件、部活4件、アルバイト関係5件、将来不安5件、その他26件

(4) 運営状況

民間委託による運営

中高生ひろば羽田(平成30年11月開設)

中高生ひろば蒲田(令和4年5月開設)

(5) 音楽スタジオ

ア 利用料金

(円)

種 別	中高生世代	一 般 ^{※1}
スタジオ使用料	300	1,500
ドラムセット	200	500
ギターアンプ	200	500
ベースアンプ	200	500
キーボードアンプ	200	500
キーボード (スタンド付)	200	500
マイク (スタンド付)	200	500
ミキサー	200	500
楽器音響装置一式	700	2,000

※1 中高生ひろば羽田内音楽スタジオの一般料金

イ 利用件数・利用者数 (2施設分^{※2}の合算値)

(令和7年3月31日現在)

利用件数	利用者数			
	中学生	高校生	一般	計
700 件	106 人	1,629 人	179 人	1,914 人

※2 新蒲田区民活動施設内音楽スタジオにおける中高生世代の利用件数・利用者数含む

(6) 中高生ひろば参加状況 (2施設分の合算値)

ア 新規登録者数

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
中学生	44	469	444	435
高校生	48	306	244	252
合 計	92	775	688	687

イ 延利用者数

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
中学生	392	4,709	9,051	9,811
高校生	2,463	7,132	6,271	8,873
一般 ^{※3}	25	143	142	184
ボランティア	123	319	233	77
合 計	3,003	12,303	15,697	18,945

※3 中高生ひろば羽田の音楽スタジオ利用者数

ウ 利用者所属先内訳（学校数）

（令和7年3月31日現在）

所属先	内 訳
中学校	41校（区立17校・都立3校・私立21校）
高等学校	93校（都立36校・私立47校・通信制9校・定時制1校）

3 乳幼児ひろば・一時預かり事業

(1) 乳幼児ひろば東嶺町（令和7年4月1日開設）

田園調布本町児童館東嶺町分室（施設呼称：乳幼児ひろば東嶺町）は、乳幼児とその保護者向けの施設として令和7年4月1日に開設しました（業務委託による運営）。

ア 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 休館日

日曜日、法律に定める休日（5月5日を除く）、年末年始（12月29日から1月3日）

ウ 対象

就学前までの乳幼児とその保護者

エ 主な事業

(ア) 乳幼児向け活動

曜日によって対象や内容を変え、主に、体操、手遊び、読み聞かせ、子育てに関する情報交換などを行っています。季節行事やお楽しみ会などは、親子で楽しみながら参加することができます。

(イ) 一時預かり事業

次項「(2) 一時預かり事業」のとおりです。

事業の運営にあたっては、地域ボランティアや子育てすくすくネット員など多くの方々に支えられています。子育てすくすくネット員は、嶺町地区の民生委員・児童委員や地域ボランティア、児童館利用団体で構成されています。

(2) 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の育児負担軽減を目的として、生後5か月から小学校入学前までの乳幼児を対象に、時間単位でお子様を預かる事業です。保護者の方の仕事や通院、リフレッシュ等、理由を問わず利用することができます。

ア 実施施設 萩中児童館（萩中一丁目1番8号）

田園調布本町児童館東嶺町分室（乳幼児ひろば東嶺町）（東嶺町20番4号）

イ 定員 7名/日

ウ 対象 区内在住の生後5か月から就学前のまでの乳幼児

エ 時間 月曜日から土曜日まで（日曜・祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後6時まで

オ 利用料金 1時間あたり500円（同一世帯において2人以上同時に利用する場合、2人目以降は1時間あたり250円）

・料金は利用当日に現金払いとなります。

・利用時間30分超過ごとに250円の料金が発生します。

4 放課後児童健全育成事業

(1) 学童保育

就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学生の安全・安心な居場所の確保と児童の健全育成を図るため、学童保育事業を区内 86 箇所（児童館・児童館分室・こどもの家・おおたっ子ひろば・放課後ひろば）で実施しています（令和 7 年 4 月時点）。

子ども・子育て支援新制度施行に伴い、従来、小学校 1 年生から 3 年生までであった利用対象児童を、平成 27 年 4 月から 6 年生までに拡大しました。

また、支援が特に必要な児童についての受入れも全施設で実施しています。

午後 6 時までの「延長保育」（全施設で実施）、夏休み期間のみ利用する「夏休み利用」、保護者の方の病気やその他の理由により一日単位で利用できる「一時利用」も全施設で実施しています。

ア 通常利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校 1 年生から 6 年生で、保護者の就労等により、放課後や学校休業日に保育が必要な児童

（おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。）

(イ) 保育時間

通常利用：下校時から午後 5 時まで

延長利用：午後 5 時から午後 6 時まで（土曜日は除く）

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館は、午後 7 時まで延長保育を利用できます。

(ウ) 休日

日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

(エ) 保育料

通常利用（午後 5 時まで） 月額 5,000 円

延長利用（午後 5 時から午後 6 時まで） 月額 1,200 円加算

（午後 6 時から午後 7 時までの延長利用は、別途料金がかかります。）

(才) 減額・免除規定

5 割減額	同一世帯で複数の学童保育児童がいる場合、2 人目以降に適用 区教育委員会就学援助費受給世帯
8 割減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の 世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

(力) 登録状況

各年度 5 月 1 日現在

年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
実施施設	86	85	85	85
定員数 (人)	5,765	5,795	5,815	6,050
登録数 (人)	4,984	5,080	5,213	5,489

イ 夏休み利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校 1 年生から 6 年生で、保護者の就労等により、夏季休業期間中に保育が必要な児童

(おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

(イ) 保育時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

延長利用：午後 5 時から午後 6 時まで（土曜日は除く）

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館は、午後 7 時まで延長保育を利用できます。

(ウ) 休日

日曜日、祝日

(エ) 保育料

夏休み期間（午後 5 時まで）6,000 円

延長利用（午後 5 時から午後 6 時まで）1,500 円加算

（午後 6 時から午後 7 時までの延長利用は、別途料金がかかります。）

(オ) 減額・免除規定

5割減額	区教育委員会就学援助費受給世帯
7割5分減額	前年度住民税非課税世帯、保育料の納付が特に困難と認める世帯
全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、前年度住民税非課税かつひとり親の世帯、保育料の納付が特に困難と認められかつひとり親の世帯

※全額免除については、延長保育料も対象。

(カ) 登録状況

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施施設	86	85	85	85
登録数(人)	468	583	432	340

※各施設の定員数は、概ね10人程度

ウ 一時利用

(ア) 利用資格

大田区内在住又は在学の小学校1年生から6年生
(おおたっ子ひろば、放課後ひろばについては、当該小学校に在籍する児童又は当該小学校の通学区域に在住する児童が対象となります。)

(イ) 保育時間

平日：下校時間から午後6時までの必要な時間
学校休業日：午前8時30分から午後6時までの必要な時間
土曜日：午前8時30分から午後5時まで

(ウ) 保育料

1日(一回)600円(午後6時までの延長利用分含む)

(エ) 減額・免除規定

全額免除	生活保護受給世帯、里親世帯、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員・補充裁判員として裁判に関わるとき
------	---

(オ) 利用状況

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施施設	86	85	85	85
延べ利用数(人)	16,996	17,906	16,339	12,549

令和 6 年度 学童保育実績及び一般・学童合計数

保育日数 293 日

(人)

番号	施設名	学童保育 登録数			学童保育 出席数									延長 登録数	延長 出席数	一時利用	一般児	一般・学童 合計数	
		平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日						
1	大森中																	17,530	17,530
2	大森南																	10,535	10,535
3	大森東一丁目																	20,373	20,373
4	大森																	42,469	42,469
5	沢田	10,556	2,153	12,709	681	2,890	2,059	897	415	0	6,850	92	6,942	4,697	2,115	10	11,152	18,104	
6	大森西	21,039	4,320	25,359	4,569	3,761	3,778	2,724	298	376	15,393	113	15,506	11,665	5,464	187	27,240	42,933	
7	大森北	17,775	3,655	21,430	5,800	4,100	2,288	40	24	0	12,089	163	12,252	12,542	5,425	433	17,780	30,465	
8	大森本町	12,475	2,560	15,035	3,355	3,421	1,518	691	197	0	9,089	93	9,182	5,654	2,539	57	10,430	19,669	
9	山王	26,751	5,452	32,203	5,736	9,799	4,285	29	0	0	19,740	109	19,849	16,884	6,998	883	19,489	40,221	
10	南馬込	15,370	3,144	18,514	878	4,029	2,670	1,010	338	33	8,922	36	8,958	4,426	1,258	105	11,633	20,696	
11	南馬込三丁目																	11,300	11,300
12	南馬込四丁目	14,627	3,018	17,645	510	6,230	1,881	0	0	0	8,617	4	8,621	6,984	1,931	177	9,802	18,600	
13	中馬込	14,391	2,908	17,299	3,598	2,039	2,723	839	470	0	9,409	260	9,669	10,363	4,578	306	16,255	26,230	
14	中央八丁目	2,706	554	3,260	42	471	282	1,100	21	0	1,877	39	1,916	1,458	611	0	16,639	18,555	
15	池上	10,921	2,239	13,160	955	2,572	2,892	402	120	136	6,957	120	7,077	7,618	3,097	135	16,107	23,319	
16	徳持	17,790	3,634	21,424	1,578	5,826	3,603	447	127	0	11,343	238	11,581	12,040	4,600	26	12,647	24,254	
17	新井宿	12,732	2,606	15,338	1,123	4,473	2,684	469	0	0	8,516	233	8,749	6,021	2,249	16	15,554	24,319	
18	田園調布本町	16,853	3,445	20,298	3,057	3,818	2,235	1,222	627	1	10,766	194	10,960	9,837	3,605	58	14,524	25,542	
19	東糞谷町 (令和6年7月～ 学童受入休止)	2,790	540	3,330	1,287	231	147	5	0	0	1,630	40	1,670	1,716	655	103	6,229	8,002	
20	田園調布二丁目	8,458	1,735	10,193	2,714	1,210	447	208	0	0	4,557	22	4,579	4,435	1,423	152	10,444	15,175	
21	鶯の木	12,884	2,637	15,521	346	2,722	3,729	869	172	0	7,773	65	7,838	7,319	2,003	25	11,624	19,487	
22	久が原	19,568	4,020	23,588	2,748	7,404	3,174	693	167	134	14,205	115	14,320	11,892	5,022	544	19,840	34,704	
23	南雪谷	16,734	3,418	20,152	4,962	2,288	1,736	245	0	121	9,154	198	9,352	10,185	3,413	129	17,145	26,626	
24	上池台	31,517	6,476	37,993	8,562	8,907	3,275	40	88	0	20,802	70	20,872	22,862	8,483	516	19,269	40,657	
25	仲池上	18,911	3,590	22,501	3,590	4,354	2,875	958	1,038	0	12,707	108	12,815	12,330	5,706	137	15,233	28,185	
26	洗足池	12,422	2,547	14,969	185	1,759	4,015	467	64	606	6,963	133	7,096	7,440	2,673	98	18,417	25,611	
27	東糞谷																	14,641	14,641
28	西糞谷																	26,066	26,066
29	糞谷	4,590	936	5,526	1,016	126	1,365	164	341	0	2,947	65	3,012	1,776	742	0	15,391	18,403	
30	萩中																	22,243	22,243
31	萩中三丁目	3,409	695	4,104	369	136	851	382	187	216	2,105	36	2,141	487	147	7	10,820	12,968	
32	南六郷	4,698	937	5,635	558	1,404	764	15	502	0	3,240	3	3,243	3,561	1,742	22	15,304	18,569	
33	南六郷三丁目																	14,306	14,306
34	東六郷																	18,695	18,695
35	高畑	19,820	4,270	24,090	5,895	7,644	1,167	151	0	159	14,859	157	15,016	11,253	4,554	59	17,752	32,827	
36	千鳥	18,499	3,485	21,984	3,946	5,460	2,094	811	561	0	12,755	117	12,872	10,166	3,396	111	12,308	25,291	
37	下丸子	7,326	1,501	8,827	454	464	2,693	778	70	0	4,345	114	4,459	4,430	1,175	36	11,607	16,102	
38	下丸子四丁目	10,986	2,251	13,237	563	1,929	2,170	1,002	516	2	6,172	10	6,182	4,870	1,559	40	14,992	21,214	
39	矢口	14,011	2,865	16,876	1,664	2,576	1,978	2,666	340	78	9,171	131	9,302	7,365	3,016	35	15,455	24,792	
40	西蒲田	20,321	4,165	24,486	4,146	3,261	4,512	902	1,242	378	14,344	97	14,441	9,979	4,200	117	21,822	36,380	
41	多摩川	2,362	484	2,846	142	909	308	187	0	0	1,545	1	1,546	490	254	14	16,736	18,296	
42	蓮沼																	14,643	14,643
43	本蒲田	19,566	4,024	23,590	6,833	5,260	2,127	52	0	0	14,169	103	14,272	8,787	4,458	210	28,874	43,356	
44	蒲田	5,116	1,053	6,169	460	1,533	546	1,232	64	0	3,701	134	3,835	984	473	61	15,243	19,139	
45	子ども交流センター																	41,066	41,066
	児童館計	447,974	91,317	539,291	82,322	113,006	72,871	21,697	7,989	2,240	296,712	3,413	300,125	252,516	99,564	4,809	767,624	1,072,558	
1	池雪分室																	4,881	4,881
	分室計																	4,881	4,881
1	糞谷(こ)	2,377	482	2,859	17	639	848	16	0	0	1,520	0	1,520	1,023	561	12	845	2,377	
	こどもの家計	2,377	482	2,859	17	639	848	16	0	0	1,520	0	1,520	1,023	561	12	845	2,377	
	児童館・分室・こどもの家計	450,351	91,799	542,150	82,339	113,645	73,719	21,713	7,989	2,240	298,232	3,413	301,645	253,539	100,125	4,821	773,350	1,079,816	

番号	施設名	学童保育 登録数			学童保育 出席数									延長 登録数	延長 出席数	一時利用	一般児	一般・学童 合計数
		平日	土	全日	1年	2年	3年	4年	5年	6年	平日	土	全日					
1	フレンドリー入新井第一 (令和6年9月末廃止)	5,453	1,092	6,545	3,390	181	131	5	0	0	3,643	64	3,707	4,068	1,645	197	0	3,904
2	大森第四ひろば	23,884	4,510	28,394	9,334	5,143	3,564	785	120	0	18,456	490	18,946	11,977	7,004	12	0	18,958
3	中富ひろば	6,397	1,316	7,713	2,513	644	1,075	640	0	0	4,769	103	4,872	3,225	1,974	42	0	4,914
4	大森第一ひろば	20,381	4,179	24,560	5,863	4,191	3,322	1,472	0	0	14,689	159	14,848	11,909	6,137	223	0	15,071
5	開桜ひろば	19,672	4,046	23,718	10,530	4,930	943	0	0	0	15,888	515	16,403	12,246	6,377	522	0	16,925
6	大森第三ひろば	14,230	2,924	17,154	5,782	3,796	1,299	273	0	0	11,064	86	11,150	8,852	4,606	62	0	11,212
7	大森東ひろば	6,259	1,288	7,547	3,214	806	900	0	0	0	4,737	183	4,920	2,999	1,777	75	0	4,995
8	入新井第一ひろば (令和6年9月開設)	8,753	1,848	10,601	4,536	1,122	672	0	0	0	6,236	94	6,330	5,780	2,428	22	0	6,352
9	山王ひろば	12,179	2,506	14,685	8,644	567	248	0	0	0	9,396	63	9,459	7,695	2,122	244	0	9,703
10	馬込ひろば	14,460	2,974	17,434	11,142	230	0	26	0	0	11,245	153	11,398	9,614	4,346	394	0	11,792
11	馬込第二ひろば	19,605	4,032	23,637	6,703	5,769	1,948	0	15	132	14,386	181	14,567	10,086	3,920	264	0	14,831
12	馬込第三ひろば	23,987	4,934	28,921	10,385	4,384	1,801	0	0	0	16,360	210	16,570	16,545	5,788	121	0	16,691
13	池上ひろば	11,814	2,266	14,080	8,106	1,542	28	0	0	0	9,521	155	9,676	8,594	2,834	163	0	9,839
14	池上第二ひろば	18,786	3,859	22,645	6,458	4,226	2,689	695	0	0	13,914	154	14,068	10,024	3,447	87	0	14,155
15	徳持ひろば	11,889	2,440	14,329	9,309	324	0	0	0	0	9,466	167	9,633	7,810	3,987	47	0	9,680
16	入新井第二ひろば	15,532	3,192	18,724	10,817	1,627	0	0	0	0	12,199	245	12,444	11,371	4,680	69	0	12,513
17	入新井第四ひろば	13,404	2,749	16,153	4,916	2,836	2,251	234	0	0	10,000	237	10,237	7,753	2,766	48	0	10,285
18	東調布第一ひろば	14,488	2,980	17,468	8,395	1,796	545	0	0	0	10,550	186	10,736	9,573	3,407	97	0	10,833
19	調布大塚ひろば	14,475	2,970	17,445	4,049	2,218	3,070	616	17	21	9,930	61	9,991	8,991	2,719	563	0	10,554
20	東調布第三ひろば (令和6年7月開設)	15,934	3,338	19,272	5,853	1,543	871	873	0	0	8,974	166	9,140	8,153	2,046	37	0	9,177
21	嶺町ひろば	18,839	3,869	22,708	11,706	3,446	0	0	0	0	14,859	293	15,152	14,935	6,598	165	0	15,317
22	久原ひろば	14,362	2,952	17,314	9,262	1,978	51	66	0	0	11,297	60	11,357	9,052	3,426	207	0	11,564
23	池雪ひろば	19,154	3,861	23,015	6,696	4,716	1,811	20	0	0	13,096	147	13,243	11,554	5,250	534	0	13,777
24	洗足池ひろば	14,660	3,016	17,676	7,749	3,401	15	0	134	0	11,182	117	11,299	12,265	5,006	333	0	11,632
25	赤松ひろば	10,238	2,105	12,343	4,395	3,065	697	0	0	0	7,954	203	8,157	5,128	1,916	9	0	8,166
26	清水窪ひろば	17,373	3,575	20,948	5,176	3,928	3,169	1,295	0	0	13,356	212	13,568	13,400	5,667	201	0	13,769
27	糞谷ひろば	21,678	4,451	26,129	6,322	4,339	4,262	720	434	9	15,789	297	16,086	12,947	5,689	114	0	16,200
28	東糞谷ひろば	14,577	2,930	17,507	4,391	2,578	2,558	566	611	0	10,473	231	10,704	5,812	2,476	26	0	10,730
29	北糞谷ひろば	14,162	2,905	17,067	5,359	2,990	2,406	751	0	0	11,085	421	11,506	8,151	4,122	58	0	11,564
30	都南ひろば	14,028	2,878	16,906	5,081	2,852	1,225	914	215	0	10,106	181	10,287	7,373	3,673	23	0	10,310
31	中萩中ひろば	19,053	3,914	22,967	4,222	4,363	3,651	1,416	0	21	13,482	191	13,673	11,215	5,198	199	0	13,872
32	出雲ひろば	19,366	3,980	23,346	6,990	4,320	2,242	336	161	0	13,840	209	14,049	8,943	4,240	128	0	14,177
33	六郷ひろば	14,448	2,980	17,428	4,878	4,888	300	373	96	0	10,393	142	10,535	8,161	3,834	162	0	10,697
34	高畑ひろば	18,299	3,758	22,057	8,786	4,133	774	0	0	0	13,574	119	13,693	10,330	4,463	28	0	13,721
35	仲六郷ひろば	14,023	2,882	16,905	3,483	2,640	2,753	890	165	375	10,095	211	10,306	4,123	1,965	94	0	10,400
36	東六郷ひろば	17,535	3,616	21,151	6,421	3,344	2,355	922	0	0	12,605	437	13,042	9,016	4,626	44	0	13,086
37	南六郷ひろば	15,439	3,174	18,613	4,040	4,456	2,051	1,778	0	0	12,210	115	12,325	8,764	5,236	21	0	12,346
38	矢口ひろば	24,545	5,049	29,594	9,125	7,523	3,008	478	0	0	19,918	216	20,134	17,593	9,018	668	0	20,802
39	矢口西ひろば	21,623	4,445	26,068	9,304	5,784	779	22	0	216	15,796	309	16,105	13,678	4,936	131	0	16,236
40	多摩川ひろば	21,425	4,400	25,825	9,588	5,028	594	0	0	0	14,995	215	15,210	11,186	3,984	89	0	15,299
41	相生ひろば	12,303	2,531	14,834	4,285	3,870	1,745	0	176	0	9,895	181	10,076	5,524	2,813	124	0	10,200
42	矢口東ひろば	13,075	2,684	15,759	5,053	1,945	1,248	109	107	0	8,418	44	8,462	6,943	2,533	2	0	8,464
43	おなづかひろば	9,836	2,024	11,860	4,122	3,452	545	0	0	0	7,951	168	8,119	5,920	2,039	43	0	8,162
44	道塚ひろば	19,219	3,967	23,186	7,587	6,251	2,146	9	0	0	15,718	275	15,993	11,487	5,792	127	0	16,120
45	南蒲ひろば	20,794	4,264	25,058	3,357	4,763	3,071	2,324	197	0	13,359	353	13,712	11,182	4,157	43	0	13,755
46	東蒲ひろば	12,246	2,519	14,765	3,469	3,837	1,447	603	235	0	9,248	343	9,591	6,715	3,060	130	0	9,721
フレンドリー・放課後ひろば計		723,882	148,172	872,054	300,786	151,765	70,260	19,211	2,683	774	536,117	9,362	545,479	428,662	185,727	6,992	0	552,471
1	梅田おおたっ子	20,854	4,199	25,053	13,089	1,894	67	109	0	0	15,029	130	15,159	12,778	4,341	361	13,975	29,495
2	松仙おおたっ子	19,587	4,015	23,602	7,925	5,074	1,342	0	0	0	14,174	167	14,341	13,149	4,754	266	9,599	24,206
3	羽田おおたっ子	12,129	2,482	14,611	2,449	3,110	2,621	199	178	204	8,691	70	8,761	3,420	1,169	16	11,450	20,227
4	萩中おおたっ子	10,488	2,151	12,639	4,109	2,181	963	242	0	0	7,340	155	7,495	3,739	1,705	31	6,769	14,295
5	西六郷おおたっ子	16,691	3,361	20,052	6,060	3,423	951	869	286	245	11,670	164	11,834	8,656	3,999	7	11,780	23,621
6	新宿おおたっ子	17,930	3,681	21,611	5,384	4,539	2,927	1,198	499	1	14,423	125	14,548	10,549	4,937	41	11,000	25,589
7	志茂田おおたっ子	16,311	3,320	19,631	5,539	4,322	2,598	598	0	0	12,910	147	13,057	8,142	3,982	14	8,566	21,637
おおたっ子計		113,990	23,209	137,199	44,555	24,543	11,469	3,215	963	450	84,237	958	85,195	60,433	24,887	736	73,139	159,070
合計		1,288,223	263,180	1,551,403	427,680	289,953	155,448	44,139	11,635	3,464	918,586	13,733	932,319	742,634	310,739	12,549	846,489	1,791,357

(2) その他

ア 放課後ひろば事業

(ア) 目的

小学校就学後児童の安全・安心な居場所と放課後等における多様な体験・活動を行う居場所を確保するために、区立小学校施設を活用して「学童保育事業（学校内学童）」と「放課後こども教室事業」を併せて実施する「放課後ひろば事業」があります。本事業は教育総務部教育総務課が所管し、児童館等における学童保育事業と連携して実施しています。

事業	事業内容	対象者
学童保育事業 (学校内学童)	放課後等に遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童
放課後こども教室	学校施設において、多様な体験・活動を通じ、児童の自主性や社会性を育み、健全な育成を図る	当該小学校の全児童

(イ) 実施状況（放課後こども教室を含む）

各年度3月31日現在

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施施設（一体型）	48	49	49	52
実施施設（単独型）※	10	9	9	7

※ 単独型は、放課後こども教室のみ実施。

(ウ) 運営状況

各年度3月31日現在

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
直営施設	4	4	4	4
委託施設	44	45	45	48

(エ) 保育料

学童保育：月額5,000円（午後5時まで）、延長保育料 月額1,200円（午後6時まで）

放課後こども教室：無料

(オ) 今後の展開

放課後の児童の安全・安心で充実した居場所づくりに向けて、学校と緊密な調整をしながら、学校内学童と放課後こども教室の一元的かつ一体的な放課後ひろば事業の整備を推進していきます。

イ 多様なサービスの推進

(ア) 学校休業日等における学童保育開室時間の前倒し（令和7年度試行実施）

いわゆる「小1の壁」等による子育て家庭の負担軽減を図るため、学校休業日等における学

童保育の開室時間を早め、午前8時開室とするなど、学童保育の開室時間の前倒しを試行的に実施します。

(イ) 学童保育における弁当配食の実施

区立小学校の夏季休業期間において、学童保育を利用する児童の保護者の弁当準備の負担軽減及び児童の食の安全の確保を図ることを目的として、こども向けの弁当配食を行っています。

◎対象施設：すべての学童保育施設

◎実施期間：区立小学校の夏季休業期間（土曜日・日曜日・祝日除く）

第2 子ども家庭支援事業

1 産後家事・育児援助事業（令和7年度支援拡充）

家事援助や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的として実施しています。

（1）ぴよぴよサポート

◎支援内容 利用者の自宅にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。

※1 食事の支度、居室の簡単な清掃、沐浴の補助等の支援

※2 こどもの預かり、ベビーシッターは対象外

◎対象 大田区に在住の2歳まで（3歳の誕生日の前日まで）の乳幼児を育児中の世帯

◎利用時間 1回の訪問につき2時間以上とし、対象児1人あたり各年齢において年間30時間を上限としています。

※年間とは、対象児の誕生日当日から翌年の誕生日前日まで

◎利用料 1時間あたり500円

※生活保護・住民税非課税世帯には免除制度あり

※初めて利用する世帯は、初回2時間無料

利用実績

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
新規申請者数（人）	428	581	1,290	1,581
利用者数（人）	233	257	662	1,088
延べ利用回数（回）	893	963	2,422	4,774
利用時間数（時間）	2,015	2,175	5,053	10,314

(2) にこにこサポート

◎支援内容 妊娠中から産後1年以内の妊産婦の自宅に母子支援の専門家(産後ドゥーラ)を派遣し、産前産後の心身の不調や育児に対する不安な気持ちに寄り添いながら、家事や育児を支援します。

◎対象 大田区に在住の妊娠中から産後1年以内の妊産婦

◎利用時間 1回の訪問につき2時間以上とし、期間中30時間を上限としています。
※多胎児の場合、こども1人につき30時間となります。

◎利用料 1時間あたり1,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には免除制度あり

※初めて利用する世帯は、初回2時間無料

利用実績

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
新規申請者数(人)	376	594	785	928
利用者数(人)	115	220	412	421
延べ利用回数(回)	235	461	1,317	1,304
利用時間数(時間)	575	1,114	3,190	3,110

(3) 産後ドゥーラ養成講座受講料助成

◎事業内容 産後ドゥーラの担い手を育成し、区内で活動する人材を確保するとともに、サービスの質をより一層向上させることを目的に、資格取得に係る費用の一部を助成します。

◎対象

- ・区が指定する産後ドゥーラ養成講座を受講し、産後ドゥーラの資格を取得した方
- ・助成後、3年間「にこにこサポート」の支援員として区内での活動が可能な方

◎助成金額 21万円 ※他自治体の助成制度と併用不可

事業実績

	令和5	令和6
交付利用登録(人)	29	25
助成金交付決定(人)	15	17

2 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（令和7年度支援拡充）

※令和6年8月に蒲田生活福祉課から事業移管

◎支援内容 中学3年生までの児童と同居するひとり親家庭等で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、安心して子育てをしながら生活できるよう家事や育児をサポートします。

◎対象 中学3年生までの児童と同居するひとり親のうち、次のいずれかに該当する方。

- ①就労している
- ②傷病
- ③技能習得のため通学している
- ④求職活動をしている

◎利用時間 午前7時～午後9時まで(12月29日～1月3日を除く)のうち、1回の利用につき2時間以上とし、月30時間まで利用可能です。

◎利用料 1時間あたり0円～1,500円（ご利用者の所得により異なります）

※令和7年4月1日より、所得制限が撤廃されました。

利用実績

年度	件数※	時間数	所管
R3	7	76.5	蒲田生活福祉課
R4	8	89.5	
R5	5	37.5	
R6.4～8月	2	8	
R6.9～ R7.3月	514	1,188	子育て支援課（現子育て支援課）

※件数カウント方法について

R3年度～R6.8月（蒲田生活福祉課所管）：利用世帯数

R6.9～R7.3月（子育て支援課へ業務移管後）：ヘルパー派遣回数

3 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） （令和7年度新規）

仕事などの日常生活上の突発的な事情のほか、リフレッシュ目的など様々な用途でベビーシッターを利用する場合において、利用料を区が補助することにより、子育て世帯の保護者の多様なニーズへの対応及び負担軽減を図ることを目的として実施します。

- ◎対象 未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）の保護者
※障害児については、満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者
- ◎利用時間 児童1人当たり年144時間まで（障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童1人当たり最大年288時間まで）
- ◎補助金額 午前7時から午後10時までの利用 1時間2,500円まで
午後10時から午前7時までの利用 1時間3,500円まで
- ◎事業開始 令和7年10月1日（予定）

4 乳幼児ショートステイ事業（令和7年度支援拡充）

保護者が仕事や病気などの理由で育児ができないとき、またはレスパイト（休息、息抜き）をしたい場合に、養育施設でお子さんをお預かりする宿泊型のサービスです。

- ◎対象 生後5日から2歳未満の乳幼児
- ◎利用施設 ①東京都済生会中央病院附属乳児院（港区三田一丁目4番17号）
②日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区広尾四丁目1番1号）
※②は令和7年4月より受け入れ開始
- ◎利用日数 1泊2日から最大6泊7日まで
※日帰り不可、①②両施設合計で同月内2回の利用まで
- ◎利用料 1泊2日6,000円 以降1日増加するごとに3,000円追加
※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度あり

利用実績

年 度	令和6
利用者数（人）	42
延べ利用回数（回）	158
利用日数（日）	470

※令和6年度の利用実績は東京都済生会中央病院附属乳児院のみ

5 ヤングケアラー支援事業（令和7年度支援拡充）

ヤングケアラーに関わる問題は、支援が必要であっても表面化しにくい構造であることに加え、家族が抱える多様な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。ヤングケアラーと思われる子どもにも早期に気づき適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、ヤングケアラーの支援について強化を図ります。

令和6年度は、令和5年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果も踏まえ、ヤングケアラー支援について、庁内で検討を進めました。また、ヤングケアラー当事者になり得る可能性がある子どもに向けて周知啓発を行い、支援を担う職員に対して研修を実施しました。

令和7年度は、ヤングケアラー支援において核になる人材「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置することで、ヤングケアラー支援ネットワーク体制の構築を図るとともに、ヤングケアラー支援を担う職員等に研修を行うことで、支援体制の充実につなげます。

6 児童虐待防止に関する啓発事業

児童虐待防止の取組みを推進するため、啓発活動に取り組んでいます。

（1）児童虐待防止推進月間に向けた啓発

11月の児童虐待防止推進月間に向けて、区報への啓発記事掲載、区施設での懸垂幕・横断幕・ポスターの掲出及びチラシの配布を行っています。

（2）子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーへの協力

東京都や児童相談所、民間企業が連携し実施している子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレーに協力し、リレー当日は、リレー中継点である大森スポーツセンターにおいて、児童虐待防止の啓発を行っています。

第3 子どもの生活応援推進事業

1 こども食堂推進事業

「こども食堂」発祥の地とも言われる大田区には、現在約 60 か所のこども食堂があり、こどもが一人でも安心して利用できるよう、地域の方たちが無料または低額で食事を提供しています。

区は、こどもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されているこども食堂の継続的・安定的な活動を支援するため、こども食堂を運営する団体に対して、食材費・高熱水費・会場使用料等、会食や配食・宅食に係る活動経費の一部を補助する事業を行っています。

◇補助金交付団体数

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
交付団体数	20	29	39	47

2 地域とつくる支援の輪プロジェクト

「おおた 子どもの生活応援プラン」の掲げる社会的包摂の理念により、こどもへの支援を行うため、平成 30 年度から実施している事業です。区・大田区社会福祉協議会・こどもの生活応援に資する支援を行っている地域活動団体のネットワークを構築し、地域におけるこどもの見守り機能を強化することを目的とし、定例会や全体会等の開催を通して、こどもや地域活動団体等との意見交換を行い、具体的な事例や課題等を共有するなど、相互の関係強化を図っています。

◇参加者数（人）

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
分科会（延人数）	34	66	72	38
全体会	61	65	56	48

3 子どもと地域をつなぐ応援事業

支援を必要とする子育て家庭に対して、区の支援情報やこどもの生活応援を推進する活動団体の情報等を郵送することで、家庭が地域の機関や支援者と日常的なつながりを持つ機会を創出します。この事業を通して、家庭が抱える「見えにくい」問題の発生の防止に取り組みます。

4 子ども生活応援基金

(1) 概要

皆様からいただいた寄付を、こどもたちや子育て家庭が安心して過ごせる居場所づくり等を推進するために活用しています。こどもの生活応援に資する活動を地域と連携して取り組むことにより、こどもの居場所を地域に広げ、豊かな地域コミュニティを醸成するとともに、包み込むような温かい支援「社会的包摂」の普及に取り組みます。

◇寄付件数及び寄付額

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	72	67	104	299
寄付額	6,449,022 円	6,064,693 円	17,576,315 円	123,491,825 円

(2) 基金活用事業

ア 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

課題を抱えやすい長期休暇中（夏休み）におけるこどもの健やかな成長を支えるため、「子ども生活応援基金」を活用し、こどもの学び・体験活動等の経験機会の提供や、食事の提供及び居場所づくりを行う地域活動団体等に対し、活動経費の一部を補助する事業を行っています。

◇補助金交付団体数

年 度	令和5	令和6
交付団体数	10	13

※令和5年度開始事業

イ 絵本でつなぐ地域と親子のきずな

年末年始を迎える12月期に、未就学児のいる子育て家庭（一定の要件あり）へ絵本等のプレゼントをお渡しする事業です。子育て家庭が、絵本などの配付場所となる児童館、子ども家庭支援センター（キッズな）、大田区社会福祉協議会等を訪れることで、地域の身近な相談先とつながるきっかけづくりにもつながっています。

ウ ほほえみごはん事業

地域のボランティア（ほほえみごはんサポーター）がひとり親家庭等の子育て家庭に「食料」や「子育て支援情報」などを直接お届けし、玄関先などであいさつや会話を通じて、日常的なつながりを築いていく取り組みです。地域における見守り体制の強化及び子育て家庭の孤立防止を図ります。

5 ひとり親家庭等支援

(1) 離婚と養育費にかかわる総合相談

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施しています。区内在住で20歳未満の子どもを持つ保護者を対象とし、弁護士による無料法律相談と合わせ、日ごろ生活する中での困りごとや悩みごと（住まい、仕事、家計等）の相談をお受けする「子ども生活応援臨時窓口」も同時開催しています。

◇総合相談利用者人数

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数（人）	40	34	39	43

◇子ども生活応援臨時窓口利用者人数

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数 (人)	30	21	21	24

(2) 養育費に関する公正証書等作成補助事業

公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えるため、大田区在住の18歳未満のこどもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とし、養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。

◇交付（補助）件数

年 度	令和4	令和5	令和6
申請交付（補助）件数	11	36	58

※令和4年度開始事業

6 生活安定応援事業

(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の家庭に必要な資金の貸付を行うことにより、進学を目指すこどもたちが高校や大学の受験に挑戦することを支援する東京都の事業です。

第4 手当

1 児童手当（昭和47年度から平成21年度まで、及び平成24年度以降）

① 根拠法令	児童手当法											
② 手当の受給要件と月額（令和6年10月分以降）												
ア 児童手当	<p>高校生年代まで（18歳年度末まで）の児童が対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>第1子、第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="2">30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～高校生年代</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>18歳年度末～22歳年度末</td> <td colspan="2">算定対象（第〇子）としてカウント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 高校生年代とは、15歳の年度末経過後18歳の年度末までの児童。 ※ 施設入所等児童は、3歳未満一律15,000円、3歳以上一律10,000円を支給。</p>	対象年齢	第1子、第2子	第3子以降	3歳未満	15,000円	30,000円	3歳～高校生年代	10,000円	18歳年度末～22歳年度末	算定対象（第〇子）としてカウント	
対象年齢	第1子、第2子	第3子以降										
3歳未満	15,000円	30,000円										
3歳～高校生年代	10,000円											
18歳年度末～22歳年度末	算定対象（第〇子）としてカウント											
③ 受給者数	56,839人（令和7年3月31日現在）											
④ 沿革	<p>昭和46年5月 児童手当法制定（昭和47年1月1日施行） ＊第3子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>昭和57年1月 国籍要件の撤廃</p> <p>昭和57年6月 特例給付の導入</p> <p>昭和60年6月 児童手当法改正（昭和61年6月1日施行） ＊第2子以降義務教育修了前の児童が対象</p> <p>平成3年5月 児童手当法改正（平成4年1月1日施行） ＊第1子以降3歳未満の児童が対象</p> <p>平成12年6月 児童手当法改正（平成12年6月1日施行） ＊6歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成16年6月 児童手当法改正（平成16年6月18日施行） ＊9歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成18年4月 児童手当法改正（平成18年4月1日施行） ＊12歳到達後、最初の3月31日までの児童が対象</p> <p>平成19年4月 児童手当法改正（平成19年4月1日施行） ＊乳幼児加算（3歳未満の第1子・第2子の月額手当が5,000円から10,000円に変更。但し、第1子・第2子は、3歳の誕生月の翌月から5,000円に変更）</p> <p>平成22年3月 「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」（平成22年4月1日施行）による子ども手当制度（中学校修了前の子ども対象、所得制限なし）への移行に伴い廃止</p>											

	<p>平成24年4月 児童手当法改正（平成24年4月1日施行）</p> <p>*それまでの子ども手当制度からの移行。15歳到達後最初の3月31日までの児童が対象。平成24年6月分以降の受給に際しては所得制限あり。ただし、所得限度額以上の者についても当分の間は支給対象児童一人につき月額5,000円を支給。（特例給付）</p> <p>*手当月額（18歳以下の扶養する第3子以降の3歳以上小学校修了前児童は10,000円ではなく15,000円）</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr><td>3歳未満一律</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>3歳以上小学校修了前1・2子</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>3歳以上小学校修了前3子以降</td><td>15,000円（第3子加算）</td></tr> <tr><td>中学生一律</td><td>10,000円</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">※施設入所等児童は、第3子加算なし</p> <p>令和3年5月 児童手当法改正（令和4年6月1日施行）</p> <p>*所得上限限度額が新設。令和4年10月支給分以降の受給に際しては、所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の者に支給対象児童一人につき月額5,000円を支給。（特例給付）</p> <p>*併せて、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正）</p> <p>令和6年10月 児童手当法改正（令和6年10月1日施行）</p> <p>*所得制限を撤廃し全員を本則給付とし、支給期間も高校生年代までとする。また、第3子以降に月額30,000円を支給。支払月を年6回とする。</p> <p>*第3子以降の多子加算のカウント方法について、従来の18歳年度末までの取り扱いを見直し、大学生に限らず22歳年度末までの児童を養育している場合を対象とする。</p>	3歳未満一律	15,000円	3歳以上小学校修了前1・2子	10,000円	3歳以上小学校修了前3子以降	15,000円（第3子加算）	中学生一律	10,000円
3歳未満一律	15,000円								
3歳以上小学校修了前1・2子	10,000円								
3歳以上小学校修了前3子以降	15,000円（第3子加算）								
中学生一律	10,000円								

児童手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数（人）			支給対象児童数（人）					支給額（千円）				
	児童手当	特例給付	計	児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
				3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生			3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生		
令和3	38,046	12,859	50,905	11,287	36,650	10,272	19,701	77,910	2,184,675	4,406,280	1,231,090	1,166,565	8,988,610
令和4	36,490	6,302	42,792	10,717	35,004	9,936	9,566	65,223	2,054,970	4,273,289	1,208,200	758,950	8,295,409
令和5	35,046	6,048	41,094	10,148	33,426	9,709	9,162	62,445	1,942,080	4,076,140	1,177,790	549,940	7,745,950

年度	受給者数（人）	支給対象児童数（人）					支給額（千円）				
		児童手当			特例給付	計	児童手当			特例給付	計
		3歳未満	3歳以上中学校修了前	高校生年代			3歳未満	3歳以上中学校修了前	高校生年代		
令和6	56,839	12,222	62,125	15,733	0	90,080	2,083,380	6,207,760	621,320	360,610	9,273,070

※令和6年度は速報値です。

2 児童育成手当

① 根拠法令	大田区児童育成手当条例
② 区分と手当の受給要件	
ア 育成手当	父または母が死亡・離婚などの状態にある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養していること（所得制限あり）
イ 障害手当	「身体障害者手帳」1・2級、「愛の手帳」1・2・3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の児童(20歳未満)を扶養していること（所得制限あり）
③ 手当月額	ア 育成手当 児童1人につき 13,500円 イ 障害手当 児童1人につき 15,500円
④ 受給者数	4,067人（令和7年3月31日現在）
⑤ 沿革	<p>昭和44年4月 東京都交通遺児手当制度発足</p> <p>昭和44年10月 東京都児童手当に関する条例制定 ①一般手当 ②遺児手当 ③障害児手当(都交通遺児手当廃止)</p> <p>昭和44年11月 大田区児童手当条例制定</p> <p>昭和46年5月 国の児童手当法制定 ①一般手当は国制度へ一部移行</p> <p>昭和49年6月 大田区児童育成手当条例と名称変更 ①育成手当 ②障害手当 ③特別手当(児童手当対象外である外国人が対象)</p> <p>昭和55年4月 都区財政調整へ算入</p> <p>昭和57年1月 国籍要件を撤廃（特別手当を廃止）</p> <p>平成4年4月 育成手当支給年齢引上げ（義務教育終了から段階的に引上げ。平成6年度に18歳の年度末となった。）</p> <p>平成8年6月 認知要件撤廃</p>

児童育成手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象 児童数 (人)	延支給件数及び支給金額				合計	
			育成手当		障害手当		延支給件数及び支給金額	
			(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
令和3	4,561	6,302	75,361	1,016,587,500	4,289	66,479,500	79,650	1,083,067,000
令和4	4,376	6,051	71,917	970,331,500	4,350	67,425,000	76,267	1,037,756,500
令和5	4,212	5,814	68,808	928,337,500	4,312	66,836,000	73,120	995,173,500
令和6	4,067	5,602	66,776	901,486,000	4,281	66,355,500	71,057	967,841,500

※令和6年度は速報値です。

3 児童扶養手当・特別児童扶養手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
① 根拠法令	児童扶養手当法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
② 手当の 受給要件	ひとり親家庭で18歳になった年度末(重度障害を有する場合は20歳未満)までの児童を扶養していること。 *父または母が重度障害である場合を含む *所得制限があり、所得額により一部支給となる。	20歳未満の障害を有する児童を扶養していること。 (所得制限あり)
③ 手当月額	R6.4.1～R7.3.31 児童1人のとき 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円～10,740円 加算(令和6年10月分まで) 児童が2人の場合は、 5,380円～10,750円 児童が3人以上の場合は、1人につき 3,230円～6,450円 (令和6年11月分以降) 児童が2人以上の場合は、1人につき 5,380円～10,750円	1級 「身体障害者手帳」おおむね1・2級程度 「愛の手帳」おおむね1・2度程度 →児童1人につき 56,800円 2級 「身体障害者手帳」おおむね3級程度 「愛の手帳」おおむね3度程度 →児童1人につき 37,830円 ※障害の状況により該当しないことがあります。
④ 受給者数	2,590人 (令和7年3月31日現在)	467人 (令和7年3月31日現在)
⑤ 沿革	昭和36年11月 児童扶養手当法制定(昭和37年1月1日施行) 平成6年10月 大田区児童扶養手当等就学援助事業要綱制定(平成6年5月から単年度適用) (就学者のみの対象で、18歳に達した最初の3月31日まで支給) 平成7年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (対象が18歳に達する日以降の最初の3月31日までになった) 平成14年8月 地方分権により東京都から事務が移管される。 児童扶養手当法一部改正施行 (一部支給月額が定額から所得額に応じて支給) (養育費を所得として算入) 平成20年4月 児童扶養手当法一部改正施行 (受給から5年等を経過した場合には、就労している、または就労困難な事情がある者を除き、手当額は半額) 平成22年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (父子家庭も対象となる) 平成26年12月 児童扶養手当法一部改正施行 (公的年金等との併給が可能な場合あり) 平成28年8月 児童扶養手当法一部改正施行 (児童2人目以降の手当加算額の増加) 令和6年11月 児童扶養手当法一部改正施行 (所得限度額の引上げ、第3子以降加算額の引上げ)	昭和39年7月 重度精神薄弱児扶養手当法制定 昭和41年7月 特別児童扶養手当法に改称 昭和49年9月 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に改称(昭和49年9月1日施行) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※本事業は、区で申請を受け付け、東京都が審査・認定しています。</div>

児童扶養手当支給状況の推移

各年度3月31日現在

年度	受給者数 (人)	支給対象児童 (人)	延支給件数及び支給額						延支給金額計 (円)
			全部支給		一部支給		加算		
			(件)	(円)	(件)	(円)	第2子(円)	第3子以降(円)	
令和3	2,997	4,262	19,821	855,255,930	17,180	465,443,430	116,726,130	18,616,240	1,456,041,730
令和4	2,804	3,983	18,618	801,217,970	16,711	445,830,040	109,273,200	17,283,970	1,373,605,180
令和5	2,663	3,783	17,341	763,682,120	14,739	406,299,690	105,744,590	17,397,860	1,323,851,400
令和6	2,590	3,651	16,710	758,146,060	14,051	398,703,650	103,333,120	20,524,170	1,316,709,960

※令和6年度は速報値です。

第5 医療費助成

1 乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成制度

次代を担う児童の健全な育成及び保健の向上と、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの児童の保険診療となる医療費の自己負担額と入院時の食事療養費標準負担額を助成しています。

(1) 概要

対象者	区内に住民登録をしている対象児童を養育する保護者
対象児童	次のいずれかに該当する児童で、区内に住民登録をしており、健康保険に加入している者 1 乳幼児医療費助成事業・・・㊟医療証を交付 未就学児（0歳～就学前までの乳幼児、満6歳に達した日以後最初の3月31日まで） 2 義務教育就学児医療費助成事業・・・㊠医療証を交付 小学校1年生～中学校3年生（満15歳に達した日以後最初の3月31日まで） 3 高校生等医療費助成事業・・・㊡医療証を交付 高校1年生～高校3年生相当年齢（満18歳に達した日以後最初の3月31日まで）
所得制限	なし
助成内容	保険診療適用となる医療費の自己負担額 [通院・入院]と 入院時の食事療養費標準負担額 次のいずれかに該当する場合は相談が必要 1 児童が児童福祉施設（通所施設及び母子生活支援施設等を除く）に入所している場合 2 保護者が生活保護を受けている場合
助成方法	1 現物給付 区が発行する㊟、㊠、㊡医療証を医療機関等の窓口にて提示することにより、自己負担額を払わない方法 2 現金給付 ㊟、㊠、㊡医療証が使用できなかった場合などに、後日、領収書等必要書類を申請することにより、助成金を口座振込で受け取る方法
根拠法令	大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例
沿革 (区制度)	平成4年 10月1日 ㊟：乳幼児医療費助成制度発足 対象：年齢2歳未満、所得制限あり 平成6年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満に引き上げ、所得制限撤廃 平成8年 1月1日 ㊟の対象年齢を3歳未満から就学前までに引き上げ 平成17年 4月1日 ㊠：義務教育就学児医療費助成制度発足 対象年齢小学1年から小学3年までの児童は通院・入院 小学4年から中学3年までの児童は入院のみ現金給付で助成。 平成18年 4月1日 ㊠の現物給付開始 平成19年 4月1日 ㊠の通院費助成を中学3年までに引き上げ 令和5年 4月1日 ㊡：高校生等医療費助成制度発足 対象：高校1年生～高校3年生相当年齢 所得制限なし

(2) 事業実績

各年度3月31日現在

年度	㊟受給者数 (人)	㊟医療費助成額 (円)	㊠受給者数 (人)	㊠医療費助成額 (円)	㊡受給者数 (人)	㊡医療費助成額 (円)
令和3	35,756	1,336,541,856	46,435	1,534,235,112		
令和4	34,378	1,322,263,740	46,559	1,611,502,375		
令和5	32,912	1,451,486,732	46,496	1,956,036,357	14,902	417,975,126
令和6	31,855	1,299,993,827	46,533	2,005,672,489	15,310	577,441,120

※ 令和6年度は速報値です。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

(1) 対象者

区内に住所があり、健康保険に加入している次の方

- ① ひとり親家庭の父または母
- ② ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童（18歳に達した日の属する年度の末日までの児童、および20歳未満で重度の障害のある児童）
- ③ ①及び②に準ずる方

ただし、次の場合は対象となりません。

- ア 申請者および同一世帯にある扶養義務者の所得が限度額以上の場合
- イ 児童が児童（社会）福祉施設に措置入所している場合
- ウ 生活保護を受けている場合
- エ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている者

(2) 根拠法令

「大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」

(3) 受給世帯数及び医療費助成額

各年度3月31日現在

年 度	受給世帯（受給者数）	医療費助成額
令和2	2,981世帯（7,238人）	152,640,095円
令和3	2,804世帯（6,796人）	150,515,346円
令和4	2,656世帯（6,491人）	141,484,323円
令和6	2,240世帯（5,414人）	118,290,263円

※令和6年度は速報値です。

(4) 沿革

- 平成2年4月 ひとり親家庭医療費助成制度発足
- 平成13年1月 老人保健法に準じた医療費の一部負担導入
- 平成15年1月 父または母が受け取った養育費を所得として算入
- 平成16年1月 児童自身が受け取った養育費を所得として算入



Ⅱ 子ども家庭支援センター所管事業

第1 子ども家庭支援センター（キッズな）

大田区子ども家庭支援センターは、こどもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、こども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、こどもの健全育成を図ることを目的としています。

子ども家庭支援センターに設置の「キッズな」の由来は、「こども」を意味する「キッズ」と「絆（きずな）」を掛け合わせたものです。平成19年8月に区民公募で寄せられた176点の候補の中から、「子ども家庭支援センターが家庭や地域の絆、心の架け橋となるような施設でありますように」という思いを込めて選定されました。

各種事業の実施を通して、こどもとその家庭への必要な支援に取り組みました。

1 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）

こどもとその家庭に関するあらゆる相談に応じています。離乳食のことやミルクの飲ませ方などの育児全般、学校、友達関係、生活習慣などについて子ども家庭相談員が相談をお受けします。

問題解決のために、相談内容に応じた適切なサービスを、児童相談所・福祉・保健・教育などの関係機関と連携しながら提供します。こどもからの相談も受け付けています。（来所または電話、匿名も可）

◎相談受付時間

大 森 月曜日～金曜日 午前 9時～午後6時
土曜日 午前9時30分～午後6時

洗足池・蒲田・六郷 月曜日～土曜日 午前10時～午後6時

◎対象 区内在住の0歳から18歳未満のこども及びその保護者

相談件数（都福祉行政報告例 351 表より）

(件)

種別 年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
	被虐	その他						
令和3	1,068	444	12	13	18	432	1,583	3,570
令和4	1,064	596	13	9	13	407	1,478	3,580
令和5	1,163	587	3	7	11	285	1,646	3,702
令和6	1,034	592	10	5	6	233	1,725	3,605

※令和6年度の件数には子ども家庭センターの相談件数を含みます。

内訳は73ページを参照ください。

2 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

大田区にお住まいの0歳から3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしなが、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親子での交流や情報交換もできます。子育てひろばの職員は、ひろばを利用する保護者の育児不安や孤立感に寄り添いながら、虐待に向かうことがないように子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っています。

◎開設時間

大森・洗足池・蒲田 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時

六郷 月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

◎対象 区内在住の0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこどもとその保護者

利用者数および相談件数

年 度		令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数（人）	こども	16,860	20,542	27,975	30,186
	大人	16,328	20,075	28,251	29,605
	合計	33,188	40,617	56,226	59,791
相談件数（件）	件数	8,957	8,875	9,458	9,556

※相談内容：健康、家庭・生活環境、発育発達、養育不安、基本的生活習慣、教育・しつけ、各種 問い合わせ等

開催事業実績

番号	事業名	対象	開催回数
1	キッズな初めての子育て教室	ベビーマッサージ：7か月までのこどもと父母	対面 16回
		親子ふれあい遊び：8か月から1歳6か月までのこどもと父母	
		事故予防講習：1歳6か月までのこどもと父母	
2	キッズな初めての子育てオンライン交流会（委託）	ベビーマッサージ、家族同士の交流：1歳未満のこどもと父母	オンライン 5回
3	育児相談（保健師相談・ 歯科衛生士相談・栄養士相談）	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこども とその保護者	31回
4	手洗い講習会		4回
5	卒乳講習		8回
6	親子遊び		15回
7	ベビーマッサージ	おおむね7か月くらいまでのこどもとその保護者	4回
8	パパの子育て応援講座	0歳から3歳（4歳誕生日前日）までのこどもと父	4回

3 ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の手伝いをしてほしい方（利用会員）と育児の手伝いをしたい方（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークです。（有料）

ファミリー・サポート事務局が、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動をバックアップし、双方の要望を調整します。

入会にあたり、利用会員は説明会に参加、又は区ホームページから利用登録説明の動画を視聴し、提供会員は養成講座を受講し、会員登録をする必要があります。

◎対象 4か月からおおむね12歳までのこども（保護者が区内在住か在勤）

◎活動内容 ・保育園の送迎及び預かり ・学校の放課後、学童保育終了後の預かり
・買い物、通院などの外出時の預かり

※預かりは提供会員宅での預かりになります。

◎援助活動依頼の電話受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時

◎利用料金 月曜から金曜の午前9時から午後5時 1時間800円

上記以外の時間及び土・日・祝日・年末年始 1時間900円

※こどもを2人以上預ける場合は、2人目から半額になります。

会員登録状況

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用会員数(人)	2,897	2,614	2,388	2,194
提供会員数(人)	550	563	570	580
両方会員数(人)	46	39	33	33
計(人)	3,493	3,216	2,991	2,807
援助活動件数(件)	9,039	9,094	10,044	9,078

(注) 両方会員とは提供会員と利用会員の両方に登録がある会員です。

提供会員養成講座実績

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
開催回数(回)	2	4	4	4
修了者数(人)	18	67	61	72

4 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）

キッズな大森内の「キッズなルーム大森」、キッズな六郷内の「キッズなルーム六郷」、社会福祉センターを活用した「保育室サン御園」の3か所で、保護者の用事やリフレッシュなど理由を問わずに時間単位で利用できる一時預かり事業、及び就労などの理由で1日あたり4時間以上かつ複数月保育が必要な方に定期利用保育事業を実施しています。（有料）

- ◎対象 一時預かり 区内在住の5か月から就学前の乳幼児
定期利用保育 区内在住の1・2歳（令和7年度は2歳児のみ）
- ◎実施場所 子ども家庭支援センター大森 一時保育室「キッズなルーム大森」
子ども家庭支援センター六郷 一時保育室「キッズなルーム六郷」
社会福祉センター1階 保育室サン御園
- ◎利用料金 一時預かり 1時間 500円
定期利用保育 1か月 35,000円

一時預かり事業利用実績 (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
キッズなルーム大森	3,202	3,340	3,391	3,430
キッズなルーム六郷	1,562	1,865	2,244	2,380
保育室サン御園	3,418	3,558	3,577	3,762
合計	8,182	8,763	9,212	9,572

定期利用保育利用実績 (人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
キッズなルーム大森	1,020	728	1,017	1,056
キッズなルーム六郷	332	445	336	263
保育室サン御園	1,141	869	1,018	661
合計	2,493	2,042	2,371	1,980

5 ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張等の理由で、児童の養育が一時的に困難を生じた場合に、児童福祉施設において一時的に、養育を行っています。（有料）

ショートステイ 保護者が疾病、育児不安等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設に一時的に宿泊しながら、養育・保護することにより、これらの児童と家庭の福祉の向上を図ります。

トワイライトステイ 保護者の帰宅が仕事等の事由によって夜間にわたるため、育児に困難を生じている場合に、その児童を施設に通所させ、夕食の提供、児童の養育・指導を行うことにより、当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

休日デイサービス 保護者が仕事等の事由により日曜・祝日に児童の養育に困難を生じた場合、児童の養育を行うことにより当該家庭の生活の安定及び児童の福祉向上を図ります。

◎対象 2歳から15歳（中学生）まで

◎実施場所 区立ひまわり苑・区立コスモス苑

◎利用時間及び利用料

ショートステイ 24時間（入退所時間は午前8時から午後8時の間）1泊2日 6,800円

トワイライトステイ 午後5時～午後10時 1日 1,400円

休日デイサービス 午前8時～午後5時 1日 2,000円

※生活保護・住民税非課税世帯には減免制度があります。

◎利用要件 保護者の傷病、育児不安、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の公的行事への参加、求職活動、災害等

利用実績

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
ショートステイ	685	691	920	858
トワイライトステイ	1,467	1,289	1,256	1,112
送迎サービス	1,667	1,456	1,471	1,186
休日デイサービス	536	479	451	377

6 母子一体型ショートケア事業（子育て短期支援事業）

見守りが必要な妊婦や母子等に対し、母子ともに滞在するショートステイを通じて、個別に必要な親子支援を実施しています（令和5年5月より）

◎受入施設 妊娠32週以降の妊産婦及び生後6か月未満の乳児と母：区立コスモス苑

生後6か月から就学前の乳幼児と母：区立ひまわり苑

◎支援内容 母に対する心理的支援

母に対する育児指導及び家事指導

児童に対する保育及び心理的支援

親子関係の見守り

その他必要な支援

利用実績

年 度	令和5		令和6	
	利用件数 (件)	利用日数 (日)	利用件数 (件)	利用日数 (日)
区立ひまわり苑	1	18	0	0
区立コスモス苑	2	143	2	80

7 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」

養育が適切に行われ児童虐待を未然に防止することを目的として、保健師が乳児の家庭を訪問する「すこやか赤ちゃん訪問」と連携し、支援を要する出生から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭に訪問支援を行います。

研修を受けた民生委員等の地域の支援員が沐浴や授乳の補助、通院・健診・赤ちゃんのためのお出かけ同行や簡易な育児相談を行います。

◎対象 0歳から4か月健診受診日までの乳児のいる家庭

◎利用料 無料

利用実績

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用者数（人）	66	79	70	73
延べ回数（回）	93	106	88	100
延べ利用時間（時間）	174	215	174	235

8 子育て応援コーナー等（地域子育てネットワーク活動）

子ども家庭支援センターでは地域のボランティアなどと連携を図り、地域の子育てネットワークづくりを進めていくことや子育てに関する情報を提供し、保護者の育児不安や悩みなどを解消することを目的に「子育て応援コーナー運営委員会」を設置し、共に支えあう地域をつくるために講習会や交流会等を実施しています。

（1）親子で遊ぼう

◎対象 おおむね1歳から3歳未満のこどもと保護者

実績

開催日	会場	参加者数
4月16日（火）	美原文化センター 体育室	37名
5月17日（金）	エセタおおた 多目的ホール	45名
6月20日（木）	田園調布せせらぎ館 多目的室A・B	30名
7月19日（金）	羽田文化センター 体育室	31名
9月10日（火）	カムカム新蒲田 多目的室（大）	57名
10月8日（火）	萩中集会所 体育室	26名
11月22日（金）	嶺町文化センター 体育室	42名
12月24日（火）	大田文化の森 多目的室	38名
1月10日（金）	大森スポーツセンター 健康体育室B/C	34名
2月18日（火）	スマイル大森 多目的室	69名

（2）子育て講座

内容等及び実績

No	テーマ	開催日、会場	対象	参加者数
1	子どもとの上手な向き合い方	6月21日（金） 入新井集会所	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	22名
2	柴田愛子先生のお話会 「悩み多きパパ・ママへ、心が軽くなる子育てアドバイス」	11月20日（水） 田園調布せせらぎ館 多目的室A・B	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	18名
3	柴田愛子先生のお話会 「悩み多きパパ・ママへ、心が軽くなる子育てアドバイス」	2月25日（火） アプリコ 小ホール	1歳～小3のこどもの保護者及び子育て支援者	53名

(3) 地域交流事業

◎ボランティア会議開催 年1回(3月)

(4) 広報誌「キッズな」発行

◎発行日及び号数

5月15日72号発行・10月15日73号発行

2月15日74号発行

◎発行部数

各号3,000部発行

(5) 子育てサロン「キッズな」

◎対象 乳幼児と保護者

◎会場 キッズな大森「子育て応援コーナー」

内容等及び実績

	内容	開催日	実績
1	サロン(読み聞かせ・手遊び紙芝居)	第1木曜日 (14時～15時)	102組 242名
2	お茶会	第2、4金曜日 (10時30分～11時30分)	267組 592名
3	手作り会	第1月曜日 (10時30分～11時30分)	37組 73名
4	ベビーカーメンテナンス	第3木曜日 (14時～15時)	122組 228名

9 児童虐待対策(虐待相談)

子ども家庭支援センターは、児童虐待の第一義的通告先です。通告の内容によって、情報収集を行い、緊急度や困難度を判断します。虐待通告があった場合、48時間以内にこどもの現認を行い、安全確保に努めます。調査の結果、専門性の高い案件については児童相談所の支援を要請しますが、その他の案件については、関係機関と連携しながら、支援を行っていきます。対象は、区内在住の0歳から18歳未満の子ども及びその保護者です。

また、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦について、令和4年度から母子保健と支援プラン会議を開催し、特定妊婦として受理し支援を行ってきました。令和6年10月からは、子ども家庭センターでも特定妊婦を支援しています。

虐待相談への対応件数（都福祉行政報告例 353 表より）

(件)

年 度		令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
虐待件数		1,068	1,064	1,163	1,034
虐待種別	身体的虐待	200	200	235	198
	性的虐待	6	10	8	4
	心理的虐待	605	601	637	600
	ネグレクト	257	253	283	232
特定妊婦		-	67	79	46

10 養護相談実績

児童虐待以外の家庭環境問題等を有する養育困難な家庭を対象に重篤化未然防止のための相談支援を行います。

相談実績

(件)

年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
対応件数（※）	705	845	829	857

※児童虐待以外の養護相談と居住実態が把握できない児童の調査の件数です。

11 虐待防止支援訪問実績

福祉・保健・学校等の関係機関と連携しながら、親の養育態度が不適切などの生活環境に問題がある家庭や極度の養育不安などの精神・心理的問題を抱えている家庭及び乳幼児健診未受診など、こどもの健全な成長が懸念される家庭に対して児童虐待の予防的支援を行います。

訪問実績（都福祉行政報告例 354 表より）

(件)

年 度	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
訪問件数	2,880	2,517	2,582	2,401

12 養育支援訪問事業等（養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業）

地域健康課の保健師と連携し、特に保護者の養育を支援することが必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅等において、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い、児童虐待を未然に防止します（出産前で特に支援が必要と認められる妊婦を含む）。

訪問実績 (世帯)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
訪問世帯数	16	27	37	45

13 児童虐待防止ネットワーク

平成16年度から大田区要保護児童対策地域協議会の事務局を担い、児童虐待防止ネットワークの中核としての役割を果たしています。他機関と連携しながら虐待防止支援訪問を行うとともに、児童相談所と連携しながら見守りサポートを行い、虐待情報を管理し、要保護家庭等を支援しています。また、平成30年度から地域の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭の情報を収集し、早期に必要な支援につなげる取組等を行っています。

大田区要保護児童対策地域協議会 開催実績 (回)

年 度		令和3	令和4	令和5	令和6
代表者会議		2	2	2	2
実務者会議	地域別会議	4	4	4	4
	分野別会議	4	4	4	4
	CFS 会議	12	12	12	12

個別ケース検討会議開催実績 (世帯)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
事業実績	193	201	207	203

巡回支援事業

関係機関	令和3		令和4		令和5		令和6	
	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)	延べ訪問回数 (回)	支援対象 家庭数 (世帯)
認可保育園	47	21	59	11	34	9	63	5
幼稚園	6	0	22	9	8	0	16	1
公立小学校	32	0	47	14	35	4	39	6
公立中学校	16	0	19	1	19	3	17	5
その他	3	1	9	0	6	2	7	1
合計	104	22	156	35	102	18	142	18

14 児童虐待防止に関する啓発事業

児童虐待防止の取組みを推進するため、研修や啓発活動に取り組んでいます。

(1) 関係機関向け研修の実施

不登校でひきこもり状態になっている子どもや親の悩みを理解するため、関係機関向けに研修を実施しました。

◎テーマ 居場所のない子どもと悩む家族のために
～不登校・ひきこもり問題を考える～

◎講師 認定NPO法人フリースペースたまりば理事長 西野 博之氏

◎日程 12月5日、12月6日

(2) 巡回支援事業による啓発

区立拠点園や私立保育所、要保護児童が在籍しない小・中学校を訪問し、児童虐待防止の取組み等を説明しています。

15 予防的支援推進とうきょうモデル事業

家庭訪問による積極的なアウトリーチ等により、子育て家庭と信頼関係を構築しながら、家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し、適切に支援することで、児童虐待の未然防止を徹底することを目的に、東京都・（公財）東京都医学総合研究所・モデル区市が事業に取り組みました。※本事業は令和6年度末をもって終了しました。

（1）概 要

- ◎実施期間 令和3年4月～令和7年3月（モデル期間4年間）
- ◎対象者 25歳以下（妊娠届出時）で初産の妊婦
- ◎支援期間 妊娠の早い時期から生後1年に至るまで
- ◎実施主体 東京都・各児童相談所
（公財）東京都医学総合研究所
モデル区市（大田区、墨田区、渋谷区、調布市）

（2）事業内容

- ア モデル自治体が統一的に取り組む事業
子ども家庭支援センターと母子保健部門が一体となり、妊娠期からきめ細やかなニーズ把握と訪問支援を実施
- イ モデル自治体が独自に取り組む事業
自治体の特性等を踏まえ自治体が独自に取り組む予防的支援を大田区社会福祉協議会と連携して実施（令和6年3月終了）
- ウ 要保護児童対策地域協議会の強化（令和6年3月終了）

（3）令和6年度事業実績

- ア モデル自治体が統一的に取り組む事業
 - アーリーパートナーシップ事業
 - モニター調査
 - 通告事例による課題検証
 - 実践報告・マニュアル作成

16 ファミリー・アテンダント事業

子育て世帯の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、定期的に対象世帯を訪問する見守り訪問及び保護者と一緒に家事・育児に取り組む伴走支援を実施します。

対象者：生後6か月から生後12か月の乳幼児（第一子）を育てる世帯

※令和6年3月の施行実施は、令和6年3月に1歳を迎える第一子の中から無作為に抽出した100名を対象に見守り訪問のみ実施。

(1) 見守り訪問

令和6年3月の試行実施を経て、令和6年7月から本格実施。対象家庭を毎月訪問し、子育ての様子を伺い、地域の子育て情報の提供を行います。訪問終了後は、訪問ごとにおむつ等の育児支援品と交換できる育児チケットを配付します。

訪問実績

(回)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71
令和6	-	-	-	657	793	807	843	867	884	902	915	948

年度訪問実績

(回)

年 度	訪問件数
令和5	71
令和6	7,616

(2) 伴走支援

家庭訪問型アウトリーチ事業の1つであるホームスタートのスキームを活用し、利用を希望する世帯に対し、傾聴と協働による伴走支援を提供します。訪問は、週1回2時間程度を目安に4回行います。併せて、訪問を行うビジター養成講座を開催し、支援に携わる地域ボランティアの育成を図りました。

訪問実績

年 度	支援世帯数	延べ訪問回数
令和6	31世帯	84回

養成講座（地域ボランティアの育成）

年 度	実施期間	修了者
令和6	令和6年8月29日 ～ 令和6年10月17日 ※毎週木曜日	23名

17 こども・若者相談及び居場所事業

子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有するこども・若者及びその家族を対象とし、属性を問わない総合的な相談窓口を設置し適切な支援につなげるとともに、こども・若者を対象とした居場所を整備の上、様々な活動への参加の機会を提供します。

気軽に立ち寄り過ごせる居場所での交流や活動への参加を促進することで、自己肯定感の醸成や就学支援、就労支援を含む自立への支援を図ります。総合相談窓口においては、電話や窓口での相談に加えICTを活用した相談システムを導入し、多様な手段で相談ができる体制を整え、関係機関等との連携に基づき適切な支援につなげます。

(1) こども・若者を対象とした総合相談

社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者の相談を、属性問わず包括的に受け止め、適切な支援につなげると共に、状況に応じて関係機関等と連携し社会的自立に向けた継続的支援を行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、令和4年10月31日に大田区若者サポートセンター「フラットおおた」を開設しました。

延べ相談件数

年度	相談件数
令和4	646件
令和5	2,259件
令和6	2,560件

(2) こども・若者を対象とした居場所の整備及び自立に向けた支援

大田区若者サポートセンター「フラットおおた」にこども・若者が安心して過ごせる居場所を整備しました。居場所を拠点に各種活動や交流の機会を提供すると共に、状況に応じた多世代交流・社会参加の促進を通じ、自己肯定感の醸成を図り、就学・就労支援を含む自立に向けた支援を行います。

延べ居場所利用者数

年度	利用者数
令和4	768件
令和5	4,645件
令和6	5,504件

(3) こども・若者育成支援ネットワーク体制の整備

様々な困難を有するこども・若者及びその家族を対象とし、相談窓口等において把握した複合的な課題について支援関係機関が連携し課題を共有、協議の上、横断的な支援を推進するため大田区子ども・若者支援地域協議会を運営します。



Ⅲ 子ども家庭総合支援センター開設準備室所管事業



第1 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの開設準備

大田区(以下「区」という。)は、「一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、おおたの子どもを守ります」を目指す姿とし、こども・子育て相談支援体制のさらなる拡充に向け、子ども家庭支援センターの機能に加え、東京都(以下「都」という。)の児童相談所(一時保護所を含む。以下同じ。)の機能を一体配置し、都区連携による新たな相談支援を実現する「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター(以下「センター」という。)」の整備を進めています。

1 都の児童相談所と、区の子ども家庭支援センターを同一建物内に整備

区では、平成30年3月策定の「大田区児童相談所 基本構想・基本計画」に基づき、区立児童相談所・子ども家庭支援センターの機能を備えたセンターの整備を検討してまいりました。その中で、こども達の安全・安心の確保を最優先に、虐待の未然防止から専門的支援を切れ目なく実施し、地域に根差したこどもと家庭の総合的な支援を実現するためには、都の児童相談所運営に関する経験と、区の子育て支援の強みを融合することが最適な方策になると考えました。そこで、令和6年6月に、都と区でセンター開設に向けた確認書を締結し、都の児童相談所機能と区の子ども家庭支援センター機能を整備し、地域の支援をより充実させるため、一体的な運用体制を構築すべく、都と協議を進めております。

2 都との協議の方向性

センターの令和8年度上半期の開設に向け、都と区は以下の方向性で認識を共有し、引き続き協議を進めています。

- (1) 児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能が一体的な運用体制を構築し、地域の支援をより充実させる。
- (2) 地域の支援の一層の充実に向けて、区は虐待防止等の予防的取り組みの強化をさらに促進する。都においては区と連携した児童相談支援の充実に取り組んでいく。

3 子ども家庭総合支援センター開設準備室を設置

センター開設に向け、より具体的な開設準備を進めるため、令和6年度から、「子ども家庭総合支援センター開設準備室」を設置しました。

【各担当の主な業務】

担当名		主な業務
開設準備担当	運営調整	庶務に関すること。建物の整備に関すること
	児童福祉	新たな児童福祉相談支援体制の検討・整備に関すること
	心理相談	心理職に係る業務内容、および研修に関すること

第2 母子（女性）への支援

1 母子生活支援施設

児童福祉法第7条第1項に基づく母子のための児童福祉施設で、母子が健康で安全・安心な生活ができるよう援助・助言し、自立を支援します。

区は区立2施設を設置しています。

(1) 施設の状況

令和7年4月1日現在

	区立施設 1	区立施設 2
設置	大田区	大田区
運営（指定管理）	社会福祉法人大洋社	社会福祉法人大洋社
開設年月日	平成6年1月15日	平成10年2月1日
認可定員（世帯）	20世帯	20世帯
職員配置数	17	18

(2) 利用者の状況

令和7年4月1日現在

	区立施設 1	区立施設 2	合計
世帯数	9 (13)	9 (11)	18 (24)
利用者数	20 (30)	22 (25)	42 (55)

※（ ）内は令和6年4月1日現在

2 母子（女性）緊急一時保護事業

(1) 概要

緊急に保護を必要とする母子又は女性を一時的に施設へ入所させて、生活の目途が得られるよう必要な相談・援助を行います。

- ① 対 象 区内在住で緊急の保護を必要とする母子又は女性
- ② 施 設 区立2施設の2室（6畳・台所・風呂付）
- ③ 入所期間 原則として2週間
- ④ 費 用 ア 施設使用料・・・ 無料
イ 生活費等・・・ 食費自己負担
- ⑤ 入所相談 各地区生活福祉課

(2) 利用状況

年度	母子世帯利用件数			単身女性 利用件数	滞 在 延べ日数
	世帯数	うち、大人	うち、こども		
令和3	13	13	22	16	324
令和4	13	13	21	17	633
令和5	2	2	2	22	242
令和6	5	5	10	22	286



IV こども家庭センター所管事業

第1 こども家庭センター（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、区市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

大田区では、令和6年10月にこの機能を有する「こども家庭センター」を各地域庁舎に設置し、区民の身近な場所で妊娠・出産・子育て期を切れ目なくサポートするための相談支援や情報提供を行うことで「虐待の発生予防」等に取り組んでいます。

加えて地域福祉や生活福祉の各部門とも相互に連携を深め、包括的な支援が実施しやすい体制を整えています。

こうした取組を通じて、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目ない相談支援等を展開し、より一層、地域でこどもたちが健やかに成長する、安心して子育てができるまちづくりに取り組んでまいります。

1 こどもと家庭に関する相談

妊産婦及びこどもとその家族に関するさまざまな相談（電話・来所）に応じます。

「妊娠中の体調や、産後の準備が心配」、「出産・育児等について悩んでいる」などの相談について、保健や福祉などの専門的な知識を有する職員がお受けします。

また子育てに関する支援やサービスの情報を案内します。

◎相談受付時間

月～金 午前8時30分～午後5時

◎対象

区内在住の妊産婦及びこどもとその家族

相談件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田）※都福祉行政報告例 351 表より

（件）

年度	センター	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
		被虐	その他						
令和6年度	大森	0	44	1	0	0	8	34	87
	調布	0	28	0	0	0	4	49	81
	蒲田	0	17	0	0	0	0	65	82
	糀谷・羽田	0	14	0	0	0	0	50	64
	合計	0	103	1	0	0	12	198	314

※令和6年10月～令和7年3月までの件数。

※子ども家庭支援センターの相談件数は57ページを参照ください。

2 こども家庭センター体制強化事業

さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に、児童福祉と母子保健が一体となって妊娠期からの切れ目ない包括的な相談支援を行います。

妊娠期から継続してアウトリーチ支援を行い、複数回のアプローチで信頼関係を構築し、ニーズに沿って当事者視点に立った支援を実施します。

◎対象（次のいずれかに該当する者）

- ・25歳以下初産の妊婦
- ・頼れる人が1名以下の妊婦
- ・大田区が必要と認めた妊婦

支援対象件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田） (件)

年度	センター	特定妊婦 (リスク特A)	リスクA～D	合計
令和6年度	大森	56	243	299
	調布	36	215	251
	蒲田	38	268	306
	糀谷・羽田	27	207	234
	合計	157	933	1,090

※令和6年4月～令和7年3月までの件数。

※妊婦面接時にリスクアセスメントの判定に基づき、リスクを特A～Dに振分け。

3 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等に関する情報の収集・提供、利用に当たっての助言・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っています。

相談件数（大森、調布、蒲田、糀谷・羽田） (件)

年度	センター	サービス 案内	育児 相談	発達 相談	転入 面接	その他	合計
令和6年度	大森	30	15	3	66	17	131
	調布	61	50	1	65	30	207
	蒲田	25	12	2	69	10	118
	糀谷・羽田	23	6	4	23	18	74
	合計	139	83	10	223	75	530

※令和6年10月～令和7年3月までの件数。



V 保育サービス課所管事業

第1 相談事業

1 子育て相談

(1) 育児応援事業（育児応援券の配布）

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。

- ◎対象 妊婦期 妊婦・当該胎児の保護者1名まで
育児期 出生から満3歳になった後の最初の2月末日までの児童・保護者2名まで
- ◎利用時期 妊婦期 育児応援券取得から出産まで
育児期 出生から満3歳になった後の最初の2月末日まで
- ◎実施日 5月から翌年の2月まで 月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
- ◎実施場所 区立保育園全園および私立保育園（10園）
- ◎利用時間 午前9時30分から午前11時30分のうち希望する時間
- ◎利用定員 1日あたり1～2組
- ◎利用方法 希望する保育園に、事前申込み
- ◎実施内容 妊娠期の過ごし方に関する相談、乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談、保育の観察・参加、試食の提供（離乳食対応は0歳児園のみ）

利用実績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	0	245	433	408

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(2) 子育てひろば事業

ア 区立保育園内子育てひろば

区立保育園内に設けられた子育てひろばで、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園内にある特性を生かして保育園入所のための相談支援等を行います。

- ◎実施場所 子育てひろば羽田（羽田保育園内）、子育てひろば新蒲田（新蒲田保育園内）
- ◎利用者 登録制（0歳から3歳までのこどもとその保護者）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談及び保育所の入園相談

利用実績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	1,879組	3,770組	4,084組	4,481組
こども数	2,051人	4,070人	4,162人	4,697人
保護者数	1,962人	3,947人	4,147人	4,659人

イ 民間保育所内子育てひろば

民間保育所内に設けられた子育てひろばで、区立保育園と同様に、在宅で子育て中の親子が気軽に集い、語り合いながら交流を図る場を提供します。また、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行います。

- ◎実施場所 子育てひろばにこにこ（簡野学園ふぞく糀谷駅前保育園内）
子育てひろば仲六郷（簡野学園ふぞく仲六郷保育園内）
このえ鶴の木保育園子育てひろば（このえ鶴の木保育園内）
- ◎利用者 0歳から3歳までのこどもとその保護者（このえ鶴の木保育園は0歳から5歳まで）
- ◎実施日時 毎週月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前10時から午後4時まで（このえ鶴の木保育園は午前9時から午後2時まで）
- ◎実施内容 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に関わる相談

利用実績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
件数	2,345組	3,196組	3,181組	3,157組
こども数	2,566人	3,368人	3,387人	3,385人
保護者数	2,374人	3,253人	3,297人	3,233人

2 保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をする保護者、出産予定の方等からの相談に応じ、ご家庭の事情等に合った保育施設や子育て支援サービスについて情報提供を行います。また区立保育園で実施している「育児応援事業」「園庭開放」「子育て相談」等の子育て支援に関する情報提供や育児相談も行っています。保育アドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士です。

年間相談件数 (件)

相談受付場所	令和3	令和4	令和5	令和6
本庁窓口	750	1,619	1,873	2,236
電 話	4,065	2,793	2,481	2,526
合 計	4,815	4,417	4,354	4,762

相談内容(複数該当有) (件)

相談内容	令和3	令和4	令和5	令和6
認可保育園の事務手続き	3,282	1,419	1,898	2,681
認可保育園について	2,814	2,739	2,612	3,044
認可外保育園について	980	1,153	1,071	1,252
一時預かり	214	239	168	197
子育て情報	14	35	79	232
幼稚園について	53	81	90	113
育児相談	51	116	35	39
その他 (緊急一時保育・ 在園児からの相談等)	2,368	2,383	1,578	1,761
合 計	9,776	8,165	7,531	9,319

オンライン相談の実績 (件)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
事業実績	259	407	432	385

令和3年7月より保育所入所に関するオンライン説明会、令和4年2月より個別相談を実施。令和3年度より保育所入所に関する説明動画の配信を実施、年2回更新を行っている。

第2 保育施設

大田区における各種保育サービス

【大田区の保育制度一覧】

	認可保育所 (192 園)		小規模 保育施設 (25 施設)	事業所内 保育施設 (3 施設)	東京都認証 保育所 (34 施設)	家庭福祉員 (保育ママ) (19 人)	定期 利用保育室 (3 施設)
	区立保育園 (37 園)	私立保育園 (155 園)					
概要	児童福祉法第 35 条第 3 項に基づき区市町村が設置を届け出または同条第 4 項に基づき民間事業者等が知事の認可を受け設置した児童福祉施設。		大田区で定める設備や職員配置等についての基準を満たし、区が認可した保育施設。		東京都が定める設備や職員配置等についての基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。	大田区が児童の保育に熱意と経験を持つ者を家庭福祉員として認定し、家庭福祉員の自宅又はグループ保育室で保育する制度。	保護者の就労形態等に応じて、保育時間を柔軟に設定できる保育施設。
対象児童年齢	生後 57 日～小学校就学前まで。 *各保育園により異なる。	生後 43 日～小学校就学前まで。 *各保育園により異なる。	1～2 歳	0～2 歳 *各保育所により異なる。	0 歳児～小学校就学前まで。 *各保育所により異なる。	生後 43 日～2 歳 *委託開始時：生後 43 日以上 2 歳未満	0～2 歳
保育時間	保育標準時間 (11 時間まで) 午前 7:15～午後 6:15 保育短時間 (8 時間まで) 午前 8:30～午後 5:15 延長保育時間 午後 6:15～7:15 等 *各保育園による。 保育短時間は、8 時間を超える時間	保育標準時間 (11 時間まで) 保育短時間 (8 時間まで) *各保育園により異なる。 例：午前 7:15～午後 6:15 例：延長保育時間 午後 6:15～7:15 等	保育標準時間 (11 時間まで) 保育短時間 (8 時間まで) *各保育所により異なる。 例：午前 7:15～午後 6:15 例：延長保育時間 午後 6:15～7:15 等		13 時間以上 *各保育所により異なる。 例：午前 7:00～午後 8:00 等	基本 午前 8:00～午後 5:00 の中で 8 時間以内。 時間外保育の保育時間は、家庭福祉員により異なる。	1 日 8 時間の利用が目安。 *各保育室により異なる。 例：午前 7:30～午後 7:00 等
保育料	児童の年齢に応じ、区市町村民税に基づき算定。 ※収入や第 1 子の年齢にかかわらず、第 2 子以降の保育料は無償。 ※3 歳児クラスから 5 歳児クラス及び住民税非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスは無償。 ※保育短時間 (8 時間まで) は、標準時間に 0.983 を乗じた額。 ※令和 7 年 9 月からは第 1 子の保育料も無償。				月額保育料 (最高額) 80,000 円 (月 220 時間まで) など各保育所により異なる。*別途入園料、延長料等あり。 ※世帯の区市町村民税の額、施設の状況により、保護者負担軽減補助金の制度がある。	月額保育料 23,000 円 ※開室時間のうち、8 時間を超える場合は時間外保育となる。 ※時間外保育については超過料金 (30 分 250 円) を別途徴収。	日額 2,200 円 (1 日 8 時間まで)、月額 44,000 円 (月 160 時間まで) の範囲内で設定。保育室により異なる。 ※世帯の区市町村民税の額、施設の状況により、保護者負担軽減補助金の制度がある。
給食	あり				なし	あり	

1 認可保育所

認可保育所は、保護者が就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児を保育することを目的とし、国が定めた面積や保育士等の職員数、設備等の設置基準を満たし、東京都により認可された児童福祉法に基づく施設です。

区私立別の認可保育園数と定員の概要

各年度4月1日現在

最低入所年齢別区分	年度	区 立		私 立		計		
		園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	園数	全定員(人)	
0歳児以上園	産休明 生後43日	令和5	—	—	7	541	7	541
		令和6	—	—	7	531	7	531
		令和7	—	—	7	531	7	531
	産休明 生後57日	令和5	22	2,707	86	6,542	108	9,249
		令和6	22	2,711	85	6,297	107	9,008
		令和7	22	2,711	87	6,531	109	9,242
	月齢3か月以上	令和5	—	—	5	356	5	356
		令和6	—	—	4	300	4	300
		令和7	—	—	4	296	4	296
	月齢4か月以上	令和5	3	359	2	222	5	581
		令和6	3	359	4	462	7	821
		令和7	3	359	3	351	6	710
	月齢8か月以上	令和5	1	139	4	419	5	558
		令和6	1	139	4	422	5	561
		令和7	1	139	3	313	4	452
小 計	令和5	26	3,205	104	8,080	130	11,285	
	令和6	26	3,209	104	8,012	130	11,221	
	令和7	26	3,209	104	8,022	130	11,231	
1歳児以上園	令和5	11	1,196	51	3,810	62	5,006	
	令和6	11	1,200	51	3,756	62	4,956	
	令和7	11	1,200	51	3,716	62	4,916	
合 計	令和5	37	4,401	155	11,890	192	16,291	
	令和6	37	4,409	155	11,768	192	16,177	
	令和7	37	4,409	155	11,738	192	16,147	

令和5年度は区立の医療的ケア枠を除く

◎開園時間と保育時間

開園時間は、一日のうち 11 時間とされており、区立保育園は午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までです。また、私立保育園は園により異なります。

保育時間は、開園時間の中で一日につき 8 時間が原則と定められていますが、保育の必要性の認定において、保育必要量区分が保育標準時間で認定を受けた児童は、保護者の就労状況や家族の状況等により、8 時間を超えて保育を行う場合があります。また、保育短時間認定を受けた児童の保育時間は、原則的な保育時間の中の最大 8 時間までとなっています。

◎幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まりました（詳細は下表のとおり）。

令和 5 年 10 月からは、認可保育所において収入や第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子についても保育料を無償化、令和 7 年 9 月からは第 1 子についても無償化するなど、子育て世帯支援の拡充も進めています。

種別	対象世帯			無償化の対象施設
	年齢	対象	金額	
認可保育所	3～5 歳	全世帯	無償化	保育所 地域型保育 (小規模保育所・事業所内保育所)
	0～2 歳	住民税 非課税世帯	無償化	
認可外 保育施設等	3～5 歳	全世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 37,000 円	認証保育所 ベビーホテル、 ベビーシッター 認可外の事業所内保育施設 児童福祉法に規定する一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
	0～2 歳	住民税 非課税世帯 保育の必要性の 認定が必要	ひと月の上限額 42,000 円	
	<p>○ 認可外保育施設は、児童福祉法に基づき都道府県に届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要である。ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする 5 年間の猶予期間が設けられる。</p> <p>○ 複数の認可外保育施設を組み合わせて利用する場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となる。</p> <p>○ 認可保育所・地域型保育(小規模保育所・事業所内保育所)・企業主導型保育の利用者は、認可外保育施設を利用しても無償化の対象外である。</p>			

2 地域型保育事業

地域型保育事業は、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度に基づく事業で、区内には小規模保育施設と事業所内保育施設があります。小規模保育施設は、区が施設や職員の基準を定めて認可した定員 19 名までの施設です。事業所内保育施設は、事業所の従業員のこどものほか、利用定員の一定の枠内で地域にも開放されています。

対象年齢は、1、2 歳児で、区が申し込みを受け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

※保護者と施設（事業者）との直接契約となります。

※施設類型は基準職員数内の保育士の割合により分類されます。（A 型 10 割・B 型 6 割以上）

（1）施設名

[小規模保育施設]

令和 7 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	池上らるスマート保育所	B	池上 6-10-12	(6410)3611	19	H25. 11. 22
2	小鳩スマート保育所上池台	B	上池台 5-19-14	(6425)8590	19	H25. 11. 25
3	久が原らるスマート保育所	B	千鳥 1-24-3	(6715)2361	17	H25. 12. 1
4	しおどめ保育園京急蒲田駅前	A	南蒲田 1-1-17 エスタビル 2 階	(6892)3030	18	H26. 6. 1
5	簡野学園ふぞく保育室	A	本羽田 1-4-1	(3742)8410	19	H26. 9. 1
6	えがおの森保育園・かみいけだい	A	上池台 1-20-20	(6425)9611	19	H26. 10. 1
7	小鳩スマート保育所大森	B	山王 3-1-7 G S 大森ビル 1 階	(6429)9357	19	H26. 10. 1
8	チャレンジキッズ雪谷大塚園	B	雪谷大塚町 13-19 パークサイドスペース 田園調布 1 階	(3727)6422	18	H26. 11. 1
9	キッズガーデン馬込駅前	A	中馬込 2-26-4	(6429)7515	19	H27. 4. 1
10	Ohana 大森西保育園	A	大森西 3-29-1	(6404)9355	14	H27. 7. 1
11	こどもヶ丘保育園雑色園	B	仲六郷 2-32-5	(6428)6011	19	H27. 10. 1
12	このえ雑色小規模保育園	A	南六郷 2-7-20	(6424)7028	19	H28. 4. 1
13	チャレンジキッズ長原園	A	上池台 1-7-7	(6421)9311	19	H28. 4. 1
14	こどもヶ丘保育園東矢口園	B	東矢口 3-11-27	(6715)8512	19	H28. 4. 1
15	キャリー保育園田園調布	A	田園調布 2-45-9	(6715)6152	12	H28. 4. 1
16	ディルーカ保育園新蒲田園	B	新蒲田 1-5-1	(6428)7645	19	H28. 4. 1

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
17	キッズラボ西馬込小規模保育園	A	西馬込 2-35-3	(3772)7037	17	H28. 4. 1
18	Ohana 梅屋敷駅前保育園	A	大森西 6-15-10	(6423)0667	19	H28. 4. 1
19	小鳩スマート保育所北馬込	B	北馬込 2-1-1	(6809)9670	19	H28. 4. 1
20	BaBy Pearl Nursery	A	西糞谷 2-24-7	(6423)8228	19	H29. 4. 1
21	ぼれぼれ保育園西蒲田	A	西蒲田 7-22-10 藤和シティコブ 西蒲田Ⅲ 1階	(6326)4523	19	H29. 4. 1
22	このえ石川台小規模保育園	A	東雪谷 2-11-7 カレカイ石川台 1階	(6421)8671	12	H29. 4. 1
23	こどもヶ丘保育園平和島園	B	大森本町 2-6-16 オフサイドビル 1階	(6423)1716	19	H29. 4. 1
24	蒲田らびっと保育園	A	蒲田 4-40-10 グレイス I 1階	(6424)5287	19	H30. 4. 1
25	MIRATZ 大鳥居保育園	A	萩中 3-8-8-101 ハイネオトリ	(6423)8614	18	H30. 4. 1
合 計					449	

【事業所内保育施設】

令和 7 年 4 月 1 日現在

No.	名 称	類型	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	てくてく保育園	A	石川町 1-1-18 東京科学大学国際 交流会館本館内 1階	(3728)5370	6 (12)	H29. 4. 1
2	ヤクルト新蒲田保育園	B	新蒲田 3-15-1 シャトレグランドアキト 1階	(3738)0157	5 (19)	H29. 4. 1
3	ヤクルト西馬込保育園	B	西馬込 1-20-3 ヒラルス西馬込 1階	(5742)6239	5 (19)	H30. 4. 1
合 計					16 (50)	

定員は地域枠定員。()内は従業員枠を含めた総定員

※No.1「てくてく保育園」の対象年齢は0～2歳児

(2) 施設数と定員の推移

各年度 4 月 1 日現在

年 度	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
施設数	28	28	28	28
定員(人)	464	461	465	465

3 東京都認証保育所

認証保育所は、低年齢児（0～2歳）保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。大田区は、施設が入所している児童に適切な保育を提供できるよう、運営費の助成を行っています。

利用にあたっては、施設と保護者との直接契約となり、保育料は各認証保育所により異なります。

(1) 施設名

令和7年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	山崎こじか園	西糀谷 1-31-1	(3731)5091	40	H13.10.1
2	チャイルドケアセンター青い鳥	山王 2-1-6	(5718)5336	40	H13.10.1
3	ナサールーム ベリーベア下丸子	下丸子 2-1-1	(5741)1900	27	H14.7.1
4	まなびの森保育園蒲田プチ・クレージュ	蒲田 5-20-10	(5711)5977	40	H14.9.1
5	パレット保育園・大岡山	北千束 3-1-1	(5754)1149	40	H15.1.1
6	ナサールーム ベリーベアライラック通り久が原	久が原 3-37-5	(5747)2555	26	H15.2.1
7	まごめ共同保育所	西馬込 1-18-13	(3771)1969	35	H15.6.1
8	まなびの森保育園池上プチ・クレージュ	池上 6-1-7	(3753)2288	40	H16.5.1
9	ポピンスナサールーム下丸子	下丸子 4-21-13	(5741)2100	40	H17.4.1
10	はなぞの保育室	西蒲田 7-12-10	(3736)1187	30	H17.9.1
11	マミーズエンジェル大森保育園	大森北 1-31-5	(3763)8787	40	H17.11.1
12	KN久が原園	久が原 3-36-13	(5748)7171	23	H18.3.1
13	KN蒲田駅前園	蒲田 4-46-2	(5713)0622	40	H19.3.1
14	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港 3-3-2	(5756)7311	40	H19.4.1
15	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台 2-15-1	(3726)7288	30	H20.8.1
16	ポピンスナサールーム多摩川	下丸子 3-29-14	(5741)2181	50	H21.1.1
17	ココロラボ国際田園調布	田園調布本町 29-2	(3721)8391	40	H21.6.1
18	青い保育園	山王 4-1-16	(3777)1946	27	H21.6.1
19	マミーズエンジェル池上保育園	池上 3-32-17	(3752)8877	30	H22.4.1
20	マミーズエンジェル上池台第二保育園	上池台 5-16-6	(3728)8808	26	H22.4.1
21	保育ルーム フェリチェ大田馬込園	中馬込 2-23-7	(3778)9800	34	H22.4.1
22	子供の部屋保育園	中央 5-10-16	(3753)5679	33	H25.4.1
23	こもれび保育園大森山王園	山王 2-3-13	(3774)6066	36	H25.4.1
24	こもれび保育園石川台園	東雪谷 2-8-3	(5499)0122	24	H25.9.1
25	ポピンスナサールーム羽田	羽田旭町 11-1	(5735)2177	34	H25.10.1
26	ここわ保育園	北千束 1-1-6	(6459)5933	30	H27.4.1
27	すみれナーサリー	北馬込 2-50-1	(5746)3457	23	H27.4.1

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
28	ローリスナーサリー大森	大森北1-26-17	(5763)5200	37	H27. 4. 1
29	チャレンジキッズ北千束園	北千束2-7-1	(6451)3951	25	H28. 4. 1
30	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田8-12-6	(3731)0635	29	H28. 4. 1
31	こどものこころ保育園	南六郷1-12-9	(3735)0033	40	H30. 7. 1
32	スマイルセレクトスポーツ保育園池上	池上7-5-4	(6410)3025	28	H31. 4. 1
33	クリスキップくがはら第2保育園	南久が原2-9-1	(6459)8352	23	R元. 9. 1
34	ミントリーフ雪谷園	東雪谷2-17-2	(3720)6710	30	R2. 9. 1
合 計				1,130	

(2) 施設数と定員の推移

各年度4月1日現在

年 度	令和4	令和5	令和6	令和7
施設数	37	36	34	34
定員(人)	1,219	1,163	1,114	1,130

(3) 保護者負担軽減補助制度

認可外保育施設等に児童を預けている保護者に、保育料の補助を行います。
補助上限額は、保護者の住民税額等に応じた区分により決定します。

◎対象者

次の補助対象施設に児童を預けている、大田区に住民登録のある保護者
(保育施設と月 120 時間以上の月ぎめの利用契約を結んでいる方)

◎補助対象施設

東京都認証保育所、認可外保育施設、企業主導型保育施設
(認可外保育施設、企業主導型保育施設は、都道府県等が発行する「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設に限る。)

◎補助金額

施設等利用給付(無償化)の認定を受けている方 (円)

クラス	補助上限額	内訳(参考)	
		施設等利用給付分	補助金分
0-2歳児	67,000	42,000	25,000
3-5歳児	57,000	37,000	20,000

施設等利用給付(無償化)の認定を受けていない方 (円)

クラス	課税額区分	補助上限月額	
		第1子	第2子以降
0-2歳児	①・②	40,000	67,000
	③	32,000	
	④	25,000	
	⑤	13,000	
	⑥	—	

(円)

クラス	課税額区分	補助上限月額	
		第1子	第2子以降
3-5歳児	①・②	40,000	57,000
	③	32,000	
	④	25,000	
	⑤	13,000	
	⑥	—	

※課税額区分は、次のとおりです。

(4月分から8月分までは前年度分、9月分から翌年3月分までは現年度分)

- ①生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯
- ②区市町村民税均等割額のみ課税世帯
- ③区市町村民税所得割課税額 128,000 円未満世帯
- ④区市町村民税所得割課税額 128,000 円以上 263,200 円未満世帯
- ⑤区市町村民税所得割課税額 263,200 円以上 500,000 円未満世帯
- ⑥区市町村民税所得割課税額 500,000 円以上世帯

4 定期利用保育事業

定期利用保育事業は、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。

区が認定した定期利用保育室のほか、私立保育園等の空きスペース等を活用して実施します。利用にあたっては施設と保護者との契約となり、保育料、受託年齢は各施設により異なります。

(1) 定期利用保育室

令和7年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	開設年月日
1	たんぼぼ保育園	石川町2-9-3	(3726)1537	13	H25.4.1
2	KN蒲田園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	(6428)7654	30	R4.4.1
3	メリーポピンズ 南蒲田ルーム	南蒲田2-20-2 K・Sハイム1階	(6424)5678	17	H26.9.1
合 計				60	

(2) 定期利用保育実施施設

令和7年4月1日現在

No.	名 称	所 在 地	電 話	定員(人)	実施年月日
1	美原	大森東1-28-2	(3761)1855	4	H27.4.1
2	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	(6423)1197	5	H28.4.1
3	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	(6429)9885	6	H29.4.1
4	ケンパ池上	池上4-25-9	(5747)4520	4	H25.4.1
5	クオリスキッズくがはら	東嶺町28-4	(5748)0303	11	H27.4.1
6	北嶺町第二	北嶺町28-7	(3748)8301	3	H27.4.1
7	キッズなルーム大森	大森北4-16-5	(5753)0805	3	H25.4.1
8	キッズなルーム六郷	仲六郷2-44-11	(3733)1152	3	H26.4.1
9	保育室 サン御園	西蒲田7-49-2	(6424)5088	3	H24.6.1
合 計				42	

上記3、5及び7～9の施設では、あわせて一時預かり事業も実施しています。

(3) 定期利用保育を実施する施設数と定員推移

各年度4月1日現在

年 度		令和4	令和5	令和6	令和7
実施施設数	専用施設数 (定期利用保育室)	3	3	3	3
	その他 併用施設数	13	10	10	9
	計	16	13	13	12
定員(人)		140	118	118	102

5 家庭福祉員（保育ママ）

家庭福祉員は、保護者が就労、求職または出産のため、昼間家庭で保育が困難な児童を保護者に代わって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした保育サービスです。利用は、家庭福祉員と保護者との直接契約が必要です。

区は申込者を仲介あっせんするほか、保育の質の向上のため家庭福祉員に保育に関する助言・指導を行っています。

◎対 象 大田区内に住所を有する生後 43 日以上 2 歳未満の保育を必要とする健康な乳幼児

◎保 育 料 月額 20,000 円（その他雑費 3,000 円）

◎家庭福祉員の資格要件

原則として区内在住の 25～65 歳で、保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格がある保育経験を有する方または育児経験のある区長が認めた方。保育スペースは、自宅の 6 畳以上の部屋もしくは区が提供するグループ保育室。

家庭福祉員の人数及び施設数

各年度 4 月 1 日現在

区 分	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
家庭福祉員（人）	32	29	28	26
施設数（か所）	19	18	15	13
内グループ 保育室（か所）	8	8	8	7

利用実績

区 分	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
利用児童数（人）	110	93	95	72
延べ利用月数（月）	649	579	573	555

第3 保育サービス

1 時間外保育

すべての区立保育園と153の私立保育園で、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育を実施しています。延長保育には、「月ぎめ延長保育」と1日単位の「スポット延長保育」の2種類があります。延長保育は、保育料とは別に延長保育料がかかります。また、延長保育時間内に補食（おやつ）を提供します。

区立保育園の月ぎめ延長保育実施時間と定員

定員 (クラス別)	保育園名	延長保育時間	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園	1	20	—	3	4	13		
	大森西第二、矢口第二	2	20	—	3	4	13		
	東糀谷	2	22	2	3	4	13		
	山王	3	30	5	5	5	15		
	東蒲田、西蒲田	2	30	5	5	5	15		
	浜竹、雪谷、大森北	2	30	3	4	5	18		
	田園調布二丁目	2	25	3	4	5	13		
	中央八丁目	2	23	3	5	7	8	—	
	萩中	2	30	6	10	14	—		
	新蒲田	2	28	2	5	6	15		
蒲田本町	2	31	2	5	6	18			

※受託対象児童は（区立直営保育園を除く）生後57日以上

区立保育園のスポット延長保育定員

定員 (クラス別・一日単位)	保育園名	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	区立直営保育園、東糀谷 大森西第二、矢口第二	5	—	2	2	1		
	田園調布二丁目	6	3			3		
	山王、東蒲田、西蒲田、浜竹 雪谷、蒲田本町、大森北	5	2			3		
	中央八丁目	5	5				—	
	萩中	5	5			—		
	新蒲田	8	3			5		

延長保育実施園数の推移

各年度4月1日現在

区分	令和4		令和5		令和6		令和7	
	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)
区立保育園	37	839	37	839	37	839	37	839
私立保育園	153	3,060	153	3,060	153	3,060	154	3,080
計	190	3,899	190	3,899	190	3,899	191	3,919

2 緊急一時保育

緊急一時保育は、父母または児童を養育している近親者の死亡・病気・出産等により特に緊急に保育を要する児童を区立保育園で適切に保護することによって、児童福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

◎利用条件 大田区内に住所を有する満1歳から小学校就学前の児童（ただし、民間委託園は生後57日から預かり可能）で、保護者の出産、疾病等で入院したとき、保護者が家族の看護や冠婚葬祭で育児に支障がある場合

◎利用期間 緊急事由が消滅するまで。ただし、翌月の末日までを限度

◎利用料 1日 1,400円

利用実績

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
延べ利用児童数（人）	54	73	73	61
延べ利用日数（日）	656	1,127	1,194	1,021

※上記以外に一部の私立保育園は、区の制度に準じ自主事業として実施しています。

3 特別な支援を要する児童の保育

区は、すべての児童が安心して生活できる保育環境の整備と、発達や障がいの状況を把握し特性に応じた関わりを大事にする保育を認可保育園全園で実施しています。

特別な支援を要する児童の保育の実施にあたっては、小児神経科医、臨床心理士、公認心理師が、専門性を活かした保育園への助言や保護者からの育児相談に応じることで、児童の望ましい発達を促しています。

また、区立保育園6園で医療的ケアを必要とする児童の受入れを行っています。

保育の実績

各年度4月1日現在（人）

区分	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
区立保育園	95	106	124	128	142
私立保育園	152	180	199	205	197
合計	247	286	323	333	339

心理士の巡回相談件数

相談実施回数

区分	令和3	令和4	令和5	令和6
区立保育園	106回	112回	135回	120回
私立保育園	134回	128回	116回	114回
合計	240回	240回	251回	234回

小児神経科医の巡回相談件数

相談実施回数

区分	令和3	令和4	令和5	令和6
区立保育園	4回	7回	5回	1回
私立保育園	1回	4回	4回	1回
合計	5回	11回	9回	2回

※令和6年度は、巡回相談以外に小児神経科医による研修を実施した

医療的ケア児の受入れ状況

区分	令和4	令和5	令和6	令和7
実施園 受入人数	入新井保育園 1人 仲池上保育園 2人 志茂田保育園 1人 合計 4人	入新井保育園 2人 仲池上保育園 2人 志茂田保育園 1人 羽田保育園 1人 合計 6人	入新井保育園 1人 仲池上保育園 2人 志茂田保育園 2人 羽田保育園 1人 森が崎保育園 1人 矢口保育園 1人 合計 8人	入新井保育園 2人 仲池上保育園 3人 志茂田保育園 2人 羽田保育園 1人 森が崎保育園 1人 矢口保育園 1人 合計 10人
対象ケア	たん吸引、経管栄養、導尿、酸素管理、血糖値測定及び薬剤投与の5ケアの他 「その他区長が認めた医療的ケア」を受け入れている			

4 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気等で一時的に通園できない児童を、医療機関に併設された専用スペースまたは医療機関と提携した保育室の専用スペースで預かることにより、安心して仕事ができるように支援することを目的としています。

◎実施施設

令和7年4月1日現在

No.	施設名	所在地	電話	定員(人)	開設日
1	病児保育ルーム アリエル	田園調布2-34-3-104	(3721)7676	5	H15. 7. 1
2	OCFC 病児保育室 うさぎのママ	多摩川1-6-16	(6715)2966	10	H15. 11. 1
3	キッズ メディカル ステーション	中央7-15-14-102	(3755)8827	9	H16. 8. 1
4	病後児保育室 ライオンのこどもべや	久が原3-36-13 2F	(5747)0750	5	H17. 12. 1
5	病後児保育室 山崎こじか園	西糞谷1-31-1	(3731)5093	3	H19. 5. 1
6	ろくごう病児保育室	仲六郷4-19-2	(5480)5088	14	H28. 4. 1
7	大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央4-31-14	(3772)2412	7	H30. 4. 1
8	OCFC 病児保育室 うさぎのママⅡ	多摩川1-26-28	(6715)2966	20	H30. 7. 1
9	病児保育室 ドリーミーキッズ	南馬込5-26-7	(6429)9815	8	R元. 5. 1
10	蒲田小児科医院 病児保育室かまたっ子	蒲田3-15-18	080-3252- 7084 (病児保育施設専用)	5	R 5. 5. 1
11	わかば病児保育ルーム	大森中1-14-6 スカイハイツ1F	(4362)6733	6	R 5. 6. 1
合 計				92	

◎利用料 生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯 無 料

区市町村民税均等割額のみ課税世帯 (1日) 1,500円

その他の世帯 (1日) 2,500円

利用実績

(人)

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
延べ利用人数	5,435	5,674	7,961	9,082

5 休日保育

区内の認可保育所・小規模保育所に在園している児童で、休日に保護者が就労のため、家庭で保育ができない場合に区立保育園で保育します。

◎実施園（2園ずつ3か月ごとの輪番制で実施）

4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
雪谷保育園	中央八丁目保育園	山王保育園	西蒲田保育園
東蒲田保育園	西蒲田保育園	萩中保育園	浜竹保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	山王保育園	山王3-32-12	(3776)4154
2	西蒲田保育園	西蒲田3-13-12	(3751)3372
3	萩中保育園	萩中1-2-1	(3734)1805
4	東蒲田保育園	東蒲田2-32-15	(3731)4115
5	中央八丁目保育園	中央8-28-12	(3752)3651
6	浜竹保育園	西糞谷3-34-18	(3741)5300
7	雪谷保育園	東雪谷3-6-1	(3726)1583

◎利用日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（12/29～1/3は除く）

◎利用時間 午前8時30分から午後5時30分まで

◎利用資格 ①区内の認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所（地域枠）に在園していること（食物アレルギー等、状況によって対応できない場合もあります）。

②満1歳以上で離乳食（完了食）が終了していること。

（萩中保育園は1・2歳児のみ、中央八丁目保育園は1～3歳児のみ）

③保育希望日に、同居の保護者がすべて就労していること。

◎定員 各保育園10名

利用実績

(人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
利用人数	320	185	230	228

※新型コロナウイルス感染症拡大防止により、令和4年2月から6月までは未実施。

6 年末保育

区内の認可保育所・小規模保育所などに在園する児童で、12月29日及び30日の2日間、保護者が就労のため家庭で保育ができない場合に、区立保育園で保育します。

◎実施保育園

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大森西第二保育園	大森西4-13-11-101	(3765)4116
2	大森北保育園	大森北3-25-2	(3764)2060
3	池上第三保育園	池上5-15-22	(3755)6443
4	田園調布二丁目保育園	田園調布2-17-2	(3722)5165
5	東糀谷保育園	東糀谷6-8-7-101	(3744)4522
6	矢口第二保育園	矢口2-21-16-101	(3759)4300
7	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	(3739)2281

◎実施日 12月29日、12月30日

◎実施時間 午前7時30分から午後6時30分まで

◎利用料 1人1日 3,000円

◎利用条件 次のいずれかに該当する保護者が年末に保育できない満4か月以上の未就学児

- ①区内の保育所に在籍する児童
- ②区内在住の集団保育が可能な児童

利用実績

(人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
12月29日	44	45	56	18
12月30日	38	33	28	31
合計	82	78	84	49
実施保育園	大森北、池上第三、田園調布二丁目、東糀谷、蒲田本町	大森西第二、大森北、池上第三、田園調布二丁目、東糀谷、矢口第二、蒲田本町		

第4 地域子育て支援事業

1 保育園地域活動事業

区立保育園では地域の子育てを支援するため、園庭開放・各種イベント・中高生等の体験学習などを実施しています。

(1) 園庭開放

親子が気軽に立ち寄り遊べる場として、保育園の園庭を開放する「園庭開放」を実施しています。

- ◎利用条件 区内に住所のある就学前の乳幼児とその保護者（保護者同伴）
- ◎実施日時 4月を除く、実施園の指定する曜日及び時間
- ◎利用定員 原則として、1日に2～3組
- ◎利用方法 実施保育園に直接申込み
- ◎利用料 無料

実績 (組)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
園庭開放	0	52	195	176

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

(2) その他の事業

- ア 地域交流 夏祭り・お店やさんごっこ・運動会等様々な保育園行事にお誘いし、保育園児と一緒に楽しいひと時を過ごします。
- イ 育児相談 児童館等区の施設において、看護師・栄養士・保育士が出向き、育児相談や講習会などを地域の方を対象に行います。また、各保育園でも育児相談を実施しています。
- ウ 体験学習等 中高生等の体験学習やボランティアの受入れを行っています。

実績 (人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
地域交流	44	31	241	352
育児相談	43	104	520	283
体験学習等	0	0	120	154

令和3年度及び令和4年度の体験学習等は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

2 保育連携推進事業

区立直営園の18園を拠点園と定め、「保育連携推進事業」として地域の保育施設とのネットワークを構築します。地域の保育施設への相談対応や公開保育研修などを通じて保育人材の育成を図り、保育施設会議の開催や巡回訪問により地域の保育水準向上を目的とした相互交流を促進します。

(1) 保育連携推進事業

ア 家庭福祉員（保育ママ）への訪問支援

大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、保育担当係長が担当地域の保育ママを定期的に訪問することで家庭的保育のサポートを行います。

イ 認証保育所等との交流保育

認証保育所、小規模保育所、定期利用保育施設など主に低年齢児を対象とした保育施設に保育担当係長が定期的に訪問し、保育内容の助言などの連携を行います。また、区立保育園の持つ資源（園庭やプールなどの遊びの環境）の提供など各施設のニーズにあった交流等を実施します。

ウ 区立保育園園庭及び遊戯室の利用

地域の保育施設に運動会にも利用できるよう、区立17園の園庭及び遊戯室の会場提供を実施します。

エ 私立認可保育所との交流保育

公開保育での職員交流、こども達の交流事業（年長児の就学に向けた交流）などを実施します。

オ 巡回訪問

保育担当係長が、地域の保育施設及び家庭福祉員を訪問することにより、各施設と区との連携を強化し、意見交換、相談、情報提供、支援を通し保育の質の確保と向上を図ります。

カ 公開保育研修

区立直営園における保育の見学と意見交換や講師による講評により、保育水準向上を図ります。

キ 地域保育施設会議開催

保育施設が集まり意見や情報の交換を行い、ネットワークを構築して連携を図ります。

◎18 拠点園

No.	地区	保育園名	No.	地区	保育園名
1	大森東	森が崎保育園	10	久が原	久が原保育園
2	大森西	大森東一丁目保育園	11	雪谷	仲池上保育園
3	入新井	大森西保育園	12	千束	千束保育園
4	馬込	馬込保育園	13	六郷	志茂田保育園
5	池上	池上第三保育園	14	矢口	下丸子保育園
6	新井宿	入新井保育園	15	蒲田西	矢口保育園
7	嶺町	田園調布保育園	16	蒲田東	本蒲田保育園
8	田園調布	わかば保育園	17	糎谷	糎谷保育園
9	鶉の木	千鳥保育園	18	羽田	羽田保育園

◎事業実績

【家庭福祉員（保育ママ）訪問支援】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
担当保育ママ数（人）	32	29	28	26
保育訪問回数（回）	57	417	346	126
来園支援回数（回）	0	60	68	138

【認証保育所・小規模保育所・事業所内保育所・定期利用保育室との交流保育】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
対象施設数	75	71	70	68
保育交流(訪問)回数（回）	302	420	325	83
交流(来園)回数（回）	0	0	42	33

【私立認可保育所との交流保育】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
対象施設数	153	155	155	155
巡回訪問回数（回）	195	196	162	160
交流回数（回）	0	0	84	87

【企業主導型保育所・認可外保育施設との交流保育】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
対象施設数	51	51	47	44
巡回訪問回数（回）	39	41	41	36

【公開保育研修】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施回数（回）	9	17	23	23
対象施設数	291	290	286	304
延べ参加人数（人）	218	303	891	687

【地域保育施設会議】

年 度	令和3	令和4	令和5	令和6
実施回数（回）	30	29	28	26
延べ対象施設数	630	629	618	608
延べ参加人数（人）	666	636	659	545

第5 待機児童対策と保育の質の確保

1 待機児童対策

(1) 令和6年度の取組み

令和3年4月1日から令和6年4月1日まで4年連続して、待機児童数は0となりました。このことなどから、令和6年度は新規認可保育所、小規模保育所、認証保育所等の新規整備は行いませんでした。

具体的な取組み

- 用地確保が困難な場所での開設・運営を支援(開園後の土地賃借料助成)
- 0歳児の待機児童対策として、東京都のベビーシッター支援事業を実施

待機児童対策の推進

各年4月1日現在

年度	認可保育所		小規模保育所		事業所内保育所		認証保育所		定期利用保育		家庭福祉員		合計
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
平成28	108	10,830	21	390			51	1,881	19	206	49	129	13,436
平成29	117	11,455	25	459	2	13	50	1,900	21	194	50	132	14,153
平成30	138	12,614	26	480	3	17	48	1,842	27	265	46	120	15,338
令和元	162	14,260	25	461	3	17	47	1,740	24	214	40	104	16,796
令和2	176	15,156	25	457	3	16	46	1,593	20	173	37	98	17,493
令和3	190	15,916	25	450	3	16	40	1,345	22	166	32	87	17,980
令和4	192	16,144	25	448	3	16	37	1,219	16	140	29	78	18,045
令和5	192	16,297	25	445	3	16	36	1,163	13	118	26	70	18,109
令和6	192	16,177	25	449	3	16	34	1,114	13	118	22	58	17,932
令和7	192	16,147	25	449	3	16	34	1,127	12	102	19	50	17,891

実績(待機児童数)

各年度4月1日(人)

年度	令和4	令和5	令和6	令和7
保育所申請数	4,798	4,626	4,840	4,610
保育サービス定員	18,045	18,109	17,932	17,891
待機児童数	0	0	0	0

2 保育人材の確保・質の向上

区内保育施設における人材の確保と定着を図るため、職員の処遇改善や宿舍借上げ補助を行っています。

併せて、保育力強化研修の実施や、巡回支援・指導検査の体制を強化し、保育の質の向上を図ります。

(1) 大田区保育士応援手当補助金

区内の同一の保育施設において、6か月以上の継続勤務のあった経験年数5年未満の常勤保育士に対して就労定着を支援するため、月額1万円を支給します。また、同一保育施設に勤務し、一定年数に到達した保育士に対して一時金を支給し、就労継続を奨励します。

実績 (人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
支給人数(延べ)	5,452	5,708	5,565	1,401

※ 令和6年度から事業内容を変更

(2) 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金(平成27年度から)

区内保育施設の運営法人が借り上げた宿舍に保育従事職員を入居させた場合、月額82,000円の補助基準額に8分の7を乗じた額を上限として事業者に補助します。

実績 (人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
支給人数(延べ)	7,664	7,693	7,889	7,854

(3) 保育士等キャリアアップ研修の実施

保育現場における従事職員の職層に応じた専門性を向上させる研修を実施しています。

実績 (人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
研修数	6分野11回	6分野13回	6分野13回	6分野13回
研修修了者(延べ)	465	370	444	315

※ 令和2年度から区独自の事業として開始

(4) 保育実践力強化研修の実施

保育施設に勤務する保育従事職員の保育スキルの向上のため、実践的なテーマの研修を実施しています。

実績 (人)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
研修数	4分野6回	1分野4回	1分野7回	4分野7回
研修参加人数(延べ)	1,045	85	207	163

※ 令和3年度はオンラインによる研修

(5) 指導検査の実施

利用するこどもの安全・安心を第一に、運営管理・保育内容及び会計経理それぞれに重点検査項目を定め、私立認可保育所等に対する指導検査（実地検査・集団指導）を平成28年度から実施しています。また、幼児教育・保育の無償化の対象となった特定子ども・子育て支援施設等のうち、認証保育所、認可外保育施設について、令和3年度から指導検査を実施しています。

実績（実地検査）

（実地検査数・検査実施率※1）

年度	令和3		令和4		令和5		令和6	
私立認可保育所	55	35.9%	76	49.0%	79	51.0%	51	32.9%
小規模保育所	20	80.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%
事業所内保育所	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
定期利用保育室	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
認証保育所	12	30.0%	13	35.1%	12	33.3%	12	35.3%
認可外保育施設	8	28.6%	11	44.0%	3	15.8%	5	29.4%
合計	100	39.7%	131	52.8%	125	51.9%	99	41.8%

※1 検査実施率 = 実地検査数 / 検査対象施設数（各年度4月1日時点の施設数）

※2 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、緊急事態宣言中の実地検査を中止しました。

実績（集団指導）

（集合研修参加施設数）

年度	令和3	令和4	令和5	令和6
私立認可保育所	※1	※1	102※2	100※2
小規模保育所・ 事業所内保育所	※1	※1	10※2	15※2
認証保育所	31	※1	17※2	16※2
認可外保育施設・ 定期利用保育室	15	※1	4※2	5※2

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、集団指導をYoutubeでのオンライン配信と区ホームページへの資料掲載により開催しました。

※2 令和5年度から集合形式での集団指導講習会と、Youtubeでのオンライン配信を併用し、実施しました。

第6 福祉避難所・応急保育所

災害発生時において、乳児とその保護者の生活の場を確保するための福祉避難所及び、救護復旧活動に従事する方々のお子様をお預かりする応急保育所を開設するため、体制の整備を行います。

(1) 福祉避難所

福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者が保育園を一時生活の場とするものです。福祉避難所として指定する区立保育園 30 園及び私立保育園 2 園で避難できる体制を整えています。

(2) 応急保育所

応急保育所は、警察・消防・医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者のお子様を 24 時間体制で受け入れる一時的な保育施設です。

救護復旧に従事する保護者が安心してその任に当たっていただけるよう、区立保育園 4 園で受け入れる体制を整備しています。

<福祉避難所・応急保育所指定園>

大森地区			蒲田地区			調布地区		
	指定園	受入世帯		指定園	受入世帯		指定園	受入世帯
福祉	森が崎	40	福祉	志茂田	44	福祉	わかば	48
	大森東一丁目	36		下丸子	51		田園調布	30
	大森西	60		矢口	30		千鳥	34
	馬込	45		本蒲田	36		久が原	32
	池上第三	48		簡野学園ふぞく 東六郷 ◎	40		仲池上	60
	入新井	42		矢口第二	19		千束	60
	富士見橋	22		蒲田本町	42		雪谷	60
	大森北	40		東蒲田	39		応急	田園調布二丁目
	みなみまごめ ◎	45		みどり	30			
	中央八丁目	45		西蒲田	52	糺谷・羽田地区		
	大森西第二	37		新蒲田	59	福祉	糺谷	40
	応急	山王		65	羽田		40	
			東糺谷	50				
			本羽田	37				
			応急	浜竹	21			

◎私立保育園



令和7年度 こども未来部 事業概要



発行 令和7年7月
大田区こども未来部こども未来課
東京都大田区蒲田5-13-14
電話 03(5744)1272

こども文教委員会 令和7年7月15日
こども未来部 資料2番
所管 保育サービス課

区立保育園における給食調理業務委託の事業者選定について

1 概要

区立保育園では「保育園における給食調理業務委託の推進方針」に基づき、給食調理業務の委託を実施している。

令和8年度から区立わかば保育園、馬込保育園及び田園調布保育園において給食調理業務を委託するため、以下のとおり事業者を選定する。

2 委託事業者の選定

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式によって実施する。

(2) スケジュール (予定)

内 容	時 期
応募書類の受付、質問の受付	令和7年 8月
第一次審査 (書類審査)	令和7年 9月
第二次審査 (ヒアリング審査)	令和7年 10月
委託候補者の決定	令和7年 11月
委託開始	令和8年 4月

こども文教委員会 令和7年7月15日
こども未来部 資料3番
所管 保育サービス課

保育人材の確保・定着に向けた支援策について

今年度の新たな保育人材確保・定着支援策として、以下の2事業を実施する。

1 保育士等相談窓口運營業務委託

(1) 事業目的

保育士等が労働問題や職場における悩みや不安などを相談できる環境を整え、相談内容の解決に向けた助言を行うことで、保育士等の離職防止と職場への定着支援を図る。

(2) 事業概要

公認心理師等の資格を持ち、かつ保育所等への各種相談対応経験を有する者が保育士等からの相談に対して、SNS、電話、WEB会議にて対応をする。相談に対しては資格を有する立場で専門的な見地から助言等を行う。

(3) 受託事業者

名称：ダイヤル・サービス株式会社

所在地：東京都千代田区九段南一丁目6番5号

(4) 運営委託開始年月日（予定）

令和7年8月1日

2 潜在保育士の掘り起こし

(1) 事業目的

「不安解消座談会」や「保育現場の就業体験」を実施し、保育現場に対する不安やネガティブなイメージを解消する。

(2) 事業概要

民間の保育士就職サイトと連携し、大田区を含む近隣に居住している潜在保育士に対して座談会の案内をメール配信する。座談会参加者を就業体験へつなげ、就労への不安解消を図り、採用につなげる。年2回の実施を見込み、1回目は8月開催とし、2回目は1月開催を予定する。

(3) 参加見込数

座談会には最大20名程度を見込み、就業体験は座談会参加者の中から希望者を募る予定。